

多様性を読み解くために



エスニック・マイノリティ研究会編

多様性を読み解くために

エスニック・マイノリティ研究会 編

東京外国語大学海外事情研究所



目次

序章： 多様性について考えることの意義 . . . J A 日下 1

第 I 部

第 1 章 多文化主義と国民国家（ネーション・ステート） . . . 栗林 大 11
第 2 章 ナショナリズムの二分法について . . . 小島 望 25
コラム① 参考文献表作りと資料収集：米領フィリピンに存在した日本人植民者
コミュニティを事例に . . . 北田 依利 37

第 II 部

第 3 章 メキシコのジェロニモ . . . 佐藤 勤治 43
第 4 章 場所の名付けと記念の力：アメリカ合衆国を事例に . . . 北田 依利 55
コラム② 「メスティーソ化」：1932 年メキシコ反中国人移民運動イラスト
. . . 佐藤 勤治 69

第 III 部

第 5 章 移民文学：ハニフ・クレイシの『郊外のブッダ』を事例に
. . . J A 日下 75
第 6 章 フランス革命における連邦主義の語彙史 . . . 水野 延之 87
コラム③ アフリカ文学超入門：口承文学のアダプテーションを考える
. . . J A 日下 102

第Ⅳ部

- 第 7 章 チェコスロヴァキアにおける社会主義期（20 世紀後半）の生活と文化：
住宅団地を事例に …… 森下 嘉之 109
- 第 8 章 歴史認識と多様性：ブダペシュトのドイツ占領による犠牲者の記念碑を
手がかりに …… 辻河 典子 119
- コラム④ スロヴァキアの首都を目指して—ブラチスラヴァとマルティン—
…… 香坂 直樹 129

第Ⅴ部

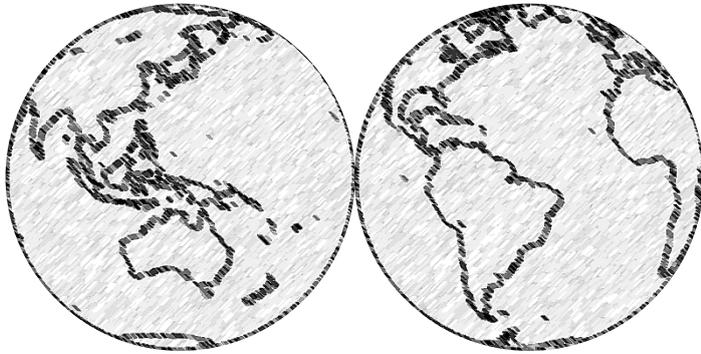
- 第 9 章 民族紛争を見る視点：クロアチア紛争を例に …… 遠藤 嘉広 135
- 第 10 章 言語の数えかた：旧ユーゴスラヴィア諸国におけるセルビア・
クロアチア語の事例から考える …… 中澤 拓哉 147
- 第 11 章 「実質的な平等」に向けた試み：中・東欧における属人的自治構想から考える
…… 重松 尚 161
- コラム⑤ ゆるキャラを通して考える近現代史：レルヒとハプスブルク帝国
…… 辻河 典子 172

第Ⅵ部

- 第 12 章 博物館での少数民族表象：中国・ロシアにおける「東帰」展示を中心に
…… 荒井 幸康 179
- 第 13 章 食文化について：彝族の例とともに考える …… 松岡 格 193
- 第 14 章 教科書をこえて：世界史の中の日本の叙述を手がかりに
…… 上田 貴子 203

ディスカッション・トピック 215

執筆者一覧 219



JA 日下

目次

1. 多様性の時代
2. 日本社会の多様性は今に始まったことではない
3. 本書の構成

1. 多様性の時代

現代は「多様性の時代」といわれている。たとえばインターネットで「多様性」をキーワードにして検索しただけでも、「多様性が求められる社会」や「多様性のある地域の形成」といった、どこかで耳にしたことがある表現が数多く見つかる。世の中がこれだけ多様性に関する表現で溢れていることを考慮すれば、たしかに多様性という言葉が現代社会を理解するためのキーワードの一つであるといってもよいのではないかと思えてくる。

だが、そもそも多様性とはどのような意味を持つ言葉であり、「現代は多様性の時代である」とは、果たして現代はどのような時代だといっているのであろうか？ 小学館の『デジタル大辞泉』によると、多様性とは「いろいろな種類や傾向のものがあること。変化に富むこと」と定義されている。多様性は、その言葉の如く様々な文脈で用いられ、汎用性の高い言葉である。たとえば生物学で「種の多様性」といえば、地球上にさまざまな種類の生物が存在することであり、経済用語で「ダイバーシティ・マネジメント」といえば、

組織内の女性や外国人といったさまざまな人材の活用をめざす試み、つまり人材の多様性（ダイバーシティ）の実現に向けての取り組みを意味する。これらの使い方に共通しているのは、ある集団、社会、あるいは空間に複数の異なるものが存在する様を指していることである。

私達が生きるグローバル化の時代は、社会や地域で暮らす人それぞれが、異なる信条・価値観・文化・身体的特徴などを持つことが尊重される時代となりつつある。「現代は多様性の時代である」という表現を解釈すると、それは前文のように言い換えることができるだろう（傍点を付けた意味は後述）。さらには、世の中を注意深く見渡せば、多様性は、近所で外国出身の人たちを最近よくみかけるようになってきたという話から、国内で少数民族の主張する権利が認められる云々という話に至るまで、じつに大小様々な集団や社会に関わるテーマになっていることに気がつかされる。

そう説明されると、「多様性の時代」はなんだか心地よい響きをする言葉である。一人一人が互いの相違点や価値観を認め合って共に暮らす世界は、たしかにある種の理想といえる。しかしながら、社会の多様性について考えていくと、乗り越えなければならない課題がいくつも見えてくる。まず、多様性の実現はときに困難を伴う。一つ例を挙げると、シク教徒は宗教的慣習から頭にターバンを巻いている。ターバンの嵩が大きいので、オートバイに乗るときにターバンの上からヘルメットを被ることが物理的に困難である。イギリスやインドなどの国では、ターバンはヘルメットの代用になりうるとして、シク教徒はヘルメットの代わりにターバンを巻いてオートバイに乗ることが法律で認められている。この法律には、社会に暮らす一部の集団の宗教文化を尊重しつつ、社会全体の調和を保とうとする姿勢がみてとれる。日本はどうだろうか？そもそもシク教徒が社会で暮らすことが法律で想定されていないように思われる。だが、もしこれが議論されることになったら、日本ではイギリスやインドのような宗教的寛容さが示されるべきか、それともシク教徒もほかの人達と同じように、住んでいる国の既存の交通ルールを遵守するべきか？シク教徒の宗教文化を尊重し、ターバンの着用を例外として認めるべきという意見が出るのが予想される一方で、国が定めた規則には皆が一様に従うべきという意見が出てくることも考えられる。

多様性が生み出す問題は宗教と国家の関係にとどまらない。言語に関する問題もある。たとえばスペイン語には女性名詞と男性名詞、そして名詞の性と一致した形容詞などの格変化もある。しかし、セクシュアルマイノリティのような従来の男女の二分法で括ることができない人々については、スペイン語はどのように対応したらよいのか？文法を変更するべ

きか？それとも、従来の文法規則になんとか当てはめようとするのか？現実的には、一部の人達の間でまずセクシュアルマイノリティに配慮した単語や表現が使われ始め、それがしだいに広がり定着していく傾向がある(英語の例でいえば、近年sheやheに代わり、ジェンダーに中立的なtheyを用いることがある)。しかしそれでも、新しい表現に抵抗を感じる人も少なからず存在するものである¹。

たがいに異なる価値観を持つ人々が一つの社会で生きていくなかで、意見や利害の対立が生まれることも珍しくない。上に挙げた例は、多様性をめぐる数多くの課題のほんの一握りにすぎず、ときに多様性はその社会が分断され、分裂するきっかけになることさえある。たとえば、スペインのカタルーニャ独立運動は2010年代とくに盛んになり、これはおそらくみなさんの記憶にも新しいだろう。あるいは、1960年代、西アフリカの国ナイジェリアでは、国内に存在する複数の集団が自分達の権利やアイデンティティを互いに主張した結果、対立が生まれ、それが分離独立そして内戦に発展した。

一方で、多様性を一切受け入れない社会も問題を孕んでいる。皆が同じ文化を共有し、一つの集団としてまとまっているという「幻想」を国民に抱かせることは、団結力のある強固な国家を作り上げるために歴史的にしばしば取られてきた政策である。と同時に、その幻想の中でいくつもの少数民族やその他マイノリティ集団が虐げられてきたことも私たちは忘れてはならない。事実、近年、多様性という言葉はしばしば「包括性(インクルージョン)」という言葉とセットで用いられるようになってきている。社会の中に様々な要素が存在するというだけでなく、個々の独自性が認められ、尊重されて、はじめてその社会が健全に機能するという考えの浸透がその背景にある。とはいえ、これから本書で見ていくように、各集団同士のバランスを上手くとり、多様性と向き合っていくことは、それが精神的に豊かな社会を築くための礎となる一方で、そこに至る道のりはけっして平坦ではなく、また、それを維持するための努力も必要となる。

2. 日本社会の多様性は今に始まったことではない

日本について、現代社会の多様性という観点から考えてみたい。2019年日本で開催されたラグビーのワールドカップにおける日本代表チームの活躍は、「ワン・チーム」という掛

¹ スペイン語の名詞の性については、井垣昌氏の意見を参考にさせていただいた。この場を借りてお礼申し上げたい。

け声のもと、個々の違いを乗り越えて一つの集団としてまとまる姿を私たちに示した。その姿は、たとえコロナウイルスによる未曾有の危機が現時点での未来予想を困難にしているとしても、今後移民の増加が予想される日本において、一つの社会像を見せてくれたといったらよいだろう。グローバル化が進む中で、直接出会うにしてもオンラインにしても、様々な文化を背景に持つ者同士の交流が増えている。この時代を生きる私たちにとって、多様性と向き合うことはもはや避けられないことになっている。

しかし同時に、「現代は多様性の時代である」という意見は、いくつかの事実を覆い隠してしまう危険性を孕んでいる。第一に、現代の移民流入が強調されるあまり、あたかもこれまで日本には多様性が存在していなかったかのように思い込むことは避けねばならない。そうした思い込みは、日本がずっと以前からアイヌ、琉球の人々、在日外国人などが暮らす国であるという事実を忘却の彼方へと追いやりかねない。移民の増加によって日本の「古きよき伝統や価値観が脅かされる」といったナショナリズム的見解が一部の人々の間で共有されているが、そうした人々の中には、日本がそれまで単一民族国家であったと主張する者もいる。

「現代は多様性の時代である」という意見が孕む第二の危険は、こうした言論が繰り返されることで、私達はそれをすでにある程度達成された事実として受け取ってしまうことである。日本を含めた世界の多くの国や地域で、多様性をめぐる対立や問題が現在進行形で起こっており、それらを解決すべく様々な取り組みがなされている。本章冒頭で多様性の話をはじめたときに、「様々な信条、価値観、文化、身体的特徴などを持つことが尊重される時代になりつつある」と傍点を付けたのには、じつはこうした危険性を回避するための配慮があったと記しておきたい。

3. 本書の構成

本書のタイトルは『多様性を読み解くために』である。つまり、多様性とは何かの概説書ではない。ましてや、多様性との付き合い方を教えるハウツー本でもない。

本書の各章およびコラムで取り上げられている事例は、多様性をめぐる人類の取り組みの例の一部であるが、それらはかならずしも成功例と呼ぶことができるものではないし、成功か失敗かといった区分がそもそも当てはまらない内容も含まれている。むしろ、本書が紹介する事例を知ることで、人類が歴史上いかに多様性に対して知恵を絞ってきたかを理

解し、歴史上の努力や取り組みの数々がときにあらたな問題を生んできたことを理解し、そしてそうした歴史が今なお、私たちの生きる社会にさらなる知恵を要求していることを理解していただきたい。多様性に対する取り組み方もまた多様であると表現することができるだろう。本書が、みなさんが多様性について考えるきっかけとなることを期待したい。

本書の特徴を一言でいえば、それは世界一周旅行である。インターネットや電子ファイルの世界に飛び込んで世界各地の出来事を疑似体験できる。そして現実へと戻ってきた時に、みなさんが自分の国や社会を見つめる眼差しが以前とは異なっているのならば、これほど嬉しいことはない。その変化は些細に思われるようなものでもよい。たとえば、「何ヶ国語話せるの?」といった質問を耳にしたら、「国≠言語」のように両者の関係はかならずしも一対一ではないのに、なぜ日本語では「何ヶ国語」というのだろうか、と疑問に感じるようになることが大切である。こうした問いは、やがて社会に対する私たちの固定観念を打破し、これまでの世界観が変わる大きな一歩となっていく。もちろん、より大きな社会問題——たとえばメディア統制、歴史認識、移民問題など——本書の中でみなさんが訪れる国や地域がかかえる多様性をめぐる諸問題、そしてそれらへの取り組み方から、何か直接的なことを学ぶこともあるだろう。これから本書で出会う事柄はけっして他人事ではないのだ。

本書の第1章と第2章で、みなさんはこれから旅立つ世界旅行のための地図を受け取ることになる。「多文化主義」や「国民国家」、「ナショナリズム」といった、国や地域の多様性を理解するための基礎的かつ重要な概念や用語について分かりやすい説明がある(本文の後にキーワードとして簡単な解説もつけてあるので、併せて参照されたい)。第1章で、栗林大はオーストラリアとカナダを例に、多文化主義とは何かについて近年の研究動向をふまえた解説をする。第2章では、小島望はナショナリズムという一見難解に聞こえる用語の核となる概念を説明しつつ、「シヴィック・ナショナリズム」や「エスニック・ナショナリズム」のようにナショナリズムにもじつはいくつかの種類があることを紹介する。

第3章で私達は日本から太平洋を横断し、アメリカ大陸へと入る。この世界一周旅行は東回りに進路をとる。第3章では、アメリカの西部開拓時代の話に登場するジェロニモという有名なネイティブ・アメリカンの一枚の写真をめぐる、彼の話が紹介される。アメリカ合衆国では先住民が歴史的にどのように描かれてきたのか。同章で佐藤勘治はその意外な事実や背景を教えてくれる。第4章で北田依利は、アメリカ合衆国におけるマイノリティ問題を扱っている。同国に多様な人種や文化が存在していることは周知のとおりであるが、本章はニューヨークのブルックリン地区の通りに、ある黒人男性の名前がつけられたことに焦

点を当てながら、マイノリティの社会的存在が地名に反映された経緯を詳細に描き出す。

続いて大西洋を横断し、第5章で西欧に入る。第5章(拙稿)は近年のEU離脱問題(いわゆるブレクジット[Brexit])で揺れたイギリスについて語る。そもそもEU離脱問題の背景には、EU加盟国からイギリスへの移民問題があったのだが、本章は移民が英文学でどのように描かれているか、移民文学にはどのような特徴がみられるかを紹介する。第6章はフランスを取り上げている。同章で水野延之は、多様性の一つとして国家とその中の州との関係(日本では江戸時代の幕府と各藩の関係がそれに近いといえば想像しやすいだろうか)に着目し、それを歴史的観点から考察する。18世紀末のフランス革命期における連邦制をめぐる当時の議論から、国家のあり方を考察している。

第7章からはヨーロッパの東側へと移る。ありがたいことに、本書はヨーロッパの中央部から東部の地域関連の章が比較的多い。この地域は日本の読者にとってけっして馴染み深いわけではないが、民族をめぐる多様性を語る上で極めて重要な場所である。学校で歴史の授業を受けたことがあるならば、第一次世界大戦終結後のパリ講和会議に関連して「民族自決」という言葉を学んだことだろう。ヨーロッパの中央部から東部の地域は(じつは、さらに東のロシアからシベリアにかけても、なのだが)、第一次世界大戦後に非常に大きな政治的变化を体験した。その変化を語る上で、この「民族自決」という言葉は欠かせない。本書はこの地域にふれるまたとない機会になるであろう。

第7章で、森下嘉之はチェコの都市景観を語る。社会主義期の象徴にもなっている住宅団地に焦点を当て、団地の建設に至った経緯も紹介しつつ、時代と共に、同じ建築様式とその建物の受け止められ方が変化していったことを説明する。同章はいわば価値観の変容をめぐる多様性が主題になっているといえる。第8章で辻河典子は、ハンガリーの首都ブダペシュトに2014年に建てられたドイツ軍占領犠牲者の追悼記念碑をめぐる話を紹介する。ハンガリー人を全体主義の犠牲者として描くことには、そもそもハンガリー人とは誰なのかという問いが隠されている。自分達を犠牲者と表現することには、旧社会主義東欧圏全体に共通する歴史認識が浮かび上がってくる。記念碑や記念日に関する研究は近年ますます重要視される傾向にあるのだが、同章はそうした最新の研究動向にふれる良い機会にもなるであろう。

つづいて第9章で遠藤嘉広は、クロアチアの民族紛争に関する話を聞かせてくれる。クロアチアで1990年代に勃発した紛争がはじめてから「民族」同士の全面对立的な性格を持っていたわけではないと述べ、紛争が民族間の争いとしてラベリングされていった過程を描く。

遠藤が指摘するように、「これは民族同士の争いだ」といった理解は、ときに物事を単純化してしまう危険性があるのだ。第10章で中澤拓哉は、第9章でも扱われた旧ユーゴスラビア諸国の中から、モンテネグロを紹介する。個人的な体験談を交えることで、同国の言語に対する地元民の感情や理解、帰属意識、そして言語の数え方と思想の結びつきを分かりやすく説明する。第11章で重松尚は、一つの国に存在する諸集団を統治する方法について解説する。とくに「属人的自治」と呼ばれる、旧ハプスブルク帝国で生まれたマイノリティ集団の統治と自治権を紹介する。第6章でも取り上げられている連邦国家は「一つの国家を地域ごとに分け、それぞれの地域で民族自治を実施する」方法であるが故に、「地域という原理にもとづいていることから、地域的(あるいは属地的)自治と呼ばれる」。それに対して、本章で紹介される属人的自治は、「地域的自治とは対照的に、居住地に限らず国内にいる特定の属性(具体的には特定の民族)の人に自治を与えるという構想」であった。この属人的自治の実施が試みられた例としてバルト三国の一つ、リトアニアが挙げられている。

第12章でヨーロッパを後にして、アジア地域へと入る。旅もいよいよ大詰めだ。第12章と第13章はアジアの少数民族に関する考察となっており、本書の最終章にあたる第14章では歴史教科書が比較される。第12章で荒井幸康は、1771年の西モンゴル人の大移動を、博物館の展示の考察を中心に解説する。博物館の展示方法や演出は、その展示を企画した人物や組織が、関連する文化や歴史・政治等をどのように理解し、表象したいかを見る者に教えてくれる。荒井は西モンゴル人の大移動に関する展示が、異なる三つの博物館でどのように演出されているかを比較することで、それぞれの地域あるいは国の歴史や民族に関する認識を明らかにする。第13章で松岡格は、食文化に着目した異文化理解を試みる。地域ごとに「どんな動物を食べて、どんな動物を食べないのか」に関する異なる慣習や禁忌(タブー)が存在する。松岡は中華人民共和国の西南地域に暮らす少数民族である彝族(いぞく)の食文化を、文化人類学的観点から考察する。第14章で上田貴子は、アメリカ合衆国・中華人民共和国・台湾・韓国それぞれの中等教育で使用されている、世界史を扱った教科書を比較する。これらの教科書における「世界史としての」日本に関する歴史の記述が具体的な比較対象となる。同章は私たちを無事世界一周旅行から現実世界へと帰還させてくれるだけでなく、日本を客観的に見るための視座も与えてくれる。

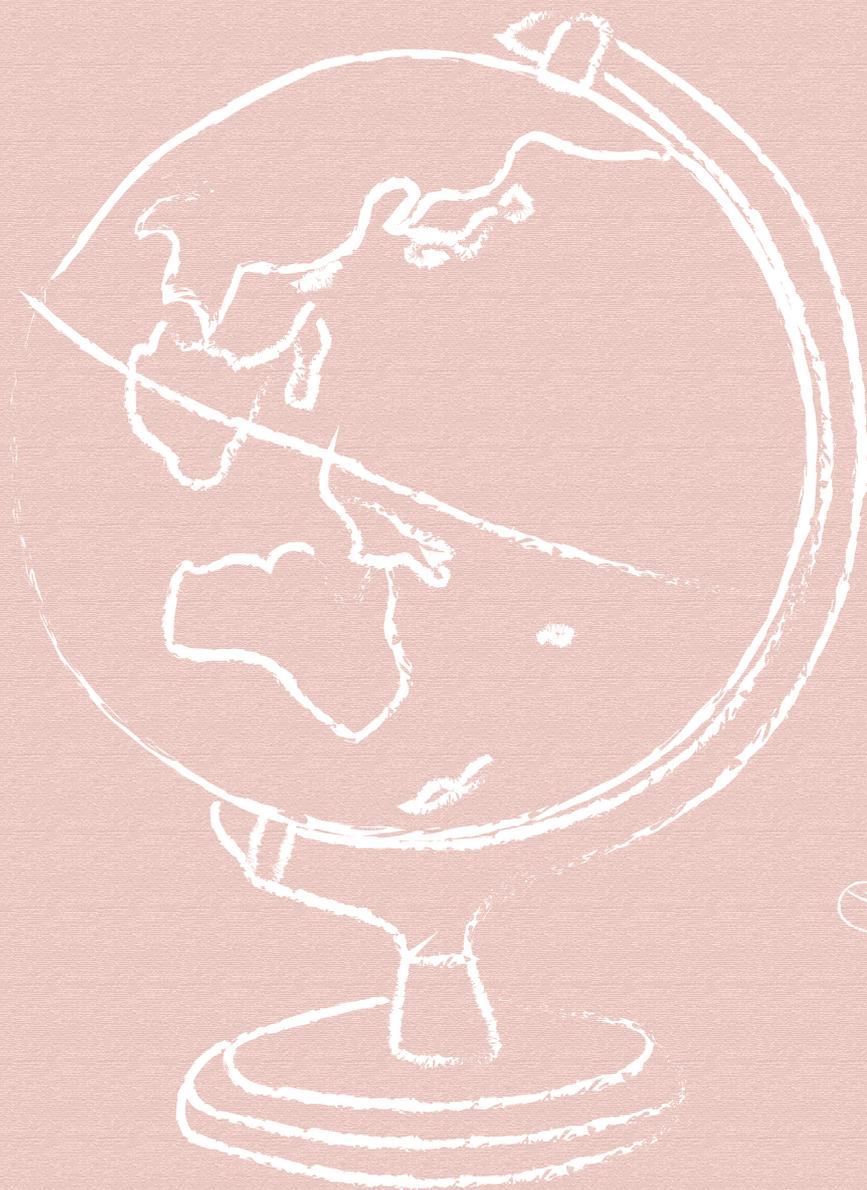
すでにお気づきの方もいるだろうが、この世界一周旅行は歴史探訪の旅でもある。ここでの歴史探訪とは、多様性に関する過去の取り組みについて学ぶということと、現在起こっている多様性に関する取り組みを理解するためには過去とのつながりを知る必要があるこ

との二つを意味する。また、この世界一周旅行は歴史学・文化人類学・文学・地域研究など、複数の学問分野にふれるアカデミックな旅でもあると付け加えておきたい。

全十四章に加えて、五つのコラムも用意した。コラムは章に比べて長さも短く、比較的気楽に読める(しかし、章と同じくらいためになる)内容である。また、メキシコ・フィリピン・アフリカ諸地域・スロヴァキアといった、章ではカバーできなかった場所も扱っている。その意味で、「本書＝世界一周旅行」という比喻をここにも当てはめるのならば、コラムはいわば滞在地での日帰りのエクスカージョンと考えていただきたい。

皆様長らくお待たせしました。どうぞ楽しいご旅行を。

第一部



第1章 多文化主義と国民国家（ネーション・ステート）

栗林 大

第2章 ナショナリズムの二分法について

小島 望

コラム① 参考文献表作りと資料収集：

米領フィリピンに存在した日本人植民者コミュニティを事例に

北田 依利



目次

1. はじめに
2. 多文化主義の理念:「承認の政治」をめぐって
3. 多文化主義政策の展開:カナダとオーストラリアの事例から
 - 3.1 カナダにおける多文化主義政策の導入
 - 3.2 オーストラリアにおける多文化主義政策の導入
4. むすびにかえて:多文化主義と統合の論理

1. はじめに

世界中からトップ・アスリートが集い、4年に一度開催されるオリンピック・パラリンピック大会(以下、オリンピック)は、多くの人に親しまれている国際的なスポーツ・イベントと言って差し支えないのではないかと思う。その開会式を見たことがあるだろうか。世界各国の選手団が行進し、厳かに聖火台に火が灯され、開催期間中の平和を願う華やかなセレモニー——その開会式的一幕に、開催都市を紹介するプログラムがある。時として開催国の歴史をひもとき、開催都市の魅力を発信する歌や踊りの豪華なアトラクションが展開される。初めに、オリンピック開会式を手がかりに「多文化主義」について考えてみたい。

ちょうど20年前、2000年9月に開催されたシドニー・オリンピックでは奇しくも「民族

の融和」を巡る二つの物語が開会式を彩ることになった。一つは、朝鮮戦争以来の分断の歴史を乗り越えて「平和の祭典」オリンピックの場で実現した大韓民国と朝鮮民主主義人民共和国との南北選手団の合同行進である。もう一つは、開会式の文化アトラクション全体を貫くテーマとして設定された、オーストラリア白人社会と先住民アボリジナルとの「和解 (reconciliation)」である(舛本 2019, p.168)。

前者は、同年6月の金大中大統領(韓国)と金正日総書記(北朝鮮)との南北首脳会談の実現を受けて、東西冷戦下で形成された分断国家の「和解」と「統一」への機運が色濃く反映されたものだった。一方後者には、植民国家であるオーストラリアが抱えてきた、白人社会と先住民社会との内なる分断の超克と、移民も含めた多様な人々の融和を基礎とする「多文化社会」の実現を広く世界に訴える意図が込められていた。1970年代に「白豪主義」と訣別し、多文化主義政策を採用してきたオーストラリアにとっては、1956年に同国で開催されたメルボルン・オリンピックの頃とは異なる新たな社会像を発信する必要があったことは間違いない。特筆すべきは、どちらもいわば大会公認のオーソライズされた「政治的メッセージ」として発信されたという点である。

従来オリンピックは政治的中立を旨としてきた。20世紀最後のオリンピックとなったシドニー大会において、旧来の国民国家(ネーション・ステート)の在り方に対して問題を提起する場面が、半ば公式的に演出されたことをどのように捉えればよいだろう。冷戦下においては、国家の意思によって選手団の派遣を取り止める大会ボイコットが繰り返されてきた。そうしたオリンピックへの「政治による介入」に対して、これらの出来事をオリンピックの側からの「政治への介入」(スポーツを通じて「政治」に働きかける動き)と捉える考え方もある(阿部 2008, p.176)。あるいは、ちょうど21世紀が視野に入るこの時期、国民国家を構成してきた国家(ステート)と国民(ネーション)の間のずれや揺らぎ、その単一性と複数性にまつわる問いかけが、「平和の祭典」において語られる普遍的な課題として表れたと考えることもできるかもしれない。

朝鮮半島の南北選手団合同行進は、単一のものとして同じ国家の下にあるべきとされてきた民族/国民(ネーション)という理念を掲げて、一つの民族が別々の体制に隔てられている現実に対して抗議の意思を示すものだと言える。またオーストラリア白人社会と先住民アボリジナルとの「和解」は、一つの国家が複数の民族・文化の複数性を尊重しつつ統合できる可能性とその方法について何らかのヒントを与えるもののように思われる。

本章では、特にオーストラリアの事例に着目しながら多文化主義と国民国家、とりわけネ

ーションとの複雑な関係についてとりあげたい。ネーションは、ナショナリズムとともに文化的に「一つであること」を象徴し、多文化主義は「多様であること」を表現するもののように考えられているが、両者はただ対峙するに止まらない複合的な関係にある。また両者の関わりを読み解くことは、「多様性」を所与の現実とする社会において必然的に向き合うことになる、統治を巡るマジョリティ(多数派)とマイノリティ(少数派)の関係性について大きな示唆を与えてくれることになるはずだ。

2. 多文化主義の理念：「承認の政治」をめぐる

ところで、多文化主義とはどのような考え方を指すのだろうか。また、多文化主義を掲げる国ではどのような政治・社会を理想としていて、その現実とはどのようなものなのだろうか。例えば、以下のような社会像を想像してみよう。

- ・さまざまな国からやってきた人たちがそれぞれの文化を保持しながら共存する社会
- ・異なる言語・文化・習慣をもつ人々がお互いを尊重し合いながら共に暮らす社会
- ・政治の場での政策決定過程に多様な文化的背景をもつ人々の意思が反映される社会

これらは、多文化主義が想定する社会のいくつかの断面図と言えるだろう。こうした社会イメージがどのような条件の下に成り立つのか考えてみたい。

自由主義の社会における多文化主義を提唱したチャールズ・テイラーは、「承認をめぐる政治」というキー・フレーズで多文化主義のひとつの根底的な思想を説明している。近代的な民主主義社会は、社会を構成する個人ひとりひとりに「人間の固有の尊厳」があることに基礎を置いている。その土台は、身分によらず、地位によらず、財産によらず等しく尊重される存在として個人があるという近代的個人概念である。社会の中で個人として認められ、等しく尊重されることをめざす考え方をテイラーは「平等な承認をめぐる政治」と呼ぶ(テイラー 1994=1996, p.51)。

一方、個人が、他者とは異なることを前提として社会と向き合う時、自分を自分たらしめているもの(アイデンティティ)が適切に尊重されるかどうかということは「人間の固有の尊厳」に関わる大きな問題となる。年齢や性別、出身地、職業、国籍、言語、文化、嗜好など、「私」を「現在の私」として表すことのできるさまざまな属性を思い描く時、周囲の人と違うこ

と、社会の価値観とは合致しないことは大なり小なりあるはずだ。もし、自分が自分であるために欠かせない事柄について社会からの「平等な承認」を得ようとするなら、そこには「平等な尊厳をめぐる政治」が出現することになる(テイラー 1994=1996, p.54)。

例えば「私」(読み手としての「あなた」でもよい)の居住する社会において、「私」が日常的に使用している言語が公用語になっていない場合を想定してみよう。学校教育で用いられる言語、街中の道路標識や案内表示、音声案内、テレビやラジオなど放送から流れてくる言葉など、日常生活のあらゆる局面で使用される公用語に接しながら、「私」はそれとは別の言語でものを読み、書き、考えるという状況に置かれる。言い換えれば、最も慣れ親しんでいる言葉で読むものや、誰かとなにかを語る対話的な機会がとても少ない状況に置かれることになる。たった一つの「公用語」のみが用いられる政治・社会では、それ以外の言語の話者は、言語体験だけでなくそれを通じて育まれる人格や表現に至るまで「公用語」話者とは全く異なる社会環境に向き合わねばならない。もちろんのこと「公用語」を含む複数の言語の下で暮らすという経験の意義を否定するわけではない。ここではやや単純化したかたちで「公用語」とそうでない言語について社会的な位置づけの落差の大きさを考えてみたいと思う。

現代社会において、完全な意味での「公用語」——国家が支援し、教育し、規定する言語と文化が政治・経済どちらの領域においても使われる言語として——が定められていることは、その言語や文化を自分たちのものとする人々にとって非常に有利に働くことは明らかである。他の言語を用いる人々は明らかに不利な立場に置かれる。公用語以外の言語を用いる人々は、自分たちの言葉を第二言語として用いるか、公用語話者と対等の立場に立つために同化することを強いられる(Taylor 1997, p.34)。

テイラーの語る「承認をめぐる政治」は、個人や集団に付随するアイデンティティの承認の問題が、平等の原則を入口にして「尊厳をめぐる政治」の中で提起されることを指している。しかし、それはすぐさま大きな難問に突き当たるだろう。個人や集団の抱えるアイデンティティをめぐる提起される承認の問題は、「私」たちの暮らす社会に対して「普遍的には分ち持たれていないものについて、これを認め地位を与えることを要求するから」(テイラー 1994=1996, p.55)である。

前述の「公用語」の事例で考えてみよう。社会の大半を占める公用語の話者にとって、少

数の人々が使っている言語は日常的に馴染みのないものかもしれない。「承認」をめぐる要求があってはじめて、社会のもつ言語多様性や「公用語」のもつ問題に気づく人たちもいるだろう。「私」の居住する社会が、少数言語に、例えば「公用語」「準公用語」「表示言語」としての地位を与えるかどうか——それはその社会での少数言語話者の規模や地域性、自治権の在り方などと深く関わっている。

ところで、ある特定の少数言語に対してそうした地位を「与えるかどうか」「どのくらい与えるのか」といった問題を、いったい「誰が」「どのようなかたちで」決めるのだろうか。具体的な政策として問題が立てられる過程で、必然的に公用語話者と少数言語話者とは数の上でも政治権力の上でもアンバランスな、非対称の関係にあることがわかってくる。つまり「承認をめぐる政治」は、自動的にマジョリティ(多数派。ここでは、公用語話者)とマイノリティ(少数派。ここでは、少数言語話者)との政治的関係の問題になる。そして、往々にしてマジョリティがマイノリティに対してその許容度を決定する(「適度な承認を与える」)構図が現出する。ここに、マジョリティとマイノリティの間の尊厳をめぐる多文化的平等の問題と、マジョリティに優位を与えがちな、民主主義の意思決定プロセスとの間の抜き差しならない難問が横たわっている。

テイラーは、多文化主義の思想が近代的な自由主義の内側から生まれた難問(アポリア)であることを示し、形式的な平等にも特定の民族的価値への傾斜にも陥らない中間の道を提唱する。それは「多文化」をもって構成される社会を前提にして、自由主義の発展的な再構築の中に「承認の政治」を織り込む道筋を探ろうとするものだと言える。

3. 多文化主義政策の展開：カナダとオーストラリアの事例から

テイラーの議論に沿って考えてゆくと、多文化主義とは「現代の民主主義社会において文化的な多様性をどのように『尊厳をもって承認』するのか」という命題として捉えることができる。そこでは近代的な個人を基礎づける平等の理念が、差異とアイデンティティをめぐる自由主義と民主主義の内部に鋭い対立を生んだ様子が見てとれるだろう。その主な論点は、以下の三つに要約することができる。

- ① [主体の問題] 差異やアイデンティティといった個別的なものを「承認する」のは、いったい誰なのか。民主主義という仕組みを前提にして、マジョリティの意思のみによらず意

思決定を行う方法はどのようにして可能となるのか。

- ② [規模の問題]「承認する」とした場合、どの程度の規模をもつマイノリティに、その言語や文化に対する社会的な承認が付与されるべきなのだろうか。すべてに対応することが不可能だとすれば主なものを選別する基準はなにか。
- ③ [寛容の問題]あるマイノリティの文化や価値観がマジョリティのもつそれと大きく隔たったものである場合、それを社会的に「承認する」ことはどのようにして可能か、あるいはいかなる理由で不可能となるのか。

現代民主主義にとって先鋭的な問いを投げかける一方で、多文化主義は20世紀以降の社会の〈多文化〉化とも言うべきトレンドへの対応策として地域の実情に応じて編成されてきた実践的な政策パッケージという側面がある。多文化主義研究の大家であるウィル・キムリッカによれば、多文化主義とは「非支配的なエスノ文化的集団——それが『新しい』マイノリティ(移民や難民など)であれ、『古い』マイノリティ(昔から定住している少数民族や先住民族など)であれ——に対して何らかの公的承認・支援・包摂の提供を目的とした広範な政策を指す包括的用語」(キムリッカ 2007=2018, p.16)である。つまり、多文化主義の定義やそれが導入される契機、対象となる政策領域、そしてマジョリティとマイノリティの関係の結び方は、多文化主義政策を公式／非公式に取り入れ実践している社会(国や地域)によって大きく異なっている。以下、そのバリエーションの一端を見てみよう。1970年代にカナダ、そしてオーストラリアで相次いで多文化主義政策が公式に採用されている。しかし、その両国で多文化主義が前景化した経緯はまったく異なる文脈に基づくものだった。

3.1. カナダにおける多文化主義政策の導入

カナダでの多文化主義の導入は、建国以来独自の文化を育んできたケベック州の分離・独立要求を背景としている。カナダは19世紀の北米大陸でのイギリス領植民地のうちイギリス系住民が集住する地域とフランス系住民が集住する地域とを含み、州ごとの自治権を擁する連邦制をとることで独立を果たした。ケベック州は、17世紀初頭フランスによる植民地「ヌーヴェル・フランス」の創設にルーツをもち、フランス系カナダ人の集住地域としての長い歴史を擁する。こうしたことからカナダはマジョリティとしてのイギリス系とマイノリティ

としてのフランス系の二つの国民による国家統合を建国の物語として継承してきたのである。

1969年には、第二次世界大戦後高まりつつあったケベック・ナショナリズムに対応するかたちで公用語法が制定され、連邦レベルで英語とフランス語の両方を公用語とする二言語二文化主義が確立される。これに対してウクライナ系、ドイツ系など他のルーツをもつ移民社会から大きな反発の声が挙がる。1982年憲法における「多文化的伝統」条項の創設、そして1988年のカナダ多文化主義法の制定へと至る道のりにおいて、複数文化の存在を公式に承認する多文化主義が導入されることになった(溝上 2003, pp.72-76)。ここに、最有力のマイノリティであったフランス系とマジョリティであるイギリス系との政治的関係が、それ以外の言語的マイノリティの要求を呼び起こすことで「平等に承認」されるべき文化の範囲をめぐって大きな変容を経てゆく様子がみてとれる。

ただ、ケベック州とカナダ連邦政府との間では、ケベック人(ケベコワ)というエスニック・マイノリティの憲法上の位置づけをめぐって、1980年代以降も緊迫した関係が持続する。同州内ではケベックの言語と文化に特別な地位を与えることで自集団のエスニック文化を保護したいケベック州政府と、二言語・多文化体制を各州に等しく敷くことを国家的な合意としたい連邦政府とのせめぎあいは複数の憲法案となって示されるものの、カナダの人々はその合意形成がいかに困難であるかを経験することとなる。

そして、1982年憲法において「多文化的伝統」とともに成文化されたのが「先住民の権利」であった。これによってそれまで主に土地問題として表出していた先住民とマジョリティ社会との係争が整理される契機となり、固有の権利として「先住民自治」が認められた。やがて1990年代には連邦政府によって「ファースト・ネーション (First Nations)」とも呼ばれる先住民とマジョリティである非先住民との対等なパートナーシップが謳われるようになる。また先住民文化は「新しい『カナダの国民文化』」として位置づけられ、カナダの多文化主義政策の一角を彩ることになるのである(溝上 2003, p.107)。これら文化政策としては、ほぼ一貫して連邦政府によるイニシアティブが濃厚であり、そこに文化を上から保護し変形を加えながら包摂する国家的パターンリズムを見る向きもある。

さて、カナダの多文化主義導入の経緯をひもとくと、そこには「多」を標榜する全体社会〈カナダ〉と、その中で「一」であることを最大限尊重してほしいと考える部分社会〈ケベック〉との鋭い対峙が克明に表れている。「多」であることを標榜する全体社会は、多文化主義を等しく共通了解とすることでカナダという国の像を「多文化主義」に固定化しようとする

るようにも見える。また、「一」であることの承認を求める部分社会は、決して等しくはないそれぞれの文化の固有性を保持しようとするほど、今度は域内の(例えば、ケベック州内の)別のマイノリティとの関係性に対してどのような姿勢で臨むか問われることになるだろう。こうした問題は、多文化主義の理念を現実政治に即して考える上で多くの示唆を与えてくれる。

3.2. オーストラリアにおける多文化主義政策の導入

本章の冒頭でふれたオーストラリアでは、1970年代半ばまでにウィットラム政権の下、移民法およびオーストラリア市民権法の改正(1973)、人種差別禁止法の制定(1975)といった法整備が行われ、多文化主義政策を採用する方向性が確立された。その背景にあったのは増加する移民とその構成の多様化である。

第二次世界大戦後のオーストラリアでは、経済成長のための労働力調達と戦災で荒廃したヨーロッパからの難民救済を目的として大規模な移民の導入が計画された。大量移民計画は、1970年代前半のオイルショックを経て低成長時代に入るまで本格的に推進され、1980年代半ばまでに世界各地から400万を超える人々が同国に渡ったと言われる(関根 1989, p.240)。しかし、多文化主義導入以前のオーストラリアでは、移民はその出自によって大きく扱いが異なる差別的な状況が長く続いていた。

旧植民地時代のオーストラリアでは、19世紀後半にホスト社会である白人と中国系移民との間での文化的摩擦・経済的軋轢が急速に高まったことを背景に、アジア系移民を対象とした移民規制が敷かれてゆく。1901年のオーストラリア連邦の成立(建国)直後には、移住制限法(1901)と帰化法(1903)が成立し、事実上ヨーロッパ以外からの移民の流入に対して高いハードルが課せられることになった(関根 1989, pp.190-193)。

もともと英連邦の一角を成すオーストラリアには、英国やその植民地からのアングロサクソン系の移民を好んで受け入れる素地があり、そのほかの地域からの移民への差別意識が根強い傾向にあった。この時制定された帰化法には、中国、日本、インドを含むアジア人や南太平洋諸島など非ヨーロッパ系の人々はオーストラリアに帰化できないことが明記され、差別的な待遇をもってアジア系移民そのものを歓迎しない姿勢を示していた。当時のオーストラリアでは、マジョリティの地位を占めるアングロサクソン系の白人社会とそれに同化できる者のみを国民として扱う「白豪主義」が強く支持されていたためである。19世紀末

以降、隆盛を誇ったソーシャル・ダーウィニズムに基づく人種理論を後ろ盾に、白豪主義として結晶化した人種差別意識はオーストラリア社会に浸透し、マジョリティ(白人)と、移民や先住民を含むさまざまなエスニック・マイノリティとの関係をその後長く規定することになる(関根 1989, p.228)。

しかし、多文化主義への転機は、少しずつ着実に進む社会環境の変化への対応の帰結として訪れる。第二次世界大戦後、前述の大量移民計画において導入された移民の出身国は次第に多様化し、時代を経るにつれて非英語圏からの移民が増加していった。ヨーロッパからの戦災難民に東欧地域出身者が多数含まれていたこと、次いでイタリア、ギリシャなど南欧各国から移民協定に基づく移民が増加したこと——それらは結果として、白人であるからといってオーストラリアの社会・文化に容易に同化できるわけではない多くの移民を迎え入れるプロセスとして機能した。

さらに、移民の増加によって人口増加率を下支えし、戦後の工業化を推し進めることになった戦後のオーストラリアにとって移民供給地の持続的な確保は至上命題となった。1970年前後、ヨーロッパからの移民減少に伴ってトルコやレバノンからの中東系移民・難民の受入が増加する。また英国が移民受入の制限に乗り出したことにより増加してゆくインド・パキスタン系移民を含め、その他アジア系の移民流入が本格化した。移民送出国との間で滞在や雇用の条件をめぐって交渉が行われるにしたがって、白豪主義の掲げる人種差別的な社会観や、アングロサクソン系を中核とする白人層のエスノセントリズム(自民族中心主義)は、次第に多様化する移民社会という現実と合致しなくなっていった。

そこで、1950年代から60年代にかけてオーストラリア政府は白豪主義政策を部分的に修正する対応をとった。1956年にはアジア人の市民権取得が可能となる。また、1966年にはその取得要件であった在住期間の規定が15年から5年に短縮され、ヨーロッパ系移民と同一に揃えられた。1958年には建国以来の移住制限法を廃止するかたちで移民法が制定され、移民政策の新たな出発点となった(浅川 2016, p.7)。国家として多文化主義政策を公式に採用した前述のウィットラム政権による制度改革は、このような漸進的な修正の延長線上にあり、最終的に白豪主義と訣別することを内外に示すものとなったのである。

こうしてオーストラリアでは、経済合理性に基づいて移民規制を緩和する道のを辿る中で、多文化主義の在り方に二つの特色を与えることになった。一つは、マジョリティであるアングロサクソン系の白人社会を優位に置き、多様な移民社会を客体とする統合的な多文化主義となったことである。白人社会を中心に一定のヒエラルキーを内在させた多文化

主義は、長らく国家理念としてきた白豪主義の残滓も相まって、マジョリティたる白人社会が主流的な文化を形づくることそれ自体を根本的に問い直すものとはならなかった。もう一つは、時代に応じて選択的に移民を受け入れてきたことで、オーストラリア社会に貢献する移民のみを許容する移民受入政策が伝統的に正当化されていることである。特に、1990年代以降ネオ・リベリズムを基調とするハワード政権の下で、多文化主義政策の福祉的側面が見直される一方で、労働資源としての移民社会の意味合いが前景化してゆく。オーストラリア多文化主義は、文化的な多様性が社会の利益として還元される「生産的多様性(productive diversity)」を公然と語るようになる(塩原 2005, p.128)など、ネオ・リベラル多文化主義とも呼ばれる新たな政策枠組みへ移行してゆく。

ところで、そうした多文化主義の射程に含まれてこなかったのが、先住民アボリジナルの人々であった。オーストラリアにおいて入植者としての白人社会は、先住民アボリジナルに対して非常に苛酷な支配を行った。入植時の土地の収奪に際しては、北米のように契約に基づくことなく接収が行われ、先住民社会は、白豪主義の確立以降それと表裏を成す徹底した同化主義の下に置かれた。その中には生後間もない乳幼児を収容し、白人社会に送り込んで「白人家庭の子として」育てる強制的な里子政策も含まれており、後年「盗まれた子どもたち(Stolen Children)」として明るみに出ることになる。救貧的な福祉政策を装った民族浄化とも言える「白人化」に対して、いまなお償いを求める声は後を絶たない。1967年、白豪主義の修正に沿うかたちでアボリジナルの人々に市民権が付与され、1970年代以降土地の回復運動を中心に先住民アボリジナルの権利要求運動が高まりを見せる。しかし、それらの運動が多文化主義と結びつけられることは1980年以前には極めてまれであったという(塩原 2010, p.35)。オーストラリアにおけるアボリジナルの歴史を真正面から問い直せば、自ずと迫害と収奪という支配者としての過去に向き合わざるをえず、オーストラリア白人社会の存立、ひいてはオーストラリア国家の建国の物語の正当性に関わるためである。

2000年のシドニー・オリンピックでの開会式プログラムは、まさにこの点にかかる根深い問題を孕んでいたと言える。マジョリティとしての白人社会は歴史の清算の意図を込めて「和解」を演出することで、先住民アボリジナルの存在をも多文化主義オーストラリアのもつ彩りの一つとして包摂しようとした。一方、先住民社会は、華やかなアトラクションのモチーフとして祭り上げられるのではなく、政府による公式の謝罪と和解協定の締結を求めており、いまなお解決の糸口は見つかっていない。

4. むすびにかえて：多文化主義と統合の論理

多文化主義を掲げるオーストラリアにとって、アボリジニーとの和解は必要不可欠な政治課題である。21世紀に向けて「多文化主義国家」へ転身していくうえで、過去の先住民族に対する暴力の歴史はなんとしても解決されねばならない。開会式の演出においてアボリジニーを中心に据えたことは、そうした意図の表れである。7つのパートに分けてオーストラリアの「歴史」を物語るアトラクションは、従来の「白豪主義」の反省のうえに「文化・民族の多様性」を目指そうとするオーストラリアの今の姿を象徴していた。自己(白人)とは異なる他者(先住民族)を排除・抑圧するのではなく、互いの違いを認め合い尊重しあえる「多文化主義国家」へ。そうした「健全なネーション」への自己宣誓が、開会式を通じてなされたのである(阿部 2000)。

2000年当時、シドニー・オリンピックの開会式に際して新聞紙上に寄せられた社会学者・阿部潔の論考は、「健全なネーション」というフレーズで開催国オーストラリアの狙いを端的に表現している。「多様であること」を掲げる多文化主義が内外に喧伝される国家目標となる時、多文化主義はネーション(国民)を補強する論理として機能する。国家の理念型(あるべき姿)に言及することで「多」から成るもののための政策体系が「一つ」の共同性を前提とした国民国家の論理に回収されてゆく回路がここにある。ただし、括弧書きの「健全なネーション」は、ややつかみどころのない、入念に検証すべきものとして論じられている。

前節では、カナダとオーストラリア、二つの国民国家における多文化主義の導入の経緯を概略的に辿ってきた。両国は、ともに英連邦の一員として入植者の建設した国民国家であり、多くの移民を迎え、先住民との間に紛争と融和の歴史をもち、奇しくもほぼ同時期に多文化主義政策を導入した。しかしながら、マジョリティとマイノリティの関係の結びつき方によって、両国の多文化主義は姿を大きく異にする。とりわけ、オーストラリアでは、多文化主義への転換を図る際に「白豪主義」時代に培われた支配的なマジョリティの在り方が「多文化」を構成するマイノリティの位置づけ方を規定していることがみてとれる。

また、二つの多文化主義に共通する問題として、第2節で扱った「承認をめぐる政治」の直面する難問をもう一度思い出してみよう。すなわち、マイノリティの尊厳に関わる権利を「誰が」「どのように」承認するのかという問題である。多文化主義を国家の理念として思い描くとき、暗黙のうちにマジョリティの文化や価値観を尊重し、それらをいちど安全地帯に

置いた上で多様なマイノリティの存在に「承認」を与えていないだろうかということだ。それは文化的多様性を、マジョリティの許容できる限りで「承認」する静的な統合の論理となるだろう。そして、統合の論理として機能する限り多文化主義はナショナリズムとの親和性をもつ。言うなれば、多文化主義共通の問題の一つは「健全なネーション」との関わり方にある。

その意味で、多文化主義はその時々々の国民国家の在り方を映し出す鏡ともなりうる。多文化主義の枠組みに収まりきらない、多文化的な〈現実〉は、グローバルな移動や混在の中で無数に生成される。特に既存の社会関係を前提とする静的な統合の論理の中では、多文化主義もまたマジョリティとマイノリティとの関係を固定的にコントロールする枠組みとして機能しかねない。マジョリティが容認するか否かに関わらず、同じ社会に共に暮らしているという現実に基づいて、他者同士が「承認」を相互的なものとして捉え直すことのできる新たな枠組みについて——多文化主義自体の変容、再定義の可能性について考えてゆくべきではないだろうか。グローバリゼーションの時代の新たな理念として、異なる立場に立つことを前提とした対話から、自己と他者お互いの変容を予期する「対話と協働の論理」としての多文化主義を模索すべきであるとする議論は、私たちの社会を身の回りから見つめ直す多くの可能性を宿している(塩原 2014, pp.258-259)。

最後に、もう一度「健全なネーション」をめぐる論考の続きを引いて本章を閉じたい。本稿が、今後開催されるだろういくつかのオリンピックの開会式を見つめる際の新たな視点を読者に提供できていたらとてもうれしい。

もうすこし穿って考えれば「どうして一つの国家なのか」との素朴な疑問も湧いてこよう。例えば、スペインのバスク地方やカナダのケベック州では、一つの国家のなかの異なる民族が「もう一つの国家」を造ろうとする運動が盛り上がっている。だとすれば、実は「健全なネーション」の選択肢は、開会式で示された以外にいくつもあるのではないだろうか。見事に金メダルを獲得し、歓声の中を豪州旗とアボリジニー旗の二つを手にウイニングランをしたフリーマン¹の姿は、そうした可能性を訴えかけているように見えた(阿部 2000)。

¹ キャシー・フリーマン(Cathy Freeman)。オーストラリアを代表するアボリジナルの陸上選手。シドニー・オリンピックでは、開会式の最終成果ランナーを務める傍ら、競技で活躍。女子400mで優勝を果たし、オーストラリア国旗とアボリジナル旗を掲げてウイニングランを行った。同大会での多文化主義オーストラリアの象徴的存在。

参考文献

- 浅川晃弘(2016).『オーストラリア移民法解説』、日本評論社.
- 阿部潔(2000).「『健全なネーションとは』 シドニー五輪」、2000年9月29日付、『朝日新聞』、大阪版・夕刊、8面.
- 阿部潔(2008).『スポーツの魅惑とメディアの誘惑』、世界思想社.
- 藤川孝雄編(2004).『オーストラリアの歴史：多文化社会の歴史の可能性を探る』、有斐閣.
- ウィル・キムリッカ(2018)、稲田恭明・施光恒訳.『多文化主義のゆくえ：国際化をめぐる苦闘』、法政大学出版局(Kymlicka, Will (2007). *Multicultural Odysseys: Navigating the New International Politics of Diversity*. Oxford University Press.).
- 舛本直文(2019).『オリンピックは平和の祭典』、大修館書店.
- 溝上智恵子(2003).『ミュージアムの政治学：カナダの多文化主義と国民文化』、東京大学出版会.
- 関根政美(1989).『マルチカルチュラル・オーストラリア』、成文堂.
- 塩原良和(2005).『ネオ・リベラリズムの時代の多文化主義：オーストラリアン・マルチカルチュラルリズムの変容』、三元社.
- 塩原良和(2010).『変革する多文化主義へ：オーストラリアからの展望』、法政大学出版局.
- 塩原良和(2014).「マルチカルチュラルリズム(多文化主義)：他者との対話と協働の論理へ」、大澤真幸・塩原良和・橋本努・和田伸一郎、『ワードマップ—ナショナリズムとグローバリズム：越境と愛国のパラドックス』、新曜社.
- Taylor, Charles (1997), “Nationalism and Modernity”, Robert McKim & Jeff McMahan (eds.) *The Morality of Nationalism*, Oxford University Press, pp.31-55.
- チャールズ・テイラー(1996).「承認をめぐる政治」エイミー・ガットマン編、佐々木毅・辻康夫・向山恭一訳『マルチカルチュラルリズム』、岩波書店、pp.37-110 (Taylor, Charles (1994). “The Politics of Recognition”, Amy Gutman (ed.) *Multiculturalism: Examining the Politics of Recognition*. Princeton University Press. p.25-74.) .

キーワード

・国民国家(ネーション・ステート):統治する主体としての国民をもつ領域国家であり、近代以降に主流化した国家形態。nation-stateの訳語。

・多文化主義(マルチカルチュラリズム):国家の内部に複数の文化集団の存在を認め、単一の国民文化にとどまらない多元的な文化政策を敷くこと、またその政策体系。

・エスニック・マイノリティ:エスニック・グループ——集合的アイデンティティに関する文化的表象(言語、習俗、出自、歴史など)を共有する民族集団としてマイノリティの地位にあるもの。エスニシティに基づく集団の中でも、ある特定の領域内(国家、地域など)で少数派に位置づけられるものを指す。

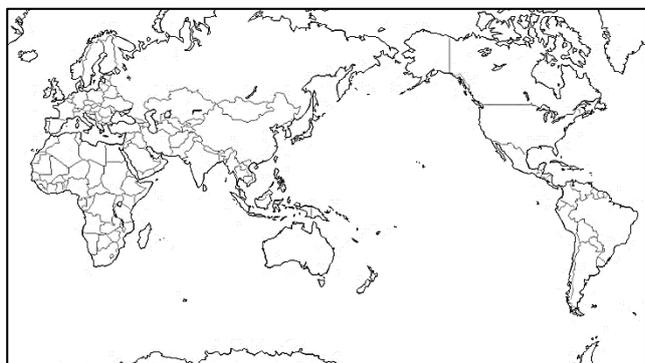
もっと知りたい人のためのブックリスト

- ・ガッサン・ハージ(2003).『ホワイトネーション:ネオ・ナショナリズム批判』、平凡社.
- ・庵功雄(2016).『やさしい日本語:多文化共生社会へ』(岩波新書・新赤版 1617)、岩波書店.
- ・ウィル・キムリッカ(2012)、岡崎晴輝・施光恒・竹島博之監訳.『土着語の政治:ナショナリズム・多文化主義・シティズンシップ』、法政大学出版局.
- ・宮島喬(2014).『多文化であることとは:新しい市民社会の条件』、岩波書店.
- ・温又柔(2019).『「国語」から旅立って』(よりみちパン!セ)、新曜社.
- ・大澤真幸・塩原良和・橋本努・和田伸一郎(2014).『ワードマップ—ナショナリズムとグローバリズム:越境と愛国のパラドックス』、新曜社.
- ・塩原良和(2012).『共に生きる:多民族、多文化社会における対話』(現代社会学ライブラリー 3)、弘文堂.

第2章

ナショナリズムの二分法について

小島 望



目次

1. はじめに
2. ネーションという共同体についての二つの捉え方
3. 二分法は妥当か？
4. ナショナリズムの二分法と日本

1. はじめに

2019年、第九回ラグビー・ワールドカップが開催された。日本初となった同大会は、とりわけONE TEAMという言葉とともに話題となった。これは、日本国籍以外の外国人選手も一緒に日の丸の下に戦いに挑む、というイメージを伝えるものだ。この流行語を切り口に、日本社会の多様化を論評するメディアもあった。2019年12月15日付の朝日新聞の記事が、その例だ(朝日、2019)。少子高齢化という状況を前にする日本で、ラグビー日本代表と同じように「海外から来た人たちが社会の活力になってくれれば展望が開ける」(朝日、2019)のではないかという提案と、次の文章が注目に値する。

でも出自の異なる人たちと「ワン・チーム」の社会を作るのは、スポーツよりもむずかし

そう。国民になってもらわないと進められないことが多いからだ。「人手不足」と呼ばれる問題の本質も「国民不足」。経済活動の現場で働き手が足りないだけではない。自衛隊員や警察官など国民にしかできない仕事も同じ困難に直面している。とって生まれてくる子どもの急増は期待できない。(……)外国出身者やその子どもを国民にすることへの不安を政治家はぬぐいきれないのだろうか。でもこのままだと日本というチームは衰退するばかりかもしれない。(……)外から来て国民になる人をもっと増やす。つまり、「国籍」を再定義して国民と外国人の境界線を引き直すいい手立てはないものか。(朝日、2019)

引用部に続いて解決方法として挙げられているのは、現在の血統主義に、出生地主義的原理を加える形で、国籍のあり方を改革することだ(朝日、2019)。国籍とは、ある国家の構成員である資格を指す。血統主義とは、親がある国の国籍を持つ場合、子の国籍をそれに一致させるものだ。現在の日本では、こうした原理が採用されている。それに対して出生地主義とは、親の国籍に関係なく、ある国で生まれた子に、国籍を付与するものだ。フランス、アメリカが、こうした制度を採用する代表例である。いわば法的な意味での「日本人」の幅を広げることで、外国人を受け入れる準備を整えることを、この記事は主張しているのだ。

これから見るように、国籍の二つの基準は、実はネーション、ナショナリズムのあり方をめぐる議論と関係してる。日本語では「国民」、「民族」と一般に訳される「ネーション」とは何だろうか。「ネーション」とは、人間の集団のカテゴリの一つだ。それは、各々の国家を持ち(持つべき)、何らかの共通性を備えた(備えるべき)集団を意味する。特定のネーションによって専有され、その点に正統性を求める国家のあり方を、国民国家という¹。ナショナリズムという概念には様々な定義があるが、ここでは「第一義的には政治的な単位とナショナル[national]な単位とが一致しなければならないと主張する一つの政治原理」というアーネスト・ゲルナー(Ernest Gellner)の定義を基本としたい(Gellner, 1983=2000, p.1=1)。彼の定義を手がかりとして、本章では、何かしらの共通性を備えたネーションが国民国家を形成・保持するべきとの原理としてナショナリズムを定義したい。

血統主義と出生地主義という国籍を支える二つの基準は、これから見ていくように、ネー

¹ もっとも、後述するようにすべての国民国家は完全に単一の共通性を備えた集団から構成されるわけではない。

ション、ナショナリズムを二つのパターンに分類することができるとの主張と重複する部分がある。ネーションやナショナリズムと聞くと何やら難しく、また縁遠い話だと思われるかもしれない。しかしながら、外国にルーツを持つ人々をどのように受容するのかという問題は、先に見た記事からも窺えるように、日本社会にとって重要な課題として浮上している。本章が、この問題を考える一助となれば幸いである。

2. ネーションという共同体についての二つの捉え方

本節では、ネーション、ナショナリズムを二つのパターンに分類する研究者によって、それぞれの典型的事例とされる、フランスとドイツにおける共同体のあり方についての二つの考え方の歴史的な流れを概観する。

通説に従えば、ナショナリズムが政治的運動として現れたのは、18世紀末のフランスにおいてだ。それまで政治の体制は絶対君主制だったが、フランス革命により王政は打倒され、国家の主権はルイ16世(Louis XVI)から剥奪された。「自由・平等・友愛」という原理に基づいた統一体、フランスの全市民から成る共同体が、その新たな担い手とされたのだ。しかし、市民革命によって解放された市民の共同体が、常に主権者であった訳ではなかった。ナポレオン・ボナパルト(Napoléon Bonaparte)は皇帝になったし、彼が敗北してからは王政が復活した。1830年と1848年の革命は、新たな国王や皇帝を生み出した。そして1871年、独仏戦争(1870年～1871年)の敗北の後、フランスはようやく比較的安定した共和政国家となった。再び、市民の共同体が主権者となったのだ。この時期、それを過去から今日まで一つの集団として結びつけるものは何なのかという問いに答えた人物がいた。歴史家、エルンスト・ルナン(Ernest Renan)である。

彼は、1882年にソルボンヌで行われた「国民とは何か[*Qu'est-ce qu'une nation?*]」という講演で、フランスにおけるネーションへの考え方に決定的な影響を与えた。彼は、国家の担い手であるネーションの基準は、種族——今日的に言えばエスニシティ——でないという。フランスという共同体にしても、それは単一の種族から成り立つわけではない。フランスでは、多くの種族が混住し、混ざり合ったとルナンは言う。彼によれば、「フランスはケルト系で、イベリア系で、ゲルマン系」(ルナン 1997年、pp.52-53)なのだ。言語についてルナンは、これもネーションの基準としてこれを退ける。例として、ルナンはスイスを挙げる。スイスは一つのネーションであるが、複数の言語が併存している(ルナン 1997年、p.56)。宗教、経

済的利害、地理も同様だ(ルナン1997年、pp.58-60)。では、ネーションを支えるものは、何なのだろうか。ルナンの答えは明確だ。それは、自らが、自らの国家を支えるネーションであろうとする人々の意思、自らの同胞と共同の生活を送ろうとする決意であると彼は見る。

個人の存在が生命の絶えざる肯定であるのと同じく、国民の存在は(この隠喩をお許してください)日々の人民投票なのです。(ルナン 1997年、p.62)

ルナンによるこうしたネーションの捉え方は、自由や民主主義といった自立した個人の理念と、それを実現しようとしたフランス革命を背景としている。フランスにおいて、ネーションは個人の意思に基づいた市民の共同体として成立したとルナンは理解するのだ。

ルナンのようなネーションの捉え方とは異なった理解が浸透したとされるのが、ドイツである。19世紀後半まで統一国家の形成が遅れた今日のドイツでは²、国家に先立って共同体の存在が想定されたのだ。ルナンの解釈に従えば、国家の主権を奪取した市民の共同体が、フランスではネーションとして理解された。彼は、全市民による「日々の人民投票」、つまりは国家への帰属意識に基づく共同体としてネーションを理解した。では、国家なきドイツの共同体を支えるものは、一体何であるのか？この問題に対するドイツならではの回答を示したのが、哲学者ゴットリープ・フィヒテ(Gottlieb Fichte)だった。

カント以来のドイツ哲学の徒であると同時に、フィヒテは現実の政治活動にも身を投じた。彼が生きた19世紀初頭、プロイセンをはじめとするドイツ諸領邦は、ナポレオンが率いるフランスに従属することを余儀なくされていた。そうした状況の中、ドイツにおけるナショナリズムを鼓舞し、フランスの支配からの脱却を図ることを彼は喫緊の課題であると捉えていたのだ。

1807年から翌年にかけて、フィヒテはベルリンの市民に向かって、「ドイツ国民に告ぐ [Reden an die deutsche Nation]」と題した連続講演を行った。彼は、ここでルナンによるネーション理解とは異なった認識を示した。端的に言えば、フィヒテの理解するネーションとは血統や文化に基づいた共同体なのである。

フィヒテが特に重視するのは、言語だ。言語は、単に人間集団を区分する指標であるに留まらない。言語は、それを共有する人々に共通した思考やイメージを与える(フィヒテ

² ただし、あらゆる国がそうであるように、「ドイツ」という枠組みが自明のものであったわけではない。

1997年、pp.84-87, p.95)。したがって、言語はそれを共有する人々の精神的つながりの前提である。そして、フィヒテは個人の意思に基づくルナンのネーション理解とは異なり、個人を種族としてのネーションの一部とする。「まずもって自らの民族を敬い、信頼し、これを喜び、この民族に生まれたことを誇りとする」(フィヒテ 1997年、p.131)情念が、フィヒテのネーションの本質である。「この民族に生まれた」という表現から、彼がネーションを生得的なもの、血統的なものとみなしていたことは、明白だ。かつてローマ帝国と戦ったゲルマンの戦士たちを称え、彼は次のように言う。

われわれが国民として存在して以来のいっさいのものを、われわれは彼らに負っているのです。われわれとともにいますべてが終焉し、彼らに由来する血の最後の一滴がわれわれの血管のなかで枯れ果ててしまうのでないかぎり、われわれの今後の発展のすべてをわれわれは彼らに負うことになるでしょう。(フィヒテ 1997年、p.141)

フランスのルナンは、種族や言語が人々をネーションとしてまとめ上げるという考え方を否定していた。それに対して、ドイツでは、血統や言語を基準とした、フィヒテ的なネーション理解が浸透したとされる³。

これまでに見てきた、共同体を支える二つの考え方は、血統主義と出生地主義という二つの国籍概念と、どのように関係するのだろうか。まず、血統主義は、フィヒテが示した血統＝文化的なネーション理解と非常に相性がいい。ネーションを血統や文化に基づく共同体と考える見方は、親との血のつながりを前提とするからだ。それに対して、出生地主義は、ルナンが提唱した、個人の意思に基づく共同体としてネーションを捉える考え方と矛盾しない。それは、親の文化、血統に関係なく、個人は共同体への帰属意識を備えることができるということを前提とするからである。ルナンとフィヒテは、ナショナリズムを自明のものとし、国民国家の建設という事業が拡大した、19世紀に生きた。そのため、二つのネーション理解の相違を学術的に対象とする研究の出現は、20世紀に持ち越されることとなった。

1944年、ナショナリズム研究者ハンス・コーン(Hans Kohn)は『ナショナリズムの理念』を著した。彼は、これまでを確認してきたルナンの、フィヒテ的な二つの共同体の原理を鍵に、

³ ドイツ史家テオドル・シーダーは、フィヒテには言及しないながらも、ドイツ統一運動に与えた文化的な集団としてネーションを理解する考え方の影響力を指摘している。Theodor Schieder, „Typologie und Erscheinungsformen des Nationalstaats in Europa“, *Historische Zeitschrift*, Bd. 202, H. 1, 1966, S.63-64.

ナショナリズムを理解した。彼によれば、ルナンのなネーション理解がイギリス、スイス、オランダ、フランスといった西欧やアメリカ合衆国に定着したという。彼によれば、アメリカ合衆国を別としてこれらの地域では、国家の形成が早くから進み、同時に力をつけた市民たちの革命が生じた(Kohn, 1944=1946, pp.329-331, p.573)。こうしたプロセスを経て、これらの国々では自由や民主主義に基づいた市民の共同体としてネーションが理解されたとコーンを見る(Kohn, 1944=1946, p.351)。これに対して、コーンによれば、中東欧やアジアにおいては、国家形成の遅れや、市民層の社会的影響力の弱さのために、ナショナリズムは、自由や民主主義との結びつきが希薄であった(Kohn, 1944=1946, p.329)。また、彼によれば、これらの地域では文化的共通性を備えた集団と既存の国家の境界との一致は稀であった。そのため、政治変革は自由や民主主義の実現よりも、文化的集団として理解されたネーションによる国民国家の形成を目指すこととなった(Kohn, 1944=1946, p.329)。こうして西欧やアメリカ合衆国以外の地域において、ネーションの基準は、フィヒテが論じたように文化的帰属として認識されたとコーンを見る(Kohn, 1944=1946, p.329, p.573)。コーンによって明確化されたナショナリズムの二分法的理解は、後に「コーンの二分法[Kohn dichotomy]」として定式化され(Snyder, 1954, pp.118-120)、今日なお、ナショナリズムをめぐる議論における枠組みの一つとされている(深澤 2008年, pp.6-7)。

3. 二分法は妥当か？

コーンの二分法は、これまで様々に評価されてきた。まず、これまでに見てきたネーションへの考え方を二つに類型化する見方を踏まえて、あるべきナショナリズムの姿を提案する研究者がいる。その代表として挙げるべきは、マイケル・イグナティエフ(Michael Ignatieff)であろう。彼は、第二次世界大戦後から1980年代末まで続いた米ソ対立構造(冷戦)崩壊後に頻発した、北アイルランド紛争や旧ユーゴスラヴィア紛争に代表される、民族紛争という問題を論じた⁴。彼は明らかにコーンの二分法を意識しながら、ルナンのなネーション理解を前提としたナショナリズムのあり方を「シヴィック・ナショナリズム」、フィヒテ的なそれを

⁴ 1990年代初めに顕在化した様々な紛争は、米ソ対立という大きな枠組みの下で抑え込まれていた民族同士の本来避けられぬ対立関係が表面化した結果であるという宿命論的観点から理解されがちである。だが、近年の研究においては、民族紛争の発生をもたらす様々なメカニズムの存在が議論されている。月村太郎「エスニック紛争の構図——発生、激化・拡大、予防・解決」『同志社政策研究』第4号、2010年、27-31頁。

「エスニック・ナショナリズム」と規定する。そのうえで、彼は前者を高く評価する。

市民ナショナリズム[シヴィック・ナショナリズム]だけは、人種、肌の色、信条、性別、言語、民族性にかかわらず、その国の政治理念を支持する者はすべて社会の成員である、と定義する。なぜ「市民」ナショナリズムかといえば、平等な権利を有する市民が、政治上の一連の価値や手続きを共有し、その一点において社会への忠誠を誓い、結ばれているからであり、このような政治共同体を「国」(ネイション)とみなすからである。(イグナティエフ 1993年、p.13)

彼は、ルナンのネーションの捉え方に、文化的帰属を超えた共同体が生まれる可能性を見出している。おそらく彼は、文化的な集団として定義されたネーションによる国民国家の専有という枠組みこそ、自身が論じた様々な紛争の主要因であると見なしていたのであろう。それゆえ、彼はシヴィック・ナショナリズムとは異なった原理として自身が理解するエスニック・ナショナリズムに対して、批判的である。彼によれば、あらゆる国家を構成する集団も、本来は文化的に多様であって、文化的共通性に基づくエスニック・ナショナリズムはその現実を隠蔽するために、暴力的な傾向があるという(イグナティエフ 1993年、p.15)。こうした彼の主張に、コーン、そしてルナンの影響を指摘することは容易だ。

しかしながら、イグナティエフの主張に影響を与えたコーンの二分法に対しては、早くから批判が提起されてきた。第一に、コーンらの二分法的な見方が、ネーション理解を地域ごとにもあまりにも単純化するきらいがあるという批判が存在する。コーンの二分法においては、西欧におけるネーション理解は自由や民主主義といった理念と親和性が高いとされている。しかし、そうした認識は西欧のナショナリズムにおける非民主主義的要素と、東欧のそれにおける民主主義的要素を軽視するものであるとの批判が、1960年代から提起されている(Symonolewicz, 1965, p.224)。さらに、1871年から20世紀初頭にかけてのドイツ、イギリスにおけるネーションをめぐる言説を検討したシュテファン・ベルガーは、両者に本質的な違いは見られないとしている(Berger, 2001)。彼の見解は、コーンの二分法や、それに基づいたイグナティエフによるシヴィック・ナショナリズムの賛美の根本を疑問視するものであると言えよう。こうした見解を踏まえれば、コーンの二分法は、現実中存在するナショナリズムに見える二つの要素——政治理念を拠り所とした個人の意思と文化的共通性——を両極に分解する一つの解釈にほかならない。むしろ現実のナショナリズムには、上記二つの軸が併

存しているとするべきだ(深澤 2008年、pp.10-12)。

上に見た指摘とならんで、ルナンのネーションの自己理解、そしてイグナチエフの主張するシヴィック・ナショナリズム論に対しては、それがエスニック・マイノリティの文化的権利や共同体を否定するよう機能しがちであるという批判も存在する。ルナンのネーション理解やそれを踏まえたシヴィック・ナショナリズム論は、文化的共通性ではなく、個人の意思をネーションの土台と見なす。そのため、マジョリティ(多数派)であれ、エスニック・マイノリティであれ、ネーションを構成する人々の内部における文化的なまとまりを政治に持ち込むという発想それ自体が否定的に捉えられてしまうのだ。ある研究者は、この問題について次のように述べる。

市民権とその利益を享受することの代償として、国民国家の領域内部のエスニック共同体やエスニックな個性を放棄すること、少数派のエスノ文化と宗教を私的領域に追いやること[privatization]、軽視すること[marginalization]を、シヴィック・ナショナリズムはしばしば要求する。それが、フランスのシヴィック・ナショナリズムによるアフリカ系エリートとユダヤ系に対する扱い方だった。彼らの文化と遺産は軽んじられ、彼らの伝統的宗教は侮蔑され、私的領域に押し込まれ、あるいは抑圧され、また彼らの民族性は奪い去られたのである。(Dungaciu, 1999, pp.21-22)

確かにシヴィック・ナショナリズム論は、ネーション内部のエスニック・マイノリティの文化だけではなく、多数派の文化もネーションの土台とすることに反対する(松元 2009年、pp.113-115)。けれどもそうした立場は、ネーション内部の多数派が文化的少数派よりも社会的に有利な立場にあるという現実と矛盾してしまうのではないだろうか。

こうした問題は、いわゆる「ヴェール論争」を通じて浮き彫りとなった。フランスでは、第二次世界大戦終結から1970年代にかけての経済成長の中で生じた労働力不足を補うために特に北アフリカ沿岸の旧フランス植民地諸国から移民を受け入れた(鈴木 2016年、p.20)。多くがイスラム教徒であった彼らは、フランスにおけるエスニック・マイノリティを形成した。ところが、彼らとフランスという国民国家の関係が、問題となった。それを象徴するのが、1989年に始まった「ヴェール論争」である。これは、イスラム教徒の女性が身に着けるヴェールを、公立学校という公の場で着用することの是非をめぐる論争だ。フランス革命の理念に基づいた共和国の原理を掲げるフランスでは、いかなる宗教も公の場における影

響力を排除することが求められている。いわゆる、「ライシテ」と呼ばれる厳格な政教分離の原則の遵守が、フランス市民には求められている。この論争が興味深いのは、ヴェール着用を否定する側が、単純な反イスラム主義的要求ではなく、このライシテという一見するといかなる宗教に対しても中立的な原理に基づいて、ヴェールという宗教的シンボルを公の場に持ち込むことに反対しているからである。フランス革命が勃発した18世紀末から20世紀初頭にかけて定着したライシテは、もともとは、当時反共和主義的姿勢を示していたカトリック教会の影響力の排除を狙ったものであった(松井 2016年、pp.51-52)。そのため、少なくとも理論上は、ライシテはイスラム教徒のみを狙い撃ちにする原理とは言い切りがたい面も存在する。ライシテは、ルナンのネーションの理解や、それを踏まえたシヴィック・ナショナリズム論の立場からすれば、文化的共通性に基づいてネーションを捉えるという、否定されるべき論理一般に対する防波堤であるからだ。しかしながら、ヴェール論争を契機として、フランスにおけるイスラム教に対する否定的風潮が可視化され(村田 2017年、p.70)、ライシテやその土台であるルナンのネーションの理解やシヴィック・ナショナリズム論は、結果としてそれを根拠づけてしまったのではないか。そしてフランスにおける反イスラム教的気運は、2015年のシャリー・エブド襲撃事件や、イスラム国を支持する過激派によって引き起こされた同年のパリ多発テロ事件と相まって、今日なお継続中である。

これらを念頭に置いてルナンのネーション理解やシヴィック・ナショナリズム論を考えると、その問題点も明らかになる。一般にナショナリズムは、何かしらの共通性を備えた「われら」とそれを持たない「他者」の間に線を引き、前者を国民国家の担い手とする。一見すると、ルナンのネーション理解やシヴィック・ナショナリズム論は、文化的な意味での「他者」をも包摂する原理であると言えるかもしれない。それらは、文化的帰属を軸としたネーションのあり方を拒否するものであるのだから。しかしながら、フランスにおけるヴェールの着用が、まさにルナンのネーション理解やシヴィック・ナショナリズム論に基づいたライシテによって否定されたことを踏まえると、これらの原理は、結局は「他者」に対する排除と結びついてしまうのだ。その意味で、これらの原理は、「われら」と「他者」の線引きをするナショナリズムの問題点を克服しているとはいえない。

4. ナショナリズムの二分法と日本

さて、再び冒頭に示した記事に戻ろう。この記事では、少子高齢化を避けられない日本

は、外国の人々を受け入れるべきであると提案されている。そのために、日本における国籍のあり方を、血統主義に加え、出生地主義へと部分的に修正することが提案されている。本節で確認した二分法的な見方を踏まえれば、ルナンのネーション理解への部分的な採用の提案であると言えるだろう。仮にこれが実現した場合、日本のネーション理解には、政治理念に基づく統合という側面が、これまで以上に求められるだろう。しかし、前節で確認したように、それは必ずしも万能ではなく、どこかで「他者」に対する排除につながる可能性が付きまとう。

そもそも、外国の人々を新たに日本に受け入れる以前から、日本にはアイヌやコリアン系の人々といったエスニック・マイノリティが存在している。ルナンのネーション理解やシヴィック・ナショナリズム論の観点から見た場合、これまでに日本は、エスニック・マイノリティに対して、文化的共通性を超えたどのような統合の理念を提示してきたといえるのだろうか。これから日本にやってくる外国の人々と、以前から日本に暮らすエスニック・マイノリティを包摂するための理念が、求められるだろう。さらに言えば、理念を軸とし、個人の意思を土台とするネーション理解が日本において一般化したとしても、エスニック・マイノリティの文化的枠組みをどのように位置づけるかが、問われることになるだろう。このように、ナショナリズムの二分法と、それを踏まえてしばしば肯定的に評価されるルナンのネーション理解やシヴィック・ナショナリズム論は、万能の鍵ではない。むしろそれらは、ナショナリズムや国民国家という枠組みそれ自体の困難さを教えてくれるものであると言えよう。

参考文献

『朝日新聞』(2019年)。「国民になる人かも、と考えると」12月15日3面。

エルンスト・ルナン(1997年)。「国民とは何か」鵜飼哲／大西雅一郎／細見和之／上野成利訳『国民とは何か』。河出書房新社，41-64。

ゴットリーブ・フィヒテ(1997年)。「ドイツ国民に告ぐ」鵜飼哲／大西雅一郎／細見和之／上野成利訳『国民とは何か』。河出書房新社，65-201。

月村太郎(2010年)。「エスニック紛争の構図——発生、激化・拡大、予防・解決」『同志社政策研究』，第4号，22-43。

深澤民司(2008年)。「ネーションとナショナリズムの2つの理念型——ハンス・コーンの類型論を手がかりとして」『専修大学法学研究所紀要』，第33号，1-23。

- マイケル・イグナチエフ(1996). 幸田敦子訳『民族はなぜ殺し合うのか——新ナショナリズム6つの旅』. 河出書房新社.
- 松元雅和(2009年). 「多文化主義とナショナリズム」 施光恒／黒宮一太編『ナショナリズムの政治学——規範理論への誘い』. ナカニシヤ出版, 106-125.
- 松井真之介(2016年). 「フランスにおいて『コミュニタリズム』の超克は可能か?——フランスの教育行政を『すり抜ける』マイノリティの自主教育学校を例に」『神戸大学大学院国際文化学研究科国際文化学研究推進センター 2016年度 研究報告書』, 48-63.
- 村田尚紀(2017年). 「フランスの公共空間における信教の自由——ヴィルヌーブ＝ルーベ市長反ブルキニ決定を手がかりに」『関西大学法学論集』, 第66巻第5-6号, 1235-1253.
- Berger, Stefan. (2001). „Britischer und deutscher Nationalismus im Vergleich. Probleme und Perspektiven“, in: Ulrike von Hirschhausen / Jörn Leonhard (Hrsg.), *Nationalismen in Europa. West- und Osteuropa im Vergleich*, Wallstein Verlage, Göttingen, 96-116.
- Dungaci, Dan. (1999). “East and West and the “Mirror of Nature”: Nationalism in West and East Europe – Essentially Different?”, *A Decade of Transformation, IWM Junior Visiting Fellows Conferences*, 8, Vienna, 1-26.
- Gellner, Ernest. (1983). *Nations and Nationalism*, Cornell University Press [加藤節監訳『民族とナショナリズム』岩波書店、2000年].
- Kohn, Hans. (1944=1946). *The Idea of Nationalism: A Study in its Origins and Background*, Macmillan, New York.
- Schieder, Theodor. (1966). „Typologie und Erscheinungsformen des Nationalstaats in Europa“, *Historische Zeitschrift*, 202 (1), 58-81.
- Snyder, Louis. (1954). *The Meaning of Nationalism*, Rutgers University Press.
- Symmons-Symonolewicz, Konstantin. (1965). “Nationalist Movement: An Attempt at a Comparative Typology”, *Comparative Studies in Society and History*, 7 (2), 221-230.

キーワード

・ネーション(国民・民族): ネーションとは、人間集団のカテゴリの一つである。一般的に、ネーションは国家の担い手である主権者であると同時に、何らかの共通性を備えた集団であるとされている。主権者である点において、ネーションはエスニシティとは区別される。国民

と民族は、それぞれ日本語におけるネーションの訳語である。国民とは、ネーションに含まれる主権者や国籍の保有者としての側面を強調する概念である。民族とは、とりわけ文化的な共通性を備えた集団としての側面を切り取った概念である。複数のエスニシティから構成される社会のあり方を意味するものとして「多民族共生社会」といった語が使われる場合があることから分かるように、エスニシティと同義で民族が用いられる場合もある。

・国籍：国籍とは、ある国家の構成員である資格を指す。本文中で述べたように、この国籍を親の国籍に一致させる血統主義と、出生地の国籍を子に付与する出生地主義の二つの軸が存在する。

・ナショナリズム：ナショナリズムは多義的であって、研究者によってその定義は様々である。しかしながら、何らかの共通性に基づくネーションによる国家（あるいは国家に準じた政治体）の形成・保持を図る原理であるという点で、多くの定義は一致を示している。

もっと知りたい人のためのブックリスト

・ジョーン・W・スコット(2012年). 李孝徳訳『ヴェールの政治学』みすず書房.

〔フランスにおけるヴェール論争を論じた研究である。エスニック・マイノリティと国民国家の関係性の複雑さが窺われる。〕

・施光恒／黒宮一太編(2009年).『ナショナリズムの政治学——規範理論への誘い』, ナカニシヤ出版.

〔ネーション、ナショナリズムにどのような態度を取るべきなのか、という問いを考えるうえで重要な文献だ。〕

・ロジャース・ブルベイカー(2005年). 佐藤成基／佐々木てる監訳『フランスとドイツの国籍とネーション——国籍形成の比較歴史社会学』明石書店.

〔19世紀から20世紀にかけてのフランス、ドイツにおける国籍概念の形成と変遷を追究した研究だ。〕

<コラム①> 参考文献表作りと資料収集:

米領フィリピンに存在した日本人植民者コミュニティを事例に

北田 依利

2017年7月、米国の大学院での留学1年目を終えてニューヨーク発、羽田空港行きの飛行機に乗った際、何となく日本語の小説一冊を旅のお供に選びました。機内での映画鑑賞や睡眠の楽しみを犠牲にしてもページをめくる手を止められなかったこの一冊の小説が、私の博士論文のテーマ設定に決定的となります。タイトルは『椰子の血』。ミステリー作家の司凍季が、20世紀前半のフィリピンで暮らした祖父母家族の体験を基礎に、日本人移民コミュニティの繁栄から衰退、第二次世界大戦、様々な民族グループ同士の交流や暴力を描いた物語です。

東南アジアの島国・フィリピンは、17世紀からスペインに植民地化されました。そして20世紀初頭には米国が宗主国となり、1941年12月からは日本の占領を受けるという、複数の植民地化の経験を持つ国です。日本が19世紀後半に開国して以降、沖縄・北海道・台湾など領土を拡大して帝国主義を発展させると、外交官、実業家、農民、娼婦など様々な職業の人々が南北アメリカ、ハワイ、サハリン、朝鮮半島などに移住あるいは出稼ぎに出るようになります。フィリピンも、日本人の移民先の一つとなっていました。じじつ、戦前には植民地首都マニラに限らず、ルソン島北部のバギオ、パナイ島のイロイロなど、フィリピン中に日本人移民コミュニティが存在しました。

小説『椰子の血』の舞台はフィリピンの南部ミンダナオ島のダバオという街で、この街は実際、第二次大戦直前には約2万人というフィリピンで最大の日本人人口を擁していました。しかしながら、日本と米国の間で起こった戦争により、フィリピンは焦土と化しました。第二次大戦におけるフィリピンでの死者は、日本人が軍人と少しの民間人を合わせて約50万人であるいっぽう、フィリピン人は100万人にのぼり、ほとんどが民間人

でした。戦争を生き延びた日本人移民は、引揚船で日本に帰国させられました。その結果、ダバオを含めて、フィリピン中に存在した日本人移民コミュニティは崩壊してしまいます。私の博士論文は、この、ほとんど忘れられた米領フィリピンの日本人コミュニティの歴史を掘り起こし、人種・ジェンダー・帝国主義の観点から検証しようとするものです。

私のように、小説や映画、人との出会いなど、ほんの些細なことがきっかけで、卒業論文をはじめ研究テーマが決まることは少なくありません。興味のあるテーマをいくつかピックアップできたら、次は個人の興味・ちょっとしたきっかけを学術論文へと昇華させるステップ、参考文献表作りと資料収集の段階に入ります。

人文・社会科学の研究の資料は、一次資料と二次資料の二つに分けられます。一次資料とは、生のデータ、つまり歴史学であれば対象とする時代に発行された新聞や書物、個人の手紙や日記、人類学や社会学など現地調査に基づくものであれば聞き取り(インタビュー)などを指します。小説や演劇、映画、あるいは生活用品などのモノ自体を一次資料とする分野もあります。いっぽう二次資料は、自身の調査しているテーマや似たようなテーマについて、ほかの研究者や時にジャーナリストが叙述した書籍や論文などを指します。二次資料は、自分が研究したいテーマがほかの研究者によってどのように扱われてきたかを知るのに役立ちます。歴史学では、「資料」を「史料」と表記することもあります。

私の場合、『椰子の血』に参考文献表がついていたため、小説の著者が使った資料が図書館などで手に入らないか探してみました。新たに入手した資料を手にとって、それぞれの目次と、あれば参考文献表を眺める作業を繰り返しました。そうして、1900-40年代に出版された書物、つまり一次資料と、もっと後の時代になって出版された文献、二次資料を、並べてリストを作り整理しました。これが参考文献表です。とくに二次資料は、研究者やジャーナリストが当時の文献や聞き取り(一次資料)を用い調査して書いたものなので、重要な情報の宝庫だと感じました。

研究のための参考文献表を作るうえで大切なのは、資料を手にとって1ページ目か

ら1行ずつ丁寧に読まないことです。この段階では、本や論文の後ろにある参考文献表と目次から情報を収集することに集中するのが良いでしょう。書籍の大枠を掴むために、参考文献表と目次以外にも、巻末の索引や前書き、後書きといった情報に目を通すこともお勧めです。似たようなテーマの本や論文を5-10点くらい収集することができ、短時間で資料の参考文献表と目次に目を通すと、いくつかパターンが見えてきます。例えば、どの本も論文も言及している一次資料や二次資料というのがだんだん把握できるようになります。そうした一次資料や二次資料は、苦勞してでも手に入れる価値・必要があります。逆にそれ以外は、そうではないかもしれません。自身の参考文献表を作って、いざ資料を読むぞという段階になったら、新しいものから手に取られることをお勧めします。ただし、この時もすべての資料の全ページ・全行を丁寧に読むのではなく、必要な情報を素早く入手する読書を心がけましょう。

研究テーマ自体について詳しくなることも当然大切ですが、テーマの研究動向を把握することも非常に大切です。過去にどのような問いが立てられてきたのか、新たな問いは何であるかを明らかにするためにも、初期の段階で参考文献表を作り、始めておきましょう。調査する過程で、ある日突然、今まで知らなかった重要な資料を見つけることは珍しくないのです。それでも、動向をある程度押さえておけば、自身の参考文献表に1行加えるだけなので、怖くありません。

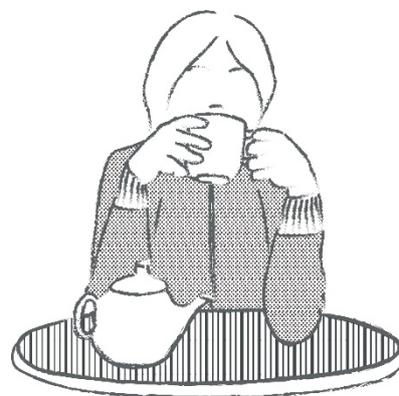
私の研究テーマである米領フィリピンに存在した日本人移民コミュニティについては、戦争で多くの一次資料が破壊されているので、調査方法をさらに工夫する必要があります。戦前の資料だけでなく、フィリピンから日本へ引き揚げた人たちが戦後に出版した回想録や、引揚者団体のニュースレターなども利用しています。また、存命の引揚者や、フィリピンに残る日系人の子孫への聞き取りも行っています。こうした資料へのアクセスが限定されたテーマを、卒業論文や研究のテーマに選ぶ読者もきっといるでしょう。

一般の人々の記憶は、話の前後で矛盾したり史実と食い違うことがあるかもしれません。だとしても、一時代を目撃した貴重な証言であり、一次資料であることに変わりはない

りません。調査協力者への感謝を忘れず、相手への尊厳を持って研究を行えば、いろいろなアプローチが可能になると信じて調査をしています。参考文献表作りと資料収集から始まる皆さんの研究プロジェクトが、素晴らしいものとなりますように¹。

参考文献

司凍季『椰子の血：フィリピン・ダバオへ渡った日本人移民の栄華と落陽』（原書房、2013年）。



¹ 東京大学・総合文化研究科・地域文化研究専攻の石橋純先生が、論文ゼミで、品質の高い研究をするためのノウハウを常々議論してくださったことに多くのヒントを得ました。ここに深くお礼申し上げます。

第II部



第3章 メキシコのジェロニモ

佐藤 勘治

第4章 場所の名付けと記念の力：アメリカ合衆国を事例に

北田 依利

コラム② 「メスティーソ化」：1932年メキシコ反中国人移民運動イラスト

佐藤 勘治

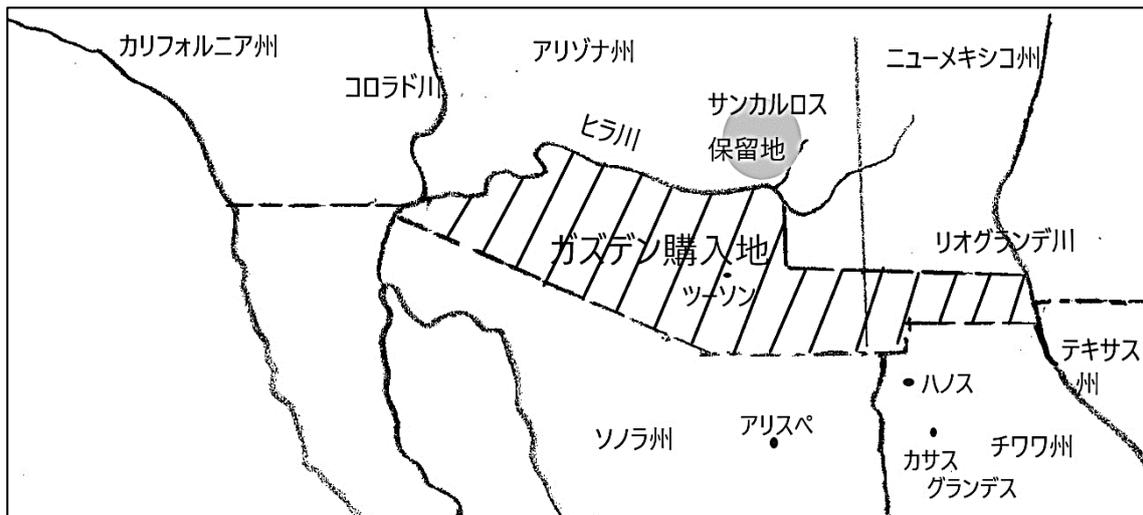
ジェロニモ(1823?-1909)は、アメリカ合衆国のアリゾナ州やニューメキシコ州、メキシコ北西部のソノラ州やチワワ州を主な活動領域とした先住民族チリカワ・アパッチ(Chiricahua Apaches)のひとりであった。白人を無慈悲に殺す野蛮人、自分の同胞を守る英雄あるいはシャーマン、その取り上げられ方は様々だが、19世紀後半から20世紀初頭の北アメリカ先住民の中で最も知られている人物である²。

ジェロニモについて調べようとする、『新版アメリカを知る事典』(平凡社2012年)に項目があるが『新版ラテンアメリカを知る事典』(同2013年)にはない。つまり、ジェロニモをアメリカ合衆国先住民だとみなすのが私たちの一般的理解になっている。アメリカ合衆国先住民は長い間「インディアン」と呼ばれてきた。よく知られているように、この名称はスペイン語の「インディオ」と同じ単語で、アジアに到着したとみなしたコロンブスの誤解から生まれたものである³。したがって両者は同じ意味をもつはずだが、語感は大きく異なっている。白人と勇敢に戦う「インディアン」、従順に従う「インディオ」という対照的なイメージがふたつの用語には付随している。ジェロニモは前者のイメージを形成した代表的「インディアン」であった。この小論の論題を「メキシコのジェロニモ」としたのは、そうした常識を問いたいからである。

さらに、論題としてジェロニモに国名メキシコを冠することで、国を単位とする歴史記述の問題性も逆説的に示したいと思う。チリカワ・アパッチの生活領域はアメリカ合衆国とメキシコにまたがっている。両国の国境線は、19世紀半ば、メキシコ・アメリカ戦争(1846-1848年)とガズデン購入(1853年)の結果、先住民の伝統的な生活領域を考慮することなく設けられたものである(地図参照)。新たに設定された国境線上にフェンスなど障害物があつたわけではない。河川部をのぞくと国境標識が数キロおきに置かれているだけであつた。後に論じるように、ジェロニモらは、国境線確定以降もメキシコ側に活動の拠点を設けた。ただし、国境の存在がわからなかったわけではない。十分に意識し国境線を利用しさえした。その中で、ジェロニモは最終的に「アメリカ合衆国のジェロニモ」となっていく。

² 近年では、9.11同時多発テロの首謀者だとされるオサマ・ビンラディンの米軍による捜索と殺害(2011年)の際にビンラディンのコードネームとして「ジェロニモ」が使われていたことが発覚し、先住民などから反発を招き議論を呼んだ。ジェロニモは、死後100年以上が経った今でも強い喚起力をもつ名前だということである。

³ コロンブスは、到達した地をアジアの一部インディアス(Indias)だと誤解し、終生その考えを捨てなかった。当時のヨーロッパでは、正確な地理的理解がないまま、現在のインド、中国、日本などを含めた東アジア一帯を漠然とインディアスと呼んでいた。コロンブスは、その地の住民をインディアスに由来してインディオと呼んだ。



アメリカ・メキシコ戦争の結果結ばれたグアダルーペ・イダルゴ条約(1848年)では、米国領はヒラ川までとされた。その後、1853年、アメリカ合衆国は鉄道建設を望んでいたガズデン(James Gadsden)を派遣してメキシコと交渉、ヒラ川の南側に当たる現国境線までの土地を購入し領土を広げた。アリゾナ州ツーソンを中心とする地域である。この領土拡大はガズデン購入(Gadsden Purchase)と呼ばれている。(地図は筆者作成)

2. ジェロニモ最初の写真

ジェロニモは生前から注目を浴びていて、写真が多く残されている。撮影機材が大掛かりで写真自体が貴重な時代、東海岸の人々にとって先住民の姿には商品価値があった⁴。冒頭の写真は、ジェロニモを写した最初の一枚である。ジェロニモの写真としてだけでなく、北米先住民写真の中で一番知られている写真であるとされている(Clements 2013: 160)。

片膝をつき、斜め左上方に銃口を向けたライフルを両手で抱え、口を固く結んで厳しい視線をこちらに向ける姿は、戦闘態勢であるかのようである。当時ジェロニモは何人もの白人を殺害した極悪非道のインディアンとして恐れられていた。映画『駅馬車』(1939年)で描かれているように、名前を聞くだけでアメリカ合衆国南西部に進出してくる白人を恐怖に陥れたジェロニモのイメージと合致している。

写真をよく見ると、ジェロニモの両脇にはサボテンや灌木が人為的に置かれている。後ろはマットな壁のようである。壁に草木の影がうっすらと映り込んでいる。ジェロニモは明らかに写真スタジオ内でカメラに向かっている。この写真は、1884年、フランク・ランドール(Frank Randall)によってアリゾナ・サンカルロス保留地に設けられたスタジオで撮られたも

⁴ 銀行家J.P.モーガンがカーティス(Edward Curtis)に依頼して作成させた写真集『北米インディアン(The North American Indian)』第1巻が出版されたのは、1907年であった。

のだと知られている⁵。

ジェロニモは、女性や子供を含めた仲間らを伴って保留地から三度脱出している。二度目の脱出(1881年)のあと、1883年、米軍はメキシコ北部シエラマドレ山中に逃れていたジェロニモらを保留地に戻す作戦を遂行する。ランドールは週刊雑誌の特派員としてこの作戦に野外撮影を意図して同行したが、途中機材が事故にあい撮影ができなかった。結局、ランドールは説得に応じて保留地に戻ったジェロニモらを1884年に撮影したのである。

この写真がなぜ人気なのだろうか。写真のジェロニモは白人への抵抗を諦めていない攻撃的姿勢をとっているように見える。しかし、スタジオ内での撮影であるからには、明らかに演技である。別の視点からみれば、文明の産物であるカメラに向かって人々が見たいと思うポーズをとる従順さを示す写真でもある。ジェロニモはどんなことを思っていたのかと、写真を見る人は想像を巡らすことになる。同時に、かつては危険で凶悪な存在であったが、今では捕囚の身にあるインディアンとして安心してこの写真を見ることができただろう。つまり、米国市民が望んでいたイメージがこの写真にはある。

この写真が撮られる以前、ジェロニモは人生の最も活動的だった時期において多くの時間をメキシコで過ごした。ジェロニモはメキシコをどのように位置付けていたのだろうか。

3. メキシコ生まれのジェロニモ

ジェロニモは死去する三年前に自分の人生を語っている。その語りは、『ジェロニモ自らの人生を語る(Geronimo's Story of His Life)』(1906年)として残された。当時ジェロニモは現金収入を得るため羽飾り帽の制作販売に携わっていたが、そのときスペイン語通訳として手伝っていたS. M. バレット(Barrett)が企画した書籍である。はじめジェロニモはバレットからの依頼を断ったが、軍の許可と謝礼の支払いを条件として同意した。だが多くの白人を殺害した人物の語りを公にすることに軍関係者の反発があり許可は出なかった。そのためバレットはセオドア・ローズベルト大統領の直接裁可を求め、最終的にこの企画は実現することになった(Barrett 1996: 40-41)。ジェロニモは、1905年大統領就任式パレードに参加したとき大統領と直接知り合っていた。

⁵ 保留地(reservation)とは、元来、先住民諸部族の居住地として米国政府が保証した土地である。この小論が扱っている19世紀後半には先住民を隔離・管理する場所になっていた。現在、その性格は変わったが、300以上の保留地がある。

書籍の元となった語りは、ジェロニモの又従兄弟であった通訳を介して英語に訳され、バレットによって文章化された。ジェロニモは一方的に話すだけで、一切質問を受け付けなかったという⁶。

同書でジェロニモは1829年にヒラ川流域で生まれたと語っている。しかし、現代の代表的伝記は生年を1823年だと断定している(Utley 2012: 6)。この説に従えばジェロニモが口述を残したのは83歳ごろということになる。年齢や語りとしての性格から考えても口述に誤りがあるのが当然である。ただし、生まれた場所がメキシコ領内だったことは確実である。メキシコは1821年に独立したばかりだった。

メキシコ独立以前、アパッチの活動領域はヌエバ・エスパーニャ副王領内の北部にあった。古地図ではその領域に「アパッチ国(Apachería)」と記される場合がある。しかし、現在の国家と違ってその範囲が線で示されているわけではない。アパッチにとって領域とされるものは線で囲われる性格のものではなかった。土地の帰属先という考え方がそもそもなかったのである。一方、北部辺境に位置するこの地には副王領中心地からの入植が進まず、スペイン支配がほぼ及んでいなかった。それでも、数百年にわたるスペイン支配の影響がなかったわけではない。ヌエバ・エスパーニャから多くの人々が「アパッチ国」にやってきた。商人たちは毛皮などの特産物を求めて先住民と接触した。先住民の側も鍋などの日用製品や刃物、武器弾薬、酒類を必要とした。カトリックの布教活動も行われていた。そのためスペイン語が必要とされていた。

北アメリカ先住民世界では本名が秘密にされることが多い。アパッチの多くが、スペイン語あるいはスペイン語由来の名を通称とした。例えば、部族長のひとりマンガス・コロラダス(Mangas Coloradas)はスペイン語で「赤い袖」の意味である。ジェロニモの最初の妻アロペAlopeはグアダルーペGuadalupeに由来している。母はスペイン語名で一般的なフアナと呼ばれていた⁷。何よりもジェロニモとは、カトリックの聖人名である。スペイン語発音ではヘロニモだが、アメリカ合衆国では当然であるが英語発音が使われジェロニモとなる。ところが英語での聖人名はジェロームであるから、ジェロニモの名はスペイン語由来の表記をそのまま英語発音したものだとは判明する。

ところで、ジェロニモの本名はゴヤクラ(Goyahklaあくびする人)だとされている。では、い

⁶ そのときの様子が写真に残されている(Barrett 1996: 43)。

⁷ そのほか、ロコ(Locoバカ)やゴルド(Gordo太った人)、ボニト(Bonito可愛い人)などの名もある。アパッチだけでなくナバホなど他の先住民民族でもスペイン語由来の名前が使われていた。ディー・ブラウン(1972)『我が魂を聖地に埋めよ』(草思社)を参照のこと。

つジェロニモが通称になったのだろうか。その由来ははっきりしていない。自伝におけるバレットの注釈によれば、ジェロニモの名が登場したのは1852年夏、ソノラ州アリスペ(Arizpe)襲撃のときである(83)。攻撃を目撃したメキシコ人が聖人ヘロニモに助けを求めた叫びに由来していると解説されることが多い。しかし、ジェロニモ自身がこの名を生涯使い続けていることすなわち自称したことを考慮すると、この説は疑わしい。1852年以前からジェロニモと呼ばれていた可能性を示唆する研究もある(Utley: 18)。また、メキシコ人研究者の中には、アリスペ所在の洗礼名簿に記載がある1821年生まれの先住民ジェロニモがその人本人であると主張する人もいる(Rojas 2012: 295-306)。この説にしたがえば、出生時カトリックの洗礼を受け、その洗礼名がジェロニモであったということである。何れにしても、ジェロニモという名は、アパッチとヌエバ・エスパーニャとの交流、カトリック文化の浸透を示している。

ジェロニモという名とともに特筆したいのは、ジェロニモがスペイン語に堪能だった点である。バレットは、メキシコ軍将校の会話を盗み聞きして作戦を立てたとする口述の注釈で、ジェロニモは「かなりのスペイン語の知識があった」と指摘している(109)。前述のように、バレットはジェロニモのためのスペイン語通訳だったのであり、スペイン語能力を判断できる立場だった(39)。1872年10月のハワード - コーチス(Cochise)和平交渉(この交渉により保留地が成立した)では、英語への通訳でスペイン語を介在させたが、この交渉の通訳はジェロニモだった可能性がある(Utley: 70)。

4. アパッチにとってのメキシコ

ジェロニモはどのようにしてスペイン語を話せるようになったのだろうか。スペイン語を話すメキシコ人との直接的な交流があったはずである。しかも通訳を務めるほど堪能だったとすれば、その交流が密だったと想像できる。アパッチとメキシコとの関係についてジェロニモを手掛かりに見ていこう。

ジェロニモはメキシコ人を激しく憎悪していたとされる。口述自伝には、次のように記されている。

…私はメキシコ人をたくさん殺した。どれほど殺したのかわからない。数えないこともしばしばだった。中には数えるのに値しないものもいた。

それからたくさん時間が流れた。しかし、いまだに、メキシコ人を好きになることはない。私に対してメキシコ人はいつも裏切り者で悪者だった。わたしは今では老いて再び戦いの道を進もうとは思わないが、もし若くて戦いの道が開かれていたら、その道はかつてのメキシコに繋がっていただろう。(110)

ジェロニモは、二度にわたって自分の家族をメキシコ軍に殺害された。一度目は、1851年メキシコ・チワワ州北西部ハノス(Janos)(アパッチはカスキエKas-Ki-Yehと呼んでいた)近郊で妻と3人の子供、母親が犠牲となった。二度目は、1861年ツーソン近郊でのことで、越境してきたメキシコ軍に三番目の妻と子供1人が殺された(Utley: 45-46)。こうした出来事がジェロニモに復讐心をもたらしても当然である。しかし、メキシコ人全体への憎悪がこれらの事件を通して生じたと単純化するのは早計だと思われる。以下、「カスキエの虐殺」と呼ばれる一度目の事件をやや詳しく述べることで、アパッチとメキシコとの関係が敵対関係のみではないことを示したい。

アメリカ・メキシコ戦争終結(1848年)から間もなく、1850年、マンガス・コロラダス率いるチリカワ・アパッチの団は各地から仲間を集めて略奪を目的としてソノラ州への遠征を計画した。襲撃による略奪は生活の維持のため度々行われていた。襲撃団は、このときソノラ州の州都エルモシーリョ(Hermosillo)まで進んで大規模な略奪に成功した。

当時ジェロニモは家族や他の仲間とともにチワワ州ハノス近郊で生活していた。カスキエの虐殺が起こる前年1850年5月、和平交渉のためにチリカワ側のリーダーが戦士50人、女子供50人を引き連れてハノスに現れ、メキシコ側交渉団が現れるまでの2日間ギャンブルや飲酒を楽しんだという。交渉は三週間続き和平が合意された。その結果、アパッチは配給を受け取ってハノス近郊に定住した(Utley: 151)。ジェロニモ一家もその中にいた可能性が高い。ハノス近郊は、植民地期から伝統的にチリカワ・アパッチの拠点だった。

襲撃団にはジェロニモも参加した。マンガス・コロラダスらは米国ニューメキシコ方面に戻り、ジェロニモらは家族のいるハノス近郊に戦果とともに戻った。しかし、1851年3月、ジェロニモが家族を残してハノスの集落に出かけていたとき、ソノラ州から追ってきたソノラ州軍が拠点を襲ったのである。その中にジェロニモの家族が含まれていた。

その後、ソノラ州軍はハノスで家屋に隠れていたアパッチを見つけ出している。男性6人、女性4人、子供52人が捕らえられた。300頭以上の家畜が確保された。アパッチとハノス住民との間の略奪品の取引は明らかで、ソノラ関係の焼印が押された馬とラバがハノス住

民から押収されている。チワワ州の役人は、ソノラ州からの侵略を非難したが効果はなかった。ジェロニモは拠点の様子を確認したのち、素早くこの地を離れている。

「カスキエの虐殺」の上記概要を知るだけでも、チリカワ・アパッチにとってハノスが必要とされる場所だったとわかる。虐殺はハノスがあるチワワ州と隣接するソノラ州の軍によって行われたのであり、地元の人にとってソノラ州軍はよそ者であった。ハノスとチリカワは共生関係にあったのである。

ハノスは、植民地期1686年に先住民との接触の最前線として砦が設けられた集落である。付近にはチリカワのキャンプ地があった。副王領政府は植民地期末期には北部先住民に対する定住策をとるようになり、アパッチがハノスにも住むようになった。18世紀末から19世紀初頭にかけて配給制度が整備された。週に一回、平和に暮らすアパッチに対して、トウモロコシか小麦、タバコ(7歳以下には支給なし)、粗糖、塩、肉(入手できた場合)が一定量支給された(Griffen 1998: 69)。また、1803年に学校が設けられアパッチ子弟の生徒がいたことが知られている。こうした制度は1830年ごろまで続いたが、メキシコ独立後の混乱と資金不足の中で定期的配給制度は機能しなくなっていた。しかし、その後も、1850年のような和平交渉によって配給を条件とする共生もあった。

また、暴力的手段によってもアパッチとメキシコ人の「共生」は進んでいた。子供の誘拐はアパッチにとって一般的だった。一方メキシコ軍も捕囚としてアパッチを集落に取り込んだ。双方の共同体内で人質や捕虜として生活することでその一員になることもあったし、混血の子供達も多く生まれたのである(Blyth 2012: 23)。

5. メキシコでの投降

アメリカ・メキシコ戦争の結果結ばれたグアダループ・イダルゴ条約(1848年)には国境線の位置のほか、第11条で「野蛮な部族」のメキシコへの侵入をアメリカ合衆国が阻止すると定められていた。「野蛮な部族」とはアパッチなど両国の支配に入っていない先住民部族のことである。ガスデン購入(1853年)の条約ではグアダループ・イダルゴ条約での上記阻止義務が廃棄され、購入地にはアメリカ軍が進出した。

1860年代、ジェロニモの活動領域の多くはメキシコ側ソノラ州とチワワ州にあり、ジェロニモの家族はシエラマドレ山中で密かに暮らしたとされている(Utley: 57)。しかし、前述した1872年ハワード・コーチス会談の結果、ジェロニモらは米国が指定した保留地に移動

することに合意した。保留地では定期的配給を確保できた。この保留地はソノラ州に隣接していたため、メキシコ側への急襲略奪が可能だった。1876年にはヒラ川北側に設けられたサンカルロス保留地に移動させられた。既に述べたように、ジェロニモは仲間とともにこの保留地を三度にわたって脱出する。

ジェロニモらはメキシコ側で略奪を行うだけでなく、和平協議を試みている。アパッチにとって略奪行為と略奪品を売り配給を獲得する和平協議は一連の流れだった。二度目の脱出を行ったジェロニモは1882年5月、チワワ州カサス・グランデス(Casas Grandes)から南の山岳地帯にあった仲間の基地にたどり着く。カサス・グランデスは、ハノス同様、略奪品の交易が伝統的に行われていたところだった。ジェロニモらは近郊にキャンプ地を設け交易に臨んだ。最初、町の役人と商人は交易を歓迎したという。「私たちは握手して、兄弟となることを約束した。すぐに交易が始まってメスカルが振る舞われた。すぐにほぼ全員がよってしまった」とジェロニモは口述している(106)。メスカルとは、リュウゼツランから作られる蒸留酒一般のことで、テキーラはその一つである。こうしたことが一週間近く続いたのち、メキシコ軍が未明に攻撃を開始した⁸。ジェロニモは逃れたが、10人が殺害され、37人が捕虜となった(Utley: 127-129)。

当時の米国南西部では、サザン・パシフィック鉄道がロサンゼルスからエルパソまで開通(1881年)するなど、開拓が本格化する時代を迎えていた。開拓の波はメキシコ北部にも及び始めていた。国境線は無視して行動するアパッチ問題の解決は両国にとって急務となった。両国政府は相互に正規軍が越境して「野蛮なインディアン」を追撃できる協定を1882年に結んだ。先住民に対峙するとき国境線は無意味だったのである。その結果、米軍はアパッチを斥候として活用することでメキシコ側でジェロニモらの帰還を説得することに成功することになる。冒頭の写真が撮られたのはこのときだった。ジェロニモは翌年再度脱出したが、1886年の米軍への最終投降地もメキシコ側だった。西部での組織的な先住民の抵抗は、ジェロニモらのこの1886年投降によって一区切りを迎えた。これ以降、ジェロニモがメキシコと直接関わることはない。

6. 従順な「インディアン」：アメリカ合衆国のジェロニモ

⁸ メキシコ軍は、1880年トレス・カスティーヨ(Tres Castillo)の戦いで勝利し、アパッチの族長のひとりビクトリオ(Victorio)の殺害に成功していた。

1886年、ジェロニモらは戦争捕虜として鉄路フロリダ州ピケンズ要塞(Fort Pickens)へ送致された。家族と再会できたのは、1888年にアラバマ州の兵舎に移ってからである。1894年からはオクラホマのシル要塞(Fort Sill)で家族とともに農業に従事するが、1909年捕囚のまま生涯を終えた。

投降後のジェロニモはさまざまな場に姿をみせた。軍管轄下の収容先にも多くの人が見物に来たという。ジェロニモは存在しているだけで観光上の価値があった。この時期盛んに行われた博覧会にも当局の監督下で参加している。こうした場でジェロニモは積極的に商売をした。手作りの品だけでなく、写真やサイン、身につけているコートのボタンもたくさん売れた。ボタンは翌日の販売に備えて再び縫い付けられたという(Barrett: 155; Clements: 173)。

投降後のジェロニモの姿はアメリカ合衆国の栄光、文明化の成果を示すものでもあった。その点が最も示されたのは、1905年3月5日のローズベルト大統領就任式パレードであった。騎乗してパレードするインディアン6人のひとり選ばれたのである。パレードには、若者を「文明化」するために設けられたインディアン学校の生徒も同行した。選任に当たった責任者は、昔のインディアンと今の若いインディアンを同時に参加させることで「文明化」こそがインディアンが生き残る唯一の方策であると示したいと新聞紙上でパレードの意図を語っている(Clements: 122)。

20世紀後半になると、ジェロニモ像が悪人から英雄、聖人へと大きく転換していく。小論冒頭の一枚の写真は、その始まりを示すものだったと言えるだろう。ジェロニモはアメリカ合衆国にとって従順な「インディアン」になったのである。

参考文献

- Alonso, Ana María, 1997, *Thread of Blood: Colonialism, Revolution, and Gender on Mexico's Northern Frontier*, University of Arizona Press.
- Barrett, S. M., 1996, *Geronimo: His Own Story, as Told to S. M. Barrett*, Meridian Book.
- Blyth, Lancer R., 2012, *Chiricahua and Janos: Communities of Violence in the Southwestern Borderlands, 1680-1880*, University of Nebraska Press.
- Clements, William M., 2013, *Imagining Geronimo: An Apache Icon in Popular Culture*, University of New Mexico Press.
- Griffen, William B., 1998, *Apaches at War and Peace: Janos Presidio, 1750-1858*,

University of Oklahoma Press.

Rojas, Manuel, 2016, *Apaches... Fantasma de la Sierra Madre*, (Segunda Edición), Instituto Chihuahuense de la Cultura.

Utley, Robert M., 2012, *Geronimo*, Yale University Press.

もっと知りたい人のためのブックリスト

おすすめの文献

- ・フォレスト・カーター(1995).『ジェロニモ』、メルクマール。 <小説>
- ・ディー・ブラウン(1972).『我が魂を聖地に埋めよ』、上下巻、草思社。

おすすめの映画

- ・ジョン・フォード監督(1939).『駅馬車』。
- ・ケビン・コスナー監督(1990).『ダンス・ウィズ・ウルブズ』。
- ・ウォルター・ヒル監督(1993).『ジェロニモ』。

場所の名付けと記念の力： アメリカ合衆国を事例に

北田 依利



目次

1. はじめに
2. 合衆国の地名
3. 黒人を記念した場所
4. ニューヨーク、マイケル・グリフィス通りの事例
5. おわりに

1. はじめに

人間一人一人に名前があるように、場所にもそれぞれ名前、固有名詞が付いている。ここでいう場所とは、国、都道府県(地域によっては州や省)や市など自治体の単位、道、広場・公園、建物、学校など、様々な公共空間を指している。場所の名前、地名は、私たちの日常生活に欠かせないものであるいっぽう、その由来や機能について、いちいち考えることは少ないかもしれない。しかしながら、当たり前のように存在する地名のようなものこそ、多様性を読み解くうえで示唆に富んでおり、その「当たり前」を疑ってみる価値がある。そもそも、誰が、なぜ、どのような目的で、場所に名前を付けるのだろうか。

例えば、アメリカ合衆国のことを日本語でよく「アメリカ」と呼ぶ。英語で Unites

States of America(USA)と言うが、この「アメリカ」という呼称は、15世紀末から16世紀初頭にかけて活躍したイタリア人の探検家アメリゴ・ヴェスプッチという人物の名前に由来している。

私たちが合衆国¹の呼称として当たり前を使う「アメリカ」について、その「当たり前」を疑ってみたい点が二つある。まず、ヴェスプッチの名前に因んで付けられたのは、合衆国という一つの国ではなく、南北を含むアメリカという大陸だったという点である。アメリカ大陸は、合衆国やカナダ、メキシコを含む北アメリカと、ブラジルやアルゼンチンなどを含む南アメリカという二つの大陸から成り立っている。合衆国を「アメリカ」と呼ぶと、アメリカ大陸のほかの地域を排除してしまうという問題がある。

第二に、「アメリカ」という名前自体にヨーロッパ中心主義的な価値観が埋め込まれている。ヴェスプッチと同時代の人物に、同じくイタリア人の探検家クリストファー・コロンブスがいる。コロンブスは自身が到達した大陸をアジアと信じ、現地の先住民をインディアン(インド人)と呼んだ。対し、ヴェスプッチはコロンブスが探検した土地を自身も回りながら、それがアジアではなく、いまだに知られていない「新大陸」であると主張した。

世界史の教科書は長い間、コロンブスやヴェスプッチなどヨーロッパの航海者たちがアメリカ大陸を「発見」した、と説明してきた。しかしながら、コロンブス到着以前に先住民が暮らしすでに豊かな文明を築き上げていたのだから、最初にアメリカ大陸を「発見」したのはコロンブスではないはずである。にもかかわらず、ヨーロッパ人の視点を中心に歴史を記述するから、ヨーロッパ人によるアメリカ大陸への到達は「新大陸」の「発見」という形容になってしまっていたのだ。重要なのは、ヨーロッパ人のアメリカ大陸への到達以来、何が起きたかということである。彼らは、複数の先住民族を虐殺・征服し、また西アフリカの人々を奴隷として強制的に連行し、プランテーションで無償労働をさせるなどして大陸の植民地化を進めた。ヨーロッパ中心主義的な「新大陸」の「発見」という記述は、不正確であるだけでなく、先住民やアフリカ奴隷に対する暴力の歴史を覆い隠すという問題がある。

「アメリカ」という地名一つを例にとってみても、南北アメリカにおける合衆国の影響力の大きさや、南北アメリカにおける植民地主義の歴史を考えることができる。また、「アメリカ」

¹ メキシコも、公用語のスペイン語でEstados Unidos Mexicanos、英語でUnited Mexican Statesなので、「合衆(州)国」である。本章で「合衆国」がアメリカ合衆国を意味していることは、章のタイトルや文脈から伝わるかと思う。しかしながら、「アメリカ」と同様に「合衆国」だけでアメリカ合衆国を指していることがしばしばあり、同じく合衆国であるメキシコを排除しているという状況を指摘しておきたい。

という名前を使うことで、私たちは知らず知らずのうちに、アメリゴ・ヴェスプッチというヨーロッパ人の探検家を記念している。意識をせずとも、ヴェスプッチの名前を残し彼の航海・探検を称える行為に、私たちも日々関わっているのである。

記念をするという行為は、何かを覚えておくと同時に何かを忘れる行為でもある。「アメリカ」という地名で、私たちが意識せずにヴェスプッチの名前を残しているとしても、先住民の虐殺や奴隷制を思い出すことはほぼないだろう。本章では、合衆国の地名を事例に、場所の名付けと記念の力を議論し、多様性を考える手がかりとしたい。

2. 合衆国の地名

18世紀後半の建国より前、移住してきたヨーロッパ人の大半がイギリスから来た人々だったため、英語が合衆国の主要な言語となり、地名にも多く使用されてきた。多くの国でマジョリティの言語が地名に使われているように、合衆国でも、マジョリティの言語である英語が使用されたのである。マジョリティとは、数が多い集団というだけでなく、政治・社会的な権力を持ち、主流社会を形成する人々のことを指している。逆にマイノリティとは、数が少ない集団というだけでなく、政治・社会的な権力へのアクセスが限られており、主流社会から排除されている、あるいは主流社会の周縁にいる人々を指している。

合衆国は建国当初から移民の国だったため、イギリス以外のヨーロッパ地域からやってきた移民の言葉など、外国語も地名に使用されてきた。『世界地名大事典：北アメリカ I・II』は、州名、市町村名、自然地名、地域地名、国立公園、世界遺産など合衆国の10,000近い地名を収録している。この事典によれば、合衆国の地名の由来は、人名、自然描写、外国の地名、先住民の言葉、とそれ以外の五つに分けられる。

ヨーロッパ人がアメリカ大陸に到達して以来、先住民は征服の対象となったが、彼らの言葉も地名に使われ今日まで残っている。例えば、カナダと国境を接するモンタナ州からメキシコ湾へまで流れる、合衆国で最も長いミシシッピ川がそうである。「ミシシッピ」は、先住民民族の一つ、オジブワ族の言葉に由来しており、「大きな川」を意味する。合衆国南部に位置するミシシッピ州は、ミシシッピ川が通過する州の一つである。先住民の言葉を使用する地名は、「札幌(サッポロ)」など日本でも馴染みがあるだろう。北海道の先住民アイヌの経験は、近代日本の征服の対象となったという意味で、合衆国の先住民の経験と重なる部分がある。アイヌへの植民地主義の歴史について、北海道の地名を通して考えてみるのも

いいかもしれない。

合衆国ではまた、アルファベットや数字も、道の名前に多用されている。「一条」、「二条」と格子状に計画された京都や札幌の街も同様であるが、数字やアルファベットを使用して名付けられた街は自分がどこにいるかの把握がしやすい。それは私たちが、1の次には2が来る、Aの次にはBが来る、という科学の法則を理解しているからである。18世紀から20世紀の近代という時代に発展した合衆国の街は、近代的で合理的な法則を利用して計画されたため、数字やアルファベットが通りの名前に多用されたのである。新しい街の建設とこうした科学的な場所の名付けは、前述の先住民の征服や植民地化と切り離すことができない。科学の法則で標準化された地名は、外からやってきた植民者たちが空間を管理し、読みやすくするのに便利であった。

さらに、合衆国に限らず、ヨーロッパや欧米の植民地化を経験した地域において、道の名前は住所の指標として機能している。こうした地域では、すべての道に名前が付けられている。例えば、私が所属する大学の住所は、「ニュージャージー州ニューブランズウィック市セミナリー通り16番地」である(ただし英語では、番地から先に表記することに注意されたい)。この住所は、複数の「面」(「入れ物」や「ブロック」と捉えてもいい)と一つの「線」と一つの「点」で成り立っている。どういうことかというと、ニュージャージー州やニューブランズウィック市という「面」と、セミナリー通りという「線」と、16番地という「点」が住所を構成している。それに対して、日本の場合はどうだろうか。例えば、渋谷に近い、東京大学駒場キャンパスの住所は「東京都目黒区駒場3丁目8番地1号」である。この住所は、たくさんの「面」と一つの「点」で成り立っている。東京都も目黒区も駒場も3丁目も8番地も「面」として機能しており、1号が「点」であり、通りの「線」はない。日本は、必ずしもすべての道に名前が付けられているわけではなく、欧米や欧米の植民地主義を経験した地域とは空間認識の仕方が違うのである。

多くの国でマジョリティの言語が使われていることに加えて、地名はまた、建国の父祖など英雄を国家の象徴として記念している。大統領など国家の英雄・象徴のイメージをさりげなく含んでおり、ナショナリズムを強化する記念の媒体でもある。ナショナリズムとは、ここでは国家を単位としたコミュニティ(共同体)の一体感を創りあげる思想や社会運動を意味している。地名のほかに、記念碑や、国旗、国民の祝日、歴史教科書、ミュージアムなども記念の媒体であり、多様な国民の間に共通の歴史を構築し、国家単位のコミュニティ意識を強める役割を果たしている。後で見るように、コミュニティには地域をもとにしたものや、人

種・民族を単位としたものもある。国家や地域のコミュニティが地名を作ることは頻繁にあるし、地名によって共同体が形成されることもあり、地名とコミュニティの関係は深い。

地名など記念の媒体は、人物や出来事など何かを記憶させると同時に、何かを忘却させる力を持っている。例えば、合衆国の首都ワシントンDCは、初代大統領のジョージ・ワシントンを記念して建設され、名前が付けられた。また、前述ミシシッピ州の州都はジャクソン市で、1830年代に大統領を務めたアンドリュー・ジャクソンの名前に因んでいる。人名が使用された地名には、その人物の生前の偉業を称え記念することで国家の英雄を構築し、国民の間に一体感を高めるナショナリズムの機能がある。いっぽうで、ワシントンDC周辺にもミシシッピ州ジャクソン市のあたりにも、かつては多くの先住民が暮らしていたが、国家の英雄を称える地名はその事実を忘却させる。

では、ある人物が立派な人物として公共空間で記念され、国家の英雄になるとは、どういうことなのだろうか。ワシントンとジャクソンという二人の大統領の例は、場所の名付けがマジョリティの視点を中心に行われてきたというのをよく示している。また、地名という記念の媒体が何かを記憶させると同時に、何かを忘却させる力を持っていることを物語ってもいる。ワシントンは合衆国のイギリスからの独立を実現し、ジャクソンは白人成年男子普通選挙制を牽引したため、民主主義を築き上げた立派な人物とされている。民主主義は合衆国の理念であり、国家のアイデンティティに関わる。しかし、二人が推進した民主主義は白人男性のようなマジョリティにとって、とくに民主的であったとも言えるだろう。なぜなら、ワシントンをはじめ合衆国の建国の父祖たちの多くが奴隷制で財をなした農園主であったし、ジャクソンは先住民の大虐殺を遂行した軍隊の大佐でもあったからである。奴隷制も先住民の虐殺も、民主主義と矛盾をきたしており、立派な行為とはかけ離れている。にもかかわらず、彼らの人種差別的側面は忘却されがちなのである。

合衆国の地名で記念されているのは、権力を持つ白人男性が圧倒的に多い。それに対し、先住民や黒人、アジア系やラティーノ²などの非白人や女性を記念する地名は数が限ら

² 場所の名付けに限らず、集団をどう呼ぶのかというのも、その「当たり前」を疑ってみる価値がある。「ラティーノ」は、ラテンアメリカ(メキシコおよび中南米地域)出身の移民およびその子孫を指している。もしかしたら、「ヒスパニック」という呼称の方が馴染みのある読者も多いかもしれない。「ラティーノ」と「ヒスパニック」は、同じ集団を指している。ラテンアメリカは、スペインやポルトガルなどヨーロッパの植民地となり、ヨーロッパからの移住者である白人、先住民、奴隷としてアフリカから連れてこられた人々、アジアからの移民と、様々な人々およびその子孫が暮らす。合衆国と同様に多様な社会であるいっぽう、人種概念や人種差別のあり方は合衆国と同じではない。しかし、合衆国ではこうした多様な人々を「ラティーノ」あるいは「ヒスパニック」と一括りにしている。ラティーノ

れている。中でも、非白人の女性を記念するものは、さらに数が少ない。マイノリティの存在は、地名のような身近で「当たり前」のものにも、「当たり前」のものだからこそ、反映がされにくいのである。

しかしながら、マイノリティの存在を可視化しようとする多文化主義の隆盛の中で、昨今、非白人をはじめマイノリティの視点に立った場所の名付けと記念の方法が議論されている。以下では、こうした動きの中でも黒人を記念する地名に焦点を当てて、その意義と問題を考えてみたい。

3. 黒人³を記念した場所

黒人の活動家や作家に因んで名付けられた場所が、20世紀末頃から全米に多数存在し、その数は近年も増加傾向にある。白人男性の名前に偏っていた合衆国の地名に、明らかに変化が起こっている。とくに、マーティン・ルーサー・キング・ジュニア（以下、「キング」⁴と略記）を記念する道・学校などが、黒人の名を冠した場所の中でも三分の二を占めており、様々な地域の日常の景観の一部となりつつある。



図 1. ニューヨーク市ハーレムにあるキング通り
(2012年4月9日筆者撮影)

の中にはヨーロッパ人の子孫あるいは白人という意識を強く持った人々も少なくないが、合衆国では移民、外国人、そして非白人として他者化(人種化)される場合もある。

³ 合衆国では、アフリカに先祖の縁を持つ人々を「アフリカ系アメリカ人」や「黒人」と呼ぶ。どちらも国勢調査などで公的に使われる呼称である。奴隷制をはじめ「黒さ」を差別の根拠とした歴史があるため、「黒人」を差別用語だと考える人もいるかもしれない。しかし、「黒さ」をむしろ自分たちの誇りとして価値を反転させた黒人コミュニティの歴史もあり、本稿ではこうした変遷を考慮に入れて「黒人」という呼び方を採用する。また、合衆国内の奴隷制を経験した人々の子孫だけではなく、アフリカやカリブ海地域からの移民の人々を包摂する概念として「黒人」という呼称を使用する研究もある。例えば、村田勝幸『アフリカン・ディアスポラのニューヨーク：多様性が生み出す人種連帯のかたち』（東京：彩流社、2012年）、第1章。

⁴ 日本語では一般的に「キング牧師」という肩書きを付けた呼称の方がなじみ深く、また英語でも通俗的にはDr. King(キング博士)と敬称を付けて呼ぶ。本稿では学術書の慣習に倣い、肩書きや敬称を省略して「キング」とする。黒崎真『マーティン・ルーサー・キング：非暴力の闘士』（東京：岩波書店、2018年）などを参照。

キングは、20世紀中頃に人種差別撤廃を求めた大きな民衆運動である公民権運動の英雄であり、「私には夢がある」という演説で知られるキリスト教パプテスト派の牧師である。それまで合衆国では交通機関やトイレなどあらゆる公共空間が白人用と非白人用で区別されており、非白人は白人用の施設を使用することが許されていなかった。また、選挙で投票することもできなかった。公民権運動は公共空間における人種差別を法律で明確に禁止させ非白人の投票権を実現した、20世紀の合衆国の歴史の中でも大変重要な出来事であり、そのリーダーであったキングは米国の民主主義の象徴なのである。

キングに関する地名は彼が暗殺された1968年頃、シカゴ市で初めて道の名前として出現するが、こうした名付けが盛んになるのは1986年に彼の誕生日を連邦祝日とする法律が制定される頃からである。1月のマーティン・ルーサー・キング・ジュニア・デーは、合衆国の祝日の中では珍しい、個人を記念する祝日である。2月には初代大統領ジョージ・ワシントンと奴隷制解放宣言で知られるアブラハム・リンカーンの誕生月であるため、プレジデント・デー(大統領の日)というものがある。また、10月には前述のクリストファー・コロンブスを称える日⁵もある。地名と同様、コロンブスやワシントン、リンカーンなど白人男性の記念に集中していたアメリカの祝日に、黒人男性のキングの誕生日が加えられるというのは1980年代のちょっとした「事件」であった。

キングの誕生日の祝日制定は、まさに彼が率いた公民権運動の成果の一つとも言える。この祝日制定とともに、コロンブスやワシントン、リンカーンの名を冠した道や学校に偏っていた合衆国の地名に、キングの名前、そしてほかの著名な黒人の名前が加えられ、増加していくことになったのである。

ちなみに、黒人のほかにも、先住民や、アジア系、ラティーノ、とくに労働運動を牽引したメキシコ系のセサル・チャベスなど、様々なマイノリティの個人を記念した場所も存在する。こうしたマイノリティに因んだ地名は、元々白人の個人を記念していた場所を改名するケースが多い。また、白人の個人を記念した場所が、先住民の言葉にとって代えられる事例もある。アラスカ州に位置する全米最高峰の山の名称は、20世紀転換期の大統領ウィリアム・マッキンリーに因んで「マッキンリー山」であったが、2015年8月に「デナリ」と改称された。「デナリ」はアラスカ先住民の一つアサバスカンの言葉で、「偉大なもの」を意味する。さらに、白人の視点で場所の名付けが行われてきたため、非白人に対する差別的な呼称が使われ

⁵ 南北アメリカ大陸で祝われてきた祝日だが、コロンブスの到達以来続いてきた先住民への抑圧が議論されるようになり、「先住民の日」に近年変わりつつある。

ている地名も少なくなく、近年は見直されて取り外される場合もある⁶。同様に、奴隷所有者や、19世紀後半の南北戦争時に奴隷制を支持した南部の英雄を記念する地名も、取り外されつつあると同時に激しい論争が行われている。反対意見がありながらも、マイノリティを記念する地名やマイノリティの視点から名付けられる場所は、今後ますます増加していくことが予想される。

話を戻すと、マイノリティである黒人が全米で記念され、黒人の名を冠した場所が増加すること自体は、公民権運動や多文化主義の隆盛を反映した、社会の前向きな変化であると言える。町の中心部や黒人が集住する地域にコミュニティの英雄を記念することで、社会の様々な制度に埋め込まれた白人優越主義を批判的に見て、黒人としての自信と尊厳を回復し、集団としてのアイデンティティを高めるという効果と意義がある。黒人以外の人々もまた、かつては見られなかったこのような黒人に因んだ場所の名付けとその増加を肯定的に受け止めてきた。

いっぽうで、研究者は黒人に因んだ場所の名付けが黒人の集住地区に集中していることの問題も指摘してきた。公民権運動により法的な人種差別は撤廃されたが、人々の居住区は依然として人種によって分かれている。人種に基づく居住区の棲み分け、住居隔離(residential segregation)は、教育や医療などの公共サービスを大きく規定しており、黒人をはじめ非白人は、白人に比べて公共サービスの恩恵を十分に受けることができていない。非白人の貧困率が白人よりも相対的に高いのは人種差別が日常のレベルで存続していることの証左であり、住居隔離と深く関係している。奴隷制や選挙権の剥奪がかつて公然と行われていたように、住居隔離は現在の合衆国に「当たり前」のように存在しており、マジョリティには見えにくい構造的な問題を作り出している。

黒人に因んだ場所の名付けは人種による住居隔離を反映して黒人の集住地区に偏っており、米国の構造的な人種差別も影を落としていると言える。黒人コメディアンのカリス・ロックの定番ネタは、「もし君の友だちがマーティン・ルーサー・キング通りで道に迷って電話

⁶ 例えば、「先住民女性の胸」(Squaw Tits. Squawが先住民女性への侮蔑語)、「ジャップ・ロード」(「ジャップ」は日本人、日系人への侮蔑語)、「黒人湖」(Coon Lake)などである。合衆国の植民地主義や人種差別の歴史を反映した表現ではあるが、言葉を聞いただけでトラウマが喚起されたり不愉快に感じる人がほとんどなので、書き言葉でも話し言葉でも使用に細心の注意を要する。いっぽう、こうした古い表現をただ削除するだけで問題が解決されるのか、侮蔑語を含む地名に賛成か反対かという争点だけで、人々を人種差別主義者と人種差別反対派に分けてしまうことが適切なのかと、疑問を投げかける研究もある。佃陽子『「ジャップ・ロード」改名論争にみる現代アメリカの多文化主義』『教養論集』28(2018年)、pp.63-109。

してきて、どうすればいいか困っていたら、一番いいアドバイスは『逃げろ!』である。「キング通り」が位置するのが、黒人の集住地区で荒廃した危険な地域である、というイメージが彼と彼の観客の間で共有されているからこそ、通じるジョークなのである。

じじつ、「キング通り」を白人の集住地区や町の名通りを設置しようとする計画があると、白人住民や不動産業者が反対し、論争になることが多い。例えば、ジョージア州ブローック郡では1994年と1997年に、フロリダ州ザファーヒルズ市では2003年頃に、ノースカロライナ州チャペルヒル市では2004年に、といくつもの自治体(とくに南部)でキング通りの設置をめぐる論争が起こっている。いずれの地域でも最終的に改名は成立したし、反対者の理由も様々である。例えばチャペルヒル市では、地元縁のないキングではなく地元の黒人リーダーを推す意見もあった。しかし、どの地域でも白人住民や不動産業者からの反対が見られ、彼らの反対理由にはある種の傾向が見られた。黒人の地域と見なされると経済的不利益を招くとしたり、あるいは個人の権利や住所変更のための経費(通り名は住所でもあるため)などを掲げ人種を語らないことで、キング通りが自分たちの近隣に来ないようにする者もあった⁷。黒人の記念は、ただ黒人コミュニティのアイデンティティを高めるためだけに黒人の居住区に位置しているわけでない。黒人を記念すること自体が、黒人の集住地区の中に封じ込められ隔離されているのである。そして、その理由はほとんどの場合、隠れている。

黒人の名を冠した場所の立地に着目すると、マイノリティを記念することの意義に加えて、多文化主義時代のアメリカ社会の逆説が見えてくる。黒人に対する社会的文化的な認識が高まるにつれて、居住空間の隔離の維持やそれに伴う貧困といった構造的な問題が見えにくいままに維持されている、という逆説である。

4. ニューヨーク、マイケル・グリフィス通りの事例

ここでもう一つ、黒人の個人を記念する場所の事例を紹介する。ニューヨーク州ニューヨーク市ブルックリンにある「マイケル・グリフィス通り」という道である。世界の文化と経済を牽引する大都市ニューヨークと言えば、自由の女神像や、マンハッタンに位置する金融の

⁷ 樋口映美「アメリカ合衆国の人種秩序をめぐる近況:チャペルヒルの道路改名論争と再開発の事例から」『歴史学研究』865(2010年)、pp.33-42; Dylan Gottlieb, "Sixth Avenue Heartache: Race, Commemoration, and the Colorblind Consensus in Zephyrhills, Florida, 2003-2004," *Journal of Urban History* 39 no. 6 (2013): 1085-1105.

中心・ウォール街や巨大な公園・セントラルパークなどを思い浮かべるだろうか。ブルックリンも近年は開発が盛んで、芸術観賞や買い物のために観光客が押し寄せ、おしゃれな地域として人気がある。同じブルックリンとはいえ、マイケル・グリフィス通りが位置するのは、住宅と少しの商店が並ぶ、生活感にあふれた居住区である。では、通りの名前で記念されているマイケル・グリフィスとは、いったいどのような人物なのだろうか。

マイケル・グリフィスは、1986年12月にニューヨーク市内の白人の集住地区において白人青年集団に襲われ死亡した黒人青年である。現在でこそ覚えている人も少ないが、人種偏見によって引き起こされたこの殺人事件は、当時全米の注目を集めた。合衆国を代表する小説家トマス・ウルフの『虚栄のかがり火』(1987年)という作品に影響を与えたとされ、後に映画化もされている(ウルフは白人)。映画監督のスパイク・リーは事件を



図 2. マイケル・グリフィス通り (2016年8月28日筆者撮影)



図 3. マイケル・グリフィス通りの様子 (2016年8月28日筆者撮影)

批判して、『ドゥ・ザ・ライト・シング』(1989年)を撮った(リーは黒人)。さらにグリフィスは、合衆国の奴隷制の子孫であるアフリカ系アメリカ人ではなく、カリブ海に位置するトリニダード・トバゴからの移民であった。黒人移民という黒人コミュニティ内部の多様性・複雑さで注目された事件でもあった。

マイケル・グリフィス通りは、黒人コミュニティが犠牲者を記念し、人種主義的暴力(人種偏見に起因する、一般市民や警察による暴力)に異議を申し立てる目的で、パシフィック通りの一部区間を変更する形で1999年に改名された。この改名はグリフィスが生前家族と暮らした黒人の集住地区であるブルックリンのベッドフォード・スタイベサント区で起こった。

改名の過程は、1998年9月、区の町内会に母親のジーン・グリフィス・サンディフォードがマイケル・グリフィス通りの提案を持ち込んだことから本格的に始まった。11月に町内会の会合で話し合われた後、ニューヨーク市議会でも審議され、1999年12月、当時の市長ルドルフ・ジュリアーニの署名を経て改名が成立した。23歳という若さで亡くなったグリフィ

スは、歴代の大統領やコロンブスのような有名な人物ではなく、また黒人をはじめマイノリティの活動家のように地域や集団への貢献をし得なかった。彼は、人種主義的暴力の犠牲者としてマスメディアに報道されるまで、世間一般の人にはほとんど知られていない人物だったのである。

この一青年の記念の是非をめぐって、町内会の話し合いでは賛成派と反対派が対立した。グリフィスは道の名前として記念に値するのかが争点になり、反対派は彼が生前に立派な行いをしたわけではないという点を指摘した。しかしながら、賛成派は「グリフィス通りを作ることは、ほかの誰かにも起こりうる暴力に対して抗議していくこと」という、今までとは違う記念の意義を主張した。この場所の名付けの新しい目的が反対派をも説得し、コミュニティの中で、道路の名前を変更する合意が形成された。

記念には、立派な人物を褒め称えるという目的のほかに、誰かの死を悼むという目的もあり、マイケル・グリフィス通りは後者の目的を持つ場所の名付けである。戦争や虐殺などの暴力で命を落とした人々を追悼する際には、そうした悲劇を二度と起こさないという決意も込められている。グリフィスに起こったような人種主義的暴力を二度と起こさせない、そうした暴力に反対していく、というコミュニティの決意が込められているのである。グリフィスのような市井の人物、しかも黒人の青年の名前が道に付けられ日常の風景の中で記念されるというのは、1999年当時なかなか画期的なことであった。人種主義的暴力の犠牲者を追悼し、暴力と人種差別に反対するという動きもまた、ニューヨークをはじめ全米で広がる動きの一つである⁸。特に2020年は、構造的な人種差別に抗議するBlack Lives Matter(黒人の命を粗末にするな)運動がグローバルに広がった年であった。その引き金となったのが警察によるジョージ・フロイド氏の殺害であり、ミネソタ州ミネアポリス市の現場は「ジョージ・フロイド広場(George Floyd Square)」と呼ばれるようになり、彼を追悼するために道を改名する動きも見られる。

⁸ 私が調査した限り、人種主義的暴力の犠牲者を追悼する地名は合衆国に少なくとも10か所存在する。ニューヨーク市では、マイケル・グリフィス通りのほかに、Manuel Mayi Jr. Corner(クイーンズに位置する、1997年改名)、Anthony Baez Place(ブロンクス、2000年)、Julio Rivera Corner(クイーンズ、2000年)、Nicholas Naquan Heyward, Jr. Park(ブルックリン、2001年)、Amadou Diallo Place(ブロンクス、2002年)、Timothy Stansbury Jr. Avenue(ブルックリン、2005年)、Sean Bell Way(クイーンズ、2009年)の計8か所である。さらに、シカゴ市では1991年にEmmet Till Roadが設置された。Emmet Tillは、1955年にミシシッピ州で白人に惨殺された黒人の青年である。テキサス州プレイリー・ビュー市では、2015年にSandra Bland Parkwayが名付けられた。Sandra Blandは、同2015年に、証拠不十分にもかかわらず警察に逮捕され獄中で死亡した黒人女性である。

マイノリティの記念そして犠牲者の追悼という意義があるいっぽうで、マイケル・グリフィス通りは、黒人を記念した場所の問題をまさに体現している。道の名付けが、彼が生前に家族と暮らした黒人の居住区でなされたという、地名の位置の問題である。グリフィスが犠牲となった、白人の集住地区で黒人が襲われるという事件は市内の住居隔離を反映していたと言えるにもかかわらず、その記念の場所が、皮肉にも事件の遠因である隔離をなぞってしまっている。

この通りの改名を通じて、黒人コミュニティは集合的アイデンティティや記憶を強めていたが、黒人コミュニティ内部では道の名前の変更だけでは暴力の背景にある人種差別的な構造の是正はできないという批判すら出ていた。マイノリティの記念のあり方はどうあるべきか、コミュニティ内部でも意見を一致させることは難しい。マイケル・グリフィス通りなど人種主義的暴力の犠牲者を記念する場所の名付けもまた、黒人をはじめ非白人の集住地区に集中している。こうした名付けは、マイノリティを記念するという社会の前向きな変化が、依然として続く人種差別を反映し維持してもいるという逆説的な状況をさらに複雑にしている。

5. おわりに

本章では、合衆国の事例を通して、場所の名付けと記念の力について見てきた。私たちの日々の生活の中に「当たり前」に存在している地名には、植民地主義やナショナリズムなど強烈な力と政治が埋め込められている。合衆国においては、白人男性の記念に偏った地名が、マイノリティの視点から変えられつつあることを確認した。そして黒人を記念した場所は、黒人コミュニティのアイデンティティを高める意義があると同時に、地名は黒人の居住区に集中する傾向があり、住居隔離にともなう貧困や人種差別、暴力といった社会問題とも切り離せないことを示した。個人の記念の例がすべて男性だったように、女性の名を冠した場所は依然として限られている。

場所の名付けと記念の力も、人種差別や植民地主義の話も、遠い国の話では決してない。日本の地名には、どんなナショナリズムが込められているだろうか。北海道や沖縄の地名、在日コリアンが暮らす地域の名前、俗称なども、本章を利用して考えてみてほしい。また、21世紀初頭の日本では、「平成の大合併」という政府主導の市町村合併があり、多くの地名が消えるとともに新しい市町村名が作られた。スポーツスタジアムや空港などの公共

施設がネーミングライツ制度を導入するようになり、こうした場所には企業の名前が付けられている。あるいは、大学の建物やホール、部屋の名前に興味を引くものはないだろうか。

不変のもののように存在する地名は、歴史状況の中で絶えず変化してきた。こうした「当たり前」の身近なものに目を向ければ、多様性をより深く理解できるし、世界が違って見えるのではないだろうか。

参考文献

菅野峰明、久武哲也、正井泰夫編『世界地名大事典：北アメリカ I・II』（東京：朝倉書店、2013年）。

黒崎真『マーティン・ルーサー・キング：非暴力の闘士』（東京：岩波書店、2018年）。

佃陽子「『ジャップ・ロード』改名論争にみる現代アメリカの多文化主義」『教養論集』28（2018年）、pp.63-109。

樋口映美「アメリカ合衆国の人種秩序をめぐる近況：チャペルヒルの道路改名論争と再開の事例から」『歴史学研究』865（2010年）、pp.33-42。

村田勝幸『アフリカン・ディアスポラのニューヨーク：多様性が生み出す人種連帯のかたち』（東京：彩流社、2012年）。

Gottlieb, Dylan. “Sixth Avenue Heartache: Race, Commemoration, and the Colorblind Consensus in Zephyrhills, Florida, 2003–2004,” *Journal of Urban History* 39 no. 6 (2013): 1085–1105.

Kitada, Eri. “Commemorating Racial Violence: Street Naming and Segregation in New York City, 1999,” *Nanzan Review of American Studies* 38 (2016): 21-34.

もっと知りたい人のためのブックリスト

- ・Rose-Redwood, Reuben, Derek Alderman, and Maoz Azaryahu, eds (2018). *The Political Life of Urban Streetscapes: Naming, Politics, and Place*. New York: Routledge.
- ・Rose-Redwood, Reuben and Sun-Bae Kim (2019). “Street Naming and Power.” *International Encyclopedia of Human Geography*, 2nd Edition, edited by Audrey Kobayashi, 55-60. Elsevier.
- ・Tilove, Jonathan, and Michael Falco (2003). *Along Martin Luther King: Travels on Black America’s Main Street*. New York: Random House.
- ・兼子歩、貴堂嘉之編(2017). 『「ヘイト」の時代のアメリカ史: 人種・民族・国籍を考える』、東京、彩流社.
- ・南川文里(2016). 『アメリカ多文化社会論: 「多からなる一」の系譜と現在』、京都、法律文化社.

<コラム②> 「メスティーソ化」:

1932年メキシコ反中国人移民運動イラスト

佐藤 勘治



図1 「メスティーソ化」

出所: José Ángel Espinoza, *El Ejemplo de Sonora*, 1932, p.56. (筆者蔵)

このイラストは、メキシコにおける中国人移民排斥運動の指南書エスピノサ『ソノラの模範例』(1932年)内の挿絵のひとつ「メスティーソ化」である。対照的に描かれているこのふたりの人物はだれなのだろうか。

書名にある「ソノラ」とは、米国アリゾナ州の南に接するメキシコ北西部の州の名である(45ページ地図参照)。米国では、1882年に中国人移民排斥法(排華法)が成立した。それまで米国西海岸に向かっていた中国人移民の中には、目的地をメキシコ北部にかえたものも多くいた。米国で排華法が成立したからというだけではない。ソノラ州を含むメキシコ北部は米国西南部開拓の延長上にあり、鉄道建設や鉱山などで労働者が求められていたからである。その後、メキシコ北部の中国人移民の多くは徐々に雑貨屋、洗濯屋、食堂など自営業に転身していく。1920年代、ソノラ州では、州内の商業が中国人

に牛耳られているとみなされるまでになった。

米国での中国人排斥運動をなぞるように、ソノラ州では1910年代末から中国人移民排斥運動が力を増し、徐々に成果をあげていた。1930年代には州内に住む中国人移民のほとんどが州外や国外に脱出、あるいは強制排除された。国勢調査によれば、ソノラ州の中国人数は1930年に3571人(うち女性412人)だったが、1940年には92人(うち女性4人)になっている。排斥運動は周辺諸州などに広がりを見せていた。『ソノラの模範例』が出版されたのは、世界大恐慌の結果米国で働いていたメキシコ人が強制帰国させられ、国内でも失業者が増大した時期に当たる。書名にある「模範例」には、ソノラ州での中国人排斥運動の「成功」を他の地域でも参考にしてもらいたいというソノラ州中国人移民排斥運動の主導者エスピノサの思いが示されている。

イラスト上部に「メスティーソ化 La mestización」という強調された文字が見える。他の挿絵にはイラストのテーマは明記されていないので、この絵への作成者の意気込みが特に伝わってくる。左側の少年の足元に「12歳のインディオ・ラテン系メスティーソ」、右の著しく痩せた少年には「14歳中国人・メキシコ人女性の混合で誕生」と解説が付されている。二人とも「メスティーソ(混血)」であるが、その差異は明確である。このイラストは、メキシコ先住民とラテン系メキシコ人(白人)との結婚で生まれる子供は体格的にも精神的にも優れているが、メキシコ人女性と中国人移民との間に誕生する子供は劣っていると主張している。

『ソノラの模範例』では、メキシコ人から職を奪う、アヘンの常習、不潔な生活、金をためて使わない窮乏生活など、中国人排斥の理由がさまざまに挙げられている。生活習慣以外で同書がとりわけ注目するのは、メキシコ人女性と中国人男性の結婚、生まれてくる子供である(図2参照)。当時世界的に盛んだった「優生思想」の影響が見られるが、混血そのものを問題にしないところにメキシコ的な特徴がある。「優生思想」とは、人間の優良な血統を守り、不良な子孫の出生を妨げるとする考えである。ソノラ州では、実効性にかけていたものの、1923年に中国人男性とメキシコ人女性の結婚を禁止する州法

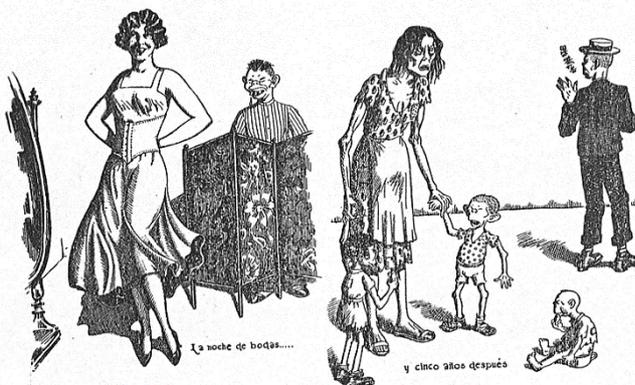
が制定された。

左側の少年の精神的優秀さは、そのボーイスカウトの服装と山を歩く姿に表現されている。メキシコのスカウト運動は、1910年に勃発したメキシコ革命によって成立する政権によって支援され、1917年から「メキシコ探検者諸部族(Tribus de Exploradores Mexicano)」という名称で活動を始めた。メキシコはこの時期アステカなど征服以前の文化を誇りとした。ボーイスカウト内の各団にはメキシコ先住民関連の名が採用され「部族 tribu」になぞらえられた。「マヤ族(Tribu Maya)」、「トルテカ族(Tribu Tolteca)」などである。野外教育やキャンプ生活を通じた協調性、リーダーシップの要請を目的にしたスカウト運動は、先住民族集団の生活と繋がりを持たせることができる。その点で、スカウト運動はメキシコ革命のナショナリズム運動と親和性があった。

革命後のメキシコでは、国民文化の基礎を「メスティーソ」に求めたため、メキシコは混血を称揚する国だというイメージがある。しかし、ここでの「メスティーソ」は混血一般を意味するのではなく、「先住民と白人の混血」である。アジア系やアフリカ系との混血は排除されていたのである。

ただし、アメリカ合衆国とは違って、メキシコは国家レベルでは中国人移民排斥を制度化しなかった。また、メキシコは、1992年憲法改正で「複数文化国家」と規定し、「メスティーソ」国家像からの転換を現在図っている。先住民と西欧由来の文化だけでなく、ア

フリカ系やアジア系、アラブ系などもメキシコ文化の中に位置付けている。



出所: Espinoza, *El Ejemplo de Sonora*, p.36.

(左下訳)「結婚式の夜、...」

(右下訳)「そして、5年後」

図2「結婚式の夜、とその5年後」

第Ⅲ部



第5章 移民文学：ハニフ・クレイシの『郊外のブッダ』を事例に

JA 日下

第6章 フランス革命における連邦主義の語彙史

水野 延之

コラム③ アフリカ文学超入門：口承文学のアダプテーションを考える

JA 日下

移民文学：
ハニフ・クレイシの
『郊外のブッダ』を事例に

JA 日下



目次

1. はじめに
2. 移民文学にはどのような作品があるのか
3. なぜ移民文学が注目を集めているのか
4. 移民文学の特徴
5. 移民文学を実際に体験してみよう
6. おわりに

1. はじめに

文学には移民文学という、近年注目を集めているジャンルがある。名前からして「移民と関係のある文学の一種だろうか」といった推測はできるかもしれないが、それ以上のことは専門家でないとうわからないといった意見が聞こえてきそうである。しかし、じつのところ移民文学作品の多くに共通する主題を理解するのはけっして難しいことではない。移民文学を一言でいえば、「移民もしくはその子孫である作家が書いた文学」ということになる。また、移民が登場人物として出てくる作品も移民文学に含めることもある。

この章では移民文学、とくにイギリスにおける移民文学について話し、その例として最後に現代作家ハニフ・クレイシの小説『郊外のブッダ』を紹介したいと思う。

2. 移民文学にはどのような作品があるのか

移民文学といってもまだピンとこない方にとって朗報となるのが、じつはみなさんがおそらく一度は聞いたことがある作品名や作家で移民文学に含まれるもの、あるいは移民文学の作家として知られている人びとがいる。たとえばアメリカ文学になるが、「ロリコン(ロリータ・コンプレックスの略)」という言葉は『ロリータ』という小説が語源だが、この作品の著者ウラジミール・ナボコフ(Vladimir Nabokov)はロシアからフランスを経てアメリカへと渡った移民である。

ほかの例を挙げると、『くまのパディントン』シリーズも移民文学として数えることができる。みなさんの中にはパディントンのぬいぐるみを持っている方もいるかと思うが、パディントンは元々イギリスの児童文学シリーズの主人公である。作者マイケル・ボンド(Michael Bond)は生まれも育ちもイギリスであるが、じつはパディントンは南アメリカのペルーからイギリスにやってきた移民という設定になっている。パディントンがイギリス文化を知らないことが原因で引き起こされるドタバタ劇が作中で展開される。パディントンにはグルーバーさんという親友がおり、この人物もまた、東欧の国ハンガリー出身の移民である。二人(一人と一匹?)は移民という同じ境遇ゆえに心を通わせている。

そしてカズオ・イシグロ(Kazuo Ishiguro)もまた、忘れてはならない好例といえる。イシグロは近年ノーベル文学賞を受賞したことで、日本にもその名が広く知られるようになった。イシグロは5歳まで長崎で育ち、父親の仕事の関係でイギリスに移住してそのままイギリス国籍を取得した小説家である。彼の、特に初期の作品には移民に関する話が多い。

3. なぜ移民文学が注目を集めているのか

今なぜ移民文学が注目されているのか?その理由の一つは、現代がまさに「移民の時代」と呼べる時代であり、移民文学は移民の心理や境遇を理解する上で重要だからである。例えば、2015年にシリアなどの国々からヨーロッパへ大量の移民が押し寄せたのは記憶に新しい(この出来事は「2015年欧州難民危機」と呼ばれる)。例を挙げれば切がないが、た

たとえばアメリカ合衆国の現大統領(2020年時点)がメキシコや中央アメリカからの移民を食い止めようとメキシコとの国境に壁の建設を計画している話もそうであるし、みなさんにとってより身近なところでは、日本政府が人口減少による労働力不足を解消するために移民の受け入れ緩和を決定したというニュースが2019年に流れた(政府は表向きには移民政策ではないと述べていたが、実質移民問題と解釈できる)。

もちろん移民は現代に限った現象ではない。人類の歴史は移民の歴史であったときえいえる。しかし現代の移民がそれまでの時代と異なるのは、交通の発達によって、長距離かつ短期間での多数の移動が可能となった点にある。同時に、移民の増加とともに各国で移民排斥運動も高まっており、国境管理が強化される時代になっているということも見逃してはならない。現代はグローバル化が進んでいるという話をよく耳にするが、それと並行して反グローバル化とでも呼ぶべき現象も起こっていることになる。

イギリスの移民事情に目を向けてみよう。歴史上、ブリテン島には幾度も移民が入ってきた。「イングリッシュ」の語源は「アングル人の言葉」だが、このアングル人は5世紀にブリテン島に移住してきた集団の一つといわれている。そのほかにも、イギリスのお隣アイルランドからもたびたび移民がやってきた。19世紀のいわゆる「ジャガイモ飢饉」による食糧危機がイギリスへの移民を生み出した。さらには、20世紀中頃のアイルランドでの経済不況が再びイギリスへの移民増加の原因となった。こうした移民の多くはヨーロッパからの移民であった。

第二次世界大戦後の1948年を境に状況が大きく変わることになる。同年、イギリスで「英国国籍法(the British Nationality Act)」と呼ばれる法律が制定された。第二次世界大戦でイギリスは戦勝国になったが、それは多くの犠牲を払った勝利だった。町は空襲で破壊され、兵士・市民あわせて40万人近いイギリス人が亡くなったといわれる。戦後イギリスは復興を進めるが、若者の多くが戦場で命を落としたため、戦後イギリスは労働力不足に悩まされた。この問題を解消するために、海外から労働力となる人々を積極的に招き入れることになった。そのための法律が英国国籍法であった。

当時イギリスは世界中に植民地を持っていたが、英国国籍法は植民地に住む人びとにイギリス人と同等の権利(=イギリスでの居住権や自由に職を得る権利など)を与えるという法律であった。つまり、植民地からイギリスにやって来る働き手を増やそうとした。植民地で暮らす人びとの多くにとって、イギリス本国は文化的な憧れの場所であった。たとえるならば、ちょうど日本国内で就職や進学のために田舎から都会に出てくる人がいるように、イギ

リスに來れば仕事を得て今よりも良い暮らしができると思じた人達が海を渡ってイギリスにやってくるようになった。なかでもカリブ海地域からの移民が多かったが、それ以外にもアフリカや南アジア(後述のパキスタンからの移民の多くもこの時期にやってきた)の諸地域からもイギリスに渡った。

残念なことに、移民が増えて良いことばかりが起きたわけではなかった。豊かな生活に憧れてイギリスにやってきた移民を待っていたのは低賃金で重労働の仕事ばかりで、肉体的にも精神的にも辛い生活であった。さらには、移民が自分達の職を奪うという考えを抱いたイギリス人による移民排斥運動が起こり、1950年代に入ると人種間の衝突も発生した。こうした衝突で最も代表的な事件は、1958年にロンドンの地区ノッティング・ヒルでの暴動である。また、1960年代になるとイノック・パウエル(Enoch Powell)といった、移民排斥を煽るような政治家も現れるようになった。

1948年以降の移民は、それ以前の、ヨーロッパ各地からの移民と比べて(肌の色など)外見的にイギリス社会で目立ったため、差別の対象になりやすかった。先述のような人種間の衝突以外にも、移民に対する差別は日常的だった。なかでも有名なものは「犬と黒人とアイルランド人はお断り(No Irish, no blacks, no dogs)」などと書かれた看板や張り紙が家やオフィスの前に出され、求人や部屋の賃貸の対象として移民を排除する言葉が町中で見られたという¹。

こうした社会情勢を受けて、イギリス政府は植民地(すでにイギリスから独立していた場合は、旧植民地)からの移民制限へと方針転換する。一方で、しだいに移民の中から、移民としての自分の暮らしを描いた作品を発表する者が現れるようになった。彼女ら/彼らの作品群がイギリスにおける現代移民文学を形成していった。移民文学を読むことで、私達読者は移民の目から見たイギリス社会の歴史を追体験できる。

イギリスにおいて移民文学が今「ホット」であるのに、もう一つ忘れてはならない理由がある。ポーランドやバルト三国などの東欧からの移民の増加、そしてイギリスのEU離脱問題である。近年イギリスでは移民問題への関心が高まっており、その意味でも移民文学はかつてないほどに注目されている。事実、東欧諸国からイギリスへの移民の暮らしを描いた小説や映画、テレビドラマなどが数多く製作されている。

¹ もっとも、差別や偏見は実在した一方で、こうした看板自体の存在については諸説ある。例えば、イギリスのガーディアン紙への読者投稿によると、“no coloureds”や“no West Indians”といった看板は実在したが、“No Irish, no blacks, no dogs”と書かれた看板は「神話」でしかないという(Draper)。

イギリスは1973年に欧州諸共同体に加盟した。この諸共同体は1993年に欧州連合(EU)となり、人や物資の自由な移動が可能な単一市場がヨーロッパに誕生した。一方、1989年に共産圏が崩壊してから、東欧諸国がEUへの加盟を求めようになり、2004年以降東欧諸国(たとえば2004年にポーランド、ハンガリー、バルト三国など、2007年にルーマニアやブルガリア)の加盟が実現した。その結果、より良い生活を求めてイギリスやドイツなどの比較的豊かで社会福祉が充実した国への、東欧からの移民が増加した。歴史は繰り返すとはよく言ったもので、移民増加とともに移民排斥感情も高まることとなった。しかし、EU内で人や物資が自由に移動することは条約で定められているため、イギリスがEUの一員であるかぎりには他のEU加盟国から移民がやってくるのを拒むことはできない。2016年、移民排斥感情の高まりなどを受けて、イギリスはEU離脱を国民投票で決定した(離脱の是非は僅差だったが)。その後、幾度のEUとの交渉やイギリス議会での承認を経て、2020年1月末に離脱が実現した。

4. 移民文学の特徴

移民文学には、移民ならではの体験や考えが書かれていることが多い。とはいえ、移民経験のない読者にとってはそれがどういったものなのか想像しづらいかもしれない。そこで、多少話が乱暴になることを覚悟の上で、イメージしやすくするために「転校」のたとえを用いて移民について考えてみよう。移民とはある地域から別の地域へと移動する、いわば地球規模の転校生のようなものといえる。自分が転校生になった、あるいは自分のクラスに転校生がやってきたと想像してほしい。そこには三つの特徴が挙げられる。第一に、新しい環境に馴染むには時間がかかる。社会のルール(ここでは校則やその地域の慣習などがそれに相当する)の違いに戸惑ったり、新しい友達ができるまで寂しい思いをしたりすることもあるだろう。以前いた学校での生活や友達のことが忘れられないこともある。概して、昔の自分と今の自分との間で気持ちが揺れ、居場所を見つけられない感覚をおぼえるものである。

第二に、転校生がいきなり学級委員長や生徒会長になるのは稀である。そういった役職には、以前からその学校にいた生徒が就くのが一般的である。転校生の中には最終的には中心的役割を担う者、早い段階で頭角を現す者もいるだろうが、たいていは時間がかかる。

第三に、転校生によっては、親の都合で転校させられて新しい環境に馴染めずにつらい思いをする人もいる。あるいは、方言を話す生徒がいじめにあうことさえある(逆に、標準

語を話す人が地方に転校していじめの対象となることもありうる)。そうすると、子は親を責め、親子喧嘩になるといった事態さえ生じる。

移民文学にもしばしばこうした特徴と似た傾向がみられる。第一に、登場人物が自分のアイデンティティについて悩む様子が描かれる。イギリス移民文学では、登場人物(ときとして作家自身の分身と解釈できる)は国籍上ではイギリス人だが、社会的には周囲の人びとによそ者と認識されているという感覚を抱くことがある。こうした作品では登場人物のルーツ探しがしばしば描かれる。それは移民の子孫に関しても当てはまる。たしかに移民の子孫にとっては「生まれ育った場所＝母国」となるが、それでも肌の色の違いや親から受け継いだアクセントなどが原因で、ときに社会の主流から疎外されたり、差別を受けたりすることがある。彼女/彼らが自分の親や祖父母が語って聞かせる遠くの文化に憧れを抱く様が描かれる一方で、実際その地を訪れてみると自分が現地の文化の一員ではなかったことを思い知らされるといった内容の作品もある。

第二に、貧困や社会底辺の生活を描いた移民文学もある。転校生がいきなり学級委員長や生徒会長になるのが稀であるように、移民の多くは新しい環境では社会の最下層からスタートする。貧しい暮らしや職が得られないために抱えるフラストレーションが描かれ、なかには薬物に手を出したり、泥棒や詐欺に手を染めたりする様子が描かれることもある。

第三に、親世代が移民である二世作家の場合、親世代との関係を描く傾向がある。移民にとって親子関係は複雑で、子は親との間に文化的ギャップを感じ、それがときに世代間の対立を生む。さらには、往々にして子孫は移住先の国の言葉を母語とするが、日本からイギリスへの移住の場合のように親にとってその言葉は外国語である可能性もある。そうした場合は、言語的な違いが世代間の対立に発展することさえある。その反面、子は食事や慣習などの文化や、身体的特徴などを親から受け継いでいる面もある。以上のように、移民の子孫は親の世代に対してときに反発しつつも、同時に切り離せない何かを感じる。優れた移民文学の作品にはそうした複雑な心理が見事に描き出されている。

移民文学にこうした特徴がみられるのは、作家にとって「自分は何者か」という問いが執筆活動の原動力になっているからだと考えられる。換言すれば、移民文学とは作家にとっての自分探しの旅、あるいは自分の体験を作品として残そうという試みと表現できる。

5. 移民文学を実際に体験してみよう

移民文学作品の冒頭部分を一緒に読みながら、この章で学んだ移民文学の特徴を実感してみよう。取り上げる作品は『郊外のブッダ(*The Buddha of Suburbia*)』で、ハニフ・クレイシ(Hanif Kureishi)という作家が1990年に発表した作品である。「クレイシ」という名前をみて、もしかしたら「暮石」とか「呉石」のような日本からの移民なのかと思った方もいるかもしれない。Nice try! しかし残念ながら、この作家はパキスタン人の父親とイギリス人の母親を持ち、1954年にイギリスで生まれた人物で、日本とは無縁である。日本と縁があるイギリス人作家は前述のカズオ・イングロがいる。偶然にもイングロも1954年生まれだ。イングロの作品、とくに日本を舞台にした初期の作品には移民文学の特徴を読み取ることができ、そちらの話も大変興味深い。それはまたの機会にさせていただくことにする。

クレイシはイギリスへの移民の子孫で、彼が書いた『郊外のブッダ』は移民文学の作品として理解することができる。この作品はクレイシ自身の人生をモデルにした小説で、このような小説は「自伝小説」と呼ばれる。自伝のような話だが、同時に小説なので色々な点がフィクション、つまり作り話になっている。『郊外のブッダ』は次のような書き出しではじまる。

俺の名前はカリム・アミール。生まれも育ちもほとんどイギリス人。おかしな類のイギリス人だって言われることがある。歴史ある二つの国が出会って生まれた、いわゆる新種って奴。でもそんなことは気にしない。(p.3: 以下も同様に著者による訳)

My name is Karim Amir, and I am an Englishman born and bred, almost. I am often considered to be a funny kind of Englishman, a new breed as it were, having emerged from two old histories. But I don't care.

この文章を詳しくみていこう。主人公兼語り手はカリム・アミールという名前であることがわかる。「カリム」も「アミール」も、みなさんにとって馴染みのあるイギリス人の名前っぽくないなど思われるかもしれない。ジョージとかマイケルとか、ケイトとかメアリーとか、そんな名前とは違った、イギリス人にとってどこことなく「異国情緒」を感じさせる名前である。移民文学の特徴を理解するためには、じつはこれがとても大切になってくる。移民文学は移民もしくはその子孫によって書かれた作品であるから、この作品のようにその多くは移民の視点から書かれている。『郊外のブッダ』は最初にかリム・アミールという名前を持ち出すことで、「これは読者のみなさんがご存知の従来のイギリス文学とは一味違います。イギリス社会にもたらされた新しい人びとの文化・生活を描いたお話になります」と宣言していることになる。

事実、移民文学を読んでいると、イギリス小説を読んでいるのだが、どこことなくイギリスっぽくない話という印象をしばしば受けることがある(ところで、「イギリスらしさ」とはいったい何なのだろうか)。『郊外のブッダ』では冒頭第一文からそれが見事に演出されていることになる。

「イギリスっぽくないイギリスの作品」という特徴に加えて、『郊外のブッダ』でもアイデンティティをめぐる心の葛藤が主題になっていることも忘れてはならない。語り手は第一文でまず「俺の名前はカリム・アミール」と自己紹介しているが、それはこの物語が自分語りの話であることを示唆している。事実、第二文で彼は「生まれも育ちもほとんどイギリス人」であり、自分をイギリス人の主流とは呼べない、どこことなく劣等感を抱いている存在であることがうかがえる。その理由は、自分が「歴史ある二つの国が会って生まれた、いわゆる新種」だからである。父親の故郷インドと母親の故郷イギリスという二つの地域の歴史を自分の文化的背景に持つ存在であり、それゆえどちらでもない中途半端さを感じている。語り手は「そんなことは気にしない」と強がっているが、もちろんこれは文字通りに受け取るべきではなく、じつはとても気にしているからこそ、冒頭からずっと自分の出自やアイデンティティに関わる話をしているのである。

前述の冒頭部分に続いて、カリムは以下のように語る。

二つの大陸と血縁の奇妙な組み合わせ、この場所とここではない場所の組み合わせ、属しているけれども同時に属していないという感覚。たぶんそのせいで俺は落ち着きがなく、飽きっぽい性格になったのだろう。(p.3)

Perhaps it is the odd mixture of continents and blood, of here and there, of belonging and not, that makes me restless and easily bored.

「二つの大陸と血縁」は、インドを含むアジア亜大陸とイギリスを含むヨーロッパ大陸、そしてインド人の血とイギリス人の血を指す。この文章から、カリムが二つのアイデンティティに引き裂かれて、自分の居場所がよく分からない感覚を抱きながら生きていることが伝わってくる。落ち着きがない性格は、移民の子孫であるゆえに社会の下層で暮らすことを余儀なくされており、日頃からフラストレーションが溜まっていることを示唆していると解釈することができるだろう。

そんなカリムがインド人の父親をどのように見ているかがうかがえる場面がある。

おやじは1950年からイギリスで暮らしてきた。20年以上もだ。そのうち15年は南ロンドンの郊外に住んでいた。でもイギリスにやってきたばかりのインド人みたいに、いまだに頼りない足どりで近所を歩いてはこんな質問をしていた。「ドーバーはケント州の町だったかな？」俺思ったんだけど、イギリス政府雇われの身なんだから、いくら薄給でしかない公務員だったとしても、そのくらいは知ってないとまずかったんじゃないかな。(p.7)

Dad had been in Britain since 1950 – over twenty years – and for fifteen of those years he'd lived in the South London suburbs. Yet still he stumbled around the place like an Indian just off the boat, and asked questions like, “Is Dover in Kent?” I'd have thought, as an employee of the British Government, as a Civil Service clerk, even as a badly paid and insignificant a one as him, he'd just have to know these things.

カリムはイギリス育ちで、それなりの教育を受けており、ドーバー(フランスからやってくる人にとっての玄関口として有名な、白亜の岸壁が美しい港町)がどの州にあるのかくらいは常識だと考えている。日本人ならば「横浜は神奈川県にある」や「神戸は兵庫県にある」ことを知っていて当然とみなすのと同じ発想といえ、みなさんにも理解していただけるだろう。移民である父親はイギリスで生まれ育っていないため、こうした知識が欠落しており、それゆえカリムは父親を軽蔑しているふしがある。さらに言えば、同小説のタイトルにもなっている「郊外のブッダ」とは父親を指している。カリムの一家はロンドン郊外に住んでいるが、父親がある日同僚にそそのかされてヨガを始め、やがて地元の人達向けのヨガ教室を開く。ヨガを教える父親の様子を「ブッダ」と形容しているのだが、そこにはカリムの目から見た皮肉がこめられている。

親子間のジェネレーション・ギャップがこうして描かれているわけだが、だからといってカリムは父親を軽蔑の対象としかみなしていないわけではない。上記の文章に続いてカリムは語る。

おやじは、出会ったやつとは誰とでもよろしくやる方法を教えてくれた。女の子だろうと男の子だろうと。おかげで、礼儀正しさとか素直さとか、もっといえば上品さなんかよりも、魅力が一番の宝物と思うようになった。(p.7)

Dad taught me to flirt with everyone I met, girls and boys alike, and I came to see charm, rather than courtesy or honesty, or even decency, as the primary social grace.

「女の子だろうと男の子だろうと」という言葉は、カリムがバイセクシュアルであることを含意している。その点はここでは置いておくとしても、カリムにとって父親から受け継いだものが確かにあることが語られている点は見逃すべきではない。親子はときに対立し、ときに絆を感じる関係にあることが移民文学の特徴の一つであることがよくわかる一例になっている。

6. おわりに

本章ではイギリスにおける移民文学について、実例を用いながら学んだ。近年日本でも海外出身の方が多く暮らすようになってきている。日本でも移民文学というジャンルが文壇で大きな位置を占める時代がいずれやって来るのではなかろうか。いや、じつは明治時代、日本の怪談話をまとめたラフカディオ・ハーンという作家がおり、彼はギリシア生まれのアイランド人だが、日本人女性と結婚し「小泉八雲」という名で日本で暮らした。また、近年では2017年に芥川賞にノミネートされた温又柔(おん ゆうじゅう)や2019年にやはり同賞にノミネートされた李琴峰(り ことみ)らの台湾出身作家に代表されるように、日本と移民文学はすでに深い関係にあるのだ。

移民文学は小説だけでなく、映画などの映像作品もあるので、たとえ小説を読むことが苦手な方でも、移民を描いた映画やテレビドラマを観てはどうだろうか。この機会に移民文学の作品を実際に手にとり(あるいは映画やドラマを観て)、移民の考え、移民が抱える諸問題を理解することは、移民がもたらす社会の多様性と向きあうための重要な手助けになるにちがいない。

参考文献

Draper, John (2015). "No Irish, No Blacks, No Dogs, No Proof." Letters. *Guardian*.
<https://www.theguardian.com/money/2015/oct/21/no-irish-no-blacks-no-dogs-no-proof>

Kureishi, Hanif (1990). *The Buddha of Suburbia*. Faber and Faber.

もっと知りたい人のためのブックリスト

イギリス歴史について

- ・川北稔 (2020).『イギリス史 上・下』山川出版社.
- ・パニコス・パナイー (2016).『近現代イギリス移民の歴史: 寛容と排除に揺れた200年の歩み』浜井祐三子, 溝上宏美訳、人文書院.

移民文学の作品、および作品研究

- ・北島義信.「世界文学シリーズ イギリスにおけるインド・パキスタン英語文学—ハニフ・クレインの描く南アジア移民第二世代の現実」『民主文学』549号(2011年7月)、130-39頁.
- ・ケン・リュウ (2017).『紙の動物園 (ケン・リュウ短篇傑作集1)』古沢嘉通訳、早川書房.

フランス革命における 連邦主義の語彙史

水野 延之



目次

1. はじめに
2. フランス革命の概略
3. フランス革命と国民国家
4. フランス革命と連邦主義
5. フランス革命における連邦主義の語彙史
6. おわりに

1. はじめに

本章ではフランス革命における連邦主義の語彙史を取り扱う。だが、これだとテーマとしてはかなり限定的である。皆さんは、「連邦主義」という言葉も、「語彙」という言葉も、当然知っているだろう。しかし、「フランス革命における」ということになると、話は別だろう。そのため、細かい話に入る前に、馴染み深い話から入らなければならない。本章の構成は以下の通りである。まず2でフランス革命について概略を説明する。次に3で、フランス革

命と国民国家との関係について述べる。それから4で、フランス革命における連邦主義に触れ、5で語彙史へと入り、話をまとめる。

2. フランス革命の概略

フランス革命(1789-1799年)は18世紀末のフランスで起こった、世界的に有名な歴史的な事件である。日本でも良い解説書がたくさん出ている。ここでは、その中の1つ、安達正勝著『図解雑学フランス革命』より、この事件の経過を見ておきたい。なお、本章で先行研究を用いて説明をする場合、筆者の方で情報を補足することがある。あくまでも文責は筆者にあることをお断りさせていただきたい。

フランス革命前の体制は、旧体制と呼ばれる。絶対王政の時期であり、国民は3つの身分に分けられていた。第一身分が聖職者、第二身分が貴族、第三身分が平民で、この最後の平民が人口の9割以上を占めていた。ありがちな話ではあるが、平民の生活は苦しかった。絶対王政を象徴するのは何と言っても太陽王ルイ14世(在位1643-1715年)であろう。その治世に増築された、壮麗なヴェルサイユ宮殿は有名だ。次に曾孫のルイ15世(在位1715-1774年)が来て、フランス革命の頃になると、国王はルイ16世(在位1774-1792年)である。絶対王政下のフランスは当時のヨーロッパでトップレベルの強国だった。だが、ルイ14世期以来の相次ぐ戦争による負担で、革命前には、国家財政は破綻寸前になっていた。しわ寄せはルイ16世にきた。彼は改革を試みたが、貴族ら特権身分の反発により失敗する。改革には例えば、貴族の免税特権廃止などが含まれていた。貴族たちは、そういう問題を話すなら、全国三部会を招集するべきだと主張した。このような貴族の反対が革命に繋がるので、貴族がフランス革命を始めた、という解釈もある。三部会とは、3つの身分の代表が参加する議会である。創設は中世だが、王権が強化されると開かれなくなった。それをまた招集すべきというのだ。初会合は1789年5月5日である。こうして国王と国民の話し合いの場が持たれたが、問題は平民たる第三身分の代表もそこにいたことであり、貴族たちは平民の利害のことなどは顧慮していないことであった。会合は採決方法をめぐって紛糾した。2対1で特権身分に有利な身分別採決か、数の関係で第三身分に有利な議員数採決か。揉めている内に第三身分は他の身分の同調者と合流し、国民議会を結成、これが今日でいうところの国会にあたる憲法制定国民議会の誕生に繋がる。

さて、フランス革命といえば、重要な開始点にバステューユ牢獄の襲撃が挙げられないだ

ろうか。1789年7月14日のことである。これは改革派大臣のネッケル(Jacques Necker)が罷免されたことがきっかけで、民衆が起こした事件である。パリのバスティーユは政治犯を収容していた牢獄だったが、民衆は武器弾薬を手に入れるためにここを襲撃した。この事件は王政への抵抗を象徴する事件となり、本格的に革命が開始される。フランス各地で農民蜂起が起こり、事態の收拾を図るべく、8月4日には封建制が廃止される。8月26日には、かの有名な『人権宣言』も採択される。10月5日にはパリの女性たちがヴェルサイユへと行進し、結果、国王一家はパリへと移送される。あわせて、国会もパリへと移った。いろいろ課題はあったものの、この辺りから、バスティーユ襲撃一周年記念日である1790年7月14日にパリで催された国民統合の祭典、全国連盟祭の頃までは、革命のポジティブな面が目立つ時期である。ネガティブな面が出てくるのは1791年6月のヴァレンヌ逃亡事件辺りからである。これは国王一家がパリから逃亡して国境近くのヴァレンヌで拘束された事件だ。これにより、国民はルイ16世が革命を裏切ったと考えた。王政廃止の意見も出てきた。同年9月3日にはフランス史上初めての憲法が国会で採択され、立憲君主制が成立したのだが、この体制は翌年崩壊する。周辺諸国は革命が進行中のフランスのことが気に食わない。そして1792年4月20日にフランスはオーストリアに宣戦、革命戦争が始まる。この対外戦争について、国王が曖昧な態度を取っていたため、民衆は我慢ができなくなり、とうとう、民衆と地方からの民兵による8月10日の王宮襲撃事件が起こる。王権は停止、国王一家は幽閉。新たな国会である国民公会は、9月21日に王政廃止を宣言、フランスは共和国となる。ルイ16世の裁判が国会で議論され、1793年1月21日に処刑される。

フランス革命が世界史的に大きな意義を持つ事件であったことに間違いはないのだが、その展開を追っていくと途中からどうも暗い話が多くなるようだ。国王処刑後も国会では政治抗争が続く。ジロンド派¹とモンターニュ派²の対立だ。モンターニュ派の方が急進的で、その代表はかの有名なロベスピエール(Maximilien Robespierre)。勝利はこの派閥が手にするが、その帰結は独裁体制と恐怖政治である。1793年はフランスの諸都市が反乱を起こした内戦の年だ。対外戦争も続いていたから、フランスは内外から危機にさらされた。恐

¹ ジロンド派という呼称は、メンバーの1人がフランス南西部にあるジロンド県の出身であることから来ている。1792年春頃から権力を握った。モンターニュ派の対抗勢力であり、1793年6月に国会から追放された。人数は140人ほどであり、連邦主義者や自由主義者とされることもあるが、評価は分かれている。

² フランス革命期に特に革命的であった勢力。ロベスピエールを筆頭とする。人数は260人ほど。ジロンド派を追放し権力を握った。

怖政治とは反革命分子が次々とギロチンにかけられて処刑されていった事態だが、その渦中、権力の中心にいたロベスピエールも、1794年7月27日に起きたクーデターで倒れる。いわゆるテルミドール9日のクーデターだ。ここで革命は一区切りである。まだまだ歴史は続くのだが、本章に関わる話は大体出たので、この辺りにしておこう。革命の経過については章末に略年表を添付しているので、そちらも参照されたい。

3. フランス革命と国民国家

さて、本章のテーマはフランス革命における連邦主義である。だがその話をする前に、関連テーマとしての国民国家について論じるのがよいだろう。そのため、前節で触れた革命の展開を、本節では国民国家という観点から辿りなおしてみたい。

フランスの歴史家ピエール・ノラ(Pierre Nora)によれば、フランス革命は「国民」という言葉にとって特別な事件である。ノラは「国民」に、①法の前で平等な市民の集合体、②憲法を制定する権力、③過去と未来という連続性によって結合された人間の集団、という3つの意味を見出し、フランス革命がこれらを結合させたとする。そして以後、「国民」は様々な言葉と不可分になっていく。「王国」「共和国」「国家」「祖国」「フランス」などである(Nora, 1992, 西川訳, 2000, p.186)。ノラの説明を言い換えれば、フランス革命が国民国家を生み出した、ということになるだろう。ではノラの論稿をベースに、フランス革命と「国民」との関係を確認してみよう。

「国民」という言葉の登場自体は、革命よりもはるかに前である。だがノラによれば、革命の開始点ともいべき全国三部会開催のための選挙運動や諸文書の流通が、この言葉にとっては大いに重要であった。仮綴じ本、パンフレット、陳情書等が数多く作成され、大きな権利を付与された「国民」が観念されたからである。特に重要であったのは、有名な革命家シェイエス(Emmanuel Joseph Sieyès)による『第三身分とは何か』というパンフレットであり、そこでは特権身分が排除されるべきこと、それまでは権利を付与されていなかった平民たる第三身分が「国民」を構成するべきことが説かれた。ノラは、このシェイエスの主張の中に、国民的共同体の内部への「国境」の移動、「国民」という原理における排除の芽、さらには、内戦の正当化、を見て取る。この点にはまた戻るとして、ノラによれば、「国民」の公的な登場は、革命開始と同時期である。革命により、今日でいうところの国会が、「国民議会」という名前を取るようになったのである。そしてフランス革命を象徴する文書である『人権宣言』

は、その第三条で、全ての主権の原理が「国民」の中にあることを認めている。「国民主権」の登場である。

1789年7月14日のバスティーユ襲撃、8月4日の封建制廃止に加え、10月5-6日のヴェルサイユ行進が、「国民」にとって特別な出来事である。ヴェルサイユ行進で国王がパリに戻ったことは、「国民」に中心が与えられたことを意味した。革命の一時期の標語は「国民、法、国王」であった。フランス史における最初の「国民的祭典」は、1790年7月14日の全国連盟祭である。革命下のフランスは対外戦争に突入するが、戦争の勝利に際し、とある将軍が「国民万歳」と叫んだ、というエピソードからは、例えネガティブなものにせよ、革命の展開が「国民」の観念をより強固にしていく様相がうかがえる。このように、革命と「国民」との関係はとても強いと言えるのである。

さて、本節は冒頭で、フランス革命が国民国家を生み出した、と述べた。この表現だと、フランス革命が、現存する世界の数多の国民国家の発端になった、という意味に受け取られる可能性がある。その理解でも正しいのかもしれないが、そうまで言えるかは筆者には分からない。そこで、「国民」に関するフランス固有の事情についても触れておこう。ノラも説明していることではあるが、それはフランス革命が旧体制の清算を目指していたという事情である。例えば、全国三部会が「国民議会」になったのは、全国三部会という名称が旧体制のものだからである。ノラによれば革命期の「国民」の重要な主題の1つは「統一」であるが、これも旧体制が多様に過ぎたことにもよるものであった。中央集権的な県制の設立、度量衡の改革、共和暦の制定によるカレンダーの改革は、旧体制の清算を示す良い例なのである。そしてこの議論が、本章のテーマに関わる。それはまず、フランス史上初の「国民的祭典」であった全国連盟祭によってであり、また、ノラがフランスの「国民問題」として挙げているところの、「国民」の定義の内的二重性によってである。内的二重性とは、旧体制期の「国民」と革命後の「国民」からなる二重性のことである。旧体制期から「国民」という言葉はあり、「国民」はいたのだが、革命は旧体制の清算を目指したわけだから、両者は緊張関係にあった。そこから、フランスでは「国民」という観念は排他性や敵対性を帯びることになったのである。シェイエスが出てきた際に少し述べたことだが、ノラは「国民」という観念の攻撃性に着目している。この性質により、革命期には国外の「敵」のみならず、貴族や特権者など国内の「敵」が創造され、また「敵」の括りはどこまでも拡大していったのである。フランス革命における連邦主義というテーマは、主に「連盟」と「連邦主義」という2系統の言葉により構成されている。そして全国連盟祭は「連盟」に、「国民」観念の排他性は「連邦主義」に、

それぞれ関わるというわけである。混乱しないように、前者を「連盟」系統、後者を「連邦主義」系統と呼ぶことにしよう。では、いよいよ連邦主義の議論に入ることにしよう。

4. フランス革命と連邦主義

本節以降、本章の主人公である連邦主義が出てくる。単に連邦主義と言うと漠然としているが、先にも述べたように、フランス革命において、このテーマは「連盟」系統と「連邦主義」系統の言葉により構成されている。フランスで有名なフランス革命事典2つも、この区分に沿って用語を収録しているようである。1つはパリ・ソルボンヌ大学の正統派革命史学の代表者アルベール・ソブール(Albert Soboul)が作成に尽力した『フランス革命歴史事典』であり、もう1つは、この学派に対抗するいわゆる修正派史学の代表者フランソワ・フュレ(François Furet)が編集する『フランス革命の批判的事典』である。前者は①「連邦主義」、②「連盟祭」、③「連盟(複数形)」、④「連盟兵」という4つの用語を、後者は①「連邦主義」と②「連盟祭」という2つの用語を収録している³。フランス語の事典なので、アルファベット順に収録されているからこの並びだが、前者の事典は②、③、④が「連盟」系統、①が「連邦主義」系統、後者の事典は②が「連盟」系統、①が「連邦主義」系統の言葉である。前者の説明が短くまとまっているので、用語の意味を簡単に確認しておこう。

①連邦主義(フランス語ではfédéralisme)。この語はジロンド派を批判するための語であった。ジロンド派は連邦主義者(fédéraliste)とされることもあった。「ジロンド派の連邦主義」と「ジャコバン派⁴の中央集権主義」という対比的表現もある。だがジロンド派はフランスを連邦国家にしようとしていたわけではなかった。パリの強力な中央権力を敵視していたわけでもなく、その権力がパリの一部の群衆の影響下に置かれることを恐れていた。中央への反乱に加担したこともあったが、それは、あくまで政敵打倒のためであった。またこの語は、地方民衆協会の会合を批判するためにも用いられた。民衆協会自体はジャコバン派に近いので、これは「ジャコバンの連邦主義」と研究者によって呼ばれている(Dorigny,

³ 2節で利用したノラの論稿は、この『フランス革命の批判的事典』に収録されている「国民」という項目である。この事典は邦訳されており、アクセスしやすいのだが、内容がやや難解な上に項目ごとの分量が豊富であるという特徴がある。

⁴ 革命期の政治クラブであったジャコバン・クラブのメンバーというのが元の意味だが、しばしばモンターニュ派と同一視される。

1989/2006, pp.439-438)。

②連盟祭(fédération)。全国連盟祭のこと。1789年7月14日にはバステューユ牢獄の襲撃事件が起こったが、その日にちを借り、7月14日に行われることになった国民統合のための革命祭典。1790年のものが特に有名である(Petitfrère, 1989/2006, pp.438-439)。

③連盟(複数形)(fédérations)。連盟の諸運動。様々な改革を妨害する者たちから自身を守るために、近隣の都市や地方の愛郷者を団結させる運動。フランス革命以前から存在した。1788年以降地方で盛んに行われ、それらが1790年7月14日の全国連盟祭へと結実する。革命的な運動も、反革命的なものも存在した。ジロンド派に協力して中央に反旗を翻した諸県の運動も、性質は似ている(Petitfrère, 1989/2006, pp.439-440)。

④連盟兵(fédérés)。外敵との闘いよりも内政に干渉する革命兵力。例えば、王権停止に繋がった1792年8月10日のテュイルリー宮襲撃事件に参加。この事件で活躍したマルセイユからの連盟兵はパリへの道中『ライン方面軍歌』を歌っており、これが後にフランス国家の『ラ・マルセイエーズ』になる。事件後もパリに残った連盟兵の中には、ジロンド派に協力した者もいた(Bertaud, 1989/2006, pp.440-441)。

①について少し説明しておく、フランス革命において、連邦主義はジロンド派とジャコバン派の政争と関係するものであり、そのことが前節における、「国民」観念の排他性、と関係している。両派の抗争は1793年がピークである。④の連盟兵は、全国連盟祭に参加した民兵のことも指す。かくして、事典に収録されている関連用語の全てが、前述の2系統に属することが分かる。そしてまた、「連盟」系統の言葉が出てきた後に「連邦主義」系統の言葉が出てくる、というように、用語に登場の時系列があることも分かるだろう。これが、フランス革命における連邦主義の最大の問題に繋がる。それは、2系統の関係はいかなるものか、というものだ。「連盟」は団結のための運動や祭典のことを指し、「連邦主義」は政争における非難の用語を指す。この2系統は用語の綴りが似ているだけで、あまり関係はないのではないだろうか。意味を考えても、「連盟」はポジティブで、「連邦主義」はどうもネガティブである。実はこれは専門の研究者にとっても複雑な問いであり、筆者も完全に答えを出せていないのだが、語彙史から少しでも答えに迫ろうというのが、本章の試みである。

ここで、次節に移る前に、繰り返し出てきている全国連盟祭について説明しておきたい。安達前掲書の解説によれば、旧体制期のフランスは各地域が閉鎖的で自律的だった。人々は、自己を「フランス人」としてよりも、自身の地域の人間と意識していた。だが前出のヴェルサイユ行進の頃から、「フランス人」としてまとまる気運が高まってきた。かくして、バステューユ襲撃事件一周年記念日に国民祭典がパリのシャン＝ド＝マルス公園で催された。その頃には旧体制期の行政区分であった「州」は廃止され、フランスには83の「県」が置かれていたが、祭典には全国の県から代表者3万人が集まった。観客は30万人。国王、国会議員、政府高官が並び、革命家たちや国王が、相互に誓いの言葉を述べ、団結を表明した(安達, 2010, pp.98-99)。

5. フランス革命における連邦主義の語彙史

フランス革命期には、上述のもの以外にもたくさん連邦主義に関する語彙が存在していた。筆者はかつてそれらを「フェデラル系列」と表現したことがある。連邦主義をめぐる議論は、様々な「フェデラル系列」の語彙によって展開されていた。そして、これらの語彙の登場時期と頻度から、面白いことが分かるのである。細かいことは後にして、語彙について、流れをまとめれば以下のようなになる。革命の勃発した1789年から共和国の誕生した1792年後期までの時期は、「連邦主義(fédéralisme)」以外の語彙が登場している。これを第一期としたい。1792年後期に「連邦主義」が現れてからは、この語彙が特に目立っている。これを第二期としよう。そして恐怖政治や独裁の象徴であったロベスピエールが1794年7月に倒されてからは、「フェデラル系列」の語彙すべてがその頻度を減らす。これが第三期である。連盟の諸運動や、国民統合の祭典である全国連盟祭は、主に第一期に行われている。この時期は、フランスを連邦制にしようという議論も存在した時期である。革命の展開は国王一家のヴァレンヌ逃亡事件以降暗さが目立っていくが、国家体制の在り方については様々な可能性のあった時期であるといえるだろう。第二期の主役は「連邦主義」であるが、この時期には、明るさはほぼ消えている。この語彙は政治抗争の場でジロンド派を非難するために主に用いられ、ジロンド派が抗争に敗れ、そして中央の方針に不満を持った一部の地方が反乱を起こすと、それを批判するために用いられるようになった。第一期で連邦制に好意的な発言をしていた者も意見を変えたか、もしくはその意見を表明できなくなり、「フェデラル系列」の語彙は批判一色に染まる。問題は第三期である。ロベスピエールは倒され、生

き残っていた一部のジロンド派は復権した。状況が第一期に近づいてもおかしくはないように思われるのだが、連邦制を肯定する発言はほぼゼロであった。この時期の革命家は、二度と派閥抗争を起こしてはならないという感情を強く持っていた。そのため、「フェデラル系列」の語彙はその頻度を減らしたものの、「連邦主義」は相変わらず非難の語彙として用いられていた。

以上から何がいえるだろうか。おおよそポジティブな意味である「連盟」系統の語彙の消失と、否定の意味のみを有する「連邦主義」系統の語彙の急増がセットになっているという点を、筆者は押さえたい。2系統の語彙の動きは無相関ではなく、まるでトレードオフである。これが、語彙史から2系統の関係が分かる理由である。ではなぜポジティブな「連盟」系統の語彙からネガティブな「連邦主義」系統の語彙へ、という動きが生じたのか。様々な理由が考えられる。先行研究の見解も様々である。その内の1つは対外戦争を理由とするものである(Ozouf, 1992, 河野訳, 1998, p.311)。革命戦争は1792年4月から始まる。否定の意味のみを有する「連邦主義」が登場したのは同年後期である。この語彙は、外では戦争、内では派閥抗争、このような殺伐とした情勢の中から現れたものと言えるのではないか。1793年6月にジロンド派は敗北し、追放される。そして諸地方の反乱がおこる。中央の政治は、独裁および恐怖政治に向かっていく。この時期に、「連邦主義」は数多く使用された。そして反乱が1793年末に鎮圧され、1794年には、対外戦争の状況も好転し、ロベスピエールはクーデターで倒れる。情勢がひとまず落ち着いたように思われる中で、「連邦主義」は、否定の用法のままではあるものの、他の「フェデラル系列」の語彙とともにその姿を消していくのである。ここで考えておきたいのは、フランス革命という歴史的事件は、国民国家を生み出したと解釈できると同時に、「連邦主義」を分裂・否定の語彙として誕生させ、その意味を固定させた事件としても解釈できるということである。ある先行研究は述べている。フランスでは地域主義運動にも反乱を起こした地域の記憶がつきまとった。地域主義の要求は常に、祖国の統一と不可分性に相反するものとされ、革命より200年、地域主義の勢いは弱かった。フランスの政治はつい最近まで「連邦主義」という敵をでっち上げ続けた、と(Ozouf, 1992, 河野訳, 1998, p.322)。これはノラによる「国民」観念の排他性の議論と関係すると思われる。フランス革命における連邦主義の語彙史からは、国民国家の負の側面が浮かび上がるようである。

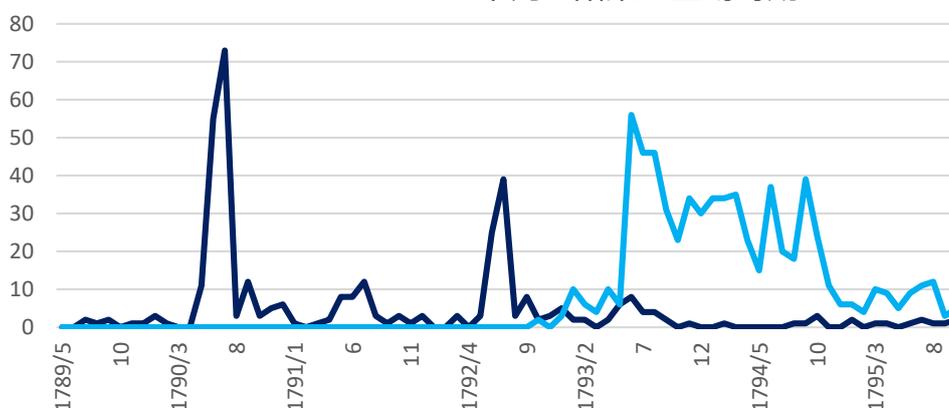
以下に、語彙の頻度と登場時期を表とグラフにまとめる。

表1. 「フェデラル系列」の語彙

「連盟」系統の語彙	頻度	「連邦主義」系統の語彙	頻度
confédération	90	fédéralisme	363
confédérations	3	fédéraliser	28
Confédération	2	se fédéraliser	6
fédération	243	fédéralisé	8
fédérations	10	fédéraliste	270
Fédération	13	défédéraliser	1
		fédéralisation	1

1789年5月5日～1795年10月26日に国会議事録に登場した26のフェデラル系列の語の内13をまとめた。角田延之 (2012). 『フランス革命と「フェデラリズム」』 筑波大学博士(文学)学位請求論文 p.102の表を修正。

グラフ1. フェデラル系列の語彙の登場時期



藍は「連盟」系統、水色は「連邦主義」系統の語彙。角田前掲書p.103の図を修正。

6. おわりに

本章は、連邦主義の語彙史から、フランス革命と国民国家について考察した。語彙史を調べることで連邦主義を総体として把握することができ、また連邦主義について考察することにより、国民国家についても別の側面から理解することができた。本章のテーマは馴染みのないものかもしれないが、実にいろいろなことが分かったのではないだろうか。結びに、

本章が示唆することについて述べさせていただきたい。本章のためのメインの作業は、ある語彙を調べ、数え、表やグラフにすることである。これには時間はかかるし、根気も必要かもしれない。だがやる気さえあれば、特別な才能は必要としない作業でもある。しかも、いろいろなことが分かってしまうのである。このことは、実は学問全般にも言えることである。皆さんも、ぜひ、何かに興味を持ち、様々なことにトライしていただきたい。

資料 フランス革命略年表

1787年	2. 名士会召集, 財政改革案に貴族の抵抗
1789年	1. シェイエス『第三身分とは何か』を公表。5. 全国三部会開催。6. 国民議会成立。 7. バスティーユ攻略 8. 封建制廃止決議。人権宣言。10. ヴェルサイユ行進。 11. 教会財産国有化。
1790年	7. 聖職者民事基本法。第一回全国連盟祭。11. 聖職者の公民宣誓で教会分裂
1791年	6. 国王のヴァレンヌ逃亡。7. シャン＝ド＝マルスの虐殺。 9. 「91年憲法」可決, 立憲議会解散。10. 立法議会成立
1792年	4. ジロンド派内閣, オーストリアに宣戦布告。革命戦争開始。 8. 8月10日の革命, 王権停止宣言。9. 九月虐殺。戸籍の世俗化。離婚法。 国民公会成立。第一共和政
1793年	1. ルイ16世の処刑。2. 第一次対仏大同盟。3. ヴァンデの反乱勃発。 6. ジロンド派追放, 「連邦主義者」の地方反乱勃発(～12月), モンターニュ派(ジャコバン)独裁。「93年憲法」成立。7. 封建的諸権利完全廃止。 9. 恐怖政治始まる。一般最高価格法。10. ジロンド派処刑。非キリスト教化運動激化。 11. 共和暦採用
1794年	2. 植民地奴隷制廃止。3. エベール派処刑。4. ダントン派処刑。6. 最高存在の祭典。 7. テルミドールのクーデター, ロベスピエール処刑。 11. ジャコバン・クラブ閉鎖
1795年	4. ジェルミナールの蜂起失敗。バーゼル条約でライン左岸領有。8. 「95年憲法」成立。 10. ヴァンデミエールの王党派反乱。国民公会解散, 総裁政府成立。メートル法制定, 度量衡統一
1796年	3. ナポレオンのイタリア遠征(～97年)。5. バブーフの陰謀発覚。11. ナポレオン、オーストリア軍に勝利

1797年	5. 「五百人議会」選挙で王党派進出。7. イタリア北部にフランスの姉妹共和国であるチザルピーナ共和国成立。9. フリュクティドールのクーデターで王党派議員追放
1798年	5. フロレアルのクーデターでジャコバン派議員追放。ナポレオンのエジプト遠征（～99年）。12. 第二次対仏大同盟
1799年	6. プレリアルのクーデター。11. ブリュメールのクーデターで統領政府成立。12. 「共和暦8年憲法」制定。ナポレオン第一統領に就任

谷川稔・渡辺和行(編) (2006). 『近代フランスの歴史』 ミネルヴァ書房 p.44から作成。

参考:連邦主義についての基礎情報

本章はフランス革命における連邦主義を取り扱うものである。だがせっかくなので、「フランス革命における」という限定を外し、連邦主義についての基礎的な情報も踏まえておこう。アンダーソン(George Anderson)というカナダの政治学者の著書『連邦制入門』によれば、書の執筆時点(2008年)で、国連加盟国192⁵の内、28の国が連邦制国家であり、これら28の国が抱える人口は、世界人口の40%以上である。アンダーソンの言う連邦制国家の一覧は以下の通り。

アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、パラオ、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ブラジル、カナダ、コモロ、コンゴ民主共和国、エチオピア、ドイツ、インド、イラク、マレーシア、メキシコ、ミクロネシア、ナイジェリア、パキスタン、ロシア、セントクリストファー・ネイビス、南アフリカ、スペイン、スーダン、スイス、アラブ首長国連邦、アメリカ合衆国、ベネズエラ(列挙の順は邦訳に従った。)

以上には、アンダーソンの執筆時点から状況が変化している国も含まれており、現在の確定的なリストにはなっていない。ここでは、連邦制が多様性を有するという点を押さえたい。アンダーソンも述べるように、実在する連邦制国家の領土の大きさ、経済のレベル、人口の同質性、民主主義の歴史の長さ、地方政府の数・自律性・権限の明確さ、代表制の在り方、安定の度合いなどは実に多様である。だが、共通の特徴は当然ある。上記28の国がすべてを有しているわけではないが、それは、中央政府と地方政府の二層制、中央政府の

⁵ 現在は193か国。

みでは改正できない条項を持つ成文憲法、憲法による中央政府と地方政府への立法権限の公的配分などである。

連邦制以外の形態の国家についても述べておきたい。連合国家と単一制国家である。アンダーソンは、以下のように国家の対比を行っている。

- 連合国家 = 中央政府は連邦構成単位による法的創造物。
- 単一制国家 = 地方政府は中央政府の法的創造物。
- 連邦制国家 = 中央政府と地方政府は、自律的な憲法的存在基盤を持つ。

アンダーソンは、現在における連合国家の存在を、議論の余地のあるものとし、例えばアラブ首長国連邦について、連合国家の特徴を数多く有しているとする。他方、単一制国家は多い。上記の特徴からすると、他の形態の国家に比して、単一制国家では中央政府の権限がより強力であるという印象を受ける。だが分権化している単一制国家もある。分権的単一制国家として、アンダーソンは、コロンビア、イタリア、日本、フランス、ペルー、イギリス、インドネシアを挙げている(以上、Anderson, 2008, 新川監訳, 2010, pp.11-18)。フランスでは、1980年代以降地方分権改革が進行中であるため、ここに名前が出てくる。

語彙についても見ておこう。アンダーソンの『連邦制入門』の原題は、Federalism : An Introductionである。Federalism/federalismが「連邦制」と訳されている。だが「連邦」や「連邦制」を表す用語には、federationもある。どのように理解するべきであろうか。両者について、ベルギーの政治学者であるスウェンデン(Wilfried Swenden)は、『西ヨーロッパにおける連邦主義と地域主義』の中で、以下のような区別を行っている。なお、以後はカタカナでフェデラリズム/フェデレーションなどと表現することとしたい。

- フェデラリズム = 連邦主義。イデオロギー的、規範的概念。多様性の中の統一を反映し、EUなどの政治システムにとって望ましいガバナンスの原則を示すもの。
- フェデレーション = 連邦制。制度的な概念。何を特徴とするかは見解が分かれる。

つまりフェデラリズムは規範であり、フェデレーションは制度である、という区別である(Swenden, 2006, 山田訳, 2010, pp.10-18)。だが、邦訳の凡例と補遺によれば、以上のような定義を行った章以外の部分では、スウェンデンは必ずしも厳密な区分をしていないとい

う(山田訳, p.xi)。それは連邦主義の語彙の問題が複雑だということを意味しよう。やはり、本章でフランス革命について行ったような、語彙史の調査が必要である。

参考文献

安達正勝(2010).『図解雑学フランス革命』、ナツメ社。

Anderson, G.(2008). *Federalism: An Introduction*. Canada: Oxford University Press. (G. アンダーソン(著)、新川敏光(監訳)、城戸英樹・辻由希・岡田健太郎(訳) (2010).『連邦制入門』、関西学院大学出版会.)

Nora, P.(1992). Nation. In F.Furet, & M.Ozouf(Eds.) *Dictionnaire critique de la Révolution française, idées*, Paris: Flammarion. (P. ノラ(著)、西川長夫(訳)、「国民」、F. フュレ・M. オズーフ(編)、河野健二・阪上孝・富永茂樹(監訳) (2000).『フランス革命事典5 思想 I』、みすず書房、pp.186-205.)

Ozouf, M.(1992). Fédéralisme. In F.Furet, & M.Ozouf(Eds.) *Dictionnaire critique de la Révolution française, événements*, Paris: Flammarion. (M. オズーフ(著)、河野健二(訳)、「連邦主義」、F. フュレ・M. オズーフ(編)、河野健二・阪上孝・富永茂樹(監訳) (1998).『フランス革命事典1 事件』、みすず書房、pp.306-324.)

Ozouf, M.(1992). Fédération. In F.Furet, & M.Ozouf(Eds.) *Dictionnaire critique de la Révolution française, événements*, Paris: Flammarion. (M. オズーフ(著)、阪上孝(訳)、「連盟祭」、F. フュレ・M. オズーフ(編)、河野健二・阪上孝・富永茂樹(監訳) (1998).『フランス革命事典1 事件』、みすず書房、pp.325-339.)

Swenden, W.(2006). *Federalism and regionalism in western europe*. London: Palgrave Macmillan. (W. スウェンデン(著)、山田徹(訳) (2010).『西ヨーロッパにおける連邦主義と地域主義』、公人社.)

Bertaud, J-P.(1989/2006). Fédérés. In J-R.Suratteau, & F.Gendron(Eds.) *Dictionnaire historique de la Révolution française*, Paris: Presses Universitaires de France. pp.440-441.

Dorigny, M.(1989/2006). Fédéralisme. In J-R.Suratteau, & F.Gendron(Eds.) *Dictionnaire historique de la Révolution française*, Paris: Presses Universitaires de France. pp.437-438.

Petitfrère, C.(1989/2006). Fédération(Fête de la). In J-R.Suratteau, & F.Gendron(Eds.)

Dictionnaire historique de la Révolution française, Paris: Presses Universitaires de France. pp.438-439.

Petitfrère, C.(1989/2006). Fédérations. In J-R.Suratteau, & F.Gendron(Eds.) *Dictionnaire historique de la Révolution française*, Paris: Presses Universitaires de France. pp.439-440.

もっと知りたい人のためのブックリスト

- ・安達正勝(2010).『図解雑学フランス革命』、ナツメ社.
- ・G. アンダーソン(著)、新川敏光(監訳)、城戸英樹・辻由希・岡田健太郎(訳) (2010).『連邦制入門』、関西学院大学出版会.
- ・J. ミシュレ(著)、桑原武夫・樋口謹一・多田道太郎(訳)(2006).『フランス革命史〈上〉〈下〉』、中央公論新社.

3冊目は本文では使っていない。ミシュレは、特に1790年7月14日の全国連盟祭について熱く描写している。その部分だけでもお読みいただきたい。まるでミシュレが今現在のことを描いてくれているかのように錯覚するし、事態も鮮明に把握できるだろう。

<コラム③> アフリカ文学超入門:

口承文学のアダプテーションを考える

JA 日下

これから二つのお話をしましょう。一つは「アダプテーション」の話。もう一つはアフリカ文学の話。

「アダプテーション」はもしかしたら聞きなれない言葉かもしれませんが。英語の adaptation をカタカナにしたアカデミックな用語ですが、アダプテーションとはある作品の改作を意味します。用語の使い方として、「この映画は小説のアダプテーションだ」のように言うことができます。小説の映画化やゲームの映画化、漫画の舞台化、テレビドラマの小説化など、ある作品を別のメディアの作品にすることがその代表例といえるでしょう。それ以外にも、シェイクスピアの作品を子供向けに易しくしたり、性的描写や暴力的内容を削除したりするなどの原作の書き直しもアダプテーションの例になります。さらには、ゲームのリメイクや漫画などの二次創作といったものもアダプテーションの一種と考えられており、アダプテーションという言葉は様々な文脈で用いられるようになっています。

アダプテーションの際に多かれ少なかれ内容が原作から変更されることがあります。内容改変の理由として、メディアの性質の違いや原作とは書かれた/製作された時代が異なることなどが挙げられます。

近年、文学においてアダプテーション研究は一種の流行になっています。2005年あたりから理論化がおこなわれはじめ、ここ数年でアダプテーションを切り口として作品を論じた研究書や論文が爆発的に増えています。理由はいくつか考えられるのですが、その中でもとくに説得力があると思われるのは、今のご時勢インターネットをはじめ様々なメディアで作品が発表され、さらには「最終回の後日談は映画にて」のようにテレビド

ラマと映画がタイアップした商法など、メディア横断的な作品発表が当たり前の世の中になっているという理由です。学問のほうでも時代の変化に対応する新しい方法論が求められ、いつまでも紙面に書かれた文字とのにらめっこばかりの研究では時代遅れになってしまうというわけです。

ここからもう一つのお話、つまりアフリカ文学のことを話していきますが、じつはこちらの話もアダプテーションと関連しています。

アフリカ文学と一言でいっても、南アフリカ出身の作家による作品、セネガル出身の作家が書いた作品、さらにはケニアのギクユ族出身の作家の書いた作品など、アフリカの大小様々な国や地域、あるいは民族出身の作家が書いた作品群の総称です。活字化された作品に加えて忘れてはならないのが口承文学で、文字として残すのではない語りの文化から生まれたものも文学の一種です。また、アフリカはかつてヨーロッパの国々によって植民地化された過去があり、独立後もかつての支配者の言語が使われ、その言葉で文学作品が書かれています。そこで、こうした国や地域毎の分類に加えて、「アフリカの英語圏文学」や「アフリカのフランス語圏文学」など、使用言語毎に分類されることもあります。

当たり前のことといえばそうなのですが、アフリカ文学の活字化された作品の多くは本屋やアマゾンコムなどのオンラインショップで販売しており、その点、日本文学やそのほかの文学の作品と大きな違いはありません。日本語に翻訳されている作品も数多くありますので、ぜひ一度手にとって読んでいただけたらと思います。

さて、みなさんは小さい頃におじいさんやおばあさん、あるいはお父さんやお母さんなどからおとぎ話や若い頃の体験談などを聞かせてもらった経験があるでしょうか？文化人類学者の川田順造氏らも述べているように、アフリカの農村を訪れると、今でも夕暮れ時によく年長者が年少者にお話を語って聞かせる光景を目にすることがあります。家の中で母親が夕食を作っている間に兄弟が弟妹に話をすることもありますし、村の広場で年長者が近所の子供に向かって話を聞かせることもあります。アフリカの地域

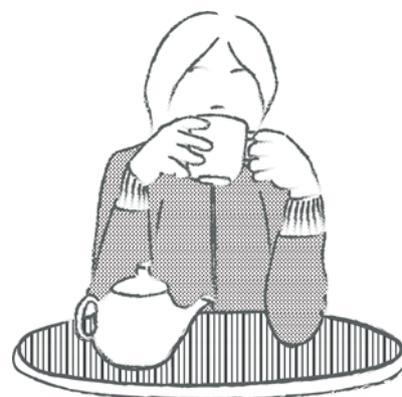
によっては、こうした光景が村の生活の一部になっています。

アフリカ、とくにサハラ砂漠以南出身の作家やその他知識人は、こうした口承文化を自分達の誇りとみなす傾向があります。都市化や工業化が進み、人間関係が希薄になった西洋とは対照的に、アフリカには人から人へと連綿と受け継がれる古き良き伝統が残っていると彼らは主張します。先述のように、アフリカ諸地域はかつて西洋からの侵略者によって植民地化されました。現地の人びとは虐げられ、さらには西洋と比べて自分達を劣った存在だとさえ考えてきました。アフリカの知識人は口承文化に着目することで、西洋文明によって破壊されなかった現地の文化が今なお残っているというメッセージを発信しています。言い換えれば、アフリカはけっして動物やサバンナしか存在しない未開で野蛮な土地ではなく、西洋の征服者がやってくる以前から立派な文化を形成していたのであり、それがアフリカの人々にとっての誇りであり、文化的アイデンティティの拠り所となると論じているのです。

アフリカ文学の父と呼ばれる人物にチヌア・アチェベ(Chinua Achebe [1930-2013])というナイジェリアの作家がいます。アチェベはしばしば小説中に、年配者が年少者に向かっておとぎ話や若い頃の冒険や狩の話などを聞かせる場面を描いています。例えば『崩れゆく絆(*Things Fall Apart*)』という1958年出版の作品では、母親が娘に「蚊はどうして耳元でブーンと音をたてるのか」や「亀の甲羅はどうしてひび割れているのか」といった話をします。これらはいずれもナイジェリアを含む西アフリカ一帯でよく知られている民話をアチェベが再話、つまり現代風に語り直したものです。察しがよい方は、これが民話を小説の一部にした「一種のアダプテーション」であると気づいたのではないのでしょうか。民話のアダプテーションは、アチェベ以降、アフリカの多くの作家や映画製作者に今なお採用されている手法です。

アチェベが民話を小説内で再話/アダプテーションした理由は、それがアフリカの人々にとっての文化的アイデンティティの拠り所になると考えたからです。アフリカには口承文化があると主張することがアフリカの独自性・文化の存在を示すことに繋がることは

先に説明したとおりですが、アチェベはアダプテーションという手法を用いることでそれを可能にしています。登場人物がお話を語って聞かせる場面を小説に入れることで、アチェベは民話そのものを紹介しているだけでなく、そうした文化が世代から世代へと受け継がれる様を読者に印象づけることに成功しているのです。



第Ⅳ部



第7章 チェコスロヴァキアにおける社会主義期(20世紀後半)の生活と文化：
住宅団地を事例に
森下 嘉之

第8章 歴史認識と多様性：
ブダペシュトのドイツ占領による犠牲者の記念碑を手がかりに
辻河 典子

コラム④ スロヴァキアの首都を目指して—ブラチスラヴァとマルティーン—
香坂 直樹

チェコスロヴァキアにおける社会主義期 (20世紀後半)の生活と文化: 住宅団地を事例に

森下 嘉之



目次

1. はじめに
2. 前史—社会主義体制の成立以前
3. チェコにおける社会主義の時代の始まり(1948-1968)
4. 「正常化体制」期の高層住宅団地(1969-1989)
5. おわりに—1989年の体制転換/「革命」とその後

1. はじめに

かつて、日本で「高度経済成長期」と呼ばれていた1960年代以降、首都圏をはじめとして全国で都市化が進展した。この時代の都市化の象徴ともいえるのが、増大する人口のために建設された団地であった。東京西部の多摩ニュータウン、大阪の千里ニュータウンなどが、あげられよう。過密する都市部から離れた郊外に建設された団地群から、電車通勤によって職場に向かい、団地はやがて「マイホーム」となっていく。あくま

でも一面ではあるが、20世紀後半が「団地の時代」とも呼ばれる所以である。

所変わって、チェコ共和国(以下、チェコ)の首都プラハは、世界中から大勢の観光客が集まる街である。中世の街並みを残す中心部はユネスコの世界遺産に登録されており、古き良き街の美しさを求めて昼も夜も人波が絶えることがない(図1)。

しかし、プラハを走る地下鉄の終点付近まで足を延ばすと、眼前に広がる光景は、中世の美しい街並みとは全く異なるのである。ホームから地上に出ると、画一的な外見の高層団地に眼を奪われる(図2)。前述の日本のニュータウンを思い起こさせる、どこか既視感のある風景というのは言い過ぎだろうか。日本とチェコ、この二国で展開された団地建設は、後述するように、時期的にも、コンセプト的にも共通点を指摘することができる。

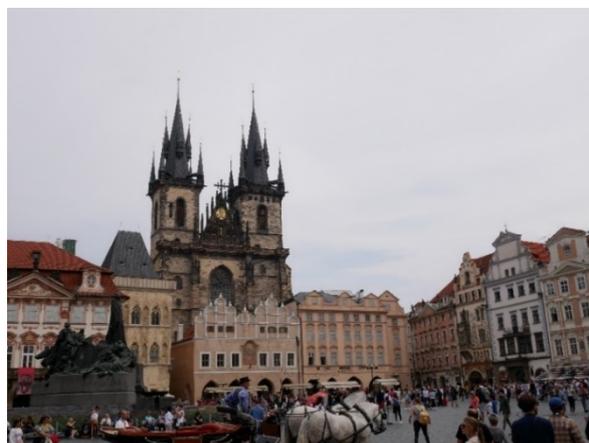


図1 観光客で賑わうプラハの街並み



図2 1970年代に建設されたプラハ郊外の高層団地

その一方で、チェコで建設された団地には、社会主義体制の影響が色濃く表れている。第二次世界大戦が終結した1945年の数年後から、1989年までの約40年間、世界では「東西冷戦」と呼ばれる時代があった。米国を中心とする西側・資本主義陣営(日本もその中に組み込まれた)と、ソヴィエト連邦(以下、ソ連)を中心とする東側・社会主義陣営に世界が二分されたと説明されることが多い。中

でも、ソ連に近接したヨーロッパの国々は「東欧」と称され、ソ連の実質的な影響下にあった。本章で紹介するチェコ(当時はチェコスロヴァキア)も、その一つである。

東欧諸国における社会主義体制は、1989年の体制転換、いわゆる「東欧革命」を契機に姿を消した。社会主義体制については、ここではひとまず、共産党による一党独裁政権という意味合いで用いよう。ヨーロッパにおける東西冷戦の約40年間、国によって

差はあるが、概して東欧諸国では人の移動は制限され、厳しい言論統制が敷かれていた。加えて、東欧諸国と西側との経済格差が広がり、生活水準の落差も目に見えるものとなっていた。チェコにおける住宅団地は、まさにこの社会主義の時代に建設されたものなのである。

外国人観光客で埋め尽くされ、どこかテーマパークと化した感のある市中心部の街並みに対して、これらの団地は、チェコの人々が今を生きる、現実の生活世界でもある。本章は、街を取り囲む高層団地群を軸足に、チェコの世界主義の歴史を振り返ってみたい。日本とチェコで一見よく似ている団地の光景、その中にも、歴史的経験から培われた「多様性」を読み解くことができるのか、これから見ていこう。

2. 前史—社会主義体制の成立以前

社会主義の歴史に向かう前に、まずはチェコスロヴァキアという国の成り立ちを見ていこう。チェコスロヴァキアという国名が地図上に現れるのは、今からおよそ百年前の1918年、第一次世界大戦の終結時であった。独立の指導者トマーシュ・ガリグ・マサリク(Tomáš Garrigue Masaryk 1850-1937)は、この地に民主主義の共和国を実現すべく、米国の支持を取り付けることに成功した。

新国家の首都となったプラハの住宅開発のポリシーを最もよく表している場所が、1920年代末に同市南部に建設された、「スポジロフSpořilov」という地区である。庭付き戸建ての家々が立ち並ぶ、一見何の変哲もない住宅地である(図3)。これは、20世紀初頭のイギリスに端を発し、当時ヨーロッパ中に広まりつつあった「ガーデン・シティ」の構想に基づくものであった。「ガーデン・シティ」とは、簡単に言えば、過密化が進む都市の中心部を避けて、緑豊かな郊外にマイホームを共同出資によってつくるという発想である。そこで重視されたのは、個人が勝手気ままに建設するのではなく、都市計画に沿った秩序ある宅地開発を行うことであった。日本でも同じ時期に、渋沢栄一を中心として、東京西部に「田園都市」という名のもと、住宅地開発が進められた。



図3 1920年代プラハの「田園都市」

ただし、こうした「ガーデン・シティ」に住むこ

とができた層はごく一握りであった。ローン支払いのために無駄遣いをせず、定期的な収入を「貯蓄」に回すというライフスタイルを持った者のみが、「夢のマイホーム」の購入を認められたのである。これは換言すれば、19世紀に進展した資本主義に適合した生き方であった。人に頼らず自分で稼いだうえで、将来を考えて浪費を行わない、「自立した市民」の規範を身につけることが求められたのである。

プラハの「スポジロフ」もまた、単なる個人住宅ではなく、住宅組合の出資者によって資金が賄われていた。「スポジロフ」という名称は、「貯蓄するspořit」という語に由来するが、この名前に、当時の価値観が色濃く反映されていることは言うまでもない。新国家の首都に忽然と現れた、「自立した市民」のための住宅地には、新時代の理念が反映されていたのである。

マサリクが目指した民主主義の共和国は、ヒトラー率いるナチ政権によるチェコスロヴァキアの領土割譲を定めた、1938年の「ミュンヘン協定」によって事実上の終わりを迎えた。翌1939年、ヒトラーは軍をチェコに進め、同国を「保護領」として支配下に置いた。スロヴァキアはナチによって独立を保障されたが、実態はドイツの傀儡国であり、チェコスロヴァキアはわずか20余年で地図上から消滅した。

3. チェコスロヴァキアにおける社会主義の時代の始まり（1948-1968）

第二次世界大戦を経てナチ・ドイツが敗北した1945年、チェコスロヴァキアは再度独立を回復した。しかし、戦後直後から米ソ間の緊張が高まる中、1948年には共産党による支配体制が同国において確立された。以降、1989年まで約40年にわたる、共産党の一党独裁政権の時代となる。



図4 1950年代「社会主義リアリズム」様式の住宅団地

共産党政権は成立直後から、戦後復興と重工業化を進めるための計画経済を開始した。中でもチェコ東部の工業都市では、重厚な4-5階建ての住宅団地が1950年代に相次いで建設された(図4)。これらは、住宅のみならず、社会主義体制にはつきもの

のパレード行進にも利用できるような幅広の直線道路をも含む、本格的な都市計画に基づくものであった。建物の外見には、社会主義のシンボルである労働者の像が飾られていた。1950年代に多く建設されたこのような建築様式は一般に、社会主義リアリズムと呼ばれた。

共産党政権の成立によって、1950年代に入ると農村や企業経営の大規模な集団化が進められた。そこで導入されたのは、社会主義という目標を実現するための労働、規律、集団という価値観であった。「田園都市」で見たような、「自立的な市民」のための戸建て住宅は、社会主義にそぐわない「個人主義」「ブルジョワ的」遺物とみなされた。

集合住宅を基盤とする大規模都市計画は、社会主義体制下において、国家プロジェクトとして構想された。当時、気鋭の建築家であった黒川紀章は、チェコの都市計画について早くも1959年に日本に紹介していた。そこで指摘されたのは、「都市の将来のモニュメント」を創るというコンセプトであった。他方、日本のモダニズム建築もまた、同時代のチェコで着目されていた¹。

もっとも、政権が集中的な都市化・工業化を進める中で、1960年代以降は量的にはむしろ住宅不足が深刻化していった。チェコの経済は次第に停滞を見せ始め、西側諸国との差は目に見えるものとなっていた。共産党政権は体制を維持するために、厳しい言論・情報統制を敷いていたが、これらは国民にとって大きな不満の種となっていた。

そのような中、1968年1月に共産党第一書記に就任したのが、アレクサンデル・ドゥプチェク(Alexander Dubček 1921-1992)であった。彼を中心とする共産党指導部は、出版物の検閲廃止や市場経済の一部導入を打ち出した。このような方針は、「人間の顔をした社会主義」とも呼ばれた。また、毎年5月にプラハで開催される音楽祭の名称から、「プラハの春」という名で知られることになった。

この「プラハの春」に危機感を抱いたソ連は1968年8月、同国主導の軍事同盟「ワルシャワ条約機構軍」を動員してチェコを占領した、ドゥプチェクら共産党の改革派は政権を追われ、「プラハの春」は挫折した。彼らに代わって同国のトップに立ったのが、グスターウ・フサーク(Gustáv Husák 1913-1991)という人物であった。彼が権力を保持した、1989年の共産党政権崩壊の直前までの20年間は、「プラハの春」が社会主義からの「逸脱」であったという意味で、「正常化」の時代(以下、「正常化体制」と呼ばれている。

¹ 黒川紀章「チェコスロバキアの都市計画」『国際建築』26巻7号、1959年、67-70頁。

言論の自由が抑圧された社会体制が、団地での生活にどのような作用を及ぼしたのか、以下で見えていこう。

4. 「正常化体制」期の高層住宅団地（1969-1989）

1970-80年代の「正常化体制」期は、将来の人口増を見越して、全国各地で大規模な高層団地が建設された時代でもあった。中でも、プラハの団地「イジュニームニェスト（南町）」は、8万人が居住するチェコ最大の団地として、この時期に着工された（図5）。1960年代は全国で25万戸程度であった住宅建設数が、1970年代には40万戸を超えており、この時期に増大していたことが伺えよう。



図5 プラハ「南町」の高層団地

建築様式も大きく変化した。1950年代に見られたような重厚な社会主義リアリズム建築に代わって、徹底した規格化・合理化が目指されたのである。8階建て以上の高層化が進展し、外見もほぼモノトーンであった。最終的に、社会主義期に建設された高層団地は約8万棟116万戸、入居者は400万人に達した。この数は、現在のチェコ共和国側の住民数の約3分の1を占めるものであった。パネル工法で大量生産されたことから「パネラーク」という、やや皮肉を込めた呼び方も、チェコの人々の間に膾炙することになる。

これらの高層団地で設計されたのが、若年夫婦と子どもを対象にした、キッチン付き3部屋というものであった（図6）²。子持ち家族で3部屋（おおよそ70㎡）というのは、少々手狭と感じられるかもしれない。実際、1970年代

建築様式も大きく変化した。1950年代に見られたような重厚な社会主義リアリズム建築に代わって、徹底した規格化・合理化が目指されたのである。8階建て以上の高層化が進展し、外見もほぼモノトーンであった。最終的に、社会主義期に建設された高層団地は約8万棟116万

戸、入居者は400万人に達した。この数は、現在のチェコ

共和国側の住民数の約3分の1を占めるものであった。パ

ネル工法で大量生産されたことから「パネラーク」という、

やや皮肉を込めた呼び方も、チェコの人々の間に膾炙する

ことになる。

これらの高層団地で設計されたのが、若年夫婦と子ども

を対象にした、キッチン付き3部屋というものであった（図

6）²。子持ち家族で3部屋（おおよそ70㎡）というのは、

少々手狭と感じられるかもしれない。実際、1970年代

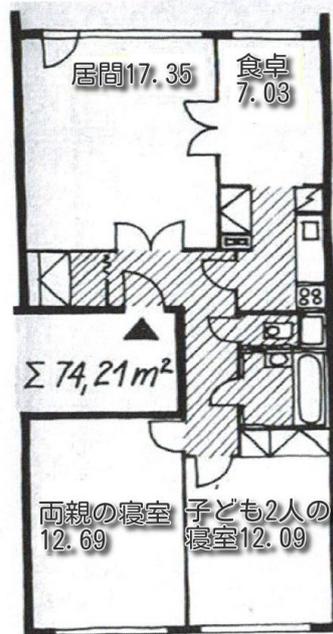


図6 「フサークの3部屋住宅」の間取り

² Lada Hubatová-Vacková, Cyril Říha (ed.), *Husákovo 3 + 1: bytová kultura 70. let*, Praha, 2007, p.110より筆者作成

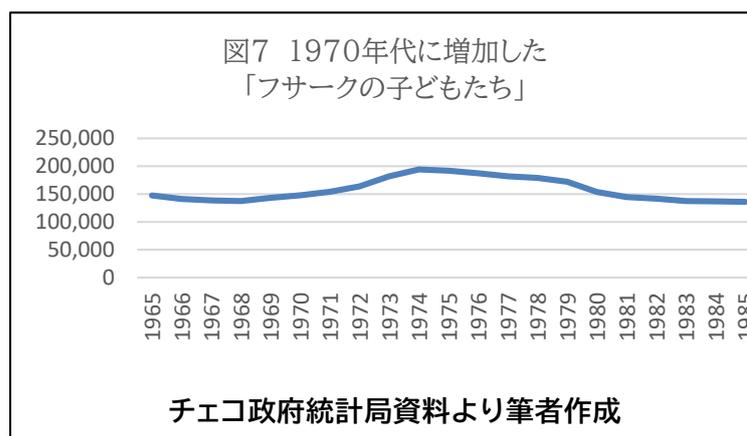
に生まれた世代の多くは、成人した後に団地を離れていったことから、質より量を優先した点は否めない。

その一方で、この時期に建設された住宅団地群が、それまでの居住環境をかなり改善した点は見逃せない。イジー・メンツェル(Jiří Menzel 1938-2020)監督のチェコ映画「スイート・スイート・ビレッジ」(1985年)には、キッチンと上下水道が完備された団地の設備に主人公が驚くシーンが描かれており、当時のチェコの人々が団地に対して持つ印象を表現している。

さらに重要なのは、当時の団地建設政策が、共産党政権が推進する社会福祉の柱をなしていた点である。1968年「プラハの春」の挫折とその後の共産党政権による締め付けは、同党に対する国民の支持を失わせる恐れがあった。政権側は、国民への求心力低下を防ぐために、様々な社会福祉を充実させる必要に迫られたのである。

その一つが、1969年から1972年にかけて導入された、二人以上の子どもがいる家族を対象とする児童手当であった。結果的に、千人あたりの婚姻率は、1960年の7.7から1970年には9.2へ、出産率は1969年の13.3から1970年には15.1へと上昇した³。これらの施策は元来、同国の経済成長と少子化の進行という未来に備えて、既に1968年「プラハの春」以前から計画されていた。また、政策の意図としては「仕事」か「育児」かの選択を迫られてきた女性に対する経済的支援という側面を有していた。結果的には、団地建設の増大と相まって、1970年代には大幅な出産増がみられたのである(図7)⁴。この時期に生まれた世代につけられた呼び方は、時の為政者の名をとった「フサークの子どもたち」という、あまり有難くない(?)ものであった。

1970-80年代における大量の住宅建設は、住宅に付随した様々な文化を生み出した。まず挙げられるのが、住宅の内装、



³ Jakub Rákosník (ed.), *Sociální stát v Československu: právně-institucionální vývoj v letech 1918-1992*, Praha, 2012, p.175.

⁴ https://www.czso.cz/csu/czso/obyvatelstvo_hu (最終閲覧：2020年6月20日)

とりわけ家具や食器といった消費財の普及である。チェコでは昔からガラス製造の伝統があったが、この時期に大量生産に伴うデザインの画一化が進んだ。当時製造されたガラスのコップやジョッキなどは、独特の武骨な見た目と重さが特徴的である。これらの食器類は、社会主義期を思い起こさせるモノとして、現在も人々の記憶に刻まれている。

住宅建設は、ベッドやソファなどの家具に加え、テレビや洗濯機などの家電製品の普及を促した。娯楽が制限された当時のチェコ社会にあって、テレビは生活必需品としての地位を確立していった。実際、1970年代から80年代にかけて、チェコでは数々の国民的ドラマや映画が作成された。これらのストーリーの中には、共産党の意向を踏まえた、社会主義のために働く女性を主題にしたものや、西側のコンテンツを露骨に模倣したものも見られた。

高層団地の建設と並んで、「正常化体制」期に増加したのが、チェコ語でハタ(chata)と呼ばれる別荘であった。住宅の個人所有は共産党政権時にも認められており、1965年には全国に10万軒強であった別荘の数は、1971年には15万軒、1980年には22万軒と大幅に増加した。ブームの理由としては、都市部の高層団地の住民が自然を求めるようになったこと、自動車が市民に普及したことなどがあげられる。別荘で過ごすために人々の間で定着したのが、日曜大工・「モノづくり」であった。芝刈り機や車のバッテリー、電気ポット、溶接機に至るまで、社会主義を生きる人々は別荘の生活の中で自作していたのである⁵。緑に囲まれた別荘でのひとときは、「正常化体制」の窮屈な空気を忘れさせてくれる貴重な場であった。都会の高層団地と田舎の「ハタ」、この二つは社会主義期の多様な経験を今に伝える、車の両輪と言えよう。

5. おわりに——1989年の体制転換/「革命」とその後

1989年11月17日、プラハの一角で生じたデモ行進が、約40年続いた共産党の一党独裁体制に終わりをもたらす契機となった。チェコでは流血の惨事を伴わなかったことから、「ビロード革命」とも呼ばれた。この大転換の主役となったのが、反体制運動を続けていた劇作家のヴァーツラフ・ハヴェル(Václav Havel 1936-2011)であった。ハヴェルはサクセスストーリーを地で行くように、「革命」を経てチェコスロヴァキア大統領に就任

⁵ Petra Schindler-Wisten, *O chalupách a lidech: chalupářství v českých zemích v období tzv. normalizace a transformace*, Praha, 2017, pp.152, 187.

した。

「革命」後の1990年代は、ハヴェルの意図を超えて、急激な社会変化が生じた時期であった。「民主化」の成功が喧伝された一方で、市場経済化・民営化は急ピッチで進められた。社会主義期以来の集合住宅は建設を打ち切られ、住宅市場は民間に委ねられた。1993年にはチェコとスロヴァキアの連邦制(1969年施行)は解消され、「チェコ共和国」が誕生した。1999年には、米欧を中心とする軍事同盟「北大西洋条約機構(NATO)」に加盟した。さらに2004年には、ヨーロッパ連合(EU)への加盟を果たした。2008年には欧州域内での事実上の国境撤廃を掲げた「シェンゲン協定」への参加も認められた。

その一方で、「革命」後の新政権は、旧共産党政権の関係者の排除を推し進めた⁶。しかし、社会主義の時代の否定は、チェコの人びとにジレンマをもたらした。彼ら・彼女らにとって、自分たちが幼少期から身を置いてきた高層団地群や別荘での多様な生活もまた、否定すべき対象となるのだろうか。

そのような問いかけに対して、一つの手がかりを与えてくれるのが、2007年に刊行された『フサークの3部屋住宅』という本である。第3節で見た、1970-80年代に建設された高層住宅の生活を、「フサークの子どもたち」世代が自ら振り返る内容である。そこでは、当時のインテリアや食事風景などの写真が、ノスタルジー風に掲載されている。社会主義の時代を全否定するような主張は、そこには見られない。

団地生活におけるテレビ文化の重要性について前述したが、この時期に制作されたドラマ・映画は、21世紀の現在においても、しばしばゴールデンタイムに放送されている。チェコにおいても日本と同様、「若者のテレビ離れ」が進んでいるといわれており、テレビは今や、社会主義期を過ごした「フサークの子どもたち」の親世代向けコンテンツを重視する方向にあるという。団地という風景は、入居者の実数以上に、広範な国民に対して、社会主義の記憶を継承する装置として機能しているともいえる。「フサークの子どもたち」という呼び名が広く定着している現状、チェコの人びとにとって「社会主義/正常化体制」の多様な記憶は、今後も暫くは刻み続けられるのかもしれない。

(本章の写真は、いずれも筆者が撮影したものである。)

⁶ 東欧諸国における社会主義の歴史経験については、第8章を参照。

参考文献

- 黒川紀章(1959).「チェコスロバキアの都市計画」『国際建築』26巻7号、67-70.
- 田中由乃、神吉紀世子(2015).「プラハ市において社会主義時代に形成された住宅開発地の再価値化に関する研究－プラハ11区イジュニームニェストを事例として」『日本建築学会計画系論文集』80(709)、631-640.
- 原武史、重松清(2010).『団地の時代』新潮選書.
- 福田宏(2016).「ロック音楽と市民社会、テレビドラマと民主化－社会主義時代のチェコスロバキア」村上勇介、帯谷知可編『融解と再創造の世界秩序』青弓社、137-160.
- Lada Hubatová-Vacková, Cyril Říha (ed.), *Husákovo 3 + 1: bytová kultura 70. let*, Praha, 2007.
- Jakub Rákosník (ed.), *Sociální stát v Československu: právně-institucionální vývoj v letech 1918-1992*, Praha, 2012.
- Petra Schindler-Wisten, *O chalupách a lidech: chalupářství v českých zemích v období tzv. normalizace a transformace*, Praha, 2017.
- Kimberly Elman Zarecor, *Manufacturing a socialist modernity: housing in Czechoslovakia, 1945-1960*, University of Pittsburgh Press, 2011.

もっと知りたい人のためのブックリスト

- ・ヴァーツラフ・ハヴェル(阿部賢一訳)(2019).『力なき者たちの力』人文書院.
- ・薩摩秀登(2006).『物語チェコの歴史－森と高原と古城の国』中央公論社.
- ・薩摩秀登編著(2009).『チェコとスロヴァキアを知るための56章』明石書店.
- ・四方田雅史、加藤裕治編(2018).『中東欧の文化遺産への招待－ポーランド・チェコ・旧東ドイツを歩く』青弓社.

歴史認識と多様性： ブダペシュトのドイツ占領による 犠牲者の記念碑を手がかりに

辻河 典子



目次

1. はじめに：自由広場のドイツ占領犠牲者の記念碑
2. 記念碑への批判
3. ヨーロッパ現代史をめぐるEU加盟国間での歴史認識の相違
4. おわりに：記念碑に表れる歴史認識——多様性への展望

1. はじめに：自由広場のドイツ占領犠牲者の記念碑

ハンガリーの首都ブダペシュト。この街を縦断するように流れるドナウ川に国会議事堂が面している。国会議事堂があるコシュート・ラヨシュ広場は、2012年から2014年にかけて広場内の外観を1944年以前に戻すべく大規模な改修工事がなされた（ただし記念碑が現在の形に揃ったのは2016年である）。この広場から南東に数分歩くと、自由広場に到着する。ドナルド・レーガン(Donald T. Regan)元アメリカ合衆国大統領の等身大の銅像を通り過ぎると、巨大なソヴィエト軍兵士の記念碑がそびえ立ち、その先には自由広場に面して嚴重な警備が敷かれた合衆国大使館が見える。

ソヴィエト軍兵士の記念碑を仰ぎ見ながら右に曲がり、子供たちが広場内の公園で遊ぶのを眺めながら自由広場を南下すると、車一台が通ることができる程度の広さの東西

に横切る道路に出る。この道路を挟んで、写真1¹にあるように、道の両側に若干ものものしい光景が広がっている。道路の北側(写真1では奥側)、この道路と地下駐車場に通じる二本の道に挟まれた三角形の空間には、第二次世界大戦末期の1944年にハンガリーがナチ・ドイツに占領された際の犠牲者のための記念碑(A



写真 1

német megszállás áldozatainak emlékműve——日本語に直訳すると「ドイツ占領犠牲者の記念碑」)が2014年に設置された。この記念碑は、ギリシア風の神殿を模したかのように並ぶ柱の前でナチ・ドイツを象徴する鷲がハンガリーを象徴する大天使ガブリエルを空から襲う意匠で、大きさは高さ7メートルにも達する巨大なものである。道路の南側(写真1では手前側)には、この記念碑を批判する人々が設置した写真や椅子などが様々に並んでいる。これらは、記念碑を訪れる者に対して、そのコンセプトを批判的に考え直すことを促す目的で置かれている。

コシュート・ラヨシュ広場の改修工事も、このドイツ占領による犠牲者の記念碑も、ともに2010年代に計画が立てられ、1944年を一つの基準にしている点で共通する。二つに共通する背景は何だろうか。そして、なぜドイツ占領による犠牲者の記念碑の前には、そのコンセプトを批判した写真や椅子などが置かれているのだろうか。この章では、こうした問いについて考えつつ、ドイツ占領による犠牲者の記念碑に表れる歴史への理解や解釈(歴史認識)を分析することを通じて、多様性を考える手がかりを探してみたい²。

2. 記念碑への批判

2013年12月末、ハンガリーのオルバーン・ヴィクトル(Orbán Viktor)³政権は、ドイツ占

¹ 本章の3枚の写真は、いずれも2017年8月27日に筆者が撮影したものである。

² 本章では近年のハンガリーの第二次世界大戦期をめぐる歴史認識に注目する。2000年代以降のハンガリーの政治状況を踏まえた歴史認識をめぐる諸問題全般については、韓国の歴史家イム・ジヒョンが提唱する「犠牲者性ナショナリズム」を用いて論じた姉川 2018を参照されたい。

³ ハンガリー人の名前は姓・名の順で表記する。

領による犠牲者の記念碑をブダペシュト5区に建設する政府決定を発表した。竣工日はドイツ軍のハンガリー占領から70周年を迎える2014年3月19日を予定していた(2056/2013. (XII.31.) Korm. határozata)。約3週間後に建設計画の詳細が明らかになると、国内のユダヤ人コミュニティの指導者たちが反対を表明し、その反対を支持した歴史研究者や芸術家、政治家なども相次いで記念碑を批判した。大規模な反対運動が続く中で記念碑は7月に完成するが、落成を記念する公式な式典が開かれることはなかった(Eróss 2016, p.242)。

この記念碑に対する様々な批判の中で最も重要なのが、記念碑が示す歴史認識への批判である⁴。先に述べたように、この記念碑はナチ・ドイツがハンガリーを蹂躪する意匠である。すなわち、ナチ・ドイツおよびドイツ人を「加害者」、ハンガリーおよびハンガリー国民を「被害者」ないし「犠牲者」として描き出している。この構図に従うと、ホロコースト(第二次世界大戦期のユダヤ人迫害)を含めて、1919年以降の第一次世界大戦後のハンガリーで行われてきたユダヤ人をはじめとする住民への様々な加害の側面が見えなくなってしまう。このため、当時のハンガリー政府や国民による加害を免責することにつながると批判されたのである。

この批判を理解するためには、第一次世界大戦末期から第二次世界大戦期のハンガリーの歴史とユダヤ人との関わりを押さえておく必要があるだろう。

第一次世界大戦後の中央・東ヨーロッパでは、ハプスブルク帝国やオスマン帝国などの諸帝国が解体し、文化的に均質で一つに統合された国民から成り立っていることを建前とした国民国家が新たに並び立つこととなった。二重制をとるハプスブルク帝国の東半分を構成する多民族的な王国であったハンガリーでは、1918年秋から、領内の民族的マイノリティ⁵の自立と隣接する新興国民国家への合流、戦勝国の承認を受けた新興国民国家からの軍事介入により、歴史的な領土の大幅な解体が進んだ。1920年6月、トリアノン講和条約が調印され、それまでの領土の約三分の二を周辺国に割譲することと、国境外に約300万人のハンガリー語話者が居住することが国際的に確定した。このため、両大戦間期のハンガリーでは領土回復を目指した講和条約の修正が最重要な外交課題となった。この第一次世界大戦の戦後処理への不満が、1933年以降にハンガリーをナチ・ドイツへ接近させる原因ともなった。この領土解体とトリアノン講和条約は、現在でもナショナリストを中心に

⁴ この他、記念碑の設置場所やデザインの面でも批判がみられる(Eróss 2016, pp.242-246)。

⁵ マジョリティ／マイノリティは日本語で多数派／少数派と訳されるのが一般的だが、その基準は人数ではなく、政治や社会の主導権の握りやすさである。

「民族的悲劇」として位置づけられている。

第一次世界大戦末期から直後のハンガリーでは、1918年10月の共和主義革命と、1919年3月の共産主義革命という二つの革命が起きた。領土解体が進んだ時期は、これらの革命で成立した政権下での混乱期と重なっていた。このため、1919年8月に共産主義政権が倒れた後には、一連の革命に関わった社会主義者や共産主義者などの政治家だけでなく、彼らと結びつけられたユダヤ人まで、保守派や急進右翼からは領土解体のスケープゴートとされ、急進右翼による暴力的な報復の標的ともなった。

一方、1919年秋から1920年代半ばにかけてのハンガリーでは、国民の政治的自由が一部制限された体制が確立した。この体制は旧海軍提督ホルティ・ミクローシュ(Horthy Miklós)を事実上の最高権力者としていたため、「ホルティ体制」と通称される。ホルティは1920年3月からハンガリーがナチ・ドイツの占領下にあった1944年10月16日にナチスに同調した矢十字党(サーラシ・フェレンツ(Szálasi Ferenc)が率いたハンガリーのファシスト政党)のクーデタで失脚して亡命するまで、摂政の座にあった。このホルティ体制下では「キリスト教国民」の理念が掲げられ、1920年9月にはユダヤ人の高等教育進学を実質的に制限する法律が国会で成立している。

ハンガリーがナチ・ドイツへの接近を強めた1930年代後半からは、更に人種主義的な色を強めた反ユダヤ法が相次いで成立した。人種主義とは、非常に簡単にまとめると、人間を「人種」という区分を用いて分類し、それぞれの「人種」の間には性質や能力において優劣があるとして、「優れている人種」が「劣っている人種」を差別することを正当化する考え方である。1938年には出版や専門職などに従事するユダヤ人の比率が制限された。1939年には「人種」として位置づけられたユダヤ人の公職追放や就業者比率の制限強化が定められたほか、多くのユダヤ人が選挙権を喪失した。1941年には、ユダヤ人と非ユダヤ人との通婚が禁止され、1942年にはユダヤ人の農地・森林の不動産などの取得が禁じられた。

ハンガリーは、ナチ・ドイツの影響の下で、トリアノン講和条約後の最重要外交課題であった領土回復を図った。ドイツの仲介による二度のウィーン裁定(1938年11月と1940年8月)により、チェコスロヴァキアとルーマニアから旧領土の一部を獲得した。1941年4月にはドイツのユーゴスラヴィア攻撃に協力して旧領土の一部を占領し、この年の6月の独ソ戦開戦後はソ連にも宣戦布告した。

ナチ・ドイツに協力したハンガリーはホロコーストにも加担した。独ソ戦開始後、1941年8

月末にはドイツ軍占領下のカメニェツ＝ポドルスキ(現ウクライナ領)でユダヤ人の大量虐殺が行われた。ドイツ軍によって殺害されたユダヤ人の中には、1939年3月にハンガリーが軍事占領した旧領である北東部のカルパチア山麓地域からドイツ軍占領地域へと追放されたユダヤ人も多数含まれていた。1941年4月からのユーゴスラヴィア攻撃によりハンガリー軍が占領していた旧領では、1942年1月に、抵抗運動に対する掃討作戦が行われた。その過程でウイヴィデーク(セルビア語ではノヴィ・サド、現セルビア領)ではハンガリー軍による虐殺が行われ、ユダヤ人も多数犠牲となった。1944年3月にドイツ軍に占領された後、ハンガリーからのユダヤ人の強制移送が決定された。国際的な非難を受けてホルティは6月に中止命令を出す。7月までに、約44万人のユダヤ人が移送され、その多くはアウシュヴィッツで殺害されたとされる。この年の10月には、戦線離脱を模索したホルティに対して、ドイツの意向を受けた矢十字党がクーデタを起こし、政権を掌握した。矢十字党政権の下でユダヤ人への迫害は苛烈さを増した⁶。1945年4月、ソ連軍によってハンガリーは「解放」、すなわちハンガリーでの戦争は終結した。ハンガリーがナチ・ドイツの影響下で獲得した旧領土の支配は、1947年2月のパリ講和条約で全て無効となった。

一方、1944年12月に東部のデブレツェンで設立された臨時政府は、翌年4月の「解放」後にブダペシュトに移転した。1945年11月の国会議員選挙では小農業者党が勝利する。同党を中心とする連立政権は、1946年2月に王制廃止と共和国宣言を行った。冷戦体制が確立する中、1947年夏から翌年にかけてラーコシ・マーチャーシュ(Rákosi Mátyás)率いる共産党が一党独裁体制化を進めた。ラーコシは1949年5月以降に国内政治の粛清を行

⁶ 例えば、首都ブダペシュトではゲットーを形成してユダヤ人を隔離しただけでなく、矢十字党員によるゲットー襲撃やユダヤ人の殺害が行われた。国会議事堂そばのドナウ川岸には、この時期に矢十字党によって殺害されてドナウ川に突き落とされたユダヤ人たちを追悼する靴のモニュメント(写真2)が60周年に当たる2005年に設けられた。



写真2

い、8月にはソ連のスターリン憲法にならった憲法を制定して「人民共和国」を宣言した。こうしてハンガリーは、1989年まで冷戦の東側(社会主義陣営)に属することとなった。

話をドイツの占領による犠牲者の記念碑に戻そう。先にも述べたように、この記念碑はナチ・ドイツを「加害者」、ハンガリーを「被害者」・「犠牲者」として二項対立的に示す。しかし、これまで紹介したことからも明らかなように、ファシスト政党であった矢十字党の政権だけでなく、それ以前のホルティ体制下のハンガリーもユダヤ人に対する人種主義的な政策を行い、ナチ・ドイツに協力してユダヤ人の迫害に加担した。ハンガリーをナチ・ドイツの「被害者」・「犠牲者」として描き出すことは、1919年以降のハンガリーで行われてきたユダヤ人への数々の抑圧・暴力を免責することにつながってしまう(姉川 2018、p.203)。このため、記念碑の建設計画が明らかになった時に、ユダヤ人コミュニティから真っ先に反対の声が上がったのである⁷。

3. ヨーロッパ現代史をめぐるEU加盟国間での歴史認識の相違

このように第二次世界大戦期のハンガリーを「被害者」・「犠牲者」として描き出す姿勢は、もう少し広い文脈、1990年代以降のヨーロッパでの歴史認識をめぐる課題という観点から考察することができる。

ヨーロッパで現代史をめぐる歴史認識への取り組みといえば、第二次世界大戦後のドイツ(1990年の東西ドイツ統一までは西ドイツ)における「過去の克服」(ナチ政権とその諸政策が生んだ暴力が各地でもたらした凄惨な結末という「負の記憶」)に向き合い続ける取り

⁷ 2017年8月に筆者がこの記念碑を訪れた際には、当時のハンガリーの加害の側面を指摘する「ハンガリー人とドイツ人によって殺されたハンガリー人たち」というキャプションが添えられたホロコースト犠牲者たちの写真(写真3)が見られた。



写真3

組み)が日本では有名である。ナチ・ドイツと戦った旧連合国のうち、イギリスやフランスのような冷戦期に西側(資本主義陣営)に属した国々は、第二次世界大戦の終結をファシズムに対する自由民主主義の勝利と位置づけてきた。

一方で、ポーランドやハンガリーのように冷戦期に東側に属した国々、いわゆる旧社会主義東欧圏では、ナチズムとそれにまつわる第二次世界大戦期の「負の記憶」について、1989年以降の体制転換の中でドイツとは異なる課題を抱えるようになった。冷戦期のこれらの国々では、共産主義的なイデオロギーにもとづいて国家や国民の歴史が書かれてきた。テイトー率いるパルチザンがナチ・ドイツ軍を撃退したユーゴスラヴィアを除けば、旧社会主義東欧圏の国々ではいずれも、ファシズムに対して共産主義が勝利した、すなわちソ連によってナチ・ドイツの支配から「解放」されたという歴史認識が公式のものとしてされてきた。

しかし、体制転換後に旧社会主義東欧圏の各国で資本主義や自由主義、複数政党制による議会制民主主義が採用され、西欧を起源とした欧州連合(EU)が主導する欧州統合への枠組みに加わるようになると、これらの国々では政治体制への移行を正当化する形で国家や国民の歴史を再定義する必要が生じた。そこでは、第二次世界大戦後の社会主義体制下での経験や記憶の位置づけが大きな課題となった。

その過程で、ナチズムと共産主義を「二つの全体主義」として捉える歴史認識が浮上した。冷戦初期の西側諸国では反共産主義イデオロギーも相まって、ナチズムと共産主義を本質的に同一の「全体主義」とみなす議論が見られた。しかし、その後の実証的な研究の進展でナチ体制が複数の権力集団から成っていたことなどが明らかにされ、その論の不十分さが指摘されるようになっていた。この「全体主義」論が、1990年代以降の旧社会主義東欧諸国が体制転換とその後の政治体制の正当化を目指す過程で再登場したのである。その結果、これらの国々では歴史認識の枠組みが大きく変容し、第二次世界大戦と大戦下での軍事占領、その後の社会主義体制が自国の外部から強制されたものとして描かれるようになった(橋本 2018、pp.7-10)⁸。すなわち、これらの国々では自国を「二つの全体主義」の「被害者」・「犠牲者」として位置づけるようになったのである。

⁸ 橋本はこの傾向を、先述した「犠牲者性ナショナリズム」を用いて分析するとともに、1970年代から1980年代にかけての南欧や中南米などで軍事独裁や権威主義体制から民主主義へと体制が転換した過程で進められた「移行期正義」(旧体制による犯罪の真相究明と犠牲者の人権や名誉の回復と補償、旧体制による犯罪に関与した者への処罰などを通じて国民的和解と正統性の調達を図ろうとする政治的・司法的過程)の延長線上に位置づける。(橋本 2016、pp.117-122;同 2018、pp.8-9参照)

EUもこの動きに呼応した。1996年6月には欧州評議会の議員会議（EU加盟各国の国会議員で構成される諮問機関）が「旧共産主義的全体主義体制の遺産の廃止のための措置」を決議している。2004年5月、ポーランドやハンガリーなど旧社会主義8カ国がEUに加盟した。冷戦期の西欧諸国に起源を持つEUは、第二次世界大戦終結を自由民主主義のファシズムに対する勝利だとみなしてきた。しかし、「二つの全体主義」の立場を取るこれらの新規EU加盟国にとって、第二次世界大戦終結はソ連による「占領」の始まりを意味した（ただしバルト諸国では、1940年にソ連に「占領」され、1941年から44年までのナチ・ドイツ占領期を経て、1944年に「再占領」されたという歴史認識が公式の立場とされている）。このため、翌年の第二次世界大戦終結60周年には、バルト諸国を中心とした新規加盟国が既存のEUの歴史認識を批判し、欧州議会では激しい論争となった。欧州議会は2008年9月に独ソ不可侵条約とそれに付帯する秘密議定書が締結された8月23日を「スターリニズムとナチズムの犠牲者を想起するヨーロッパの日」と宣言しており、「二つの全体主義」論はEUで定式化されているようにも映る。しかし、この日の位置づけは各国によって異なる。その態度の違いからは、EU加盟国間での歴史認識の差異や対立が読み取れる（橋本 2016, pp.110-113; 同 2018, p.10）。

この「二つの全体主義」論にもとづいてハンガリーで建設されたのが、第一次オルバーン政権末期の2002年春にブダペシュトに開館した「テロルの館」と呼ばれる博物館であった。この直後の国会議員選挙で社会党（社会主義体制下での政権与党の後継政党）に敗北して下野したオルバーンは、大衆を動員した右派ポピュリズム路線の政治活動を進めるようになった。2006年秋のハンガリーでは、当時の社会党政権の首相が同年に行われた総選挙に際して経済状況について虚偽の発言をしていた旨の録音が発見されたことで、大衆の抗議活動が高まった。奇しくもこの年は、社会主義体制下のハンガリーでソ連に対する抵抗運動が展開された1956年から50周年であった。オルバーンや彼が率いる右派政党フィデス＝ハンガリー市民同盟（通称フィデス）、さらには極右勢力も、ハンガリー国民が再び共産主義者によって騙されていると主張し、当時の社会党政権を非難した。こうした政治状況を背景に、フィデスは2010年春の総選挙で圧勝し、政権を奪還した。

オルバーンは、この2010年の総選挙を「投票所の革命」と呼び、政府は体制転換の総仕上げと位置づける諸政策を実施した。その政策は公共の場にも及んだ。2011年には同じくフィデスが多数派を占める首都ブダペシュトの市議会が、社会主義体制期から使われてきた共産主義の理念を反映したような通りや広場などの名称を変更することを決定した。冒

頭で述べた2012年に始まるコシュート・ラヨシュ広場の改修工事も、この諸政策の延長線上に位置づけられるものであった。

4. おわりに：記念碑に表れる歴史認識——多様性への展望

「はじめに」で、コシュート・ラヨシュ広場の改修工事とドイツ占領による犠牲者の記念碑には共通する背景があると述べた。二つに共通する背景とは、1944年のドイツ軍によるハンガリー占領を「二つの全体主義」によるハンガリーおよびハンガリー国民の犠牲の始まりだと解釈する歴史認識である。

しかし、1.でも述べたように、「被害者」・「犠牲者」としてのみハンガリーとハンガリー国民を描き出すことは、1919年以降のハンガリーにおいて、ユダヤ人に対する人種主義的な抑圧策が採られ、最終的にはホロコーストに至ったという加害者としての側面に向き合っていないことを意味する。このため、ドイツの占領による犠牲者の記念碑の建設に際して、ユダヤ人コミュニティは真っ先にこの点を批判し、歴史研究者や芸術家、政治家たちからもその批判を支持する者たちが現れた。こうした人々が、記念碑の前にこれを批判する写真や椅子などを設置したのである。ドイツの占領による犠牲者の記念碑に表れる歴史認識は、ハンガリー国内における歴史認識の相違だけでなく、その背景にある1990年代以降の旧社会主義東欧圏の各国が抱えた歴史認識の特徴を明らかにしている。

歴史認識とは、時代(特に政治状況)に応じて、時には論争や対立も伴いながら作られていくものである。何らかの歴史認識が表明される時、その歴史認識はどのような集団がどのように関わり合いながら生まれたものであろうかと一旦立ち止まって考えてみると、様々な立場の人々の姿が浮かび上がってくるはずである。その表明は言葉を通じてではなく、記念碑などを通じて日常の空間に表れるものかもしれない。

参考文献

姉川雄大(2018).「ハンガリーの歴史認識と現代政治——「ヨーロッパ」性と新自由主義・人種主義政治——」、橋本伸也編著、『せめぎあう中東欧・ロシアの歴史認識問題——ナチズムと社会主義の過去をめぐる葛藤——』、ミネルヴァ書房、195-216.

橋本伸也(2016).『記憶の政治：ヨーロッパの歴史認識紛争』、岩波書店.

橋本伸也(2018).「序章 中東欧・ロシアにおける歴史と記憶の政治化と紛争化」、同前掲

編著, 1-15.

Eröss, Ágnes(2016). “In memory of victims”: Monument and counter-monument in Liberty Square, Budapest. *Hungarian Geographical Bulletin*, 65(3), 237-254.

2056/2013. (XII.31.) Korm. határozata. *Magyar Közlöny*. 2013.évi 225.szám, p.90300.

<http://www.kozlonyok.hu/nkonline/MKPDF/hiteles/MK13225.pdf> (2020年3月1日
確認)

もっと知りたい人のためのブックリスト

ハンガリーを含む中央ヨーロッパの歴史を知りたい人には……

- ・南塚信吾編(1999).『ドナウ・ヨーロッパ史』、山川出版社.
- ・南塚信吾(2012).『図説ハンガリーの歴史』、河出書房新社.

旧ソ連・社会主義東欧各国の現代史をめぐる歴史認識の問題を知りたい人には……

- ・橋本伸也(2016).『記憶の政治——ヨーロッパの歴史認識紛争』、岩波書店 .
- ・橋本伸也編著(2018).『せめぎあう中東欧・ロシアの歴史認識問題——ナチズムと社会主義の過去をめぐる葛藤——』、ミネルヴァ書房.

記念碑などに表れる歴史認識の読み解き方を知りたい人には……

- ・ピエール・ノラ編、谷川稔監訳(2002).『記憶の場——フランス国民意識の文化＝社会史』
全3巻、岩波書店.

<コラム④> スロヴァキアの首都を目指して

—ブラチスラヴァとマルティン—

香坂 直樹



スロヴァキア略図(著作権フリー地図を基に筆者加筆)

第7章の舞台チェコの首都プラハから第8章のハンガリーの首都ブダペストに移動しましょう。時間はかかりますが、鉄道で車窓を楽しみながら行きましょうか。直通列車は途中で現在のスロヴァキアの首都ブラチスラヴァを経由します。注意していれば、「ひっくり返ったテーブル」と呼ばれるブラチスラヴァ城を一瞥できるかもしれません。

さて、ブラチスラヴァを地図で探してみると興味深いことがわかります。スロヴァキアは東西に長い内陸国ですが、ブラチスラヴァは国土の西端、オーストリアとの国境に接しています。なぜ、端っこの街が首都なのでしょう？ 他の選択はなかったのでしょうか？

この疑問に答えるには、1918年秋まで遡る必要があります。第一次世界大戦が終わり、オーストリア＝ハンガリー二重帝国が崩壊し、現在のチェコとスロヴァキアの前身となるチェコスロヴァキア共和国が建国された時点です。

上のように書くと、チェコスロヴァキアは「チェコ」と「スロヴァキア」という2つの地域が結びついた国だとイメージするのでしょうか？ 決して間違いではありませんが、実際状況はもう少しだけ複雑でした。例えば、新しいチェコスロヴァキアにも様々な言語を話

す人々ないし様々な民族が居住していました。そして地域構成も多彩でした。

チェコスロヴァキアの国土のほぼ全ては大戦前のオーストリア＝ハンガリー領でしたが、このうち「チェコ」はかつてのオーストリア側、「スロヴァキア」はハンガリーに属していました。それ以上に、「スロヴァキア」はかつてのハンガリーでは独立した行政単位でもなかったのです。

このことはチェコスロヴァキア建国にあたって課題を生み出します。そもそも「スロヴァキア」の境界が不明瞭でした。新たな国境線は、連合国を巻き込みつつ、外交交渉や現地での武力衝突を経ながら、引かれていきます。

そして、スロヴァキアの行政の中心地も存在していませんでした。スロヴァキアの「首都」も第一次世界大戦後に新たに探されたのです。

その時、候補に挙がったのが、1つは西部のドナウ河岸の都市プレスブルク(ハンガリー語名ポジョニ、現在のブラチスラヴァ)、もう1つは中部の町マルティンです。

マルティンは山地に囲まれた緩い谷間に位置しています。しかし、戦前から幹線鉄道が付近を経由していました。それ以上に、マルティンを特徴づけたのは、19世紀後半のスロヴァキア・ナショナリズムの中心地となった経験です。ナショナリスト政党のスロヴァキア国民党や文化団体マティツァ・スロヴェンスカーの本部も置かれた拠点でした。

1918年秋、第一次世界大戦の休戦直後にも、スロヴァキア人知識人や活動家がマルティンで会合を開き、チェコスロヴァキアへの参加を表明する宣言を採択します。しかし、ハンガリーとの紛争が始まり、マルティンにもハンガリー軍が再進駐しました。スロヴァキアの実効支配をめぐる主導権はマルティンの人々の手から離れ、プラハの新政府とその支持を受けた人々へと移ります。そして、1919年1月には、プレスブルクがスロヴァキアの暫定行政を担うスロヴァキア統治省の拠点、「首都」として選定されます。

そこでマルティンを支持する人々も巻き返しを図りました。彼らの意を受けて、新教徒の家庭に生まれ、英国留学の経験も持つ F・ルッペルトが覚書を執筆し、プレスブルクを向こうにまわし、マルティンへの首都誘致の論陣を張ることになります。

ルツペルトによれば、マルティンこそ、スロヴァキアの中心に位置し、幹線鉄道を介した各地との連絡も容易という地の利を備えた適地でした。さらにナショナリズムの拠点だったマルティンはスロヴァキアの「民族の心臓」であり、その点でも首都に相応しい地と描写されます。そして、彼は、付近を流れるヴァーフ川の豊富な水力を利用し、マルティン一帯に英国流の田園都市を築くよう提言したのです。

しかし、行政の中心地がプレスブルクから移されることはありませんでした。では、なぜ、プレスブルクなのでしょう？

最大の理由は市の規模でした。19世紀後半のプレスブルクは帝都ウィーンに近いという好条件を生かし、工業化します。市域も拡大し、第一次世界大戦前には約7.8万人が居住する都市へと成長しました——「それで大きい？」と拍子抜けするかもしれませんが、後にスロヴァキアになる地域の1910年の総人口は約290万人、その中でプレスブルクは最大の都市です——。建物も多く、スロヴァキア統治省の執務スペースや要員の住居を確保しやすいと考えられたのです。

もう1つの理由は言語的・民族的多様性や境界画定の問題との関係です。

実は第一次世界大戦前のプレスブルクの住民は、主にドイツ人とハンガリー人であり、スロヴァキア人は少数でした(宗派的にはカトリックと新教徒、ユダヤ教徒も住んでいました)。純粹に民族分布のみを論拠にした場合、チェコスロヴァキアが獲得できるかは危ういところですよ。一方で、プレスブルクにはドナウの河港もあり、チェコスロヴァキアにとってはぜひとも領有したい都市でした。

そのためハンガリーとの紛争でもプレスブルクの実効支配が目指されます。そして1919年1月初めにチェコスロヴァキア軍がプレスブルクを占領した直後から統治省移転が計画され、2月には移転が実現します。スロヴァキア人の住民が少なくとも、プレスブルクをスロヴァキア行政の要にあえて選ぶことで、実効支配を既成事実化したのです。

ナショナリズムを押し出しつつマルティンを推したルツペルトたちとは、そもそもの着眼点からして異なっていたのでしょう。

その後、戦間期にスロヴァキア行政の中心地としてのプレスブルク／ブラチスラヴァの地位は急速に強まります。1927年には統治省に代わる州庁の所在地となり、1939年のスロヴァキア「独立」後は名実ともに首都となりました。

しかし、並行してこの街の多様性も失われていきます。まず、1919年にこの市は新たにブラチスラヴァと名付けられ、この街の「スラヴ性」が強調されます。私たちが知っている(かもしれない)この名前は20世紀になって初めて登場したのです。

次いで、街の住民構成も大きく変化しました。スロヴァキアがナチ・ドイツと同盟関係を結んでいた第二次世界大戦中にはブラチスラヴァからもユダヤ人が追放され、大戦後にはドイツ人も追放されます。さらに、社会主義期の1960年代には、各地から流入するスロヴァキア人労働者への住宅供給を目的として大規模な郊外団地が造成され、郊外と旧市街を結ぶ道路を建設するために、まだ残されていたユダヤ人地区やシナゴークも取り壊されました。破壊と建設を伴いながらブラチスラヴァはスロヴァキア人の街へと変貌し、再建されたブラチスラヴァ城もそのシンボルとなったのです。

一方、今もマルティンは地方の小都市です。ルッペルトは1920年代や第二次世界大戦後にもマルティンへの首都移転を訴えるパンフレットを記しましたが、彼の提案が顧慮されることはありませんでした。ただ、今も文化団体マティツァ・スロヴェンスカーはマルティンに本拠を置き、19世紀からのナショナリズム運動の名残を感じられます。

そして、マティツァの図書室からは周辺の畑地やファトラ山系山麓に広がる牧草地を眺められます。その光景はルッペルトが夢描いた田園都市ではないかもしれませんが。そ



れでも、慌ただしいブラチスラヴァとは異なるマルティンの緩やかな風景が残されたのならば、マルティンが首都にならずに良かったかとも思うのです。

鉄道車窓から望む中部スロヴァキアの光景(筆者撮影)

第V部



第9章 民族紛争を見る視点：クロアチア紛争を例に
遠藤 嘉広

第10章 言語の数えかた：
旧ユーゴスラヴィア諸国におけるセルビア・クロアチア語の事例から考える
中澤 拓哉

第11章 「実質的な平等」に向けた試み：
中・東欧における属人的自治構想から考える
重松 尚

コラム⑤ ゆるキャラを通して考える近現代史：レルヒとハプスブルク帝国
辻河 典子

民族紛争を見る視点： クロアチア紛争を例に

遠藤 嘉広



目次

1. はじめに
2. クロアチア人の一体化
3. セルビア人の一体化
4. おわりに

1. はじめに

民族紛争と聞くと、どのようなものをイメージするだろうか。「民族同士が武力を使って衝突し合うなんて、それらの民族は昔から余程うまくいかない関係にあったに違いない」「そもそも複数の民族が一つの国で暮らすこと自体、難しいことではないか」「民族紛争が起こってしまったら、紛争で争った民族同士がそれまでのように一つの国で暮らしていくことは難しいだろう」などと考える人も多いのではないだろうか。この章では、1991年から1995年にかけて、東ヨーロッパに位置するクロアチアで起こった紛争(以下、クロアチア紛争)を例にとり、対立や衝突が民族紛争だと見えるようになっていく過程に注目して、民族紛争と呼ばれるものを見る際の1つの視点を提供したい。

民族紛争は一般的にどのようなものだととらえられているのだろうか。『世界民族問題事典』では民族紛争を、

サブ・ナショナルなあるいはトランスナショナルな(国家内にあるいは複数国家にまたがって存在する)エスニック集団(エスニック・グループ)を一方の単位とし、同様の他集団あるいは国民集団(中央権力を掌握する支配集団)を他方の単位とする集団間の摩擦、対立、抗争を指す。(石川 1995)

と説明している。「集団間の摩擦、対立、抗争」とあるが、どのような摩擦、対立、抗争が起こったときに、民族紛争だと言えるのか考えてみよう。例えば、Aという民族に属するある個人とBという民族に属する別の個人が何らかの理由で対立し、お互いを攻撃しあったとしよう。その時、それはA民族とB民族の紛争ととらえられるのだろうか。通常は、個人間の争いや紛争だととらえられるのではないだろうか。では、A民族の10人と、B民族の10人が攻撃しあったらどうだろうか。10人同士でも、民族紛争と言い切るのは難しいかもしれない。対立する人数が多くなれば、民族紛争だととらえられやすくなりそうだが、対立している人の全体の人数に占める割合に注目しなければならないという意見も出てくるかもしれない。A民族とB民族の1000人同士が対立していても、A民族とB民族がそれぞれ1億人の人口を抱えていれば、僅か0.001%同士の対立ということになる。

このように考えていくと、どのような場合に民族紛争といわれるのか、あるいはとらえられるのかをはっきりさせることは簡単なことではないことがわかる。A民族とB民族の全員が対立に賛成し、そのうえで一部の人々が攻撃し合えば民族紛争とはっきり言えるのかもしれないが、民族の人数が多くなればなるほど、中には対立したくない人、対立を無意味だと思う人、対立をやめさせようとする人などが出てきそう。民族紛争であると、当事者からも外部からもとらえられるためには、その実態はどうであれ、紛争当事者の集団の多くの人が自らを「一体化」していると考え、また外部からも同様にみなされることが必要となるのではないだろうか。

クロアチア紛争についての説明に入る前に、クロアチア人とセルビア人の特徴や、クロアチアという国について簡単に触れておきたい。まず、クロアチア人とセルビア人を外見から区別することはできない。言語については、クロアチア人はクロアチア語を、セルビア人はセルビア語を母語として使用するが、それらの言語はともに南スラヴ語群に属し、互いにほぼ完全に意思疎通が可能である。もっとも、使用される文字については違いがあり、クロアチア語では英語やフランス語と同様のラテン文字が使用されるのに対し、セルビア語ではロシ

ア語とほぼ同じキリル文字のほか、ラテン文字も用いられる。両民族は概して宗教によって区別される。両民族ともキリスト教を信仰する人が多いが、クロアチア人にはローマ・カトリック教徒が、セルビア人には正教徒(ロシア人と同様)が多い。

クロアチアは、面積約5万6,500平方キロメートル(九州の約1.5倍)、人口約430万人の国である。現在の民族構成は、クロアチア人が約90%、セルビア人が約4.4%である。クロアチア紛争前は、クロアチア人が約78%、セルビア人が約12%を占めたが、紛争によりセルビア人の割合は減少した。セルビア人が多い地域は、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ(以下、ボスニア)との国境地帯と、セルビア・ハンガリー・ボスニアと国境を接するクロアチアの西部地域(スラヴォニア地方)である¹。

クロアチアは、1992年にユーゴスラヴィア社会主義連邦共和国(以下、ユーゴスラヴィア)からの独立が国際的に承認されるまでは、ユーゴスラヴィアを構成する六つの共和国の一つだった。ユーゴスラヴィアでは、連邦レベルの憲法のほか、共和国レベルの憲法も存在した。ユーゴスラヴィア時代のクロアチアの憲法では、セルビア人にも、クロアチアを構成する民族(クロアチアにおける国家構成民族)という、クロアチア人と同等の地位が認められていた。

クロアチア紛争は、クロアチア人とセルビア人という二つの民族が対立し、武力衝突にまで発展したもののだが、両民族の対立は初めから激しいものだった訳ではなく、対立することに批判的な人々も両民族の中に多くいた。しかし、両民族の一部の人々や組織が対立をあり、衝突を重ねることで、両民族の中に融和ではなく対立を支持する人々が増えていった。そうして、衝突が両民族の対立構造を強化し、また民族の内部を一体化させていき、両民族「全体」の対立という構図が作られていった。クロアチアでの紛争は、クロアチア人とセルビア人との間に、はじめから衝突が避けられないほど大きな対立があってそれが当然の結果として武力衝突に至ったととらえるよりも、一部の人々の間での対立と衝突が重なり、民族の一体化が図られることで、結果的に民族全体の対立とみなされるようになったととら

¹ 以下の稿では、セルビア人という言葉を用いて、上記の地域に居住していたセルビア人という意味で用いる。紛争前、クロアチア国内のセルビア人の約3分の1は首都ザグレブなどの上記地域以外の都市部に住んでいたが、そのような都市部のセルビア人は「文化的にクロアチア化」されており、都市部以外に住むセルビア人と異なる政治的意見を持つことが多かった。都市部に住むセルビア人は、セルビア人とクロアチア人の対立が激化しても、積極的にセルビア人側に与することは稀だった。Hayball 2015: 40.

えるべきだと考えられる²。本稿では、対立が激化し民族紛争とみなされるようになった要因として、クロアチア人、セルビア人とも、自らの民族がクロアチアにおける国家構成民族であり、主権を持つという考えに固執したことに注目したい。また、民族間で大規模な武力衝突が起こるためには、対立する人々が一定程度以上の軍事力を持つことが必要だが、本稿では両民族がどのように軍事力を強化していったのかにも注目したい。それでは、主権と軍事力という観点から、クロアチア人とセルビア人の一体化と紛争の発生過程をみていこう。

2. クロアチア人の一体化

第二次世界大戦後のクロアチアにおいて、クロアチア人とセルビア人という、両民族の名の下での対立はみられたものの、対立が決定的となり、武力による衝突にまで至るようになった出発点は、1990年4月から5月にかけてクロアチアで行われた、第二次世界大戦後初の複数政党制選挙に求められる³。選挙は小選挙区制で、三院に分かれて、二回選挙制で行われた。その結果、クロアチア民主同盟が、356議席中205議席を獲得し、圧倒的勝利をおさめた。しかし得票率をみると、必ずしもクロアチア民主同盟が獲得議席数に見合う支持を得ていなかったことが指摘できる。例えば、クロアチア議会の全議席数356のうちの160議席を選出した連合労働院の選挙において、クロアチア民主同盟は、第一回投票で32.69%、第二回投票で28.32%の得票率であったにもかかわらず、議席数の51.88%を獲得した(Grdešić 1991: 207)。クロアチア民主同盟はクロアチア民族主義を掲げてクロアチア人を優遇し、セルビア人の権利を軽視するなど、両民族の平等という、それまでのクロアチアにおける原則を無視する政策を打ち出した。クロアチア民主同盟のフランジョ・トゥジマン(Franjo Tuđman)党首は、クロアチア議会においてクロアチア社会主義共和国幹部会議長(後にクロアチア共和国大統領と改称)に選出された。トゥジマン政権は、第二次世界大

² クロアチア紛争を含むユーゴスラヴィア紛争は、大衆が民族的なものによって動員された結果起こったものではなく、権力や経済的利益の保持を欲する政治エリートが、自らの政策に反対する大衆を非動員化した結果起こったとする議論もある。Gagnon 2006。また、民族紛争といわれるものの中に、戦争継続が自らの利益になると考える敵対勢力同士が武器を売買するという協力関係がみられることを指摘し、民族同士の紛争という一面的な見方を批判する研究もある。カルドー 2003。
³ 佐原は、このような事態をもたらした、後述する複数政党制選挙について、「問題の本質は、民族主義者が権力を握ったことではない。選挙そのものが連邦の憲法秩序から外れた形で行われたため、法の支配が崩壊した点こそが重要だった」と述べる。佐原 2008: 121。

戦期にセルビア人の虐殺を行ったクロアチア独立国(1941~45)時代に使われたものに類似した国章を採用し、セルビア人が多く住む地域でもラテン文字を義務づける⁴などの、セルビア人の反発を招く政策を次々に実行していった。クロアチアでは伝統的にセルビア人の警察官が多かったが、セルビア人警察官は解雇され、新たにクロアチア人が雇われるようになった。自治体の職員についても同様のことが行われた。メディアの統制も行われ、政権を批判するメディアの多くは排除されていき、セルビア人への敵意をあおる番組が次々に作られていった⁵(佐原 2008: 119)。セルビア人の家や店舗への襲撃もみられるようになった。トゥジマン政権は、クロアチア民族主義的政策を実行することで、折からの経済危機で雇用情勢が悪化する中、セルビア人を解雇しクロアチア人を雇用するという形で、クロアチア人の経済的利益も満たした。メディアの統制によって、民族主義への反対の声は聞かれなくなっていった。さらにトゥジマン政権は、クロアチア人はセルビア人から圧迫されているという被害者意識をあり、自らが行う民族主義的行動は、自衛のため、あるいはクロアチアにおいてはクロアチア人が主権を持つ以上、当然であると正当化した。こうして、クロアチアにあったクロアチア民主同盟に対する批判は影を潜め、トゥジマン政権やクロアチア民主同盟こそがクロアチア人の代表であり、クロアチア人の利益を守ってくれる存在であるとみなされていった。

クロアチア政府によるクロアチア人の一体化は、クロアチア人のみに主権があるという前提にたって、法の整備を進めることにより実現されていった。政権に対するセルビア人の抵抗を抑圧することは、クロアチア議会で制定された様々な法律により正当化された。1990年12月、トゥジマン政権は、政権発足時に宣言したとおり、新しい憲法を公布した。先述のとおり、それまでのクロアチアの憲法では、クロアチア人と並んでセルビア人が国家構成民族であると規定されていたが、新憲法では、セルビア人はほかの少数民族と同じ地位に格下げされた。クロアチア政府は1991年5月にユーゴスラヴィアからの独立の是非を問う住民投票を行い、そこでは賛成票が圧倒的多数を占めた。この住民投票の結果もクロアチア人を一体化させ、セルビア人への抑圧を正当化する理由になった。この結果に基づいて、翌6月、クロアチア議会はユーゴスラヴィアからの独立を宣言した。その後、クロアチア政府と、ユーゴスラヴィアの正規軍だったユーゴスラヴィア人民軍(以下、人民軍)が加勢したセ

⁴ セルビア人のアイデンティティの一要素であるキリル文字の使用が制限されたことで、セルビア人は自らの文化が無視されていると反発した。久保 2003: 160。

⁵ セルビア人やセルビアも同様に、クロアチア人への敵意をあおる番組を制作し放映した。クロアチア政府とは異なる立場をとったメディアも存在したが、それについての分析は、宇野 2019を参照。

ルビア人勢力との間に軍事衝突が起きると、クロアチアでは挙国一致内閣が樹立され、クロアチアの一体化はさらにはっきりとした形で現れた。

クロアチア政府は、自らの民族主義的主張を実現するためには、軍事力を強化することが不可欠だと考えていた。クロアチア政府はセルビア人側との軍事衝突に際して、人民軍とも戦うことになることを予想していた。ユーゴスラヴィア全土で国防を担っていた人民軍はクロアチアにも駐留していた。その主要な目的は外敵からの防衛であったが、クロアチアで民族間の衝突が起こりはじめると、衝突している両民族の引き離しという任務が課されるようになった。クロアチア政府は、将来クロアチアがユーゴスラヴィアから独立すれば、人民軍がその阻止に動くことを予想し、それに対抗するために独自の軍隊の建設を進めていった。その中核となったのはクロアチアの警察だった。まず警察からセルビア人を排除し、クロアチア人を雇用して警察における民族の一体化を実現した。不足している武器は、ハンガリーなどの外国から密輸した。当時は冷戦終結直後の時期であり、東欧には緊張緩和により必要とされなくなった武器が大量に存在していた(Marijan 2008: 232、佐原 2008: 135-6)。このことは武装化を進めるクロアチア政府にとって好都合だった。クロアチア政府は自らの軍隊の強化に努める一方、人民軍の弱体化も図った。人民軍は元来多民族的な組織であり、クロアチア人の将校も多数存在した。クロアチア政府はクロアチアに駐留する人民軍将校やその家族に対して、いやがらせや脅迫を繰り返しつつ、クロアチア人将校のクロアチアの軍隊への移籍を促した。その結果、人民軍に所属するクロアチア人は減少して人民軍は弱体化する一方、人民軍を離れたクロアチア人の将校の多くが合流したクロアチアの軍隊は強化されていった。

政党のレベルでも、クロアチアの一体化は進行した。クロアチア民主同盟率いるクロアチア政府がセルビア人側と対立を深めるにつれて、クロアチアのほとんどの政党は、クロアチアの主権と統一を乱しているとしてセルビア人への非難を強め、クロアチア民主同盟への批判を封印し、その政策に同調するようになっていった。こうした流れを象徴する出来事が、先述した挙国一致内閣の誕生である。クロアチア民主同盟は単独で議会の過半数を保持しており、挙国一致内閣を形成する政治的な必要性は必ずしもなかったが、副首相に第二党のクロアチア共産主義者同盟・民主変革党の有力者を入閣させたほか、多くの政党からの協力を取り付け、政党レベルにおいてもクロアチアの一体化が実現した。

3. セルビア人の一体化

次にセルビア人の一体化の過程をみていく。セルビア人も、クロアチア人と同様の方法で民族の一体化を進めていった。第二次世界大戦時に多数のセルビア人を虐殺したクロアチア独立国を肯定的に評価するトゥジマンが、クロアチアで政権を握りセルビア人への抑圧政策をとりはじめると、彼の政策はセルビア人にとって、クロアチア独立国による虐殺になぞられて理解されるようになっていった。そのような虐殺を繰り返させないという意識から、セルビア人は一体化を推進し、クロアチア政府の警察権力を排除し、自ら領域的支配を行うようになっていった。

1990年4月から5月にかけての選挙において、最もセルビア人の支持を集めた政党は、クロアチア共産主義者同盟・民主変革党という、社会主義時代を通じてクロアチアで一党支配を行ってきた政党(クロアチア共産主義者同盟)が改組されてできた政党だった。この党は、セルビア人に有利な公約を掲げていた訳ではなかったが、クロアチア民主同盟などのほかの党が、クロアチア人中心主義的な主張やクロアチアのユーゴスラヴィアからの分離を支持していたのに比べれば、ユーゴスラヴィアへの残留という現状維持的な主張をしていたことが、多くのセルビア人から支持された理由だった(久保 2003: 159)。後にセルビア人の一体化の中心となるセルビア民主党は、セルビア民族主義的な主張を掲げていたが、セルビア人の得票の13.5%しか得られなかった(Caspersen 2010: 49)。つまりこの時点では、セルビア人の多数はセルビア民族主義に共鳴していたとは言い難い状況だった。

この後、セルビア民主党はどのようにしてセルビア人の一体化を進めていったのだろうか。先述のように、トゥジマン政権が発足して、セルビア人の解雇などのクロアチア民族主義的な政策が実行されていくと、セルビア人の間では先の選挙での支持政党を問わず、政権への批判が強まった。多くのセルビア人が投票したクロアチア共産主義者同盟・民主変革党は、トゥジマン政権の政策への反対が不十分であるとセルビア人に非難され、急速に支持が失われた。一方、セルビア民主党は、選挙後に急速に地方支部の結成を推し進めながら、自らの民族主義的主張を訴え、トゥジマン政権への対抗を呼び掛けた。次第にセルビア民主党は、セルビア人の利益を守る存在であると、セルビア人から評価されるようになっていった。クロアチア共産主義者同盟・民主変革党から当選したセルビア人議員が、セルビア民主党に移籍するということも起こるようになった。支持を拡大したセルビア民主党は、1990年7月に12万人のセルビア人を動員した集会を組織し、そこで「セルビア人の主権と自治に関する宣言」が採択された。さらにセルビア人議会とセルビア民族会議というセルビア人を

代表する組織も結成された。セルビア人にも主権が存在するとの宣言が出されたことで、同じく主権を主張するクロアチア政府との妥協の余地が狭められた。

クロアチアでは紛争期を通してトウジマン大統領が権力を握り続けたが、セルビア人の中ではしばしば激しい権力闘争が行われた。ともにセルビア民主党员である、ヨヴァン・ラシュコヴィチ(Jovan Rašković)党首と、セルビア人が圧倒的多数を占める自治体クニン⁶のミラン・バビチ(Milan Babić)市長の対立で、後者が勝利したことは、セルビア人の一体化の進展とクロアチア政府との対立激化という点で画期となった。ラシュコヴィチは、セルビア人の文化的自治を主張し、セルビア人居住地域のクロアチアからの分離に反対していた⁷。それに対してバビチは、クロアチアからの分離を求める強硬論者だった。結局、強硬派のバビチがセルビア民主党での主導権を握ることになり、セルビア人側はさらにクロアチア政府との対立を深めていった⁸。

1990年8月、セルビア民主党が主導するセルビア民族会議は、セルビア人の自治に関する住民投票を計画した。クロアチア政府は軍事力で投票を阻止しようとしたが、セルビア人側はセルビア人が多数を占める領域で道路封鎖をして対抗した。結局クロアチア政府は住民投票を阻止できず、投票が行われた地域では圧倒的多数がセルビア人による自治に賛成し、セルビア人自治区が設立された⁹。これ以降、セルビア人自治区で、外部とつながる道路や鉄道の封鎖が恒常的に行われるようになった。クロアチア政府は武装した警察を派遣して封鎖の解除を図ろうとし、クロアチア政府とセルビア人側の衝突が激化していった。1990年の選挙において、多くのセルビア人の支持を獲得できなかったセルビア民主党は、住民投票を主導し同党に対するセルビア人の支持を可視化することで、同党を中心にセルビア人を一体化させていき、セルビア人地域という「国家内国家」を作り上げた。セルビア民主党によるセルビア人の一体化は、セルビア人の自発的な支持のみにより進められた訳ではなかった。例えば、セルビア民主党の強硬路線に反対し、クロアチア政府との協力を考え

⁶ クロアチア中部にあるクニン市は、セルビア民主党が結党された場所でもあった。

⁷ ラシュコヴィチ党首は、ときとしてクロアチア政府に対して強硬な意見を表明することもあり一貫した立場をとっていたとは言い難いが、バビチ市長と比較すると、クロアチア政府との妥協の余地を残しており穏健であった。Hayball 2015: 42-84.

⁸ これまでの研究では、セルビアのスロボダン・ミロシェヴィチ(Slobodan Milošević)大統領がクロアチアのセルビア人の中での権力闘争に対して決定的な影響力を持ったと評価されることが多かったが、ハイボールはその影響力を批判的に検討した結果、ミロシェヴィチの影響力は限定的なものであったと主張している。Hayball 2015: 347.

⁹ 投票は有権者登録なしに行われた。4万8,000人がクロアチア国外であるセルビアのベオグラードで投票した一方で、クロアチアの都市部に住むセルビア人は投票しなかった。Caspersen 2010: 61.

るセルビア人議員が多数を占める自治体に対して、バビチは圧力をかけて自治体指導部を交代させることもあった。

クロアチア政府と同様、セルビア人側も、クロアチアからの分離という民族主義的な目的達成のためには、軍事力が必要であることを考えていた。そのため、一部のセルビア人の間では武装化が進められたが、セルビア人のみでクロアチア政府の軍事力に対抗することは困難だった。そこで、セルビア人側は、自ら武装を進めつつ、人民軍を味方につけることで、クロアチア政府の軍事力に対抗しようとした。当初人民軍は、クロアチア政府、セルビア人側のどちらにも与しないという姿勢をとり続けた。民族的にはセルビア人¹⁰が多数を占めていた人民軍がセルビア人側につかないことに、セルビア人からは失望の声が繰り返し上がった。しかし、クロアチア政府による人民軍の軍人への嫌がらせなどを通じて、人民軍内部でクロアチア政府に対する反発が高まり、それがセルビア人側に対する支持へと転化していった。とはいえ、人民軍は1991年6月にクロアチアで独立宣言が出されるまでは、クロアチア政府に決定的な敵対行動をとることはなく、またセルビア人側によるクロアチア警察に対する攻撃を阻止することもあった。このような態度に不満を持つセルビア人側からは、人民軍への挑発行動なども行われたため、両者の関係は良好とはいえないものだった。人民軍首脳部は中立の立場を守ろうとしたが、セルビア人に味方すべきだと考えるクロアチアに駐留する軍の一部の行動を抑えることができなくなっていった。そのような軍の一部がセルビア人に武器を与えて武装化を援助することも発生した。1991年6月にクロアチア議会が独立宣言を発すると、セルビア人部隊とクロアチア軍の衝突が各地で起こるようになった。人民軍がセルビア人部隊に味方してクロアチア軍と戦うことも増えていった。クロアチア側は、クロアチア内にあった人民軍の基地のライフライン(電気や水道など)を遮断しつつ、武力で対抗していった。クロアチア人将校が激減し、セルビアやクロアチアやボスニア出身のセルビア人が多数を占めるようになった人民軍を、セルビア人側は自らの陣営に引き入れることに成功し、軍事的にもセルビア人の一体化が実現した。

4. おわりに

以上のようにして起こったクロアチア紛争は、クロアチア人、セルビア人合わせて6,000

¹⁰ ここでのセルビア人は、クロアチア出身者に限らず、セルビアやボスニアなどの出身者を含んでいる。

人から1万人の犠牲者を出し、約40万人が住んでいた場所を追われるという被害をもたらした(佐原 2008: 149)。クロアチアにおける紛争は、それぞれの民族の中でも強硬派だった、クロアチア民主同盟とセルビア民主党が、自らがその民族的な利益を守る存在であることを示し、ともに民族の一体化を進めていった先に発生した。民族の一体化を図る手法は似通ったものであった。すなわち、自らに主権が存在するという考えの下、選挙や住民投票という民意が示された結果を背景にして強硬策を推し進めた。さらに、自らの政策を話し合いや妥協に頼らず実現するために軍事力の強化を図った。クロアチア側にもセルビア人側にも、当初は過激な民族主義に反対する穏健派の人々や組織が存在した。しかし両民族内の強硬派がとった上記のような手段により、穏健派は発言力を失い、強硬派に同調したり、批判を控えたりするようになっていった。そうして内部が一体化していった両民族同士が衝突した結果が、クロアチアにおける民族紛争だった。

ここから見てくることは、民族同士の対立がはじめから存在するもの(あるいは本質的なもの)だと考えるのではなく、対立が発生し激化していく過程に目を向けるべきであるということだ。そのような視点で民族紛争を見ることが、民族対立や民族紛争を不可避なものとしてとらえないことにつながり、たとえ紛争で衝突し合った民族同士であっても、再び共生することを可能にするのではないだろうか。

参考文献

<日本語>

石川一雄(1995)「民族紛争」松原正毅(編集代表)『世界民族問題事典』平凡社、1124頁。

石田信一(2017)「クロアチア共和国」月村太郎(編)『解体後のユーゴスラヴィア』晃洋書房、45-66頁。

宇野真佑子(2019)「ユーゴスラヴィア解体前夜のクロアチアにおける第二次世界大戦の想起—1990年の週刊誌Danasの分析」『ロシア・東欧研究』2019巻、48号、72-89頁、<https://doi.org/10.5823/jarees.2019.72> (閲覧日:2020年7月4日)。

遠藤嘉広(2008)「ユーゴスラヴィア解体と人民軍—1980年代後半以降の国内政治との関わりを中心に」『年報地域文化研究』(東京大学総合文化研究科地域文化研究専攻)12号、72-88頁。

カルドー、メアリー(2003)(山本武彦、渡部正樹訳)『新戦争論—グローバル時代の組織的暴力』岩波書店。

- 久保慶一(2003)『引き裂かれた国家——旧ユーゴ地域の民主化と民族問題』有信堂。
- 佐原徹哉(2008)『ボスニア内戦——グローバリゼーションとカオスの民族化』有志舎。
- 柴宜弘(1996)『ユーゴスラヴィア現代史』岩波書店(岩波新書445)。
- 柴宜弘、石田信一(編)(2013)『クロアチアを知るための60章』明石書店。
- 月村太郎(2006)『ユーゴ内戦——政治リーダーと民族主義』東京大学出版会。
- 百瀬亮司(2017)「クロアチア多民族社会におけるセルビア人の自決権——領域的自治の限界と文化的自治のジレンマ」山本明代、パプ・ノルベルト(編)『移動がつくる東中欧・バルカン史』刀水書房、193-227頁。
- 山川卓(2019)『マイノリティ保護のクロアチア政治史——ネ이션化とヨーロッパ化の弁証法』晃洋書房。

<外国語>

- Barić, Nikica(2005), *Srpska pobuna u Hrvatskoj: 1990.–1995.*, (『クロアチアにおけるセルビア人の反乱——1990年～1995年』), Zagreb: Golden marketing-Tehnička knjiga.
- Caspersen, Nina(2010), *Contested Nationalism: Serb Elite Rivalry in Croatia and Bosnia in the 1990s*, New York: Berghahn Books.
- Gagnon, V.P. Jr(2006), *The Myth of Ethnic War: Serbia and Croatia in the 1990s*, Ithaca: Cornell University Press.
- Hayball, Harry Jack(2015), *Serbia and the Serbian Rebellion in Croatia (1990-1991)*, https://research.gold.ac.uk/12301/1/HIS_thesis_HayballH_2015.pdf (accessed 2020-03-21).
- Grdešić, Ivan et al.(1991), *Hrvatka u izborima '90*(『1990年の選挙におけるクロアチア』), Zagreb: Naprijed.
- Kolšek, Konrad(2005), *Prvi pucnji u SFRJ: sećanja na početak oružanih sukoba u Sloveniji i Hrvatskoj*(『ユーゴスラヴィア社会主義連邦共和国における最初の発砲——スロヴェニアとクロアチアにおける武力衝突開始の記憶』), Beograd: Dan Graf, Danas.
- Marijan, Davor(2008), *Slom Titove armije: JNA i raspada Jugoslavije 1987.-1992.*(『チトーの軍隊の崩壊——ユーゴスラヴィア人民軍とユーゴスラヴィアの解体 1987年～1992年』), Zagreb: Golden marketing-Tehnička knjiga.
- Silber, Laura & Allan Little(1995), *The Death of Yugoslavia*, London: Penguin.
- Žunec, Ozren et al.(2013), *Oficir i časnik: prelasci vojnih profesionalaca iz Jugoslavenske*

narodne armije u Hrvatsku vojsku (『将校——ユーゴスラヴィア人民軍からクロアチア軍への軍人の移籍』), Zagreb: Hrvatska sveučilišna naklada.

もっと知りたい人のためのブックリスト

・越村勲、山崎信一(2004)『映画『アンダーグラウンド』を観ましたか？ ユーゴスラヴィアの崩壊を考える』彩流社。

〔国際的に高い評価を受けているエミール・クストゥリツァ監督の映画『アンダーグラウンド』を切り口に、ユーゴスラヴィアの生成と崩壊を考える、読みやすくてためになる本。〕

・佐原徹哉(2008)『ボスニア内戦——グローバリゼーションとカオスの民族化』有志舎

〔中心テーマはボスニア紛争だが、クロアチア紛争を含むユーゴスラヴィアの解体と紛争、特に紛争発生メカニズムや紛争における暴力の実態を知るのにおすすめの本。〕

・Harry Jack Hayball(2015), *Serbia and the Serbian Rebellion in Croatia (1990-1991)*,

https://research.gold.ac.uk/12301/1/HIS_thesis_HayballH_2015.pdf

〔クロアチア紛争におけるクロアチアのセルビア人に関して、様々なトピックを詳細に検討した博士論文。クロアチア紛争を深く知りたい人に必読の文献。〕

言語の数えかた：

旧ユーゴスラヴィア諸国における
セルビア・クロアチア語の事例から考える

中澤 拓哉



目次

1. 「クロアチア語が上手いね！」
2. 「それなら、カフヴァはありますか？」
3. 「モンテネグロ語なんて存在しない！」
4. 「4つの相異なる言語であることを意味しはしない」
5. 「言語とは陸海軍を備えた方言のことである」

1. 「クロアチア語が上手いね！」

「私はセルビア語とクロアチア語とボスニア語とモンテネグロ語が話せます」

この自己紹介文を読んだあなたは、「4か国語」が話せるなんてすごい、と思うかもしれない。だがもしもセルビアでこんな自己紹介をしたら、ありがちな冗談だと笑われるだろう。クロアチアでもボスニアでもモンテネグロでも、返ってくる反応は似通っているはずだ。

実は、これら4つの言語はほぼ完璧な相互理解が可能である。私が習ったのはセルビア語だが、アニメ『魔女の宅急便』に登場した街並みのモデルとしても知られるドゥブロヴニク (Dubrovnik) に行けば「クロアチア語が上手いね！」と言われるし、かつて

冬季五輪が開かれたサラエヴォ(Sarajevo)では「あんたはボスニア語をしゃべるのか！」と驚かれる。



図1. 2020年1月1日現在のセルビア・クロアチア語圏

(https://commons.wikimedia.org/wiki/File:Former_Yugoslavia_Map.pngを改変して作成)

この状況は、ある意味では非常に「コスパ」が良い。1か国語を習得すれば残り3か国語も話せるということになるのだ。「私は4か国語が話せます」と言えばきっと尊敬の眼差しで見られることだろう(ただし、相手が上のような事情を知らない場合に限る)。

しかし、どうして互いに似通ったことばが「違う言語」ということになっているのだろうか？あるいは逆に、どうして私たちは茨城弁と大阪弁を同じ「日本語の方言」とみなしているのだろうか？言語の数えかたには、いったいどんな意味があるのだろうか？

本章は、旧ユーゴスラヴィア諸国の言語状況を題材にして、言語の数えかたにまつわる不思議を考えてみるための章である。¹

¹ 本章の内容に関しては多くの文献があるが、紙幅の都合に鑑み、筆者の旧稿(中澤 2013)と重複する内容については出典を割愛する。詳しい出典を知りたい方は旧稿を読んでほしい。また、本稿の執筆に際しては、JSPS科研費17J04473および東京大学大学院博士課程研究遂行協力制度

2. 「それなら、カフヴァはありますか？」

近代ヨーロッパで言語を基盤としたナショナリズムが興隆するなか、正教徒、カトリック教徒、そしてイスラーム教徒²に分かれ、別々の国家に属し別々の文語の伝統を持っていた南スラヴ諸語を用いる人びとのあいだでも、言語を統一しようという動きが生まれた。1850年のヴィーン文語合意(Bečki književni dogovor)では、シュト・イエ変種³に基づく文章語の統一が合意される。そして統一国家が樹立され社会主義政権が成立した後の1954年⁴に、ノヴィ・サド合意(Novosadski dogovor)が結ばれた。

この合意では、セルビア人、クロアチア人、モンテネグロ人(のちにムスリム人も加わる)が単一の言語、すなわちセルビア・クロアチア語あるいはクロアチア・セルビア語を共有することと、共和国ごとに別々の変種が用いられることに裏付けが与えられた⁵。この合意に基づき、「セルビア・クロアチア語」は社会主義体制下で制度化されていく⁶。

しかし1990年代にユーゴスラヴィアは分裂し、それに伴い大規模な武力紛争が勃発する。この過程で、国家のみならず言語も解体していくこととなった。クロアチアとボスニアでは、政権を握ったクロアチア人とムスリム人⁷の民族主義政党が「クロアチア語」と「ボスニア

(2019年度)の支援を受けた。

² 近年「ムスリム」という呼びかたが定着しているが、本章では「イスラーム教徒」という呼称を用いる。社会主義期においては、セルビア・クロアチア語を話すイスラーム教徒が「ムスリム人」という民族だとされており、「ムスリム」という語を用いると混同のおそれがあるからである。以下、イスラームの信徒は「イスラーム教徒」、民族名は「ムスリム人」と表記する。

³ セルビア・クロアチア語の諸変種は、2つのやりかたで区分される。第1に、「何」を意味する代名詞の違いによる分類で、シュト変種、カイ変種、チャ変種に分かれる。第2に、共通スラヴ語の母音*ěの発音の変化に基づく分類で、イエ変種、エ変種、イ変種に分かれる。現代の文章語のうち、セルビア共和国のセルビア語はシュト・エ変種、クロアチア語・ボスニア語・モンテネグロ語・ボスニアとモンテネグロのセルビア語はシュト・イエ変種を基礎として標準化がなされている。なお、注16で触れるブニェヴァツ語はシュト・イ変種に属す。

⁴ 旧稿(中澤 2013: 184)では「1957年」と書いたが、誤りである。お詫びして訂正する。

⁵ このように、複数の標準形を持つ言語のことを多極的言語(pluricentric language)という。英語、朝鮮語、ドイツ語、ノルウェー語、ポルトガル語などが多極的言語として知られている。

⁶ 1960年代末から1970年代初頭にはクロアチアを中心にセルビア・クロアチア語の単一性に対する異議申し立てが登場したが、最終的に社会主義体制下では言語の単一性が揺るがされることはなかった(Batović 2017; Селинић 2017)。

⁷ 1993年、ボスニアではムスリム人政党の民主行動党(SDA)によって「ムスリム人」が「ボシュニャク人」と改称された。だがモンテネグロのムスリム人は、改称を受け入れた人びとと、改称を拒みムスリム人の名を保つことを選んだ人びと、そしてモンテネグロ人と自己規定する人びととに分裂した(Zahova 2013)。ムスリム人の著名な知識人は、モンテネグロのムスリム人とはイスラームを信じモンテネグロ語を母語とする人びとであると定式化しており(Kurpejović 2010: 18)、ボスニア語を母語と主張するボシュニャク人と一線を画している。

語」を創出し、セルビア語的な要素の除去などを行った(齋藤 2001; 齋藤 2002; 三谷 1993)。

このような言語政策によって、変種間の差異は拡大あるいは創出され、かつてセルビア・クロアチア語と呼ばれた諸変種のあいだの距離は開いていくことになった。以下で、セルビア共和国のセルビア語⁸、クロアチア語、ボスニア語、そして2007年に公式に認められることになるモンテネグロ語、の4言語における語彙の違いの例をみてみよう(表1)。

表1. 4言語の語彙の違い

	セルビア語	クロアチア語	ボスニア語	モンテネグロ語
コーヒー	kafa	kava	kahva	kafa (kava)
歴史	istorija	povijest	historija	istorija
サッカー	fudbal	nogomet	nogomet	fudbal
パン	hleb	kruh	hljeb	hljeb

重要なことは、これらはいくまでも異なる語彙を選び出したものであり、多くの語彙や文法事項は4言語でほぼ共通だということである。クロアチアで「私たちはサッカーをする」は“Mi igramo nogomet”だが、セルビアでは“Mi igramo fudbal”である⁹。少しの語彙や言い回しの違いさえ頭に入れておけば問題なく意思疎通できるのだ¹⁰。

1990年代に流行った小噺にこういうものがある。ボスニア内戦直後、とあるクロアチア人が首都サラエヴォの喫茶店に入ってコーヒーを注文する。

「カヴァを1つください」

「ありません」

「……じゃあ、カファをください」

「無理です」

「……それなら、カフヴァはありますか？」

⁸ ボスニアやクロアチアのセルビア語はセルビア共和国のセルビア語と異なりイェ変種に分類される。ゆえにボスニアやクロアチアからセルビア「本国」に逃れたセルビア人難民は、故国では気にしたことなかった言葉の違いに苦しめられることになった(Petrović 2008)。

⁹ 語彙の違いには様々な理由がある。たとえばfudbalとnogometの場合、fudbalはfootballの音訳だが、nogometはnoga(足)とmetati(入れる)の複合語、つまり「蹴球」である。同じ球技を関東では「サッカー」と呼び、関西では「蹴球」と呼んでいる、という状況を想像してほしい。

¹⁰ セルビアの映画がクロアチアで公開された際、クロアチアの観客が完璧に理解できるにもかかわらずクロアチア語字幕がつけられ、観客席が騒然としたことがある(Petrović 2008: 151)。

「お客さん、水がないんです」¹¹

このように、新しく作られた諸「言語」は互いに似通っていたため、公的には別々の言語とされていても、実務的には同一の言語として扱われることも多かった。たとえば旧ユーゴスラヴィア国際戦犯法廷(ICTY)において、とあるセルビア人の被告人が「セルビア語の通訳をつけてほしい」と要求したことがある。もちろんその被告人には通訳がつけられていたのだが、それはクロアチア語の通訳でありセルビア語の通訳ではない、というのだ。法廷はこの要求を却下し、以降もセルビア・クロアチア語を単一の言語として扱った。

いっぽう紛争後の平和構築にあたっては、各言語の尊重が必要不可欠となる。ゆえにボスニアで平和構築にあたる国際機関は、文書をボスニア語、セルビア語、クロアチア語の3言語で作成した(つまり、ほぼ同じ文面の公文書が3枚作られることになる)。また、構成国(entitet)の公用語に3言語すべてが含まれるよう介入した(Katnić-Bakaršić 2013: 119–120)。象徴的な領域においては、3言語の平等が強く意識されているのである。たとえば以下の銘板には、ほぼ同じ文面がボスニア語、クロアチア語、そしてセルビア語で併記されている。



図2. モスタル(Mostar)における4言語併記の銘板(2015年9月25日筆者撮影)

このように、セルビア・クロアチア語の分裂にともなって生まれた新しい言語群は、政治的現実を背景として様々な場所で「別々の言語」としてふるまうようになっていく。銘板を見ればわかるように、それらの言語のあいだの違いは非常に小さなものでしかない。だが、それでもそれらを別々に数えるということに意味が見いだされているのである。

¹¹ 野暮ではあるが笑いどころを解説しておく、この客は給仕が自民族の言語でしか注文を受け付けていないと勘違いしたのである。給仕がどの民族なのかわからなかったので手当たり次第に他言語での言いかたを試してみたのだが、内戦の影響で水がないだけだった、というオチ。

3. 「モンテネグロ語なんて存在しない！」

何年か前、私がモンテネグロの首都ポドゴリツァ(Podgorica)の路上で地元民の男性に道を尋ねたときのこと。親切な男性は母語話者ではない私を気遣ってか「英語で答えるのとセルビア語で答えるの、どっちがいい？」と聞いてくれた。「モンテネグロ語でも英語でも大丈夫だよ」と答えると、彼は語気を荒げて言った。「モンテネグロ語なんて存在しない！」

この会話が端的に示しているように、現代モンテネグロにおけるモンテネグロ語の公用語化には、国内からも強い反撥がある。それにはいったいどのような理由があるのだろうか。

1990年代前半から「モンテネグロ語」の存在を主張する知識人はいたものの、モンテネグロの公用語は長らく「イエ方言のセルビア語」のままであった。しかし2006年にモンテネグロが独立すると、その位置づけにも変化が生じる。

2007年の新憲法で、公用語はモンテネグロ語と定められた。そして2009年に発表された新しい正書法では、従来のセルビア・クロアチア語では使われてこなかった文字š, žが導入される。新しい文字の導入はクロアチア語やボスニア語でも行われなかったことであり、モンテネグロ語の文字体系は他の3言語とは異なるものになった。この2つの文字は、モンテネグロ語の「独自性」を際立たせる要素となっている(Jovanović 2018: 75–77)。

2011年には教育法が改正され、教育機関での授業言語がモンテネグロ語とされた。さらに、従来の言語研究所を改組して、みやこであるツェティニエ(Cetinje)にモンテネグロ大学モンテネグロ語・文学学部が設置されるなど(Balažić Bulc in Požgaj Hadži 2018: 105–106)¹²、「モンテネグロ語」を支える制度的基盤は着実に築かれつつあるといえよう。

私が2017年にポドゴリツァを訪れた際、バス駅に新しく自動券売機が設置されていることに気がついた。前年に来たときはなかったので興味を惹かれて近づいたのだが、画面を見て思わず笑ってしまった。券売機の接触画面には、次のように表示されていたのである(図3)。

¹² モンテネグロに限らず、各国はそれぞれの研究機関を持ち独自の言語政策を行っている(Hodžić 2018: 329–335)。

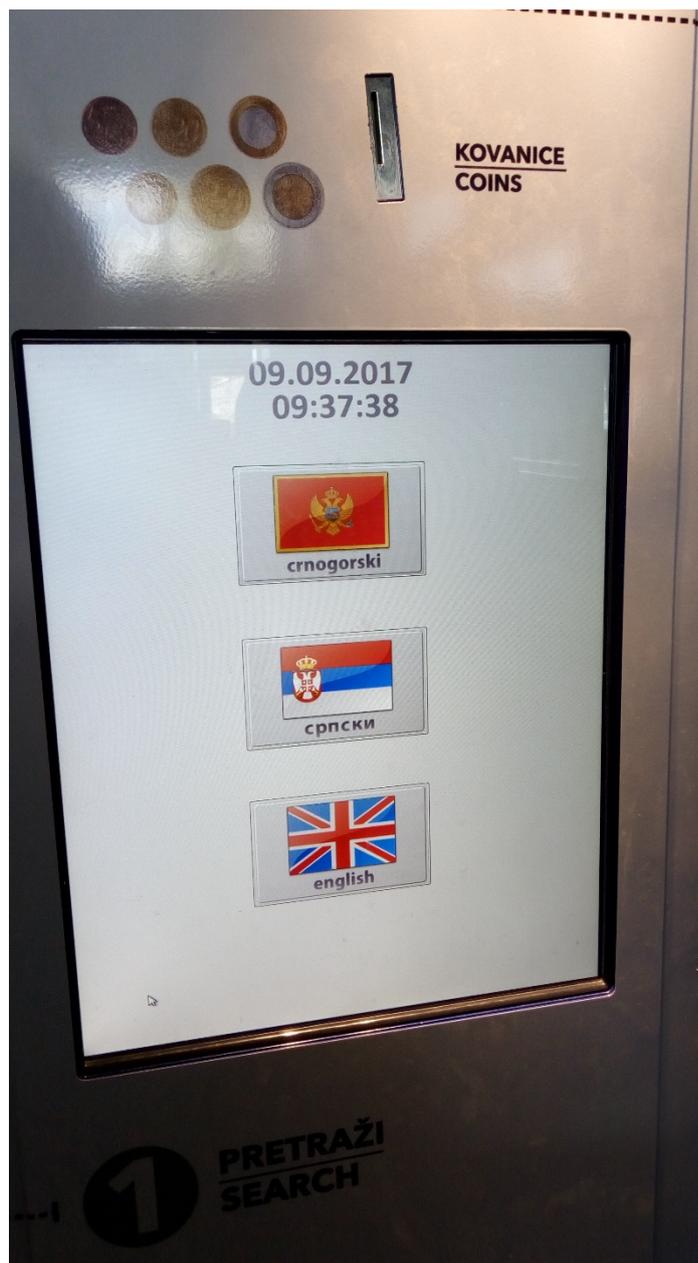


図3. ポドゴリツアのバス駅にある自動券売機(2017年9月9日筆者撮影)

上からモンテネグロ語、セルビア語、英語が選べるようになっている。興味深いのはモンテネグロ語がラテン文字で、セルビア語がキリル文字で書かれていることである。モンテネグロ語は建前としてはラテン文字とキリル文字が対等であるということになっているが、この券売機の画面からは、モンテネグロ語はラテン文字で書かれ、キリル文字で書かれるのはセルビア語である、という文字イデオロギーが浸透しつつある様子が伺える¹³。

そしてこの年の12月には、国際標準化機構(ISO)が言語コードISO 639-2にモンテネグロ語を収録すると発表した。これによって、モンテネグロ語は「国際的な承認」を受けたということになる(Vračar i Ševaljević 2017)。

¹³ ちなみに、セルビア共和国憲法はキリル文字表記のセルビア語のみが公用されると規定しているが、民間ではラテン文字も幅広く使われている。そのため公的機関や報道機関のウェブサイトでは、しばしば閲覧に際して文字を選べる。たとえばセルビア大統領府のウェブサイトでは、黙認値はキリル文字だが、「英語(ENG)」の横に「ラテン文字(LAT)」という選択肢があり、同じ内容をラテン文字で閲覧することもできるようになっている(図4)。



図4. セルビア大統領府のウェブサイト
(URL: <https://www.predsednik.rs/>、2020年1月20日接続)。

このようなモンテネグロ語の「脱セルビア語化」に対して強く反撥しているのがモンテネグロのセルビア人である。彼らは独立運動の昂揚にともない、自らを「モンテネグロ人」ではなく「セルビア人」だと定義するようになった人びとだ。彼らにいわせれば、モンテネグロ民族やモンテネグロ語は人工的に作られたもので、本来はセルビア民族でセルビア語だといふのである¹⁴。本節の冒頭で紹介した怒りの発言の背景には、そのような事情がある。言語の数えかたは、この国では、民族間の分断を促進する機能を果たしているといえよう。

4. 「4つの相異なる言語であることを意味しはしない」

ここまでの章では、セルビア・クロアチア語の分裂の過程をみてきた。では、今後、セルビア・クロアチア語圏での言語の数えかたはどのように変わっていくのだろうか。言語をめぐる最近の動きから考えてみたい。

セルビア・クロアチア語の地位をめぐる今後最も大きい問題になることが予想されるのは、欧州連合(EU)の公用語である。EUは加盟国の国家公用語をEU全体の公用語と定める方針を採っており、2020年1月時点で24の公用語で通訳・翻訳が提供されている。

2013年にクロアチアがEUに加盟したことで、クロアチア語はEUの公用語となった。だが、残り3か国も将来的な加盟が計画されている。仮にこれら諸国がすべてEUに加盟し、それぞれの言語が新たに公用語に指定された場合、EUは新たに3つの言語で通訳・翻訳を提供する必要に迫られることになる。クロアチアのEU加盟に際しては、これら諸言語を別々の公用語に指定することは無駄だという意見と、クロアチア語の権利を主張する意見とが激しく対立した(Schubert 2008)。現時点では残り3か国のEU加盟の見通しは立っていないが、近い将来に議論の俎上に乗せられることは確実だと思われる。

欧州規模での言語政策として、もう1つ、欧州地域・少数言語憲章の事例を検討したい。これはヨーロッパにおいて少数言語を保護するための国際的枠組みであり、セルビア・クロアチア語圏の4ヶ国は、1990年代後半から2010年代にかけて相次いで批准した。2020年1月時点で、4か国が指定した少数言語は以下のとおりである¹⁵。

¹⁴ このような見解は、セルビアではおおよそ一般的であるように思われる。筆者はセルビアで3年暮らしたが、モンテネグロ民族やモンテネグロ語の存在を肯定するセルビア人に会ったためしが無い。逆に、彼らはセルビア民族なのだと主張するセルビア人は(モンテネグロ出身の祖先を持つ者も含めて)何人もいた。むしろ筆者はどちらの立場にも与するつもりはない。

¹⁵ もちろん、少数言語に指定されているからといって、その言語の地位保証に対する広範な社会的合意が存在するわけではない。たとえば2013年には、クロアチア内戦の激戦地ヴコヴァル(Vukovar)において、地名のキリル文字併記に反対する運動が発生している(百瀬 2014)。

表2. 各国が欧州地域・少数言語憲章に基づいて指定した少数言語

憲章批准国	かつてセルビア・クロアチア語に属していた言語	それ以外の言語
クロアチア	セルビア語	イタリア語、イストリア・ルーマニア語、ウクライナ語など
セルビア	クロアチア語、ボスニア語、ブニェヴァツ語 ¹⁶	アルバニア語、ウクライナ語、スロヴァキア語など
ボスニア・ヘルツェゴヴィナ	なし	アルバニア語、イタリア語、ウクライナ語など
モンテネグロ	クロアチア語とボスニア語	アルバニア語とロマ語

興味深いのは、モンテネグロはセルビア語を、セルビアはモンテネグロ語を、それぞれ自国内の少数言語としては認めていないことだ。モンテネグロにはセルビア語を母語と主張する人びとが一定数存在し、セルビアにはモンテネグロからの移民が集住する村もあるのに、お互いの言語を少数言語とは認めていない。このことが、モンテネグロ語とセルビア語のギクシャクした関係を映し出している。

このような状況の中で、4か国の言語学者たちは、2016年から「諸言語と諸ナショナリズム」という企画を立ち上げ、学術会議を開いたりメディアに露出したりして、4言語の再統合を主張してきた。そんな彼らが2017年に発表したのが「共通語に関する宣言」である。

「宣言」は、4か国では共通の言語が用いられていると論じた上で、それらに別々の名前が与えられていることは「それらが4つの相異なる言語であることを意味しはしない」と主張する(Bugarski 2018: 101-103)。そして、各国および各民族は共通語のそれぞれの変種について自由に規範化をおこなうことができ、4つの変種は対等である、といった原則が列挙される。つまり、ノヴィ・サド合意の枠組みを復活させようというのである。大きな違いは、ノヴィ・サド合意は言語の名称を「セルビア・クロアチア語」と規定したが、「宣言」では「共通語(zajednički jezik)」としか書かれておらず、特定の名称が与えられていないということだ。

この「宣言」は現地では大きく報道されはしたものの、政治的に言語を統一しようという動きには至っていない。私のセルビア人の友人は、呼び名さえ統一できていないではないか、と「宣言」を笑った。現地の人間ならば皆、自分たちがほぼ同じ言語を話していることな

¹⁶ ヴォイヴォディナ自治州などで用いられる少数言語。コソヴォ南部などで用いられるゴース語と並び、近年、独自の言語であるとの主張を強めている(ドゥリチェンコ 2017; Kameda 2014; Nomachi 2018)。なお、セルビアがブニェヴァツ語を少数言語として記載しているのは、クロアチア語話者の人数を少なく見積もろうという思惑があるものと推察される。

どホンネではわかっているのだ。問題はその1つの言語を何と呼ぶか、そしてどのように数えるのかという点にあり、そこで合意を形成できないのなら「共通語」の将来は明るくない。

しかし、EU公用語の問題をみればわかるように、何らかの合意は必要とされている。それがどのような形になるにせよ、この地域の「言語の数えかた」からは目が離せそうにない。

5. 「言語とは陸海軍を備えた方言のことである」

本章でみてきたとおり、ある言語変種が「言語」とみなされるか「方言」とされるかは、純粋に言語学上の理由よりもむしろ政治上の理由のほうが大きい。確かに言語間の距離はある変種が「言語」なのか「方言」なのかを論じる上で重要とされてはいるが、相互に話に通じるのに別言語とされている場合もあれば、逆に変種どうしがまったく理解しあえないにもかかわらず同一言語の方言とされている場合もある¹⁷。ユダヤ系言語学者マクス・ヴァインライヒ (Max Weinreich) が紹介した有名な言い回しによれば、「言語とは陸海軍を備えた方言のことである」(13:1945 וויינרײַך)。

本章で扱った問題は、日本に生きる私たちにとっても無縁なものではない。日本語もかつては単一の言語とされてきたが、現在では琉球の諸変種を日本語とは別の言語群(琉球諸語)と考える言語学者が多いし、気仙沼地方の変種を「ケセン語」という独自の言語だと主張する人もいる。そして、日常の中にふと、言語の数えかたをめぐる問題が顔を出すこともある。

「ウチの頭は 伊予弁 標準語 ロシア語の3か国語で既にいっぱいいっぱいぞな」
「2か国語しかないような…」(阿部 2017: 95)

これは日常を描く漫画の一コマであり、他愛のないギャグに笑いキャラに萌えて次のページに進む人がほとんどだろうが、本章を読んできたあなたはここで一旦立ち止まることだろう。

この場面で最初の発言者の数えかたが否定されるのは、第1に言語を数える助数詞が「～か国語」だからであり、第2に「伊予弁」と「標準語」が同一の言語とみなされているからである。だが本章で見てきたように、国を単位として言語の数を数えることは適当ではない

¹⁷ 実際には、社会的威信が高い変種の話者と社会的威信の低い変種の話者とでは、互いの言葉に対する理解度は当然異なってくる。したがって「相互理解度の研究というのは、じつは変種間の言語的關係ではなくて、社会的な關係についての研究なのである」(ロメイン 1997: 16)。

し¹⁸、標準変種と伊予変種の2つの変種を1つの言語とする数えかたもまた、けっして自明なものではない(さらに言えば、「伊予変種」を1つの変種とする数えかたも……)。

逆にいえば、この場面が(体制批判や民族主義者の討論としてではなく)ささやかな笑いとして成り立っているのは、それらを当然視する言語イデオロギーが私たちの生きる社会で広く共有されているからである。言語の数えかたは、私たちが持っている言語イデオロギーを明るみに出し、その背後にある政治・社会的状況を浮かび上がらせるものなのだ。

参考文献

- 阿部かなり(2017)『はいふり3』AAS原作. KADOKAWA.
- 齋藤厚(2001)「『ボスニア語』の形成」『スラヴ研究』48: 113-137.
- (2002)「現代クロアチアの文化ナショナリズム」『ロシア研究』34: 114-131.
- ドゥリチェンコ、アレクサンドル(2017)「現代スラヴ学におけるスラヴ・ミクロ言語文化」菅井健太訳『スラヴ学論集』20: 19-30.
- 中澤拓哉(2013)「『モンテネグロ語』の創出」『ことばと社会』15: 180-206.
- 三谷恵子(1993)「現在のクロアチア語について」『スラヴ研究』40: 75-96.
- 百瀬亮司(2014)「ヴコヴァルの反キリル文字運動と『記憶』の双極化」『ことばと社会』16: 160-190.
- ロメイン、スザーン(1997)『社会のなかの言語』土田滋・高橋留美訳. 三省堂.
- Balažić Bulc, T., in V. Požgaj Hadži (2018) “Aktualna vprašanja standardizacije črnogorskega jezika.” V: Đ. Strsoeglavec in N. Subiotto (ur.), *Beseda premosti čas in prostor*. Ljubljana, 97-109.
- Batović, A. (2017) *The Croatian Spring*, trans., ed. and expanded by A. Batović and B. Bilski. London.
- Bugarški, R. (2018) *Govorite li zajednički?* Beograd.
- Hodžić, J. (2018) “Službeni crnogorski jezik u budućoj evropskoj Crnoj Gori u odnosu na bosanski, hrvatski i srpski jezik.” U: N. Vujović (ur.), *Cetinjski filološki dani I*. Cetinje, 325-337.
- Jovanović, S. M. (2018) “The Discursive Creation of the ‘Montenegrin Language’ and

¹⁸ 冒頭の自己紹介を思い出してほしい。私はいったい何か国語が話せるのだろうか？あるいは、ドイツ語を話せる人は最低でも4か国語が話せることになるのだろうか？(ドイツ語はドイツ・オーストリア・ルクセンブルク・リヒテンシュタインの4か国で国家レベルの公用語)

- Montenegrin Linguistic Nationalism in the 21st Century.” *Acta Univ. Sapientiae: European and Regional Studies* 13: 67–86.
- Kameda M. (2014) “Language Ideologies of the Bunjevci Minority in Vojvodina.” In: T. Kamusella and Nomachi M. (eds.), *The Multilingual Society Vojvodina*. Sapporo, 95–119.
- Katnić-Bakaršić, M. (2013) “Bosanskohercegovačka sociolingvistička previranja.” U: V. Požgaj Hadži (ur.), *Jezik između lingvistike i politike*. Beograd, 113–132.
- Kurpejović, A. (2010) “Ko su Muslimani Crne Gore.” *Osvit* 1: 9–18.
- Nomachi M. (2018) “The Gorani People in Search of Identity.” In: А. Д. Дуличенко и Номачи М. (ред.), *Славянская микрофилология*. Tartu – Sapporo, 375–412.
- Petrović, T. (2008) “Language Ideologies in Contact”; 「旧『セルボクロアチア語』地域における言語的アイデンティティ」百瀬亮司訳注. 高階美行ほか編『コトバの力学』大阪大学世界言語研究センター、49–64; 150–162.
- Schubert, G. (2008) “Bosnisch, Kroatisch, Serbisch und Montenegrinisch in der Europäischen Union.” *Zeitschrift für Balkanologie* 44(2): 221–228.
- Vračar, M., i V. Ševaljević (2017) “Kodifikacija crnogorskog jezika.” *Bosniaca* 22: 47–52.
- Zahova, S. (2013) “One Community between Bošnjak, Muslim, Montenegrin and Post-Yugoslav Identity.” *Études balkaniques* 49(3–4): 5–37.
- Селинић, С. П. (2017) *Србија и језички сукоб у Југославију 1967*. Београд.
וויינרניך, מ. (1945) דער ייִוואָ און די פראַבלעמען פֿון אונדזער צייט. ייִוואָ-בלעטער 25: 3–18.

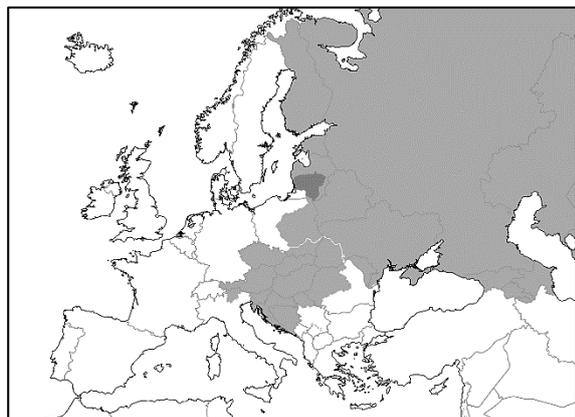
もっと知りたい人のためのブックリスト

- ・岡本真理「民族語の夜明け——近代東欧の言語改革」『近代ヨーロッパの探究10——民族』（ミネルヴァ書房、2003年）、217–271頁。
- ・トマシュ・カムセラ（割田聖史訳）「中央ヨーロッパの歴史と政治における言語」『青山史学』31号（2013年）、127–148頁。
- ・Robert D. Greenberg, *Language and Identity in the Balkans: Serbo-Croatian and Its Disintegration*, updated edition (Oxford University Press, 2011).
- ・佐野直子『社会言語学のまなざし』（三元社、2015年）。
- ・中澤達哉・岡本真理・藤井欣子「言語と民族／国民の間」大津留厚ほか編『ハプスブルク史研究入門——歴史のラビリンスへの招待』（昭和堂、2013年）、153–167頁。

- ・山崎信一「ナショナリズムとユーゴスラヴィア理念の相克——『セルビア・クロアチア語』を中心に」桑野隆・長與進編著『ロシア・中欧・バルカン世界のことばと文化』（成文堂、2010年）、226-243頁.

「実質的な平等」に向けた試み： 中・東欧における属人的自治構想から考える

重松 尚



*1

目次

1. はじめに
2. オーストリア社会民主党における構想
3. ユダヤ人が唱えた自治
4. リトアニアにおけるユダヤ民族自治
5. 「実質的な平等」に向けて

1. はじめに

世界には多様な文化があつて、多様な人たちが暮らしている。そして、多様であるがゆえにさまざまな問題が起きている。ニュースでよく耳にするのは民族問題だ。現代日本に住んでいるとあまりピンとこない気もするが、最近では日本にも外国人が多く暮らすようになってきて、異なる民族の人たちが同じ空間で暮らすということも少しイメージしやすく

¹ 第一次世界大戦前のハプスブルク帝国とロシア帝国(薄灰)、および第一次世界大戦後に独立したリトアニア共和国(濃灰、1923~39年の領域)の位置

なったかもしれない。しかし、同じ空間にいる異なる民族の人たちは、果たして同じように暮らしているのだろうか。むしろ同じように暮らしているように見えて、異なる境遇に置かれていることもあるだろう。あるいは同じように暮らそうとすることで誰かが余計な苦勞をしていることだってあるかもしれない。この章では、19世紀後半から20世紀前半の中・東欧地域の事例を通して、この問題について考えてみたい。

19世紀から20世紀前半、ドイツとロシアに挟まれた中・東欧地域は、民族問題が特に争点となっていた。第一次世界大戦以前、この地域にはハプスブルク(オーストリア=ハンガリー)帝国やロシア帝国という、様々な民族が一つの国のなかに暮らす多民族国家が存在した。それぞれの民族は異なる言語を話していて、民族ごとに宗教が異なることも珍しくなかった。ハプスブルク帝国のドイツ人やロシア帝国のロシア人のように、それぞれの帝国内で支配的な地位にあった民族もいれば、チェコ人やエストニア人のような民族的マイノリティもたくさんいた。帝国全域ではマジョリティの言葉が用いられ、多くの学校でもマジョリティの言語が用いられていたために、マイノリティのなかにはマジョリティの言語で教育を受けざるをえない人たちもいた。

ここで想像してほしい。当時のハプスブルク帝国において、ドイツ人のユーリアさんとチェコ人のトマーシュさんがドイツ語で教育を行う学校に通う場合、二人は果たして「平等な」扱いを受けていると言えるだろうか。同じドイツ語で同じ教育を受けているという点では、名目的には「平等」と言えるのかもしれない。しかし、自分の母語で教育を受けているユーリアさんと比べて、母語ではない言語で教育を受けるトマーシュさんが余計な苦勞をしていることは、想像に難くないだろう。

19世紀後半になると中・東欧地域の民族的マイノリティが次々に政治的な主張をするようになり、帝国内で自治を求める民族も出てきた。なかでも言語と教育の問題は特に重要視された。マジョリティと同じ言語で同じ教育を受けることはマイノリティにとっては簡単なことではないし、マイノリティがそのような境遇に置かれることで、マイノリティ独自の文化が失われてしまうかもしれない。だから自分たちの文化や教育に関わることは自分たちで管轄したい。そのような思いが、自治の要求につながっていった。彼らは、自治を通じて本当の「平等」を達成しようと求めたのである。

この章では、19世紀末から20世紀前半にかけて中・東欧で議論されていた、いわゆる属人的自治に注目する。属人的自治という言葉聞いたことがある人はおそらくほとんどいないだろう。これは、現代日本に住む私たちがイメージする地域ごとの自治(例えばスベ

インのバスク州など)とは大きく異なる。では、どうしてそのような「普通ではない」自治の考えが生まれたのだろうか。以下、属人的自治という考えがどのような文脈から生まれ、議論されてきたのかを見る。そして、ヨーロッパ北東部の国リトアニアで実際に制度化された事例に触れる。そこから、マイノリティが暮らす多様な社会における「平等」とは何かを考えてみたい。

2. オーストリア社会民主党における構想

属人的自治という考えは、19世紀末、当時中欧の大国だったハプスブルク帝国において生まれた。まずは19世紀当時のハプスブルク帝国の民族別の人口動態を簡単に確認しておきたい。

当時のハプスブルク帝国には、言語的にドイツ人、マジャル(ハンガリー)人、チェコ人、ポーランド人、ウクライナ人、ルーマニア人、スロヴァキア人、南スラヴ人(スロヴェニア人やクロアチア人など)といったように、多くの民族が住んでいた²。また宗教的マイノリティとして、ユダヤ人やムスリムもいた。このうち、政治や経済で支配階級を形成していたドイツ人に対して、ほかの民族は時代が下るにつれて徐々に自らの政治的権利を主張するようになっていった。1867年のアウスグライヒ(「妥協」と訳されることが多い)によってハプスブルク帝国がオーストリア=ハンガリー二重君主国となったことでマジャル人が一定の領土的自治を得ることができ、そのほかの民族もそれに続くように自治を要求していった³。

そんななかでハプスブルク帝国の民族問題に取り組もうとしたのがオーストリア社会民主党である。同党が1899年の党大会で採択したブリュン綱領では、オーストリアを民族自治にもとづく民主的な多民族連邦国家に改革することが構想された。ここでは、民族分布に沿って各地域を区画し、それぞれの地域において形成される各民族連合体が各民族の

² 当時のハプスブルク帝国では、ある国民がどの民族に属しているかを判断する指標として言語が用いられていた。しかし、その人が話す言語とその人が抱えている民族意識は必ずしも一致したわけではない。また、その人が何らかの民族意識を有していたとも限らないし、さらに言えば、その人の話すことばが指標として用いられた言語のいずれかと完全に一致したとも限らない。

³ なお、1867年のオーストリア憲法第19条では、「すべての民族は平等である」「複数の民族が居住する州では、公的教育機関は、どの民族もほかの民族言語の習得を強制されることがないように、つまり自己の民族言語で教育が受けられるように手段を講じなければならない」と規定されていた。実際には、特定の民族に属する児童が一時間内の通学区に40人以上存在する場合に、その民族の言語による小学校の設置に関わる事情を査定する委員会が設けられることとされていた(大津留1995, pp.127-150)。

言語や文化に関わる案件の処理にあたることが想定された。つまり、チェコ人が多数を占める領域をチェコ人の民族自治地域として、その地域につくられるチェコ民族連合体がチェコ人が通う学校の運営などを管轄する、といった具合である。そして、チェコ人地域、ポーランド人地域、ウクライナ人地域などといった諸民族自治地域が集まって一つの連邦国家を構成することとされた。大きな連邦国家のなかに「ミニ民族国家」がいくつもあるようなイメージである。

このように、一つの国家を地域ごとに分け、それぞれの地域で各民族が意思決定をするという自治のあり方は、地域という原理にもとづいていることから、地域的(あるいは属地的)自治と呼ばれる。オーストリアという国全体ではマイノリティとなる民族(例えばチェコ人)も、自分たちの民族自治地域が設けられれば、その地域においてはマジョリティとして自治を担うことができる。

しかし、ブリュン綱領が出される前後から、社会民主党内には「地域的自治では不十分」あるいは「地域的自治は不適當」と考える人たちがいた。マイノリティのために民族自治地域を設定したとしても、そのなかに新たなマイノリティを生み出すことは避けられない。例えば、オーストリア全体ではマジョリティのドイツ人は、チェコ人地域が設定されるとその地域内ではマイノリティの地位に転落してしまう。ほかにも問題はあった。諸民族が混住する地域では、民族分布に完全に沿うようにして各地域を区画することはほとんど不可能なことだった。加えて、地域を越境するように国内を移動する人たちもいた(オーストリアの首都ウィーンには国内の各地域から様々な民族の労働者や商人などが集まっていた)。

これらの問題を解決するために唱えられるようになったのが、属人的自治である。これは、地域的自治とは対照的に、居住地に限らず国内にいる特定の属性(具体的には特定の民族)の人たちに自治を与えるという構想だった。具体的には、次のようなことが考えられていた。まずマイノリティとなる民族が共同体を組織し、その民族に属する人たちは、国内の居住地域にかかわらずその民族共同体に所属する。そして、国家はこの共同体に法人としての権利を与え、法人である民族共同体に一定の自治を認める。再びチェコ人を例にとれば、オーストリアのチェコ人は、チェコ人が多く住む地域に住んでいようとまいとチェコ民族共同体に所属し、そのチェコ民族共同体がチェコ人が通う学校の運営などを管轄する、ということになる。これならチェコ人が多く住む地域の外に住むチェコ人労働者も自治の恩恵に預かることができるし、その労働者の子どもたちもチェコ民族共同体が提供するチェコ人向けの学校教育をチェコ語で受けることができる。なお、属人的自治は、文化を共有する

共同体として民族を捉える立場からは「文化的自治」とも呼ばれた。

民族共同体なる組織に政府が一定の権限を認めることなど、現代日本に住む私たちにはなかなか想像しづらいかもしれない。しかし、地域のことは地方自治体に任せるように、民族のことは民族共同体に任せようという発想はなんだか面白い。当時、属人的自治を唱えたオーストリア社会民主党のカール・レンナー(Karl Renner [1870–1950])という人物は、当時の民族問題と過去の宗教戦争を対比させた。かつての神聖ローマ帝国では、1555年のアウクスブルクの和議により、地方を治める諸侯がカトリックとルター派のどちらを信仰するか選択できるようになった。しかしこの和議では、諸侯の信仰の自由は認められても、個人の信仰の自由までは認められなかった。そのため、個人が領主と異なる信仰をもつことは許されなかったのである。時代が下り、個人の信仰とその人が住む領域が切り離されたことで、個人の信仰の自由が認められるようになった。それと同じように、どの言語で教育を受けるかといった民族の文化に関わる問題は領域と切り離すべき、とレンナーたちは考えたのだった(Malloy & Palermo, 2015, p.249)。現代のヨーロッパや日本では、個人の信仰の自由が認められ、国内のどこに住んでいようと自分の宗派を信仰することができる。同じように、国内のどこに住んでいようと自分の民族の言葉で公教育を受けることができる、というのもまったく不可能なことではないのかもしれない。

実は、属人的自治と似たような自治はすでに存在していた。ムスリムが多数を占めるオスマン帝国では、ギリシア正教やアルメニア教会、ユダヤ教などを信仰する人たちが組織する宗教自治体(ミット)に一定の自治が認められていたのである。ハプスブルク帝国で提唱された属人的自治は、これよりもさらに近代的な制度として構想されていた。すなわち、各個人は、自由な意志にもとづいて自らの民族性を宣言し、民族自治のための共同体は民主的に組織されることとなっていたのである(Nimni, 2005, p.10)。

第一次世界大戦を経てハプスブルク帝国は解体され、新たにチェコスロヴァキア、ポーランド、ハンガリーなどの国が独立した。それぞれの民族の自決権が国際的に認められ、彼らは自分たちの国をもつことができたのである。こうして、ハプスブルク帝国における属人的自治という構想は日の目を見ることはなく、大戦前には属人的自治を支持した人たちも、大戦後はこの構想を主張しなくなった。

しかし、ハプスブルク帝国より東では、属人的自治実現に向けた動きが第一次世界大戦後も続いた。その一つがリトアニアのユダヤ民族自治である。ほかの民族とは異なり、特定の領域に集まって住んでいなかった当時のユダヤ人たちにとって、属人的自治は地域的自

治よりも望ましいものだった。次節で第一次世界大戦前のユダヤ人たちの議論を確認した上で、第4節で大戦後のリトアニアで導入されたユダヤ民族自治を見ていきたい。

3. ユダヤ人が唱えた自治

1897年、ロシア帝国で、一つのユダヤ人社会主義政党が結党された。「ブンド」という略称で知られることになるリトアニア・ポーランド・ロシア・ユダヤ人労働者総同盟⁴である。ブンドは、1901年に開かれた党大会で民族問題に関する見解を表明した。そこでは、「多数の異なる民族からなるロシアのような国家は、将来的に、各々の民族がその居住する地域にかかわらず完全な民族自治を享受する、諸民族の連邦へと発展すべき」（西村2009、p.203、傍点は引用者による）と謳われた。ハプスブルク帝国でオーストリア社会民主党の党員が属人的自治について議論していたのと同時期に、ロシア帝国のブンドも属人的自治を明確に主張していたのである。

当時、ロシア帝国のユダヤ人はほかの民族とは大きく異なる特徴をもっていた。どの民族もたいてい多くは農民だったが、土地の所有が制限されるなどの状況にあったユダヤ人の場合、多くが商工業に従事していた。そのため、ユダヤ人は各地の小都市（ユダヤ人はこれをシュテットルと呼んだ）に住んでおり、農村部にはユダヤ人がほとんどいなかった。ユダヤ人の人口分布は、ロシア帝国の西側（西部諸県やロシア領ポーランドなど）において、ほかの民族が多数を占める地域のなかに点在していたのである。

ちなみに、オーストリア社会民主党で属人的自治を唱えていたオットー・バウアー（Otto Bauer [1881–1938]）という人物は、ユダヤ人に自治を与えることには否定的だった。それは、領域をもたないユダヤ人はいずれほかの民族に同化する存在と考えていたからである（上条1994、pp.108–109）。しかし、ロシア帝国のユダヤ人の場合、生活領域がほかの民族とは異なっていたため、ドイツやハプスブルク帝国のユダヤ人ほど同化も進んでいなかった。ユダヤ人の民衆は、ポーランド人やリトアニア人といったキリスト教徒に囲まれながら、かたくなにイディッシュ語⁵という独自の言語を話しユダヤ教を信仰し続けていた。ブンドは、ユ

⁴ 結党時の名称は「ポーランド・ロシア・ユダヤ人労働者総同盟」であり、1901年に「リトアニア」という地名が党名に加えられた。なお「ブンド」は「同盟」を意味するイディッシュ語である。

⁵ イディッシュ語とは、主に中・東欧のユダヤ人によって話されていた言語。ドイツ語を基礎としつつ、ヘブライ語やスラヴ諸語の語彙を多く取り込んだ。また、ヘブライ文字によって表記される（したがって右から左に書かれる）。中・東欧のユダヤ社会は第二次世界大戦期のホロコーストによって破壊

ダヤ人はたとえ領域をもたなくてもほかの民族とは明確に異なる独自の民族なのだと考え、その民族性を維持するために民族自治を求めた。その際、地域的自治よりも属人的自治に魅力を感じたのも不思議ではなかった。属人的自治は、領域をもたない民族に適した自治のあり方だったのだ。

ブンドに加えて、ユダヤ人と属人的自治の関係について語る上で欠かせないのが、ロシア帝国のユダヤ史家シモン・ドゥブノフ(Simon Dubnow [1860–1941])である。ドゥブノフは、ユダヤの歴史をディアスポラ(離散)の歴史と見ていた。ディアスポラの地における自治にユダヤ性を見出した彼は、パレスチナをユダヤ人が帰還すべき地と見たシオニストを批判しつつ、領域を前提としない自治主義運動(ディアスポラ・ナショナリズム)を唱えたのである。そして、社会主義を標榜するブンドとは異なる自由主義的立場から、ほかのユダヤ知識人たちとともにユダヤ民族党(イディッシュ語でフォルクスパーテイ)を結党した。

第一次世界大戦が始まるとロシア帝国は革命によって崩壊し、ポーランド人やリトアニア人などが独立を宣言して新たに国家を獲得した。多民族国家がなくなり、一つの民族が一つの国家の中核を成す民族(国民)国家が新たに誕生したことで、帝国において自治を実現しようとしていたユダヤ人たちの構想は潰えたかにも思えた(同時期の旧ハプスブルク帝国領では属人的自治構想が潰えたことはすでに述べた)。しかし、先に述べたように、独立後のリトアニアでは、一時的にはあったものの、属人的自治としてのユダヤ民族自治が実現したのである。

4. リトアニアにおけるユダヤ民族自治

リトアニアでは、独立が宣言された1918年からユダヤ人に自治を与えようとする動きが進んだ。情勢がまだ不安定だった当時、リトアニア人の政治指導者たちは、小国リトアニアが近隣のポーランドやソ連に組み込まれることを恐れていた。そんな彼らは、国内に住むユダヤ人たちからの支持を得るために、ユダヤ人に自治を与えようとしたのである。これに対してリトアニアのユダヤ人指導者も、1918年の早い段階からリトアニアの独立を支持した。

これは国内のユダヤ人だけでなく国際社会に対するアピールでもあった。1919年、パリ講和会議にオブザーバーとして参加していたリトアニア代表団が、ユダヤ人代表団に対し

されたが、イディッシュ語は現在でもアメリカ合衆国などで話されている。

てユダヤ人の少数民族としての権利を保障すると宣言し、リトアニアの独立に対する支持を集めようとした。中・東欧諸国における少数民族の保護が国際政治の課題となっていたこの時期、中・東欧の国々は、少数民族の保護に関する条項を含む講和条約を結んだり、新たに設立された国際連盟と少数民族の保護に関する条約を締結したり、あるいは国際連盟への加盟にあたって少数民族の保護を宣言したりすることとなった。リトアニアは1922年に少数民族の保護を宣言したが、その際、ユダヤ人に自治を与えていることは、すでに少数民族の保護に乗り出していることのアピールになった。

1918年11月に組閣されたリトアニア最初の内閣では、外務大臣や法務大臣のようなポストのほかに、ユダヤ担当大臣(以下、ユダヤ相)というポストも設けられた。そして翌年にはユダヤ相支援暫定法が制定された。これにより、ユダヤ相はユダヤ民族自治機関の代表者と定められ、自治のための予算も割り当てられた。その後、全国各地のユダヤ共同体で各共同体の代表者を選ぶ選挙が実施され、自治を担う機関としてユダヤ民族評議会も設立された。リトアニア政府はさらにユダヤ徴税暫定法を制定し、ユダヤ自治機関に宗教や教育、文化活動のためにユダヤ人から徴税する権限を与えた。そして、1922年に制定されたリトアニア国家憲法でも、少数民族に文化自治のための機関を設置し、文化事業のために徴税する権利が認められた(第73条、第74条)。

しかしその後、ユダヤ民族自治の制度化は進展しなかった。1924年、与党のキリスト教民主会派がユダヤ相関連予算の大幅削減に着手すると、当時のユダヤ相がこれに抗議して辞職。その後、ユダヤ相のポストは空席のままとなった。そして、1925年にはユダヤ民族自治は完全に廃止された。

この時期にユダヤ民族自治が廃止に向かっていたのには、いくつか理由があった。まず、リトアニア周辺の国際関係がこの時期に安定化したことが挙げられる。リトアニアは国際連盟に加盟し、リトアニアの独立も諸外国から認められた。すると、リトアニア人にとっては、ユダヤ人から支持を得る必要性も国際社会にアピールする必要性も低下したのだった。また、キリスト教民主会派という一つの党派が1923年の選挙で過半数の議席を確保したことも理由として挙げられる。選挙前まで同会派が保有していた議席数は半数をわずかに下回っていた。そのため、重要政策については党派間でコンセンサスをとる必要があった。しかし、1923年の選挙で同会派が勝利を収め、単独政権を担えるようになったことで、党派間でコンセンサスをとる重要性は薄れた。

属人的自治であるユダヤ民族自治は、キリスト教民主会派にはユダヤ人にだけ与えられ

た「特別な権利」と映り、ユダヤ人から徴税する権限をもつ自治機関は「国家の中の国家」とまで評された。この時期、キリスト教民主会派は「特別な権利よりも平等な権利」を主張していた。ユダヤ人もリトアニア人も同じリトアニア国民として「等しい」扱いを受けるべき、ということである。これに対してユダヤ人側は、「実質的な平等」を実現するためには「マイノリティの問題のための適切な機関を組織すべき」と反論していた(Žydų Reikalų ministerijos likvidavimas, 1924)。当時のユダヤ人たちは、属人的自治を「実質的な平等」のために必要なものと捉えていたのだった。

5. 「実質的な平等」に向けて

リトアニアの事例からわかることは、マジョリティの都合で与えられた自治はマジョリティの都合で簡単に廃止されるかもしれないということだ。これが属人的自治ではなく地域的自治だったら違っていたのかもしれない。ある国のマジョリティがその国のマイノリティの地域的自治を廃止しようと動いた場合、その地域に住むマイノリティが反発して分離独立を目指すことも予想される。マジョリティ側はそれを考慮に入れ、分離独立する可能性が高いと感じられる場合には、自治廃止という強硬策をとることでマイノリティを刺激するようなことはしないほうがよいという判断に至る場合もあるだろう。

もちろん、属人的自治の場合でも、マイノリティがある地域に集まっている場合には同じシナリオが描けるかもしれない。つまり、全国レベルで与えられている属人的自治が廃止された場合に、一部の地域に住むマイノリティが反発して分離独立を目指すというケースである。しかしここから言えることは、その地域に集まっているマイノリティにとっては、やはり領域が重要である、ということだ。

したがって、地域的自治に代わって属人的自治が導入されるということは現実的にはおおよそ考えられないだろう。実際、現代世界で地域的自治を享受しているマイノリティのうち、自治のあり方を地域的自治から属人的自治に切り替えることを自ら検討しているマイノリティは存在しない。仮にマジョリティ側から属人的自治を提案されたとして、マイノリティ側が地域的自治をわざわざ放棄してまで属人的自治に移行することに同意するというのも考えにくい。属人的自治は、地域的自治の代替にはなりえないのだ。

結局、現実的には、属人的自治を実現することは困難のように思われる。しかし、属人的自治をめぐる歴史から学ぶべきことは少なくない。ここで、リトアニアのユダヤ人たちの「実

質的な平等」という言葉を思い出してみよう。彼らは、マジョリティとマイノリティが区別されることなく等しく扱われるだけでは「実質的な平等」は達成されないと主張していた。だからこそ、一部の人だけが享受できる「特別な権利」のように見える属人的自治を求めているのだった。この問題意識は、現在私たちが生きる社会にも通じるのではないだろうか。一人ひとりが同じように扱われたとしても、それだけでは社会のマイノリティが不利な立場に置かれることがある(これは民族的マイノリティに限った問題ではない)。属人的自治をめぐる歴史が教えてくれるのは、「実質的な平等」の実現のために「名目的な平等」に変化を加える何らかの試みがあってもいいのではないか、ということだ。多様な社会に生きる私たちは、この社会で「実質的な平等」が達成されているかどうか、そして達成されていないとすればどうすれば達成されるのか、真剣に考えなければいけない⁶。

参考文献

大津留厚 (1995). 『ハプスブルクの実験——多文化共存を目指して』. 中央公論社.

上条勇 (1994). 『民族と民族問題の社会思想史——オットー・バウアー民族理論の再評価』. 粹出版社.

西村木綿 (2009). 「リトアニア・ポーランド・ロシアのユダヤ人労働者総同盟「ブンド」における民族理論の発展——「文化的民族自治」概念の形成をめぐって」『社会システム研究』, 12, 203-214.

Malloy, T. & Palermo, F. (2015). *Minority Accommodation Through Territorial and Non-Territorial Autonomy*. Oxford: Oxford University Press.

Nimni, E. (Ed.). (2005). *National-Cultural Autonomy and its Contemporary Critics*. London: Routledge.

Žydu Reikalų ministerijos likvidavimas. (1924, Sausio 22). *Mūsų žodis [Mūsų garsas]*, 1, p.3.

⁶ 本章の執筆にあたり、東京大学大学院総合文化研究科博士後期課程の安齋篤人さんにコメントをいただいた。ここに感謝いたします。

もっと知りたい人のためのブックリスト

- ・大津留厚 (1995). 『ハプスブルクの実験——多文化共存を目指して』. 中央公論社.

〔ハプスブルク帝国の民族問題に関する入門書の一つ。様々な民族が共存する帝国においていかに諸民族の平等を実現しようとしたのか、端的にまとめられている。なお、2007年に増補改訂版が春風社から出版されている。〕

- ・田中克彦 (1981). 『ことばと国家』. 岩波書店.

〔タイトルのとおり、ことば(言語や方言など)と国家の関係について論じた基本書。本章で扱った属人的自治についても少し触れられているほか、本書第10章で中澤が論じた〈方言〉と〈言語〉の違いも取りあげられている。〕

- ・Nimni, E. (Ed.). (2005). *National-Cultural Autonomy and its Contemporary Critics*. London: Routledge.

〔現代世界において属人的自治という構想にどれほどの妥当性があるのかを模索した論集。多くの論者が世界の様々な問題を解決するために属人的自治の導入を提唱する一方で、本書第1章で栗林が紹介した多文化主義論者のウィル・キムリッカは、属人的自治の可能性を否定的に見ている。〕

<コラム⑤> ゆるキャラを通して考える近現代史:

レルヒとハプスブルク帝国

辻河 典子

2019年は日本とオーストリアとの国交樹立150周年でした。オーストリアといえば、新潟県にオーストリアとゆかりのあるレルヒさんというゆるキャラがいます。このレルヒさんは、日本にスキーが紹介されて2011年に100周年を迎えるのを記念した新潟県の観光キャンペーンのために、地元の印刷・広告会社が制作しました。茶色い口ひげの付いた細長い顔と細長い胴体(公式設定では身長は「およそ2700mm(季節により変動)」<https://www.niigata-snow.jp/lerch/profile/> [閲覧日2020年3月1日])、黄色(同じく公式設定では「幸せのウコン色」)の帽子と服という姿をしています。決してかわいいとは言えませんが、2009年11月に活動を始めてからメディアや SNS で徐々に知られるようになり、2011年には日本全国のゆるキャラの人気投票である「ゆるキャラグランプリ」で10位を獲得しています。現在のレルヒさんは、全国区のメディアには余り登場しませんが、引き続き新潟県の観光キャンペーンでは活躍中で、ひらがなとカタカナを交換して書くなどの独特の「レルヒ語」を使って、ブログや SNS で自身の活動についての情報を発信しています。

このレルヒさんのモデルとなったのは、かつてヨーロッパに存在した帝国オーストリア＝ハンガリー(いわゆるハプスブルク帝国)の軍人で、日本における本格的なスキー技術の導入に貢献した人物テオドル・エドレル・フォン・レルヒ(Theodor Edler von Lerch)です。ハプスブルク帝国といえば、ミュージカル「エリザベート」(初演1992年)を通じて、伝統的で華やかだけれどもやがて滅びゆく運命にある黄昏の王朝というイメージを持つ人が日本でも多いかもしれません。ハプスブルク帝国の軍人であったレルヒの前半生は、ちょうどこの「エリザベート」で扱われる時代と重なります。軍人レルヒを通じてハプスブ

ルク帝国の歴史の一端を覗いてみましょう。

レルヒは1869年にプレスブルク(現在のスロヴァキアの首都ブラチスラヴァ)に生まれました。1891年に軍事アカデミーを卒業後、帝国各地に派遣される中で、彼は軍隊でのスキー訓練に関心を抱くようになりました。アルペンスキーの創始者マティアス・ツダルスキ(Mathias Zdarsky)に師事し、帝国の陸軍が山岳地帯で雪の上を効率よく進むためにスキーを導入することに貢献します。

1910年10月から1912年9月にかけて、レルヒは日本に滞在しました。ハプスブルク帝国を含む当時のヨーロッパ列強は、日清・日露戦争に勝利した日本の兵器システムを日本で調査しようとしていました。レルヒの滞在も、日露戦争からの知見を集めることが目的だったのです。一方、日本陸軍もレルヒが母国で導入したスキー技術に関心を示します。1911年1月12日、レルヒは陸軍第13師団長だった長岡外史の招きにより、新潟県中頸城郡高田(現在の上越市)の金谷山で将校たちにスキー技術を指導しました。これが日本でのスキーの普及の始まりとされています。このように、レルヒの日本滞在は20世紀初頭の列強間の国際関係と非常に深く関わっていました。

1912年9月に日本を去ったレルヒは、翌年1月にウィーンに戻り、第一次世界大戦にも従軍しました。第一次世界大戦後は軍事に関する講演を度々行い、1945年12月に亡くなりました。

ハプスブルク帝国の領域は、現在のオーストリアとハンガリーだけでなく、チェコ、スロヴァキア、スロヴェニア、クロアチア、イタリアの一部、セルビアの一部、ルーマニアの一部、ポーランドの一部、ウクライナの一部、モンテネグロの一部、最終的にはボスニア=ヘルツェゴヴィナまで及びました。そのため、首都ウィーンでの政治にはドイツ語が用いられていましたが、他にもハンガリー語、チェコ語などのスラヴ系諸語、イタリア語、ルーマニア語、さらには正統派ユダヤ人によるイディッシュ語など、日常的に多様な言語が飛び交っていました。それは、レルヒが生まれたプレスブルクでも同様でした(コラム④参照)。

19世紀に入ると、ヨーロッパではナショナリズムとよばれる思想・運動が高まりました。

ナショナリズムとは、言語や文化、歴史を共有する集団を「民族」としてとらえる考え方です。ハプスブルク帝国も例外ではなく、ドイツ語を母語としない人たちの民族意識が高まりました。レルヒはまさにそのような時代に生まれ育ったのです。

レルヒが所属したハプスブルク帝国の軍隊でも、多言語な環境に対応した制度が採用されました。帝国全土の防衛に当たる共通軍は、各地から徴兵された兵士たちで構成されました。共通軍では、一般兵は簡単な命令用語をドイツ語で覚えれば、それ以外は自分の母語で軍隊生活を送ることが(名目上は)可能でした。一方、兵士の教練担当の将校は各地の連隊を異動しながら昇進するため、帝国内で話される言語を複数理解できることが求められました。ただし、将校の間では、帝国内の政治で用いられる言語であるドイツ語を話す人の比率が非常に高かったとされています。

このように、19世紀後半から20世紀初頭にかけてのハプスブルク帝国では、ドイツ語優位の状況と各言語集団のナショナリズムの高まりという緊張関係の中で調整を行っていたのです。

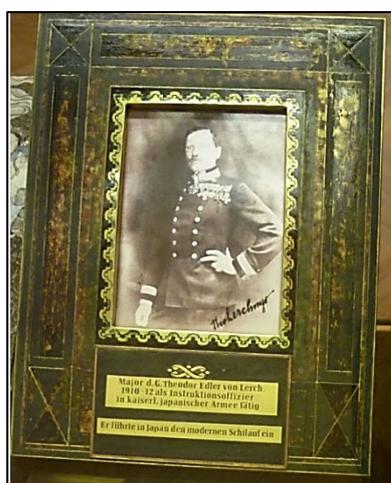
第一次世界大戦を経てハプスブルク帝国は解体し、一つの民族を単位とする諸国家(国民国家)が中央ヨーロッパに誕生しました。しかし、オーストリアでは1920年代末になると、作家のヨーゼフ・ロート(Joseph Roth)らのようにハプスブルク帝国の時代を懐かしむ人々が現れました。ウィーンをはじめとするドイツ語圏では、帝国時代を扱ったオペレッタや映画が上演されました。同種の作品がハリウッドでも作られ、華麗だが退廃的というハプスブルク・イメージの流布に重要な役割を担いました。

1930年代のヨーロッパではファシズム勢力が台頭し、ついには第二次世界大戦が勃発します。ハプスブルク時代を懐かしんだ作家たちにとって、これらの出来事はハプスブルク時代から引き継がれた世界が完全に破壊されるもので、在りし日を懐かしむ気持ちを一層強めました。作家シュテファン・ツヴァイク(Stefan Zweig)の自伝的小説『昨日の世界』(1942年)はその象徴的な作品で、ハプスブルク帝国に黄昏の帝国というイメージを与える上で大きな意味を持ちました。

しかし、レルヒも属したハプスブルク帝国の軍事制度や彼の来日の目的から明らかになるのは、「昨日の世界」としてのノスタルジックな多言語空間ではありません。むしろ、帝国内のナショナリズムへの対応に迫られた統治原理や20世紀初頭の日本を含む列強間の国際関係です。レルヒを語る際には、この観点を忘れてはならないでしょう。

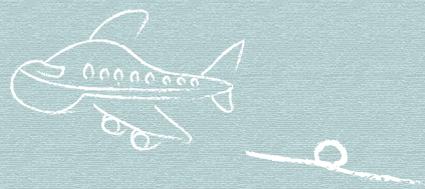


← レルヒがスキーを指導した金谷山にある案内板。ゆるキャラのレルヒさんが中央部に描かれている。(2020年3月4日、筆者撮影)



↑ウィーンの軍事史博物館にあるレルヒに関する展示。左上・右上・下の順に、レルヒの肖像写真、日本での指導の際の用具類、金谷山でスキーをする将校夫人たちの様子。(2019年2月24日、筆者撮影)

第Ⅵ部



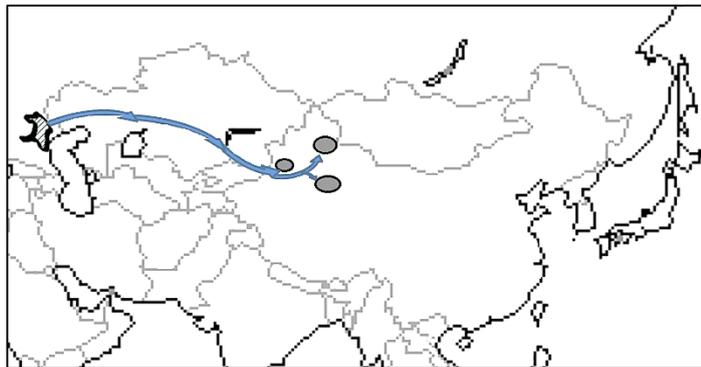
第12章 博物館での少数民族表象：
中国・ロシアにおける「東帰」展示を中心に
荒井 幸康

第13章 食文化について：彝族の例とともに考える
松岡 格

第14章 教科書をこえて：世界史の中の日本の叙述を手がかりに
上田 貴子

博物館での少数民族表象： 中国・ロシアにおける「東帰」展示を中心に

荒井 幸康



目次

1. はじめに
2. オイラート系モンゴル人の盛衰
3. 「東帰」と呼ばれる大移動
4. 新疆ウイグル自治区における博物館展示
 - 4.1 新疆博物館
 - 4.2 バヤンゴル・モンゴル自治州立博物館
5. ロシア連邦カルムイク共和国国立博物館での展示
6. 検討とまとめ

1. はじめに

世界のあちこちにある郷土博物館にはその地域の歴史が展示されている。ある地域、あるいは集団に関するいろいろな事物を紹介し、地域或いは集団の過去の記録と記憶

を紹介している。中国の新疆ウイグル自治区は「新疆」という「新しく開かれた土地」という名前が示す通り、政治の中心である北京から見ると新たな土地なのだが、古くから様々な人が暮らしていて、全く人が住んでいなかったわけではない。中国の一部となる前には別の人々が独立して住む歴史があった。とはいえ、新しい土地が国家に組み込まれたとき、そこで展示される歴史は中心となる人々からの一体性を強調する視点を持って語られることが多い。

「国を展示する パプアニューギニアにおける国家の表象」という論文で豊田由貴夫氏は、1975年に独立したパプアニューギニアを事例に、それまで一つの国という意識を持たなかった800以上の言語を有する人々をまとめるため、いかに国家によって整備される建築物やその他諸々が、国の一体感を持たせるために活用されているかを説明している。博物館もそういった形で人々がある視点を持てるよう活用されるものの1つなのだ。¹

それでは、「新たな土地」にできた博物館はいかに地域やそこに住む人々の歴史を展示しているのだろうか。ここでは、あるモンゴル系の民族が18世紀に敢行したロシア＝中国間の大移動を中心に取り上げる。国家の枠組みを超えて、移動をした人々を、中国、ロシアの地方博物館でどう展示されているかを比較して考えてみたいと思う。

2. オイラート系モンゴル人の盛衰

ここで紹介するのは、モンゴル人の中で西に位置している「オイラート」と呼ばれる支族である。オイラート人たちは16世紀頃から、新疆ウイグル自治区と呼ばれる領域の北部、ジュンガリアを中心として四方に勢力を伸ばしていった。実はこのジュンガリアという地名も、ここに1755年まで存在したオイラート人たちの建てた遊牧帝国の名前がもとになっている。清朝の一部になったのは、この帝国を打ち破った後のことで、ウイグルと名前がついているが、清朝にとってこの地域の最大の敵はモンゴル系の人々であったことは特記していいだろう。新しい名前を付けることによって過去の記憶を消すことは世界中よくあることなのだ。

なお、ロシアで彼らは、オイラートではなくカルムイク²と呼ばれている。地域によって名前が変わっているのは自称ではなく、他称を参考にその集団が記録され始めたことに起因し

¹ 豊田由貴夫 「国を展示する パプアニューギニアにおける国家の表象」、川口幸也編 『展示の政治学』水声社 2009、307-325頁

² トルゴート部の他、ドウルベト部、ホショート部などの支族が存在し、新疆には存在しないブザウと呼ばれる人々もボルガ西岸地域には存在する。

ている。日本が昔、倭国と記録されていたことに似ているかもしれない。ロシア人はタタール人経由で彼らのことを知ったので、カルマック(「イスラム教を受入れずに異教徒としてとどまった人」の意)という言葉がなまったカルムイクを使うことが多い。

このジュンガル地域からトルゴートと呼ばれる一支族を中心とした集団が、ボルガ下流域にあらわれたのは1630年ごろのことである。強大になった遊牧帝国ジュンガルの中での内紛が原因だとも説明されているが、家畜が増え、勢力が大きくなれば遊牧地も手狭になり、新たな土地を求めて移動することもあるので、その結果ではないかとも考えられる。中国では「西遷」と表現されている。

同じ時期、南に移動してチベットに王朝をたてた人々もいる。その統一したチベットの教主として迎えられたのがダライ・ラマで、その後チベットの支配者として君臨している。チベットの事情を合わせて考えると、17世紀はオイラート系モンゴル人全体が勢力拡大を図った時期だったといえるだろう。

ボルガ河にやってきた当初、ロシアは抵抗を示していたものの、強大な勢力を持っていた彼らとの協力を選択し、ロシアにとって反抗的な異民族が多く住む南ロシア、コーカサスにらみを利かせる用心棒的な役割を果たすようになった。しかし、ロシアの南部方面に対する要塞網が完成すると用心棒としての役割も薄れていき、逆に立場が強くなったロシア政府は、ハン位の継承などの内政へ干渉を強め、内紛を頻発させることで、彼らの勢力を削いでいった。また安全になったことで移民が増加し、要塞線によって遊牧地が分断されることで、窮屈に感じられるようになってきた。

1755年、ジュンガル帝国が崩壊したことで、同族を頼りボルガ河にも多くの人々が逃れてきていた。「今なら、元々自分たちのいた土地には誰もいない」、こう考えて行動を起こした。これが新疆への大移動であった。

3. 「東帰」と呼ばれる大移動

右写真の「壮挙」と書かれた地図の前に座る人物はウバシ・ハン、大移動時、ボルガ河両岸にいた「オイラート」の人々を束ねる指導者であった。1771年1月、ボルガ河から



新疆の地までの5000キロの道のりを付き従う20万人とともに、半年間の大移動を敢行した。

現代ならまだしも、250年も前に短期間でこれほどの大移動を行うことができたのは、遊牧民族であったからである。遊牧民は、農耕民とは違い草原を移動しながら生活するため、あてどなく彷徨っているように考える人もいるかもしれないが、一般的には季節ごとに、それぞれの季節に適した土地に移動してだけで、このような大移動をすることはない。大移動を決意したのは先ほども述べた通り、遊牧地が窮屈になり、困窮状態になったことが原因であった。

といっても、その道中は決して安全なものではなかった。移動時期に突如厳しくなった天候や、数多の民族の襲撃に遭い、7万もの人命が失われた。自由と独立を夢見ての大移動であったはずだが、疲れ果てて辿り着いた新疆で反抗する力もなく、清朝に帰順した³。西に去った人々が帰ってきたことということで、中国では「東帰」と呼ばれる。

なお、彼らの中にはその移動に加われなかった人々もいた。折からの暖冬で、ボルガ河が凍らなかったことで、ボルガ河西岸の多くの集団が渡れずに取り残されてしまったのである。こうして、同じ民族がロシアと中国に別れて暮らすことになってしまったのだ。

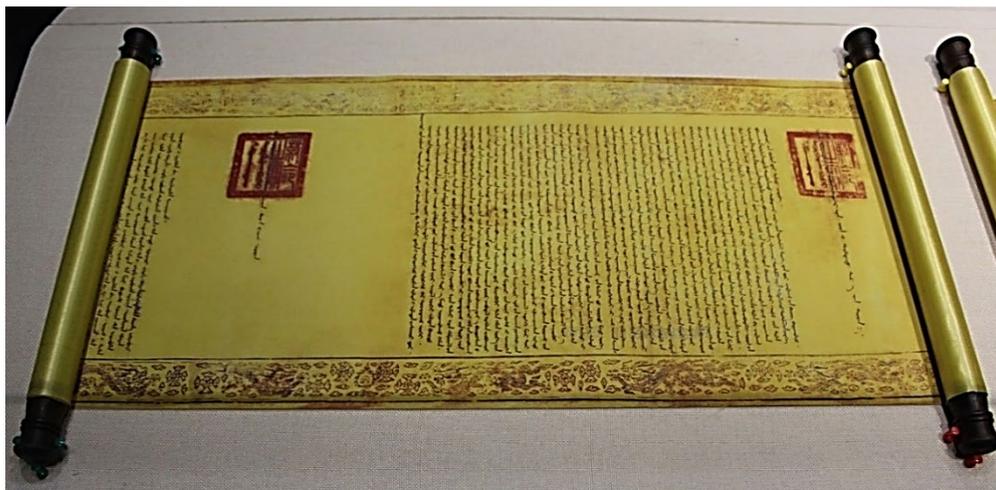
以上の2, 3でオイラートの人々の歴史、その独立を求めた最後の行動としての「大移動」を紹介した。このような経緯を踏まえた上で、この大移動、「東帰」に関する新疆ウイグル自治区にある博物館での展示を見ていくことにしよう。

4. 新疆ウイグル自治区における博物館展示

4.1. 新疆博物館

新疆ウイグル自治区の中心地ウルムチには、新疆博物館があり、その2階には「西域史の記憶」として、新疆であった様々な歴史的な出来事が紹介されている。この一部に「東帰」に関する展示がある。東帰する前のボルガ河にいた歴代のトルゴート部(オイラート人たちの中心支族)の指導者の名前、ウバシ・ハンの肖像や印、レプリカもあるが、特に目を引くのが、清朝皇帝からボルガ川に住むハンたちへむけた手紙(勅書)と、1771年に帰順の意を示したハンと諸侯への手紙のレプリカ(次ページ写真)である。

³ 投降し、その支配を受け入れること。



ボルガ川にいた指導者の名前のリストの上にはこう書かれている：「(清朝の)新政府は天山の南北を統一後、モンゴルのチャハル部、ウーレト部、シボ人、ソロン(現在のダグール)人の軍人と民間人を内地から新疆へと西に移動させ、また、天山の南北に東帰してきたトルゴート人やホショート人たちを適切に配置した。彼らは辺境の保全・防衛と辺境の安全、辺境の建設に重要な貢献をした」

オイラートの人々が真空状態にあると思った新疆にはすでにモンゴルや満洲地域から人が移動して国境防備に従事していた。ちなみに言及されている様々な民族に漢人は入っていない。

4.2. バヤンゴル・モンゴル自治州立博物館（右写真）

上記に述べられた通り、「東帰」した人々は天山山脈の南北5つの地域に分散して土地を与えられた。彼らがジュンガル帝国の再建を夢見てやってきたことは明らかであり、一カ所に集住させるには危険すぎる存在だったからだ。

指導者であったウバシ・ハンに与えられた場所は、新疆ウイグル自治区の南東部に位置する現在のバヤンゴル・モンゴル自治州である。モンゴル人は112万人の人口の内4万5千人を占めるに過ぎない。1954年の自治州発足当時から人口は36万であり、当時から4万という人口は変わらず、圧倒的少数であるにもかかわらず自治区域がつくられたのは歴史的な経緯としか説明しようがない。その中心地コルラ市にある州立博物館では、1階が古代



か現在までの歴史、2階が州最大の観光地である「シルクロード・楼蘭」の展示がされている。「東帰壮挙展」はその上の3階である。階が上にあるだけ観光客に向けた展示の重要度は低いかもしれないが、その展示は1, 2階同様ワンフロア全てが一つのテーマでの展示であり、規模的には1階の全体の歴史の展示と同等の広さがある。少し詳しく見ていくことにしよう。



入り口(上写真)では先ほどのウバシ・ハンが迎える。その横を通り過ぎると、4言語による前言が英語、モンゴル語、中国語、ウイグル語の順に配置されている。中国語の部分を読すとこうなる：

1720年代以降、オイラート(厄魯特、または衛拉特)・モンゴル諸部の内乱が頻発し、社会が不安定になっていた。明朝崇禎元年(1628年)、5万世帯19万のトルゴート部の中心部とホショート、ドウルベト、ホイトの各部の民衆が安定した生活を求めて、オイラート・モンゴル人のトルゴート部の首領であるホーウルルクが率いて、新疆のタルバガタイを離れ、1630年に西遷し、当時ロシア帝国がまだ占領していないボルガ河に至り、遊牧民族的な封建政権であるトルゴート・ハン国を建設した。この後100年間、トルゴート部とオイラート・モンゴルのその他の部と清朝中央政府は密接な関係を保持していた。

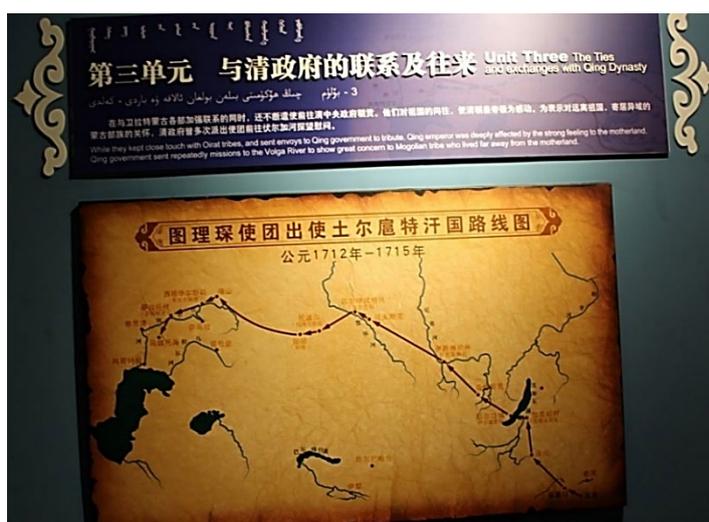
故郷を思う歴史的な要素、宗教が違うという文化的要素、祖国を思う政治的な要素、

ロシア皇帝(ツァーリ)に反抗する民族的要素が相互に激しくなっていき、1771年1月17日、ウバシの領導下の17万近いトルゴート人とホショート人は、より力のある相手に全力で戦い(破釜沈舟)、義として振り返ることなし(義無反顧)に民族をあげて東帰を果たし、ツァーリの重圧をはねのけ、想像しがたい困難を乗り越え戦いに勝ち、極めて大きな民族的犠牲を払いつつ、勇敢さと知恵を用いて、7が月に及び万里長征を全うし、祖国故郷への帰還を勝ち得た。トルゴート、ホショート人民はツァーリの民族抑圧に反抗し、偉大な愛国主義的行動をとり、中華の統一的多民族国家が鞏固になり発展するための輝くべき一章をつくりあげた。

言い換えればロシアでは抑圧され、懐かしい故郷に帰ってきて中華の統一に貢献したのだということが言いたいのだ。彼らが去ったときには中国の一部ではなかったはずなのに。更に中へ進むと、遊牧民が暮らすゲルが見えてくる。「第一部:西遷ボルガ河畔」では、17世紀前半、ボルガ河畔にたどりつく経緯とそこでの生活などについて語られてゆく。

続く「第二部:万の河、千の山で隔てられても関係は絶えず」では、政治、経済、宗教の面で、中国との間で交流が絶えなかったことを示す展示がなされている。最初に遠くに離れているように見えるが、1630年にボルガ河畔に落ち着いてからも、新疆の同族との間で人口の移動が多くあったことを示す表が示されている(第一单元)。

さらに、西モンゴル人たちが使う文字、トド文字を作った高僧ザヤ・パンディタが、チベットで修行し、新疆やボルガ河畔までの広い地域で活動したことを中心とした仏教の面での交流を示し(第二单元)、最後に清朝とボルガ河にいた西モンゴル人たちの交流を示す展示がなされている(第三单元)。ここでは、康熙帝の使者としてシベリアを通過してボルガ河までやってきたトゥリシェンの旅程(1712-1715、右写真)など、計10回に及ぶ交流の記録が示される。



遠くボルガ河付近で暮らしていようと、中国との交流は続いたことを強調した展示となっている。

「第三部:壮士の血で東帰の路が染められる」では1771年にボルガ川河畔から、新疆に帰還するまで道程(下写真)が示される。

概要説明には「1771年1月17日、ロシア帝政の暴政から逃れるため、17万のモンゴル人がウバシの指揮下、ボルガ川流域を離れ、太陽の登る方場所に向かい、数々の苦難を受け、英雄的に奮戦しつつ歩み、巨大な犠牲を払い、何万里の行程を経て、ついに同年7月に祖国に戻ってきた」と書かれている。

ロシアでの暴政に関して詳しく書かれることはないが、新疆までの「東帰」の過程は地図の他、ジオラマや絵、彫刻などをふんだんに使いその悲惨さが強調されている。

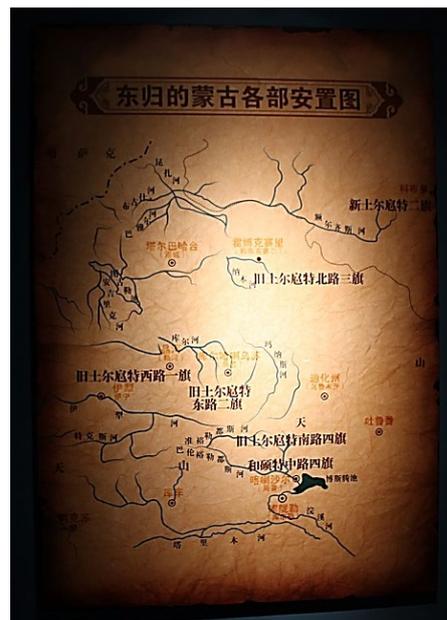


また持ってきた遺物の展示もされているが、仏教にまつわるものが多いのが特徴的である。

「第四部:祖国の故(ふる)き土地に安んじて置かるること」では1771年7月8日、ツェベクドルジ率いる先鋒隊がイリ川支流のツァリン河畔にたどり着いた後の「帰郷者」に起こった出来事が描かれる。

ウバシ・ハンをはじめ主だった指導者たちの当時描かれた肖像画が飾られ、帰ってきた人の支族とさらに支族の下位分類ごとの人数、また6か月の移動で困窮していた彼らにどのような援助物資が渡ったかの記録が示され、皇帝ひいては中国の慈悲深さが強調される。とはいえ、清朝は帰ってきたものがひとつにまとまって反抗しないように、5つの場所に分散して住まわせることにしたのだが、その配置図(右写真)も示されている。

また、帰ってきたことを喜び、彼らと会った清朝皇帝との謁見の場を再現され、記念して建てられた満洲語、中国語、チベット語、モンゴル語で刻まれたのレプリカも陳列されている。



最後の「第五部:「東帰精神」は千古に耀く」にある中国語での説明では「東帰の壮挙は永遠に我々が祖国の統一の維持し、民族の団結がさらに強くなるよう奨励するものである」とあり、また、「東帰者の末裔は西北の辺境における祖国の防衛において巨大な貢献を果たした」とも述べられている。

建国当時と比べると、近年中国では民族を超えた団結を強調するような言辞が多くみられる。とくに中国における民族学の第一人者であった費孝通(1910-2005)が1988年に「中華民族多元一体構造」論を書いて以降、中国に住む諸民族は一体性を持っていることが強調されるようになった。モンゴルも新疆も超えて、中国全体から見ての意義が強調されているのは、このような背景による。一つの国は一民族で形成されるのが理想であるという近代国家の理想を、多民族国家で追求すると、多を一つにすることを是とするこのような発想が出てくる。押し付けられた人々が反発するのは容易に想像できようものだと思うのだが。

5. ロシア連邦カルムイク共和国国立博物館での展示

一方、ロシアのオイラート人地域はどうだろうか、ロシアで彼らはカルムイク人と呼ばれ、その名称は400年近いボルガ河下流西岸での生活の中で次第に受け入れられていった。

この地域においても民族自治が認められており、カルムイク共和国と呼ばれる⁴。

カルムイク共和国の中心地エリスタには総合博物館があり、自然環境や、文化に関する展示の他カルムイク人たちの歴史に関する展示も存在する。

ただ、その中心は現代であり、第二次世界大戦でのカルムイク人の活躍、その後1943年～1956年まで、第二次世界大戦時に対独協力者が出たことを咎められて、民族が丸ごとシベリアや中央アジアに強制移住させられたことに関する展示が大部分を占めている。それ以前のカルムイク人に関しては、ロシア人などによって描かれたカルムイク人たちの絵や、革命前までの社会制度、最盛期のハンであったアユーキ(ウバシの曾祖父)に関するものが、その当時の生活として、ゲルやその他の遊牧生活に関する文化人類学的な生活を紹介する道具などとともに紹介されている。

1771年の「東帰」に関する展示はほとんどなく、新疆ウイグル自治区の議会から送られたウバシ・ハンの肖像画がぼつんと置かれているのみである。このボルガ川河畔のモンゴル系の人々を治めた歴代のハンも紹介されているが、そのウバシ・ハンの年号が、亡くなった1775年でなく、1771年で終わっているのは象徴的である。カルムイク・ハン国がなくなると同時にウバシもこの地から姿を消し記録をとどめないことをあらわしているからである。

6. 検討とまとめ

1771年の大移動は、博物館だけを見ると、圧倒的に帰った新疆での扱いが大きい。新疆で暮らす人々の出来事であるから当然と言えば当然である。逆にロシアの博物館では、ほぼなかったかのような扱いを受けている。カルムイクの博物館に観光客としてやってきた人は、そのようなことがあった事実も知らずに後にすることになるだろう。

では、ロシアにおいて全く無視されているかと言えば、研究としては盛んに議論されている。また、中学校、高校レベルの郷土史の教科書では一章を割かれるほどの大事件である。しかし、ロシアを悪しざまに語らざるを得ないこともあり、博物館では語る口が重くならざるを得ないようだ。ましてや観光で来るロシア人に悪印象を残してはいけないということが決して小さくないこの出来事を大きく扱えない理由であろう。

中国において不自然なくらい国家の統一が強調されるのと同様、100以上の民族を抱え

⁴ 共和国というと独立した国のようだが、ロシア連邦の中では連邦構成共和国として、この他にも様々な民族が共和国を名乗って自治を行っている。

るロシアにおいても民族間の対立、特にロシアに対する批判は避けなければならないテーマである。反対に、ロシアへの貢献やロシアとの友好は強調される。ボルガ河畔において最大勢力を誇ったとき指導者であるアユキ・ハンとロシアのピョートル大帝が抱き合うかのような恰好で相對している様子を描いた絵が博物館の歴史展示室の入り口にあるのはその一例である。多民族国家において国家の統一は非常に重要な問題であり、少数民族も自己検閲せざるをえないのである。

すでに見てきたように1771年の大移動には、出ていくことを考えるだけのプッシュ要因と新疆に行こうと思えるプル要因がある。

プッシュ要因は、ロシアのボルガ河地域での支配の完成がある。モンゴル系の人々が行った時には、アストラハン・ハン国の崩壊(1556年)から時間がたっておらず、ロシア人の移民もいなかった。その後の200年でボルガ河の周辺も移民と要塞に取り囲まれて居心地が悪くなってしまった。

プル要因は、1755年に崩壊したジュンガル帝国から逃げてきた人々の情報で、今、新疆と呼ばれる土地が自由の土地に思えたこと。とはいえ、清朝は短い間に体制は整えており、帰ってきてよほどのことがない限り、独立した国家を築き上げることはできなかつたろう。

一般の人に広く知識を知らしめる博物館として、プッシュ要因を描くことはロシア側には都合が悪く、プル要因を正直に描くことは中国側にとって都合が良くなかった。

一方の中国にとって都合の悪いプル要因を消し去る方法は、故郷に帰ることを何故彼らが望んだのかの理由を、部分的に触れずに語ることだった。モンゴル自治州の博物館も新疆博物館も、かつてこの地域にジュンガルと呼ばれる遊牧帝国が存在したことは一言も触れていない。ボルガ河へ移動していった人々はジュンガルから分かれて西へ移動したという事実も記述がなく、ボルガ河での彼らの活躍に関しても、中国側で強調されるのは、常に中国との関係を保ち「祖国」への感情を維持し続けたことだけである。

新たなる自由の地を求めてのモンゴル人たちの大移動は「祖国への帰還」で上書きされ、「偉大な愛国主義的行動をとり、中華の統一的多民族国家が鞏固になり発展するための輝くべき一章」という新たな記憶として、ユーラシア大陸を渡る民族の記憶としてではなく国家の枠で切り取られて押し込まれて回収され、展示されるようになった。

なお、ロシアの博物館ではロシア語話者だけが対象と意識されているのか、民族語での展示説明がなされていない。一方の新疆博物館では、中国語話者だけでなく、自治区の名

を冠するウイグル語や英語での説明があり、モンゴルの名を冠する自治州の博物館ではモンゴル語での説明もなされている。ただ、細かい説明となると中国語だけのところが多く、続いてウイグル語、英語の順である。内容の如何はさておき、少数民族への配慮を含めて、ロシアに比べると中国の方が国内外の観光客へのアピールを意識したものになっているとはいえるだろう。

博物館の展示は、近年様々な論争を呼び起こしている、日本、アメリカ間では、原爆投下の展示説明の是非をめぐって議論が起こっている。アメリカ側には正当化する説明に賛成する声があがり、日本では当然批判する声があがり、視点の差異が浮き彫りになった。先住民族や、植民地に関する扱いでも議論があがっている。日本では先住民族のアイヌ人の人骨の標本が保管されてつづけていることに対する批判があり、返還できるものは遺族などに返還し、返還先がわからないものもまとめて民族共生象徴空間として新たにできたウポポイという施設内の博物館に移管させることになっている⁵。

このような形で、様々な視点に配慮した博物館展示が目指されているのが現状である。日本であるいは海外で、旅先で訪れる博物館の展示に何か読み取れるか、国家主義的な視点が垣間見えるのか、共生的な視点が見れるのか、みなさんの目でも確かめてほしい。

(本章の写真は、いずれも筆者が撮影したものである。)

参考文献

<日本語、中国語、モンゴル語の順、モンゴル語のみ翻訳を附記>

豊田由貴夫 「国を展示する パプアニューギニアにおける国家の表象」、川口幸也編『展示の政治学』所収 水声社、2009、307-325頁。

費孝通(編著)『中華民族の多元的一体構造』風響社、2008。

宮脇淳子『最後の遊牧帝国 ジューンガル部の興亡』講談社、1995。

马汝珩 / 马大正 『漂落異域的民族 17至18世纪的土尔扈特蒙古』中国社会科学出版社、2003。

吐娜、潘美玲、巴特尔『巴音郭楞蒙古族史—東帰土尔扈特、和碩特歴史文化研究』、中国

⁵ 2020年4月24日オープン予定であったが、Covid-19、いわゆるコロナウイルスの影響で7月12日に延期された。

言実出版社、2014.

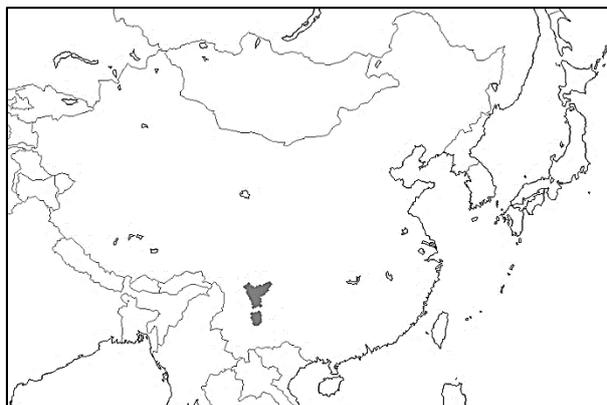
О. Болормаа, «Ижил мөрний зүг нүүсэн Ойрадуудын нүүдэл XVII-XVIII зуун(ボルガ河へ移っていったオイラート人たちの大移動 17-18世紀)» Улаанбаатар 2008.

もっと知りたい人のためのブックリスト

・宮脇淳子 『モンゴルの歴史 遊牧民の誕生からモンゴル国まで [増補改訂版]』 刀水書房、2018.

食文化について：
彝族の例とともに考える

松岡 格



*¹

目次

1. 何を食べ、何を食べないか
2. 文化と環境：日本の食卓を観察する
3. 彝族について
4. 彝族が食べる／食べない動物
5. 創世神話における生命、動物に対する認識
6. もう一度日本の「食」を見つめる

1. 何を食べ、何を食べないか

どんな動物を食べて、どんな動物を食べないのか。国・地域によってかなり異なっている。

日本の食卓に上がる「肉」といえば何があるだろうか。豚肉、鶏肉、牛肉ということにな

¹ いぞく 彝族の集住地域である二つの自治州の位置をおおまかに示したものである。彝族の居住地域はこれよりも広域である。詳しくは本文を参照。

るだろう。それぞれブタ、ニワトリ、ウシの肉である。スーパーの肉売り場で並んでいるのはこうした動物の肉である。これ以外に季節によって並んでいる可能性があるのは、カモと、ヒツジの肉くらいだろうか。

それに対してハト(鳩)、ウサギ(兎)といった動物の肉を食べることはほとんどない。どちらも動物としてはよく見かける。ハトは駅や公園など、人の集まる場所に群れている。だが、いくら数が多いとは言ってもそれを「食べてみようか」と思う人はいるだろうか？あまりいないだろう。むしろ、ハトに食べ物(「餌」)をあげる人もいるくらいである。

ウサギは飼う動物である。ペットとして飼っている人もいるだろうし、学校などで飼っている場合もあるだろう。もちろん動物園などでも見かける。しかし同じ「飼う」動物でも、ブタやニワトリのように「食べよう」とは思わない。

一方で例えばフランス料理では、ハトもウサギもよく使う食材である。フランス、パリの観光地、モンマルトルの丘にオ・ラパン・アジル(*au Lapin Agile*)という有名な建物がある。パリの芸術家達が通ったキャバレー跡地だそうである。きれいなサーモンピンクに塗られた家風の建物の外壁には、ウサギの絵が描かれている。「ラパン(*lapin*)」というのはウサギ(野生のウサギではない、家ウサギ)という意味だそうである。検索してみると、マスタードやクリームを使った煮込み料理(*Lapin à la moutarde, Lapin sauté à la crème*)のレシピが多く上がっている。

フランスではさらにホロホロ鳥などの他の鳥類、カタツムリ(いわゆる「エスカルゴ」)、そしてカエルを食材として使うこともあるそうである。いずれも日本で食材として使うことはあまりない。

ウサギは、日本ではあまり食べないが、フランスだけでなく、ヨーロッパではポピュラーな食材であるようである。それに対して、日本ではウサギを食べることに抵抗を感じる人がかなりいると思われる。食べるなんて信じられない、という人も少なくないだろう。

イヌ(犬)はどうだろうか。隣国の韓国や中国ではイヌも食材とすることがある。イヌは言うまでもなく、日本でよく見かける動物である。だが「食べよう」と思う人は、まずいないだろう。これについては日本で時々報道されることがある。中国で「犬肉祭り」というのがあつらしく、それについて批判的にとりあげることが多いようである。

日本ではイヌをペットとして飼っている人も多いため、イヌを食べることに抵抗があるのだろう。食べるなんて信じられない、という人がいることだろう。中国国内でも、ペットとして飼っている人、動物愛護思想を持つ人を中心に批判があるようであるし、そうでなくても

イヌを食べること自体に抵抗がある人も一定数いるはずである。

2. 文化と環境：日本の食卓を観察する

こうした外国の食文化に触れると奇異に感じる人が多いだろう。この他にもワニやコウモリを食べる国、ヘビやサソリを食べる国、モルモットを食べる国などなど、国・地域によって食べる／食べないは実に多様である。

翻って日本の食卓に上るものはどうだろうか。例えば刺身のことを考えてもらいたい。大根で作ったつまや大葉とともにマグロ、カンパチ、タイなどのサカナの切り身(刺身)が晩ご飯に出ることがあるだろう。日本でごく普通に見られる、この「生の魚」を食べるという習慣は、ヨーロッパではあまり見られない。世界的に見ても珍しい。これには、日本という国が海に囲まれていることが、関係しているだろう。

生の魚に限らず、日本は海産物、魚介類をよく食べている。食べる魚介類の種類も多様である。アジ、ブリ、サバ、タラ、カレイ、カジキなどの魚の他に、タコ、イカ、エビ、カニ、そしてアサリ、シジミ、サザエをはじめとした貝類、わかめや昆布といった海藻類も食べる。

このように日本では実に多様な海産物が食べられている。その中には外国人にとって珍しいものもある。ドジョウ、ウナギ、フグ、アンコウといったサカナは他の国ではあまり食べることはなさそうである。他にもタラコ、数の子などの魚卵、ウニなど、他国では珍味という扱いになりそうなものが並んでいる。

かつての築地のように、鮮魚を扱う市場に外国人観光客がやってくるのには、そんな理由もあるかもしれない。市場に並ぶ魚介類の中には、確かに他の国でまず食べないようなものもある。食べるのに抵抗を感じるものもあるだろうし、食べるなんて信じられない、というものもあるだろう。

外国人にとって食べることに抵抗がある代表が、イルカとかクジラの肉だろう。外国人の中でも、特に欧米の人々にとっては食べること自体信じられない、場合によっては許せない、ということになるようだ。

こうした特定の動物の肉を食べるかどうか、ということはその文化の影響下にある人間の、周りの自然環境に対する認識をも表している。例えばA国では特定の動物を食べてはいけない、という観念が浸透していたとする。それに対して、同国から遠く離れたB国ではその動物を食べることが一般的だとする。A国とB国の出身者がC国で出会ったとする。同

じ空間を共有していたとしても、この二つの国の人間の環境に対する認識は異なったものとなり得る。一方ではその動物の肉を食べるのが当たり前、一方ではそのような行動(食べるということ)は理解できない、場合によっては許せない、ということになるかもしれない。

3. 彝族について

以下では、筆者の研究内容にも触れながら食文化について引き続き考えてみたい。そのトピックの一つとして、中国少数民族、^{いぞく}彝族的例をとりあげたい。

筆者は中国語圏のマイノリティについて調査・研究を行ってきた。彝族の暮らす地域でも何度か現地調査を行ったことがある。

日本人で彝族のことを知っている人は数少ないと思う。だが、彝族の人達は日本について知っているという人が多い。しかも日本好き、というか、文化的に親しみを感じている人も数多い。

彝族とはどういう人達であろうか。食文化について説明する前に、彝族について簡単に紹介しておきたい。

彝族は中国の少数民族²の中でも、比較的人口が多い少数民族である。公式のデータに記載されている人口数は871万人であるが、現在900万人以上の人口があると言われる(松岡、2018参照)。

彝族は独自の言語「彝語」を話す。「彝語」は言語学的にはシナ・チベット語族、チベット・ビルマ語派に属している(浅山、2018参照)。

彝族の居住地は中国の西南地域に広く分布しているが、主に貴州省、雲南省、四川省に暮らしている。多民族を抱える中国は、民族区域自治を実施しているが、彝族の場合、雲南省と四川省にいくつかの自治区域(自治州・自治県など)が設定されている。その中で雲南省の楚雄彝族自治州と四川省の大涼山彝族自治州が代表的な集住地域である。

彝族の文化の特徴の一つは、多様・多彩な民族衣装にある。中国の少数民族の中でもとりわけバリエーション豊かな民族衣装が居住地内に存在している。彝族は人口が多く、居住地も広いため、彝族の暮らす地域と一口に言っても、実はその文化・習慣の内実は

² 中国少数民族についての基礎情報や文化的特徴についておさえない、という場合には、松岡格(文)、ワタナベマキコ(イラスト)(2008)『中国56民族手帖』マガジンハウス、を参照。

多様である。上述した言語についても、少なくとも六つの言語系統(「方言」)に分けられ、その「方言」間でことばが通じないこともある。民族衣装の多様性もこういったことと関係していると思われる。

もう一つの目立つ特徴は、独自の文字を持っていることである。中国の少数民族の中で、独自の言語を持っている民族は多い。ほとんどそうであると言ってよいだろう。だが、独自の文字を持っている民族、となるとかなり限られる。これは実は中国に限らない。先住民や少数民族と呼ばれる民族的マイノリティの中で、独自の文字を持っていた民族は多くない。逆に、かつていわゆる無文字社会であった場合が多い。

中国の少数民族の中ではナシ族のトンパ文字が有名である。絵文字のようなビジュアルが興味を引くらしく、日本のテレビCMなどでも使われたことがあるそうである。

彝族の彝文字のビジュアルは象形文字のようである(右掲図1参照)が、少なくとも現代の彝文字においては、文字が言語音(音節)に対応している音節文字である。音節文字という点のみ切り取れば、日本の仮名(ひらがな・カタカナ)にあたる、とも言える。だが日本は50音であるが、対する彝文字は819文字である。これだけ数が多いのは、この文字が単に音節を表しているだけでなく、声調も含んでいることによるが、音自体も、確実に日本語よりも多い。

例えば、高山ツツジの花というのを彝語で表現すると、819文字のうちの3文字を使って「𐄎𐄏𐄐」と表記する。アルファベットに直すと、「shuox hma vie」となる。

なぜこのような文字が彝族社会で発達したのか。一つの説は、現在の四川省あたりに存在した古代王国(古蜀国)の文明と彝族の文化のつながりを示している、というものである。四川省には三星堆遺跡とか、金沙遺跡とか言った古代文明の遺跡が存在する。そうした遺跡は現在、有名な観光地となっており、その出土品は日本を含む世界各国の博物館などで繰り返し展示されている。そうした遺跡から出土する青銅器に書かれた模様と彝文字が関連を持っていると指摘する人もいる。

その説明の立証はかなり難しいと思われるが、ロマンをかきたてるし、完全に否定することもできまい。一方で現在でも確認できるのは、この文字が、彝族が長い期間をかけて引



図1 彝文字で書かれた經典の一部
(筆者撮影)

き継いで来た古文書由来の文字である、ということである(松岡、2018:35-39)。彝族の儀礼やお祭りをとり仕切る祭司をビモ、と言うが、ビモ達が代々引き継いできた經典に書かれた文字が彝文字の原点であり、そこから近代化・デジタル化を経て、現在ではウィンドウズの入力システムに組み込まれ、ユニコードなどにも登録されている。

4. 彝族が食べる／食べない動物

繰り返しになるが、彝族の名を初めて聞いた、という人が数多いことだろう。それに対して彝族は日本を知っているどころでなく、日本好きな人が多い。何故日本好きなのかは、よくわからない。過去の学術交流や民間交流がいろいろな形で関係しているのだと感ぜられるが、相当に時間と労力をかけて調べないと判然としないと思われる。私は一時期よく彝族の学生達のところに話をしに行っていた。彼等にとって日本の文化に関わることは、何でも興味深いようで、真剣に聞いてくれる。単に親しみを感じる、というよりも言語や文化が近いと感ぜてもいるようである。

ところがその彝族の若者達も、日本人がウマ(馬)の肉を食べると聞くと、一様に驚く。踏み込んで聞いたことはないが、恐らく「引いている」のではないか。大人も同様であるらしい。彝族の教員達がグループで日本観光に来たことがあって、各地でそばやら刺身やら、しゃぶしゃぶやら、日本食を存分に楽しんだようである。しかしウマの肉だけは皆、決して手を付けなかったそうである。

彝族は何を食べて、何を食べないのだろうか。まず食べるのは、ヒツジ、ウシ、ブタ、ニワトリである。それに対してウマ、サル(猿)、イヌ、ヘビ(蛇)は食べない。中国料理は実に多様で、ウマ、サル、イヌ、ヘビを食べる地域がそれぞれ実在する。しかし、そうした地域の料理でこうした食材が出てきても、彝族は食べない。珍しい異国である日本に来た時さえウマを食べなかったのであるから、言うまでもないだろうが。

なぜ彝族はこれらの動物の肉を食べないのか。一つすぐに思いつくのは、さきほど述べたこと、すなわち彝族の環境に対する認識を反映している、という可能性である。具体的には例えばどの植物、あるいは動物に毒性があるのか、あるいは薬効があるのか、といった知識である。ある種の医学的知識と言ってもよいかもしれない。

彝族の住む雲南省や四川省は中国の内陸部に位置する。彝族の村の多くは、海ならぬ、山や森に囲まれている。村自体が山上に所在していることもある。彝族の代表的な生業は

農業や牧畜であるが、かつては狩猟採集も重要な生活手段であったと思われる。上記のような動物を狩ることもあったはずである。特に彝族の男性にとって狩猟はその男性の能力を示す指標ともなる、彝族社会にとっての重要な構成要素であり、彝族の文化にとっても重要な位置づけにあったと考えられる。狩猟採集や農耕牧畜を営む彝族の人達が、彼等を取り巻く豊かな自然環境に息づく多様な動植物に対する知識が積み重ねてきたことは、言うまでもないだろう。例えば、彝族の暮らす地域にも伝統医療が存在しており、近年そうした伝統医療を活用するプロジェクトも積極的に考えられている。

だが彝族に聞いてもまずそういう趣旨の答えは返ってこない。ではどういった答えが返ってくるのか。おそらく最もよく言われるのが、ウマ、サル、イヌ、ヘビなどが人間の手と同じような「掌」を持っているから(食べてはいけない)、という言い方である。

しかしこの説明を聞いて「なるほど」と思えるだろうか？少なくともわかりやすくはないだろう。「突っ込みどころ」満載である。サルやイヌはまだわかるとして、ウマが人間の手と同じ形をしているだろうか？ヘビに一体、手にあたるようなものがあるのか、と考えてしまうからだ。であるので結局、なぜこうした動物が人間と同じ手を持つと彝族は解釈しているのか、というのが一つのキーポイントになる。

また、そもそも手の形が似ているとなぜ食べてはいけないのか、というのも何らかの説明がないとわからない。こうした問いを積み重ねていった先に行き着くのが神話なのである。

5. 創世神話における生命、動物に対する認識

彝族の創世神話であり、叙事詩である『ネウォ』というものがある。彝族の言語で、世界の成り立ちや生命の成り立ち、そして人間の起源などについて説明しているものである。

『ネウォ』の「人間の起源」という章にこうした「食べてはいけない」動物が登場する。

叙事詩『ネウォ』の説明によれば、多くの生命は雪から生まれた。雪が生んだのは12種類の動植物である。そのうちの6種類は無血の生命、すなわち植物を生んだ。あとの6種類は有血の生命、すなわち動物である。

この雪の一族のうちの有血の動物、その中に人間の掌と同じ掌を持つ動物たちが含まれる。彝語において雪と血は同音である。こうしてみると彝族の文化の中には、雪、血、生命、動物、人類というつながりが見られるのである。つまり、人間は雪から生まれた。同じ雪から生まれたこうした動物は食べてはいけないのである。共通の起源を持つ生きものの命を

奪ってはいけない、食べてはいけない、という発想である。

いつ、どの時点でこのような解釈・思想が生まれたのか、定かではない。しかし、こうした考え方は現代に生きる彝族の認識には確かに影響を与えている。その例が、上で述べた食文化の例である。

この認識によってある特定の動物を食べるのか、食べないのか、もっと言えばその動物の命を奪うのか、奪わないのかということが決められているとしたら、この神話というのは彝族の生活において重要な役割を果たしていると言えないだろうか。

ふだん日本で暮らしていると、「神話」などというものについて考える機会は少ないだろう。であるから現代生活において神話の出る幕などなさそうである。だが彝族の例のように、神話など先祖から引き継いできた伝統的知識や、それに関わる観念が現代に生きる人々の食生活を規定しているとしたら、これは文化というものの意味について考える良い題材になるのではないだろうか。また、国際交流にあたって異文化を理解する必要性がこのことから理解されるだろう。

日本人が何を食べ、何を食べないか、それにも何らかの理由があるはずである。それについて問うてみることは、日本文化についてより深く理解するための良い入口になるかもしれない。

6. もう一度日本の「食」を見つめる

最後にもう一度、日本の「食」について見つめてみたい。冒頭で、日本で何を食べて、何を食べないか、ということについていろいろな例を挙げた。

その中で挙げたクジラをめぐる問題については、日本人としては、よく理解し、考えておくべきことであるように思う。イルカの追いこみ猟について批判的に描いた『ザ・コーブ』というドキュメンタリー映画が映画賞を受賞して、国際社会のイルカ猟や捕鯨に対する批判が高まり、日本の捕鯨活動も近年大きな転機を迎えている。国際社会の捕鯨批判の具体的な形は、例えば、捕鯨を行っている和歌山県太地町に環境団体の人々がやってくる、ということである。このことをめぐっては、この後に撮られた捕鯨に関わる映画でもとりあげられており、よく知られていることだろう³。

³ 日本の捕鯨について知りたい、という人には、参考文献にも掲載した関口雄祐の著書(光文社新

ドキュメンタリーやノンフィクションの映像が真実を語っている、と考えることは今となっては純真すぎると思われる。むしろドキュメンタリーの描写は、製作者の何らかの意図と関わっており、何らかの政治と関係している、と考えるのが当たり前になっている。矛盾しているような言い方になるが、一方で単なる政治の問題ではない、とも言えるかもしれない。この「政治」とは広い意味での政治(ポリティクス)である。ふだん「政治」とは何の関わりもないと思っている人でも、国外に出た時にその政治に巻き込まれる可能性がある。

というのも、国外で一定期間生活する場合などに、こういったことについて現地の人から問われる可能性がある問題だからである。異文化を尊重する、という姿勢の人がいればマイルドに聞いてくれるかもしれないが、そうではない人もいるだろう。直裁に聞いてくることもあるし、批判的に聞いてくることだってあるだろう。よく考えて慎重に応答する必要がある。

逆も同じである。上で外国の食文化に触れてそれを奇異に感じる人が多いだろう、と述べた。これも実は注意が必要である。日本人が外国に出かけた時に、現地の知り合いに「あなたはクジラの肉を食べるのか」と聞かれて、「食べたことがある」と答えて相手が引いた時に、あなたはどう感じるだろうか。逆に日本人が外国人に「あなたはウサギを食べるのか」あるいは「あなたはイヌを食べるのか」と聞いて、その答えを聞いて、その後どのようなコミュニケーションをとるのか、極めて重要ではないだろうか。

最後の最後に補足しておく、各国の食文化について考える時に、地域性については視野に入れておかななくてはならない。例えば日本の中でもイルカを食べる地域というのはいかにも限られる。クジラを食べることにしても地域的な偏差が見られる。ウマについても同様である。

もちろんこの地域性というのも変化している。かつては納豆という食べ物は関東ではよく食べられているが、関西ではあまり食べないと言われていた。だがテレビ番組などで納豆が身体に良い、と言われたことが関係しているのだろうか、ある時期から全国的に食べられるものになり、いま学生達に聞くとそのような傾向はほとんどなくなっているようである。

以上、本章では食文化について述べたが、自分が毎日食べている食品や、自分をとりまく食文化について調べてみることをお勧めする。

例えばあなたがさきほど食べた食事の材料は、どこから来ているのだろうか。昨晚食べた食事はどうだろうか。そしてあなたが食べないものは、何だろうか。なぜなのか。こうした

書)を一読することをお勧めする。

問いを積み重ねてどこにたどり着くのか、是非問うてみてほしい。

参考文献

浅山佳郎(2018)「複言語教育としての彝語教育」『マテシス・ユニヴェリサリス』第19巻第2号:7-20.

君島久子著(2009)『「王さまと九人の兄弟」の世界』岩波書店.

関口雄祐著(2010)『イルカを食べちゃダメですか？科学者の追い込み漁体験記』光文社.

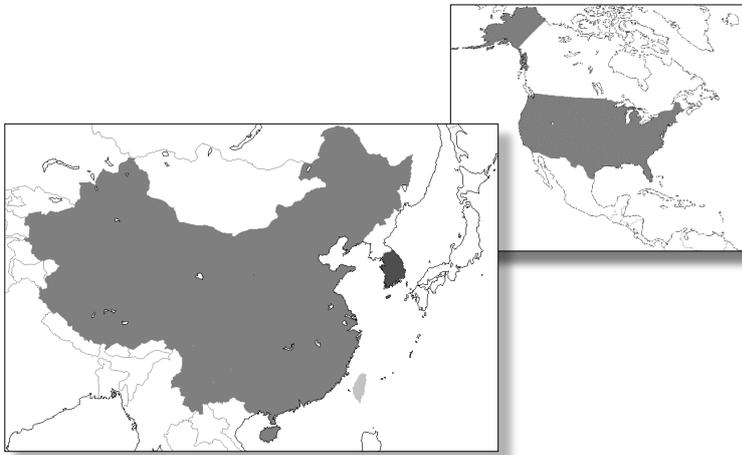
松岡格(2018)「古彝文経典『生育経』と不妊治療」『マテシス・ユニヴェリサリス』第19巻第2号:35-47.

もっと知りたい人のためのブックリスト

- ・佐藤洋一郎著(2014)『食の多様性』勉誠出版.
- ・原田信男著(2014)『日本人はなにを食べてきたか』KADOKAWA.

教科書をこえて： 世界史の中の日本の叙述を 手がかりに

上田 貴子



目次

1. はじめに
2. 日本はいかに書かれているか—前近代—
3. 日本はいかに書かれているか—日本の近代化—
4. 世界史にとっての第二次世界大戦
5. 日本の歴史はだれのもの
6. おわりに

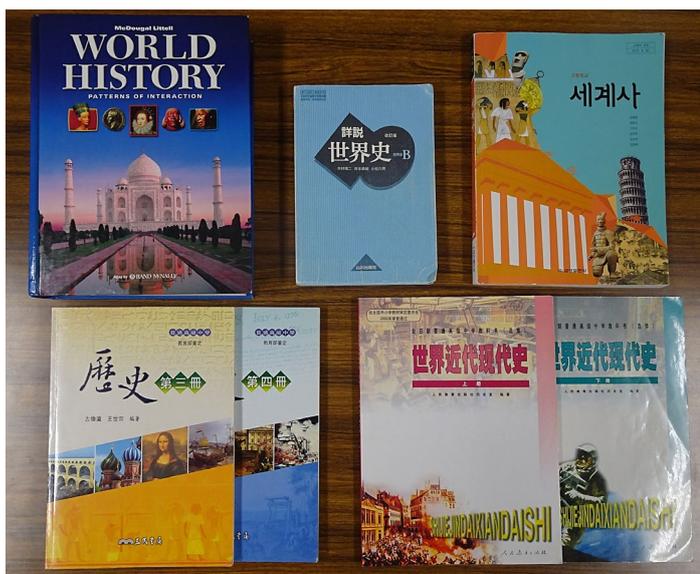
1. はじめに

日本史を研究していた中国人留学生の後輩が、帰国して中国の大学の世界史専攻の教員になった。このことを知った時に、軽く不意をつかれたような思いがした。日本の歴史が日本以外では外国史で世界史の一分野になることは、考えてみればあたりまえのことだ。しかし、それを意識の外に置いていた。私は中国史を研究してきて、日本を外から見る視点を身に着けてきたと思っていた。しかし日本で生まれ育ち、日本で考え

るという主観から自由ではないことをこのとき思い知った。

この章では、日本のことを外から考えることを試みてみよう。素材としては、多くの人々が一度はお世話になったことがある歴史の教科書を使う。ただし、日本ではなくアメリカ合衆国・中華人民共和国・台湾¹・韓国の世界史教科書だ。そこに書かれている日本の姿と、その教科書を使っている側の立場を考えてみよう。日本と戦争をした国ならばどう書いているか、何となく想像がつくという人もい

るかもしれない。だが、それは答えを急ぎすぎている。確かに近代部分については、戦争に関する記述は避けて通れない。しかし、それ以外にも書かれていることはたくさんある。あたりまえをこえる思考をするには、網羅することも大切だ。6世紀から20世紀までの日本に関する記述すべてを視野にいれよう。今回とりあげた教科書では日本が登場する部分を大きく分類すると3つに分けられる。前近代つまり日本独特の社会や文化が形成される時期について扱った部分、明治維新前後からの近代化部分、第二次世界大戦にかかわる部分である。これらの3つの部分それぞれをみていくにあたって、日本では重要事項と思われているのに取り上げられていないことはないか。また、日本では取り上げないのに他の国で取り上げられていることはないかという点に、さしあたり意識をむけてみよう。



高校世界史教科書の表紙

上段左から米国(McDougal Littell)、日本(山川出版社の『詳説世界史』)、韓国、下段左から台湾、中国(人民教育出版社)

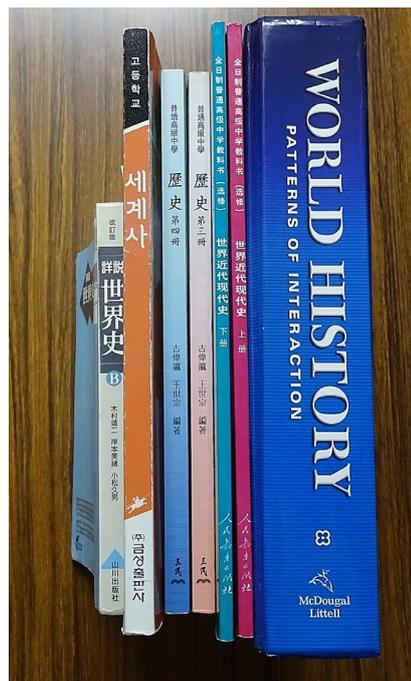
¹ 一つの中国の原則のもと、日本では外交上、台湾を国と認めてはいないが、台湾は中華民国政府による教育政策下にあつて、中華人民共和国とは違う制度にのつとつて教育がされている。中華民国政府の教育制度を反映した歴史教科書を対象としてはいるが、ここではこの地域については台湾と記述する。

2. 日本はいかに書かれているか—前近代—

実際に記述を読む前に各地の世界史の教科書に日本のことがどれくらい書かれているのか、教科書の章・節数に換算して歴史の教科書全体の何%を占めるかみてみよう。

アメリカ合衆国(以下米国と記述する)の高校の教科書『世界史(World History)』(McDougal Littell版, 2007)においては日本をとりあげた節は全体の3.4%を占める。中華人民共和国(以下中国と記述する)の場合は、中学の歴史教科書で割合を検討することにしたい²。北京師範大学出版社版の6冊組の教科書『歴史』(2007)は前半3冊と4冊目の5分の3が中国史、のこりの2冊と5分の2が世界史となっており、世界史の2.7%に日本の歴史が叙述されている。同じ中国語文化圏ではあるが、台湾ではどうだろうか。台湾の三民書局版の4冊組の高校歴史教科書では第3巻第4巻が世界史部分であり、その2.3%に日本の記述がある。さらに韓国の金星出版社版の『高等学校世界史』(2014)においては1.7%に日本の歴史が書かれている。

では具体的に日本のことをどのように書いているのだろうか。米国の『世界史』において最初に日本が登場するのは、「東アジアの帝国 600-1350年」と題された章のなかで、中国の唐と宋、モンゴル帝国を述べた後の部分で「日本の封建権力」と題した節である。そこでは「日本の文明は中国の文化を借りることで形成されたこと、封建的軍事指導者が存在すること」と特徴づけられている。具体的には漢字・仏教・美術・喫茶・政治制度を



同じく高校世界史教科書背表紙
左から日本、韓国、台湾、中国、米国

² 高校での歴史教育は2010年ごろまでは全5冊からなる人民教育出版社版が主流であったが、これは『中国近現代史』上下巻が必修とされ、『世界近現代史』上下巻と『中国古代史』全1巻は選択となっていて、世界史の前近代史が教授対象外となる。近年は教科書の多様化が進んでおり、その一例をあげると、岳麓書社の歴史教科書は『歴史』全3冊、必修1「政治文明歷程」、必修2「経済成長歷程」、必修3「文化発展歷程」からなる。これは中国史を古代から現代まで扱い、外国については古代ギリシアローマ、大航海時代、市民革命、産業革命、近代資本主義社会と社会主義革命に触れている。高校では必修科目としては世界については限られた分野しか扱わないことがわかる。

その実例とし、その立役者として聖徳太子が取り上げられている。また「ほかの文化からの技術を受け入れる開放性は現代にも通じる」という見解もつけられている(Beck, Black, Krieger, Naylor, & Shabaka 2007, pp.339-340)。時代としては、大和朝廷の成立、平安時代から鎌倉幕府までがこの節でとりあげられている。主たる記述のほかには、平安の女流文学と武士をそれぞれコラムでとりあげる(Beck et al. 2007, pp.341-343)。ちなみに日本のあとには東南アジアと朝鮮半島をまとめて1節とし、東南アジアはインドと中国の影響を受け、朝鮮半島も中国から漢字、中央集権や仏教・儒教を学んだとしている(Beck et al. 2007, pp.344-347)。

次に日本が登場するのは、「探検と孤立の時代1400-1800年」と題した章である。ここでは大航海時代のヨーロッパのアジア進出と、中国と日本がヨーロッパとの関係を制限していく過程を描く。具体的には「日本の孤立への回帰」とした節で安土桃山時代と江戸時代をとりあげ、政治と文化を紹介している。そのなかで安土桃山時代に日本がヨーロッパから影響を受けたものの、江戸幕府の下で鎖国政策がとられたことを説明し、鎖国を開国させるのが米国であることを強調して節は終わる(Beck et al. 2007, pp.542-547)。

とりあげられる時代や事例は米国の教科書ではおおむねこれが標準的といえる。もうひとつ手元にある世界史教科書『世界の一体化と世界の分化(Worlds Together, Worlds Apart)』(Norton版, 2011)でも大和朝廷・聖徳太子・大化の改新・源氏物語・武士の登場・江戸時代・近世の国際関係としての南蛮貿易と鎖国について叙述されている。中国大陸の影響をうけた国の一例として古代日本がとりあげられ、近世にはヨーロッパとの最初の出会いがあったことが述べられている。これが米国の教科書で描かれる前近代の日本史のおおまかな流れで、そこに平安王朝文化・武士・江戸文化が個別の特徴として紹介されている。

では、中国語圏ではどのように描かれているのだろうか。中国の教科書では、世界の古代を描く章にあたる部分で四大文明、地中海文明を説明したあとに、それ以外の文明の事例として「“日出る国”と“新月の郷”」と題して、日本とイスラム帝国の成立が取り上げられている。ここでも「模倣の上手な民族」と見出しがつけられ、唐から帰国した留学生の活用による改革として大化の改新がとりあげ、律令の導入を実例として中国の文化的影響を述べている(朱 2007, 8年級下冊, pp.100-101)。奈良時代について述べた後は、近代を扱う単元の導入部分までとび「武士が指導した社会変革」として明治維新

を扱う単元で武家政権について説明がされる(朱 2007、9年級上冊、pp.84-87)。

台湾では第3章「世界文明の進化と相互作用」の第3節「アジアの大帝国の発展」第1項「近世の東アジアとロシアの東漸」として、中国の明朝と清朝、日本の前近代、16、7世紀のロシアを取り上げている。その中での日本の描かれ方は、大和朝廷の成立と鎌倉幕府以降の武家政権、豊臣政権と江戸時代を概説したものである(古,王 2007、pp.152-155)。台湾の叙述も中国文化の継続的な影響を受けた結果として大化の改新があり、唐を手本とする律令制の中央集権国家が成立したことを述べているが、米国や中国の教科書のようにそれを特徴として強調はしていない。また中国語圏の教科書に共通する特徴として、鎖国や南蛮貿易についての説明に紙面を割かない点が挙げられる。

韓国でも第3章1節「東アジア世界の形成と再編」の第5項「我が国と日本における独自の文化の発展」とした部分で、奈良時代、平安時代、鎌倉時代、室町時代それぞれについて概説がされている。そのなかでも、古代の重要事項として大化の改新をとりあげている。ただし中国の影響があったことについては「中国の文化を受け入れ」という記述の仕方をしている(김,장,서,장,김,김 2014、pp.97-98)。次に日本が登場する第4章1節「東アジア世界の発展」の第3項「朝鮮と日本における独自の文化の発達」では、江戸幕府の成立と江戸時代の社会や文化が紹介されている。同時に安土桃山時代の貿易を中心とした対外関係と江戸時代の鎖国についても言及をしている(김ほか 2014、pp.159-160)。韓国のこの教科書では朝鮮半島について先に述べ、さらに日本にも言及するというスタイルをとっており、双方とも中国の影響をうける東アジア諸国として並列しているとみることができる。また米国や中国語圏の教科書では「中国の影響を受ける」という中国を主体とした書き方がされるのに対して、韓国では朝鮮半島や日本を主体においた叙述がされている。では日本の世界史教科書はどう書いているだろうか。これはご自身で確認していただきたい。

世界史の教科書の中にはとりあげられない国もあるなか、前近代の日本はここであげた米国・中国・台湾・韓国のいずれの世界史教科書にも取り上げられている。またいずれの教科書も中国文明の存在を叙述し、東アジアはその影響を受けながらそれぞれの地域が独自の道を歩んでいったことが書かれている。日本はその一例として取り上げられ、叙述の量に違いはあるが、幕府と天皇という二重統治体制を独特な事例として紹介している。

3. 日本はいかに書かれているか—日本の近代化—

近代について書かれる部分は、いずれの教科書もペリーの来航から書き起こされている。中国ではペリーの来航以降の幕末の状況を「幕府の統治の危機」と題し、「近代社会へ突入した維新」と続いて、日本は西欧列強と対等となり、アジアにおける例外として近代化に成功したとする(朱 2007、9年級上冊、pp.84-87)。

台湾では「非西欧世界の危機あるいは転機」と題して1860年代70年代の台湾、タイのラーマ5世の改革、アフリカおよびラテンアメリカの植民地化が述べられる単元のなかで、ペリー来航から明治維新の成功による近代化が述べられる。台湾は比較的叙述量が多く、幕末については大政奉還に貢献した存在として坂本龍馬をとりあげ、明治維新については五箇条の御誓文を資料として掲載している。また、富国強兵策の結果、日清・日露戦争に勝利したとして明治維新の成功を述べている(古,王 2008、pp.68-73)。

韓国でもペリーの来航によって江戸幕府の支配が揺らぎ倒幕運動が盛んになった結果、明治維新が行われたとしている。明治政府の下で富国強兵策による産業の近代化と、議会開設などによる日本の近代国家体制の形成が述べられ、その後の拡張政策による日清・日露戦争と台湾の植民地化・日韓併合までをひとまとまりに叙述している(沼ほか 2014、pp.257-259)。

米国の教科書『世界史』では、「世界の変容 1800-1914年」と題した章の2節目に「日本の近代化」として鎖国の終焉、明治維新、日本の帝国主義、日清戦争、日露戦争、日韓併合が述べられている(Beck et al. 2007、pp.810-813)。

台湾の教科書では非西欧世界における危機を転機に変えた例としてあげられ、米国の教科書でもページの一部を割いて、明治天皇と西太后を並べ、日中の西欧文明への対応を学生に比較させる課題が置かれている。このように明治維新そのものは、非西欧の近代化の成功例として世界史で取り上げられるに値すると評価されているといえる。

ただし、その成功は帝国主義的な植民地を求める対外拡張政策へと日本を導くことが、どの教科書でも述べられている。そのなかで、中国ではアジアの平和を脅かすと評されている(朱 2007、9年級上冊、p.87)。また、米国では近代化により力をつけたことが、国民のプライドを高め帝国主義的な国家への道を歩んだとし(Beck et al. 2007、p.812)、日韓併合をはじめとする植民地獲得をbrutal results(酷い結果)と評している

(Beck et al. 2007, p.813)。また韓国の場合は、議会開設過程での自由民権運動の限界が述べられ、戦前の日本の政府を天皇制に基づく排他的民族主義的な存在と特徴づけ、1910年の日韓併合に至るようなアジアへの侵略の道を進むとしている(召ほか 2014、p.258)。

近隣諸国でも米国でも、日本の近代化は成功例とみなされてはいる。しかし、それが帝国主義国家になっていくことが遺憾であるという文脈で書かれているといえる。その遠因を韓国の教科書では天皇に権威を集中した明治の国家体制に起因するという分析をし、米国では強いナショナリズムが外へ向いた結果であると述べている。日本での歴史の学びのなかではこのような時代評価に触れる機会は少なかったのではないだろうか。

4. 世界史にとっての第二次世界大戦

では、その帝国主義の帰結としての第二次世界大戦にいたる拡張主義や、大戦そのものについてはどのような記述がされているのだろうか。実は、戦争そのもの経過については中国・台湾・韓国の世界史教科書においては紙面をあまり割いていない。ヨーロッパと太平洋での戦争のそれぞれの起点と決着をあげ、戦争の悲惨さについて叙述するという構成になっている。

具体的にみてみよう。中国では「世界戦争再び」とした単元の1つ目に「邪悪の枢軸」としてヒトラーによるファシズム遂行およびユダヤ人迫害、ムッソリーニのエチオピア攻撃、スペイン内戦とそれに対するピカソの抵抗としてゲルニカの紹介、日本の満州事変以降の中国侵略の中で行われた731部隊の事例がとりあげられている(朱 2007、9年級下冊、pp.29-35)。戦争の経過自体は「狂乱の戦車」と題した単元で、第二次世界大戦についてはヨーロッパ戦線とともに、真珠湾攻撃によって太平洋戦争が始まったことが取り上げられる(朱 2007、9年級下冊、pp.36-43)。そのあとに「正義の勝利」と題して、戦争の終結が述べられる(朱 2007、9年級下冊、pp.44-50)。

台湾では第一次世界大戦とその後を扱った章のなかで、「アジアの反植民地運動」と題した節で中華民国の1910-20年代が叙述され、日本統治下の台湾と朝鮮についても述べられる(古,王 2008、pp.133-135)。第二次世界大戦については、「世界の覇権争奪」とする1960年代までを扱う章の前半「第二次世界大戦及び戦後国際情勢」と

題した節でとりあげている。しかし経過についてはヨーロッパ戦線を中心に開戦前夜の状況をのべ、戦況についてはほとんど触れず、むしろ戦時国際会議(カイロ会談、ヤルタ会談、ポツダム会談)に紙面を割いている。ただし戦争の悲惨さを考える例として広島原爆投下がとりあげられている(古,王 2008, pp.142-151)。

韓国の世界史の教科書では「二度の世界大戦」とした節のなかの項目に「第二次世界大戦の進行」がある。やはり戦争の経緯はヨーロッパの情勢を中心に描き、サンフランシスコ講和会議および国際連合の成立までが叙述される。そのあとには戦争の悲惨さを扱った特集ページが置かれ、戦争被害者数についてグラフをあげて説明する。アウシュビッツ、日本軍慰安婦、ドレスデン空爆はキャプション付きの写真で紹介され、原子爆弾の投下についてはより詳しい説明つきでとりあげられている(召ほか 2014, pp.296-299)。

米国の『世界史』は第31章「危機の時代1919-1939年」として第一次世界大戦後の世界情勢をとりあげ、世界恐慌やファシズムの台頭にページを割く。そのうちの第4節「侵略者による進攻」では、ヒトラーやムッソリーニとともに日本の帝国主義的拡大が取り上げられている。続いて第32章「第二次世界大戦1939-1945年」には「日本の太平洋への侵攻」とした節で太平洋戦争について叙述がされる(Beck et al. 2007, pp.931-935)。さらに「連合国の勝利」とした節では第二次世界大戦の終結が書かれる中で、硫黄島戦、原子爆弾の投下が叙述される(Beck et al. 2007, pp.945-947)。アジアの教科書が戦闘そのものの取り上げ方が少ないのに対し、米国のこの教科書は戦闘についての叙述が多い点が特徴的である。それとのバランスをとるように第32章の章末には戦争における技術史および戦争の恐怖や被害を考えるコラムが6ページにわたって用意されている。ただし、米国の教科書には他の構成のものもあることも留意しておきたい。『世界の一体化と世界の分化』は戦争そのものにはフォーカスをあてず、第20章「3つの世界秩序」と題して、戦後の東西冷戦および第三世界の独自路線を描く歴史叙述があり、その起点として第二次世界大戦を描いている。

世界史の教科書における第二次世界大戦へのこのような叙述は何を意味するのだろうか。戦争の起点と終結、そして個人が犠牲になる戦争の悲惨さを述べ、戦後の世界情勢が現在へとつながることが述べられるというスタイルは、ほとんどの教科書で共通している。人類の大部分に影響を与えた事件として、客観性を維持しようとしているのだろうか。また、歴史としてこの戦争を後悔し、二度と同じようなことを繰り返さない人類の覚

悟の表れなのだろうか。それとも、第二次世界大戦はすでに過去の歴史上の大惨禍として記述するにとどまっているせいなのだろうか。

5. 日本の歴史はだれのもの

以上のようにみてきた各地の世界史教科書だが、世界史部分だけを見れば、意外に日本のことが評価されていることや、日本のことが酷く書かれているわけではないことに気がつく。また本章の最初に、世界の教科書を見たときに日本では重要事項と思われていることが取り上げられていないこともある可能性を指摘した。では、日本であたりまえと思っているままに日本の姿は認識されているだろうか。ここまで読んできたみなさんそれぞれ受けとめ方に違いがあるだろうが、日本国内の認識と外の認識にずれがあることは同意いただけるだろう。

さて、ひるがえって私たちも同様にほかの国のことをその国の人々の認識とずれた形で理解している可能性がないとはいえない。そしてそれは日本にかかわることもある。中国・台湾・韓国いずれもその国の歴史を扱った部分で日本との関係を述べる部分があるため、学生たちは自分の国の歴史の学習のなかでも日本について知る。つまり日本では取り上げないのに他の国で取り上げられている日本の歴史があるのだ。

それぞれの国の歴史で日本が登場する割合をみてみよう。中国の場合は、中国史全体の5.5%、中国近現代史に限れば12.4%の紙面をさいて日本との関係が叙述されている。中国との間でいえば、日本の教科書にも単語のみ出てくる事項がより詳しく書かれている。日清戦争であれば、黄海海戦の戦況が描かれ、戦死した将官が英雄として描かれる(朱 2007、8年級上冊p.16)。ほかにも日中戦争中の日本軍との戦闘について書かれた部分は日本の教科書には見られない。例えば「百団作戦」を聞いたことがあるだろうか。1940年8月に中国共産党が主導した日本軍に対する大攻勢として中国の教科書には必ず出てくる(朱 2007、8年級上冊pp.98-99など)。

台湾と韓国にいたっては、日本の植民地支配時期を抜きにして近現代を語ることができない。そのためおのずと日本の植民地政策とそこでの人々の暮らしが叙述される。台湾の場合は4冊組の第1巻が台湾史、第2巻が中国史となっており、4篇からなる第1巻の第3篇が日本植民地時代の台湾を扱っている。つまり台湾史の25%で日本の統治下

の台湾が描かれている³。韓国の韓国史は明石書店から翻訳の出ている三和出版社版に依拠すると9つの単元にわけられたうちの7つの単元が近代史となっており、第6単元と第7単元において日本植民地時代が扱われている。第5単元においても李氏朝鮮独自の近代化の努力とともに、日清戦争以降の日本が勢力を伸ばす過程が叙述されているので、全体で33%近くの単元で近代における日本の対外行動に関するできごとが扱われている。

大日本帝国の一部となった台湾と朝鮮半島では日本語教育の強制がなされ、日本国臣民としてその人的資源は様々な場面で使われてきた。世論を賑わしている慰安婦や徴用工の問題だけでなく、第二次世界大戦時には、徴兵の対象となり日本兵として戦場に出た人もいた(イ, チョン, パク, パク, キム, イム 2013, p.276)(薛 2012, p.138)。

以上のように、日本の歴史であるのに、私たちは意外と知らないでいることがたくさんある。このように考えてみると日本の歴史は日本人だけのものではないともいえるだろう。

6. おわりに

「日本の歴史は日本人だけのものではない」と前節を結んだが、納得のいかない人もいるかもしれない。そのひっかかりは重要である。いったい「歴史」ということばを使って我々は何を表現しているのだろうか。過去にあったこと・もの、「この寺院は歴史がある」と表現するような積み重ねられた経験、時間の経過にともなう変化や積み重ねの叙述、これらは歴史事実、歴史的経験、歴史叙述ともいいかえられる。つまり前節最後の歴史とは歴史叙述のどこである。同じものを叙述してもその叙述は一様ではない。

過去にあったことを明らかにするうえで、現在の研究水準において、歴史学は実証的な分析を必須のものとし、歴史事実に対する客観的に確実性の高い見解を導き出すことを旨としている。しかし、それを叙述にしていく過程で、とりあげる内容に対する取捨選択が生じる。また書き手と書かれる対象の関係、書き手が読み手の受け取り方に期待すること、それらの結果として、叙述された歴史には何らかの意図が介在している。このことに対して私たちはもっと注意深く接する必要があるのではないだろうか。

³ 台湾史だけでなく、第2巻中国史は4篇11章27節からなり、そのうちの「押し寄せる外患」という節で、ロシアによる沿海州の割譲や清仏戦争とともに日清戦争について紙面が割かれている。

我々が当たり前だと思い込んでいることは、高校までの教育制度内で共通の基準を共有している人間に囲まれているから、揺らがないだけのことなのである。地球は1つ、だから世界史も1つで世界史叙述はどこでも同じ、などということはないのである。実は大学以前の教育には世界史という科目がない国も存在している。教科書に頼っていても、リアルな世界は見えてこない。恐れずに、世界の多様性に揺さぶられることこそが、大学の学びなのである。

(本章の写真は、いずれも筆者が撮影したものである。)

参考文献

- Beck, R. B., Black, L., Krieger, L. S., Naylor, P.C., & Shabaka, D.I. (2007). *World History: Patterns of Interaction*. McDougal Littell.
- Tignor, R., Adelman, J., Brown, P., Elman, B., Liu, X., Pittman, H., & Shaw, B. (2011). *Worlds Together, Worlds Apart: A History of the World, volume 1*. W. W. Norton.
- Tignor, R., Adelman, J., Aron, S., Kotkin, S., Marchand, S., Prakash, G., & Tsing, M. (2011). *Worlds Together, Worlds Apart: A History of the World, volume 2*. W. W. Norton.
- 김형중, 장문석, 서각수, 장두호, 김강아, 김정희 (2014). 『고등학교 세계사』 금성출판사. (Kim, H. J., Jang, M. S., Seo, G. S., Jang, D. H., Kim, K. A., Kim, J. H. (2014). 『고등학교 세계사』 금성출판사.)
- イ・インソク, チョン・ヘンニョル, パク・チュンヒョン, パク・ポミ, キム・サンギョ, イム・ヘンマン(三橋広夫, 三橋尚子訳)(2013). 『世界の教科書シリーズ39 検定版 韓国の歴史教科書—高等学校韓国史』明石書店.
- 朱漢国主編 (2007). 『歴史』全6冊. 北京師範大学出版社.
- 薛化元主編 (2012). 『歴史』第一冊. 三民書局.
- 薛化元主編 (2013). 『歴史』第二冊. 三民書局.
- 古偉瀛, 王世宗編著 (2007). 『歴史』第三冊. 三民書局.
- 古偉瀛, 王世宗編著 (2008). 『歴史』第四冊. 三民書局.

人民教育出版社歴史室編著(2003).『中国近現代史』上冊.人民教育出版社.
人民教育出版社歴史室編著(2000).『中国近現代史』下冊.人民教育出版社.
人民教育出版社歴史室編著(2003).『世界近現代史』上冊.人民教育出版社.
人民教育出版社歴史室編著(2003).『世界近現代史』下冊.人民教育出版社.
人民教育出版社歴史室編著(2003).『中国古代史』人民教育出版社.
曹大為, 趙世瑜(2004).『歴史』全3冊. 岳麓書社.

もっと知りたい人のためのブックリスト

- ・長谷川修一, 小澤実編著 (2018).『歴史学者と読む高校世界史』勁草書房.
- ・アン・ビョンウ, キム・ヒョンジョン, イ・グヌ, シン・ソンゴン, ハム・ドンジュ, キム・ジョンイン, パク・チュンヒョン, チョン・ヨン, ファン・ジスク(三橋広夫, 三橋尚子 訳)(2015).『世界の教科書シリーズ42 東アジアの歴史—韓国高等学校歴史教科書』明石書店.

明石書店の「世界の教科書シリーズ」は各地のその国の歴史教科書を中心に訳出したもので、さまざまな国や地域のものがある。ここでは、自国史以外の訳出例として一例をあげるが、ご自身の関心に基づいていろいろ手に取ってみてほしい。

ディスカッション・トピック

本書で学んだことについて、さらに深く考えるためのディスカッション・トピックを各章の執筆者が用意しました。それぞれのトピックは各章や各部に関連した内容になっています。ぜひご活用ください。

第 I 部

- 📖 第1章では、多文化主義の導入に至る政治的・社会的・歴史的な経緯について分析しています。多文化主義政策をとる国々では、建国の理念や導入以前の国家・社会の在り方を踏まえて多くの議論が展開されています。カナダ、オーストラリア以外に多文化主義政策を採用している国をひとつとりあげ、その導入の経緯について調べてみましょう。
- 📖 第 I 部では、多文化主義とナショナリズムについて考察しています。日本では国や自治体をはじめ、社会の中の〈多文化〉に対応するために「多文化共生」という言葉がよく使われています。第1章第2節でとりあげた「承認をめぐる政治」と第4節で指摘している「統合の論理」という二つの視点から、「多文化共生」の理念を分析してみましょう。そして、どのような政策や制度によって実現できるか考えてみましょう。
- 📖 第2章では、ナショナリズムやネーションにまつわる問題を分析しています。第2章でとりあげられている「シヴィック・ネーション」という考え方の長所と短所を踏まえた上で、多文化主義の理念と矛盾しない「健全なネーション」とはどのようなもので、いかにして実現することができるか、考えてみましょう。また、もし実現できないとしたら、それはなぜか考えてみましょう。
- 📖 第 I 部では、エスニック・マイノリティの人々とマジョリティの人々とがどのようにして一つの国家をかたちづくるのか、ということについて、理論や政策の面から考察しています。エスニック・マイノリティの権利にはどのようなものがあるでしょうか。そしてそれを保障するためには、現代世界に生きる一人の個人として、普段の暮らしの中でどのような考え方が必要とされるか考えてみましょう。

第Ⅱ部

📖 第3章とコラム②では、写真やイラスト・地図など視覚資料が分析されていました。視覚資料の分析は、卒業論文やレポートなどの研究プロジェクトを進める上で、重要な方法論の一つです。何か視覚資料を選んで、実際に分析・説明してみましょう。

1. 資料について、どのような情報に着目するのがいいでしょうか。資料を作った人、見る人、その流通などは、どうやって調べたらいいでしょうか。
2. 資料自体を分析・説明するときには、どのようなことに気をつけるべきでしょうか。

📖 第3章では、ジェロニモをはじめチリカワ・アパッチの人々の生活領域が、19世紀半ばに国境線で区切られたという出来事を確認しました。国境線が引かれた後も人々は米墨国境を行き来しており、彼らがアメリカ合衆国かメキシコのどちらに所属しているのかは、とても曖昧でした。境界線が引かれたことで帰属先が揺れ動き、何らかの問題を発生させている事例を考えてみましょう。

例)北海道領有、「琉球処分」、サンフランシスコ平和条約による在日コリアンの日本国籍喪失、公害病の認定患者と未認定患者など

📖 第4章では、場所の名付けには常に権力関係・政治が働いているということを学びました。大学のキャンパスマップや街の地図を手に取り、建物やホール・部屋の名前・ほか様々な空間がどのように名付けられているか、見てみましょう。

1. 例えば、人物や会社に因んだ名前が場所に付けられている場合、その人物や会社について調べてみましょう。
2. さらに、なぜそうした名付けがなされているのか、背後にはどんな権力関係・政治が働いているのか、議論してみましょう。

第Ⅲ部

📖 第5章で紹介されていた作家(カズオ・イシグロ、ハニフ・クレイシ、ケン・リュウなど)の作品を原書もしくは翻訳で一つ読み、その中で移民がどのように描かれているかを考えてみましょう。

📖 第5章では多様性について考えるための題材として、移民や移民文学が取り上げられていました。あなたの国や町で暮らす移民が差別を受けることなく暮らせるようになるために、あなた自身は具体的にどのようなことができるのか考えてみましょう。必要で

あれば、実際に行われている国や市町村、団体などの取り組みを調べて参考にしてください。

- 📖 第6章では、政敵を非難する用語としての「連邦主義」が取り扱われています。これはいわばレッテルですが、現在の政治の世界は、このような非難合戦を克服しているでしょうか。していないとすれば、どうすれば克服できると思いますか。考えてみましょう。
 - 📖 第6章のp.90には、「国民的共同体の内部への国境の移動」という表現が出てきます。これはどういう意味でしょうか。この章の問題を考える上で重要なことですので、本文をよく読んで、考えてみましょう。
-

第IV部

- 📖 第IV部では、記念碑や団地といった有形のモノから、チェコとハンガリーの現代史を読み解きました。では、あなたの身近な生活圏から、地域の歴史を物語るモノ(有形・無形は問いません)を探してみましょう。そのモノからは、どのような地域の歴史が描けるでしょうか。
 - 📖 第7章では、チェコの住宅団地を取りあげましたが、街を歩くと、様々な建築文化財を見つけることができます。なぜ、この建築物は昔の姿のまま保存されているのでしょうか。なぜ、あの建築物は原形をとどめずに改築されてしまったのでしょうか。そして、なぜ「街並み」を保全しようという議論が出てくるのか、考えてみましょう。
 - 📖 第8章ではハンガリーの事例を題材に、歴史認識を分析する時には政治家や政治的・社会的に抑圧されてきた人々など、そこにに関わり合う多様な人々の存在を考える必要があることを紹介しました。あなたが興味を持っている地域を一つ取り上げ、その地域の歴史がどのような人々の関わり合いによって形づくられてきたのかを調べてみましょう。
-

第V部

- 📖 第11章で説明された属人的自治は、第9章で描かれたような紛争の解決策として有効でしょうか。また第10章のような問題は、属人的自治で調停できるでしょうか。もしできないとすれば、どのような制度が望ましいでしょうか。
- 📖 第10章と第11章では、それぞれの民族が「自分たちの言語」に対する権利を強く主張

する様子が描かれ、第9章でも紛争の民族化に際して文字が焦点の一つになったことが示されています。言語はなぜ、そしてどんなときに政治的争点になるのでしょうか。

- 📖 第9章から第11章まで紹介された民族のほとんどは、「自分たちの」言語を持っています(持とうとしています)。ある民族が「自分たちの」言語を持とうとすることには、どのような意味があるのでしょうか。そして、その過程ではどのような問題が発生するのでしょうか。

第VI部

- 📖 第12章では二つの国にまたがって存在する人々に関する歴史展示の問題を取り上げました。国や地方から個人レベルまで博物館や資料館には歴史を展示するスペースがあると思います。国や県のレベルの博物館と市やそれ以下の博物館などでの展示や説明には視点の違いがみえないでしょうか？話し合ってみてください。視点の違いには、展示されている地図について、どこが中心で、どの範囲までが掲示されているかも含まれます。

- 📖 まず第13章の内容を参考にして、自分がこれまで一度も食べてこなかった動物は何か、特に文化的に「食べようとは思わない」動物は何か、思いつく限りリストアップしてみてください。その上で「食べない」動物の食べない理由、同時に「食べる動物」の食べる理由についてまとめてみてください。

複数でディスカッションする場合は、まずは参加者それぞれの、お互いの食べる／食べないものを確認し、意見交換してみてください。

- 📖 第14章では、アメリカ・中国・韓国の世界史の教科書を見てきました。それではひるがえって、日本の高校世界史の教科書のなかで日本のことが書かれている部分はどれくらいあるでしょうか。もし手元にあるようならば、あらためて探してみてください。山川出版社が出している「もういちど読むシリーズ」は教科書を一般書として販売しているものです。お手元にかたは、これでもかまいません。なぜ、そこが取り上げられているのでしょうか。この章でとりあげたほかの国の世界史の教科書との共通点や違いはあったでしょうか。ぜひ考えてみてください。

執筆者一覧(*は編者)

・荒井幸康(第12章)

北海道大学スラブ・ユーラシア研究センター共同研究員。専門は社会言語学(言語の社会史、言語政策、リテラシー研究)、対象はモンゴル系民族を中心にユーラシアの諸民族。

・上田貴子(第14章)

近畿大学文芸学部教授。専門は中国近現代史、対象は中国東北における人の移動による社会の変化、都市化、および大阪華僑など。

・遠藤嘉広*(第9章)

愛知教育大学非常勤講師。専門は旧ユーゴスラヴィア地域の政治や軍事を中心とする現代史と東欧地域研究。

・北田依利(第4章、コラム①)

米国ラトガーズ大学・歴史学研究科・博士課程在籍。専門はジェンダー・セクシュアリティおよび植民地主義の歴史で、日米帝国とフィリピンの関係を調査している。

・JA 日下*(序章、第5章、コラム③)

明治学院大学文学部准教授。専門は現代イギリス小説および、アフリカを中心とした英語圏の文学。

・栗林大*(第1章)

法政大学通信教育部兼任教員。専門は政治学、政治理論。研究分野はナショナリズムの社会理論、ナショナル・アイデンティティ論、多文化主義論。

・香坂直樹*(コラム④)

跡見学園女子大学等兼任講師。専門はスロヴァキアやチェコを中心とする戦間期中東欧地域の歴史。

・小島望(第2章)

東京都立大学人文社会学部非常勤講師／明治大学 研究・知財戦略機構 研究推進員
専門はナショナリズム／国民国家論、とりわけナショナリズム起源論。

・佐藤勘治(第3章、コラム②)

獨協大学国際教養学部教授。専門はラテンアメリカ地域研究、ラテンアメリカ近現代史。特にメキシコ・米国境地域史。

・重松尚(第11章)

東京大学大学院総合文化研究科助教。専門は中・東欧地域研究、リトアニア近現代史。

・辻河典子*(第8章、コラム⑤)

近畿大学文芸学部准教授。専門は両大戦間期を中心とするハンガリー・中央ヨーロッパ近現代史。

・中澤拓哉(第10章)

北海道大学スラブ・ユーラシア研究センター非常勤研究員。専門はユーゴスラヴィア現代史および地域研究。特に社会主義期におけるモンテネグロの民族問題に焦点を当てて研究している。

・松岡格*(第13章)

獨協大学国際教養学部准教授。研究分野は地域研究(中国語圏)、文化人類学。

・水野延之(第6章)

立命館大学産業社会学部非常勤講師。研究分野はフランス近代史、言説分析研究、史学史。

・森下嘉之*(第7章)

茨城大学人文社会科学部准教授。研究分野はチェコを中心とする中・東欧近現代史。

▼表紙の写真出典

〈左上〉 © 遠藤嘉広 〈右上〉 © Les Price 〈左中〉 © 松岡格
〈左下・右下〉 © 森下嘉之

▼挿絵

p.40, p.105 油谷佳歩

多様性を読み解くために

2020年11月1日 初版発行

編 者 エスニック・マイノリティ研究会（編集代表 JA 日下）

執 筆 者 荒井幸康/上田貴子/遠藤嘉広/北田依利/JA 日下/栗林大/香坂直樹/小島望/
佐藤勤治/重松尚/辻河典子/中澤拓哉/松岡格/水野延之/森下嘉之

発行所 東京外国語大学 海外事情研究所

TUFS Institute for Global Area Studies

〒183-8534 東京都府中市朝日町 3-11-1

<http://www.tufs.ac.jp/common/fs/ifa/index.html>

装 幀 油谷佳歩



ISBN 978-4-909866-02-8

本書を無断で複写・複製することを禁じます。



ISBN 978-4-909866-02-8

東京外国語大学 海外事情研究所

TUFS Institute for Global Area Studies

<http://www.tufs.ac.jp/common/fs/ifa/index.html>